



三重県公報

平成23年4月28日(木)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
監査委員公表			
4	監査結果に対する措置の公表	(監査委員)	1
5	同件	(同)	390

監査委員公表

監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成22年4月8日から同年10月14日までに実施した定期監査について、その結果に基づいて平成23年3月までに講じた措置が知事、委員会等から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年4月28日

三重県監査委員	植	田	十志夫
三重県監査委員	中	森	博文
三重県監査委員	北	川	裕之
三重県監査委員	田	中	正孝

監査の結果に基づいて講じた措置

監査の結果
<p>[共通意見] (公益法人制度改革)</p> <p>平成20年12月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は施行日から5年間の移行期間内に一般社団(財団)法人となるか、公益社団(財団)法人となるかの選択が必要となっている。</p> <p>本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
講じた措置
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none">「新しい公益法人制度への円滑な移行に関するアンケート」を実施し、政策部所管の8法人についてその意向等を確認。 移行予定先・・・公益2、一般2、解散2、未定2現在、3法人が移行に向けて具体的な申請手続等に入っており、所管部局として制度の説明や相談等に応じるなど、新制度の法人へ円滑に移行できるよう支援を行いました。国や公益法人協会などが開催する「新公益法人制度」に関するセミナー等について、所管法人に案内するなど情報提供に努めました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none">政策部所管の8法人中、6法人については、解散も含め、移行予定先を決定し、移行申請やその準備に入っています。
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none">新公益法人制度による移行期限が平成25年であることから、移行先が未定である2法人について、迅速な決定を促すとともに、残りの6法人についても円滑な移行に向けて引き続き支援等を行っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (地籍調査の促進)</p> <p>(1) 本県の地籍調査進捗率は平成21年度末 7.95%で、全国平均約49%よりも著しく低く、実施市町数については、22年7月現在で20市町となっている。 地籍調査は多大な経費と市町の人的負担を伴うため、急速な進展は望めない状況にあるが、本調査は民間の土地取引の円滑化や災害復旧の迅速化に役立つなど有効な事業である。 今後も、休止、未着手市町の解消に努めるとともに、市町への支援を継続的に行い、地籍調査の促進を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休止、未実施市町の市町長や副市町長、用地、財産管理関連担当者等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果の説明をし、早期に事業を実施いただくよう働きかけました。 ・ 地籍調査の効率化・コスト削減を図るため、地籍調査の基準点（三角点）の設置が必要な市町については、実施前に、国土地理院に設置を要望し、市町の負担軽減に努めました。 ・ 市町担当者の負担軽減を図るため、公図と登記簿の取得・突合作業等の業務を行う「地籍調査促進緊急雇用事業」を実施しました。 ・ 県土整備部や農水商工部の公共事業関係部局の室長会議や担当者会議において、地籍調査の必要性や地籍調査を実施することによる公共事業の用地調査等負担軽減のメリットを説明するとともに、地籍調査成果の活用を促しました。また、国土調査法第 19 条第 5 項に基づき、公共事業での用地調査や土地区画整理事業及び土地改良事業による測量・調査の成果を指定申請するよう働きかけました。 ・ 県と市町で構成する三重県協議会及び東海四県で構成する東海ブロック協議会の主催により、市町・県地域機関等担当者を対象に、地籍調査の必要性や各工程の実施にあたっての留意点等をテーマにした講習会を開催し、普及・啓発活動に取り組みました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度から、2 市 2 町が事業実施することとなり、実施市町は 24 となる見込みです。 ・ 基準点（三角点）の設置については、平成 22 年度は 2 市 3 町について国土地理院が設置することとなりました。 ・ 9 市町が、「地籍調査促進緊急雇用事業」を活用して 12 人を雇用しました。 ・ 公共事業関係部局担当者の地籍調査に対する認識が高まりました。 ・ 市町職員や県地域機関担当者が、多くの研修会に参加しスキルアップが図れました。
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （新規）市町が地籍調査をより効率的に実施できるよう、市町が地籍調査着手前に行う計画・調査業務に対し支援を行います。 ・ （新規）民間開発等既存の測量・調査成果を国土調査の進捗に反映できるよう、市町に支援します。 ・ 市町担当者の負担軽減を図るため、引き続き、「地籍調査促進緊急雇用事業」に取り組みます。 ・ 地籍調査の休止市町に対して、引き続き積極的な地籍調査実施への働きかけを行うとともに、技術的支援や講習会・説明会等多くの機会をとらえて、事業の普及・啓発に取り組みます。 ・ 土地区画整理事業や都市部・山間部における境界保全調査事業を地籍調査の成果に反映するため、国直轄事業を積極的に活用します。 ・ 公共事業における地籍調査の活用や、国土調査法第 19 条第 5 項（地籍調査以外の事業による認証申請に基づく指定）の活用を図るため、公共事業関係部局に対する働きかけを行います。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業の民間譲渡)</p> <p>(2) 水力発電事業の民間譲渡については、鋭意取り組まれてきたところであるが、新たに中部電力株式会社の運転監視システムの整備が必要となったことなどから、譲渡の時期が平成25年度または26年度に延期されることとなった。 譲渡時期が再び延期されることのないよう、譲渡条件となっている地域貢献への取組等について、引き続き関係部局と連携し、課題の着実な解決に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 中部電力(株)と総合調整部会、設備部会、用地部会において、課題ごとの協議を進めました。</p> <p>(2) 水力発電事業の民間譲渡に伴う地元関係団体等との協議を進めました。</p> <p>(3) 県庁関係部局においては、課題ごとに協働し、譲渡価格検討部会、流量回復運用ルール策定作業部会等で検討を進めました。</p> <p>(4) 水力発電事業の譲渡にかかる地元説明会(大台町3地区)を6月下旬から順次開催し、地域貢献課題の方向や、宮川の治水対策などを説明しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 地域貢献の取組課題 14 項目のうち、かんがい補給の取組など 11 項目については、継承する方向で中部電力(株)の理解を得ました。残る地域貢献課題 3 項目については、基本的な事項の合意に向けて県の対応策を整理しました。 その対応策として、三浦湾への緊急発電放流については、大台町などへの説明結果も踏まえ、譲渡条件としないこととする方向で整理を進めました。また、森林環境保全事業や奥伊勢湖環境保全対策については、譲渡後も確実に事業が行えるような方策の整理を進めました。</p> <p>(2) 企業庁において、設備関係として、老朽化設備の前倒し補修や維持管理上必要な図書類の整理などを進めました。</p> <p>(3) 企業庁において、用地・権利関係として、境界確認、用地測量、用地境界杭設置、管理用図面等の作成業務を進め、平成 23 年 2 月末時点で全 1,229 筆のうち 1,217 筆 [99.0%] の境界確認を終えました。</p> <p>(4) 譲渡価格については、公平性、透明性を担保できる適切な価格となるよう資産の観点、他県での譲渡事例、収益性を考慮した事業価値など、様々な要素を踏まえて検討する中で、譲渡価格に対する双方の考え方を提示し、協議を進めました。</p> <p>(5) 平成 23 年 3 月 31 日付で「譲渡・譲受に向けての確認書」を中部電力(株)と締結しました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 譲渡に向けての取組については、引き続き関係部局と連携して中部電力(株)や関係機関との協議を進めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (JR名松線の輸送体制)</p> <p>(3) 平成21年10月8日の台風18号によりJR名松線が被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、JR東海は家城・伊勢奥津間についてはバスによる輸送とする旨を提案し、今なお代行バスによる輸送が続いている。</p> <p>津市と県は独自の調査を実施し、その結果を踏まえ22年3月18日から関係者による復旧、運転再開にかかる意見交換を始めているが、JR東海との意見には相違があることから、引き続き、JR名松線の輸送体制について関係者と話し合いを進め、輸送体制の確立に向けて取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成21年11月から平成22年1月にかけて現地調査等を行い、災害前の状態に復旧するには、県として特段の対策は必要ないという調査結果をまとめ、2月、JR東海に対し、家城・伊勢奥津間を災害前の状態に復旧することなどを申し入れました。</p> <p>(2) しかし、4月に、JR東海から、鉄道運行の安全・安定輸送を確保するためには、40の沢不安定箇所等の改善が必要であり、そのための谷止工や排水路等の対策工事は自治体(津市、三重県)で実施すべきである、との考え方が示されました。</p> <p>(3) その後、県としては、山林周辺部からの影響を未然に防ぎ、予防的に安全を確保するという観点から、有識者を交えて津市とともに、JR提案の対策工事の必要性などについて、6～9月に現地調査を実施しました。</p> <p>(4) 9月の県議会本会議で、知事は「津市の意向を尊重しながら、家城・伊勢奥津間の鉄道による運転再開を前提に、県としても必要な治山事業を実施する方向で、4者による話し合いに臨み、名松線の復旧を求める」旨の答弁をしました。</p> <p>(5) 10月にJR東海から、自治体が必要な対策工事を行い、継続的に施設管理を行えば、JRは鉄道による復旧を行う旨の提案があり、10月以降、JR東海、津市、県の3者で、工事の役割分担、施設管理などについて協議を行ってきました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>現地調査を行ったうえ、国(中部運輸局)も入った4者の協議の場や、当事者3者による実務担当者会議等で協議を重ねてきました。今後、復旧にかかる協定を締結し、運行再開に向けた対策事業に着手する段階に至っています。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>概ね5年後の運行再開を目途に、治山事業を行う環境森林部及び水路整備を行う津市と連絡を密にしながら、できる限りスムーズに運行再開となるよう協力していきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(緊急雇用・経済対策)

- (4) 県では、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、6 次にわたり総額 404 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。

しかしながら、雇用情勢については、有効求人倍率は依然として低い水準にとどまっており、今後も厳しい状況が続くことが見込まれている。

このため、県政の最優先課題として「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用対策等を迅速かつ総合的に進められたい。
(政策企画分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

- (1) 産業団体、金融機関、労働団体、市町、国機関等で構成する「三重県雇用・経済危機対策会議」を開催し、雇用・経済情勢と課題を共有するとともに、緊急的な雇用・経済対策や中長期的な対応策について検討を行いました。

(平成 22 年)

- ・ 4 月 27 日 雇用部会 (地域人材育成事業における安全安心分野の設定)
- ・ 5 月 12 日 経済部会 (実需創出のための取組等)
- ・ 6 月 3 日 第 2 回三重県雇用・経済危機対策会議 (第八次対策等)
- ・ 9 月 13 日 雇用部会 (新卒者をはじめとする若年者の雇用対策等)
- ・ 10 月 6 日 経済部会 (実需創出のための取組等)
- ・ 11 月 10 日 第 3 回三重県雇用・経済危機対策会議 (新卒者等の雇用対策等)

(平成 23 年)

- ・ 1 月 31 日 経済部会 (実需創出のための取組等)
- ・ 1 月 31 日 雇用部会 (新卒者就職対策、重点分野雇用創造事業の拡充等)
- ・ 2 月 23 日 第 4 回三重県雇用・経済危機対策会議 (第十三次対策等)

- (2) 雇用・経済情勢を共有化し、国の対策等にも迅速に対応するため、庁内の関係部局で構成する「三重県緊急雇用・経済対策会議」を開催し、取組について検討を進めました。

(平成 22 年)

- ・ 4 月 22 日 第 14 回緊急雇用・経済対策会議 (雇用状況等の把握)
- ・ 5 月 31 日 第 15 回 // (第八次対策について)
- ・ 8 月 25 日 第 16 回 // (第九次対策について)
- ・ 10 月 29 日 第 17 回 // (第十一次対策、雇用確保の企業訪問について)
- ・ 12 月 4 日 第 18 回 // (第十二次対策について)

(平成 23 年)

- ・ 1 月 28 日 第 19 回 // (第十三次対策について)

- (3) 「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「三重県雇用・経済危機対策会議」や「三重県緊急雇用・経済対策会議」での検討結果等も踏まえ、緊急雇用・経済対策をとりまとめました。

- ・ 第七次緊急雇用・経済対策 約 245 億円 (平成 22 年度当初予算、平成 21 年度 2 月補正予算)
- ・ 第八次 // 約 12 億円 (平成 22 年度 6 月補正予算)
- ・ 第九次 // 約 6 億円 (平成 22 年度 9 月補正予算)
- ・ 第十次 // 約 17 億円 (平成 22 年度 10 月補正予算)
- ・ 第十一次 // 約 8 億円 (平成 22 年度 12 月補正予算 (その 2))
- ・ 第十二次 // 約 122 億円 (平成 22 年度 12 月補正予算 (その 3))

- (4) 県内の雇用・経済情勢は一部に持ち直しに向けた動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあることから、平成 23 年度にかけて切れ目なく対応するため、骨格的予算として編成した平成 23 年度当初予算においても緊急雇用・経済対策を盛り込むとともに、平成 22 年度 2 月補正予算と一体的に第十三次緊急雇用・経済対策としてとりまとめました。

なお、基本的な考え方や具体的な取組内容を「第十三次緊急雇用・経済対策の考え方」として整理したところです。

・第十三次緊急雇用・経済対策 約 248 億円（平成 23 年度当初予算、平成 22 年度 2 月補正予算）

2 取組の成果

(1) 雇用対策として、雇用創出基金を活用した雇用機会の創出や、雇用につながる就労支援などに取り組んでいます。

・雇用者数：9,890 人（平成 23 年 2 月末）

・未就職支援者の支援：参加者 111 人、就職決定者 65 人（平成 23 年 1 月末） 等

(2) 経済対策として、中小企業等の経営安定化や地域経済活性化への支援、将来に向けたチャンスづくりなどに取り組んでいます。

・三重県セーフティネット資金：保証件数 15,067 件 保証承諾額 3,335 億円（平成 23 年 2 月末）

・地域資源活用型産業活性化支援事業：採択件数 6 件（平成 23 年 3 月末）

・緊急経済対策設備投資促進補助金：事業計画認定 17 件、常用雇用創出 76 名

（平成 23 年 3 月末） 等

(3) 生活対策として、生活資金、就学、住宅の生活支援を行うとともに、子育て支援や福祉の充実など、雇用や地域経済を支える働きやすい環境づくりをすすめています。

・高校生等への奨学金貸付：1,517 名（平成 23 年 3 月末）

・労働・生活相談室の運営における相談件数：1,167 件（平成 23 年 2 月末） 等

平成 23 年度以降（取組予定等）

平成 23 年度当初予算で計上した緊急雇用・経済対策の取組を着実に推進するとともに、東日本大震災による県内の雇用・経済情勢への影響等について、状況の把握に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (「^{うま}美し国おこし・三重」の推進)</p> <p>(5) 「^{うま}美し国おこし・三重」については、平成21年4月にスタートして以来、様々な取組を行い、その推進に努めているところであるが、21年度一万人アンケートでは、「^{うま}美し国おこし・三重」の取組をあまり知らないと答えた人は59.5%ないしと答えた人が23.4%といった結果となっている。</p> <p>県民運動として盛り上げていくためには、現在の広報では十分とは言えないので、引き続き、関係団体や市町、関係部局が一体となって、一万人アンケートの項目でもある「地域の愛着度」の向上や本取組の県内各地での浸透に向け、基本計画や実施計画に則り、県民が幅広く参画できるよう一層の取組推進を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(「^{うま}美し国おこし・三重」推進室)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>各種団体等の会合の際に「^{うま}美し国おこし・三重」の説明を行ったり、県内の様々なイベントにブース出展し、取組を紹介したパンフレットやマスコットキャラクター「う～まちゃん」の着ぐるみやシールなどを活用してPR活動を行っています。また、主催・共催のイベントに関して、ラジオでのスポット広告を実施するなど、様々なメディアを活用しこれまで以上に本取組の広報を行うことにより、県民の皆さんが幅広く本取組に参画・参加できるよう周知に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成22年4月から平成23年3月にかけて、実行委員会として、県内外の48のイベントでブース出展等を行うとともに、県庁内各部局が実施した県内外12のイベントでPRコーナーを設置いただきました。</p> <p>また、6月6日には、平成21年度に津波警報の発表により中止となった「平成21年度成果発表・交流会」を開催し、本取組の先導的な事例の発表やパートナーグループのブース出展による成果発表などを実施しました。また、12月18日には「平成22年度活動報告・交流会」を開催し、活動報告やワークショップ、ワールドカフェを実施しました。</p> <p>これらにより、取組の内容を広く県民の皆さんにPRを行いました。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、様々なイベントにおいてブース出展等を行うとともに、様々なメディアを活用しての広報・広告活動を行うことにより、県民の皆さんへ本取組の内容をPRしていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (東紀州地域の集客交流の推進)</p> <p>(6) 東紀州地域の集客交流の推進にあたっては、平成22年4月に国の認定を受けた「東紀州地域観光圏整備実施計画」に基づき、東紀州観光まちづくり公社、東紀州地域の5市町、観光・産業関係団体、民間事業者等と一体となって、熊野古道センター、紀南中核的交流施設の二つの集客交流施設や熊野古道を中心とする地域資源を活用しながら、滞在型・体験型の観光に対応できるよう、地域全体の態勢を充実させられたい。</p> <p>特に東紀州観光まちづくり公社については、観光振興・産業振興・まちづくりの面で今後一層地域をリードしていけるよう、コーディネーターとしての役割を充実、強化されたい。</p> <p style="text-align: right;">(東紀州対策局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>東紀州地域において、2泊3日以上滞在型観光地づくりをめざす5年間の計画である「東紀州地域観光圏整備実施計画」を中心として、5市町等多様な主体と連携し、東紀州観光まちづくり公社、2つの集客交流施設である熊野古道センター、紀南中核的交流施設を活用しながら、熊野古道等の地域資源を生かした滞在型・体験型観光に取り組むとともに、地域のおもてなしの態勢づくりを支援しました。</p> <p>(1)熊野古道等を生かした地域づくりの取組</p> <p>①熊野古道まちなか案内所の設置 熊野古道の価値や魅力を地域の人びとが自ら紹介していく「熊野古道まちなか案内所」を、東紀州地域の5市町、それぞれ1か所設置し、観光客の満足度向上と地域住民のおもてなし意識の醸成をはかっています。</p> <p>②テーマ別冊子の作成 熊野古道を育み守ってきた自然、暮らしなどを簡潔にまとめたテーマ別冊子3種類を作成し、まちなか案内所や熊野古道センター、小中学校等へ配付し、地域内外へ情報発信しています。</p> <p>③熊野古道伊勢路ウォークイベントの実施等 来訪者の好みに応じて選択できる自然や歴史をテーマとした「熊野古道伊勢路ウォーク」を企画し、地域と協働しながら実施しました。また、来訪者が地域の魅力をより深く味わうことのできる熊野古道と脇道を活用した新たな周遊ルートを設定し、通路やサインの整備を行いました。</p> <p>④本物体験を中心としたプログラムづくり 東紀州地域の様々な魅力を体験できるよう、あまり知られていない聖地の旅や漁師町の散策などを中心に、旅行商品の造成に取り組んでいます。</p> <p>(2)東紀州観光まちづくり公社の取組</p> <p>東紀州地域の資源を活用した滞在型・体験型観光を推進するとともに、地域特産品のブランド力強化や飲食店・宿泊施設等の受入態勢の強化をはかるなど、公社の地域におけるコーディネーターとしての役割の充実に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興部門 三大都市圏へのエージェントセールスやPR、雑誌等メディアへの情報発信、エコツーリズムの推進、三重県観光販売システムズとの連携による観光商品づくり等、市町や観光関係団体等と連携し東紀州地域への集客交流に取り組みました。 また、みえ熊野学講座等を活用したツアーを実施するとともに、関西圏をターゲットとした熊野古道への誘客を行いました。 ・産業振興部門 地域資源を活用した新商品やサービスの開発をめざす事業者支援制度等の助言を行うとともに、物産展のアテンド等を通じた販路開拓の支援に取り組みました。 また、研修会の開催等を通じて宿泊施設や道の駅など観光事業者のホスピタリティの向上に取り組むとともに、「東紀州花まるの店」「めはり寿司マップ」の取組を通じて飲食店のサービスの改善及び地域特産品のブランド化を促しました。

また、年間を通じた長期のアンテナショップを名古屋市内に設置し、物産の販売、PR、テストマーケティングを継続して実施しました。

・まちづくり部門

みえ熊野学の研究成果を生かし、東紀州5市町ごとの巡回講座や三大都市圏での文化講座の開催、情報誌「おくまの」の発行、また熊野古道語り部友の会、熊野古道保存会の活動への支援を行いました。

(3)2つの集客交流拠点の取組

①熊野古道センター

「筏師の道」「海のいきもの×熊野灘」をはじめとした東紀州地域のくらしや文化などを紹介する魅力ある企画展や、地元の産品を使った「料理教室」や「ひのきアート教室」などの体験教室及び「熊野古道まつり」など地域の団体との共催による交流イベントなど、地域と連携した事業を展開しました。

②紀南中核的交流施設

割安感のある魅力的な宿泊プラン、日帰りプランを設定するとともに、熊野古道歩きや三反帆熊野川遊覧など約130種類にも及ぶ体験プログラム、地域と連携した「いろは展」等の交流イベントの事業を展開しました。

(4)東紀州地域観光圏整備事業

携帯電話QRコードの作成など来訪者の利便性の向上をはかるとともに、韓国、台湾の雑誌への熊野古道の魅力の掲載や英語版のホームページの作成を行うなど海外に向けて情報発信を行いました。

2 取組の成果

これらの取組を進めることで、平成22年のエージェントと連携した熊野古道ウォーク参加者数は、対前年128.9%となるとともに、熊野古道語り部による古道客案内人数は、対前年156.7%となりました。このような中、熊野古道来訪者数は、平成21年には初めて20万人を突破し、さらに増加が見込まれています。

また、熊野古道センターの来場者は、2月末現在で対前年度108.1%、紀南中核的交流施設についても、平成22年8月～平成23年2月までの宿泊者数は、対前年1割増となりました。

平成23年度以降（取組予定等）

今後とも、5市町等多様な主体と連携し、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社、集客交流拠点である熊野古道センターや紀南中核的交流施設を活用しながら、熊野古道を中心とする地域資源を生かした滞在型・体験型の観光に対応できるよう、地域全体での態勢を充実していきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 申請手数料の収入証紙実績報告を財務会計システムに入力していなかった。(政策企画分野)</p> <p>イ 地域機関分 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 行政財産の目的外使用許可にかかる使用料の収入調定日を1ヶ月以上遡って処理している事例があった。(桑名県民センター) (2) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(熊野県民センター)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 本庁分 (1) 速やかに財務会計システムに入力を行いました。今後、入力もれが無いよう再確認を徹底しました。</p> <p>イ 地域機関分 (1) 行政財産の目的外使用許可にかかる使用料を認識した時点で、速やかに調定、収納を行いました。 (2) 徴収誤りがないよう再確認を徹底しました。なお、当該事務については、平成 22 年度から総務事務室で事務処理が行われています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 本庁分 (1) 適正な事務処理を行うことができました。</p> <p>イ 地域機関分 (1) 適正な事務処理を行うことができました。 (2) 適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>ア 本庁分 (1) 引き続き適正な事務処理に努めます。</p> <p>イ 地域機関分 (1) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (2) 総務事務室において適正な事務処理が行われます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【政策研究情報誌「地域政策－三重から」デザイン構成管理業務委託】
見積依頼の公文書に見積書の提出期限が記載されていなかった。 (政策企画分野)
- (2) 【政策研究情報誌の企画・編集・県職員編集指導業務委託】
見積依頼の公文書に見積書の提出期限が記載されていなかった。 (政策企画分野)
- (3) 【国際環境協力ふるさと雇用再生事業委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (地域支援分野)
- (4) 【過疎地域等活性化支援ふるさと雇用再生事業委託】
事業中止の申し入れがあったが、所定の手続きが行われていなかった。 (地域支援分野)
- (5) 【三重県簡易 GIS ソフトウェア「M-GIS」保守業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (情報化・統計分野)
- (6) 【平成 21 年度三重県景気動向指数作成業務委託契約】
予定価格調書が作成されていなかった。 (情報化・統計分野)
- (7) 【「美し国おこし・三重」データ収集・活用調査業務】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (「美し国おこし・三重」推進室)
- (8) 【熊野古道関連地域資源の研究及び情報発信緊急雇用創出事業委託】
契約書に仕様書が添付されていなかった。
- (9) 【熊野古道国際交流シンポジウム尾鷲2009 への講師派遣業務委託】
予定価格が記録されていなかった。 (東紀州対策局)
- (10) 【木曾岬干拓地排水機場自家用電気工作物保管理業務委託】
仕様書に基づく作業要領書が作成されていなかった。 (桑名県民センター)
- (11) 【平成 21 年度四日市地域北勢塾講師委託】
・随意契約の理由が具体的に記載されていなかった。
・予定価格の積算根拠が明確となっていない。
・契約事務時にコピーの見積書が添付されていた。
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (四日市県民センター)
- (12) 【行政経営品質向上研修】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (伊勢県民センター)
- (13) 【三重サロン食材調理委託】
・契約事務時において、見積書が提出されていなかった。
・予定価格が記録されていなかった。
・契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
・随意契約理由にかかる適用条項を誤って記載していた。
・支出負担行為（整理）書を作成し、支出命令書で処理すべきところを、支出負担行為兼支出命令書で処理を行っていた。 (東京事務所)

イ 補助金等

(1) 【過疎市町等地域づくり支援事業補助金】

当初、設備整備補助として、設備的な備品の設置を補助対象として事業を進めていたが、関連事業の遅れに伴い、備品購入費として補助対象としたため、計画的な執行がされていなかった。
(熊野県民センター)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

ア 業務委託

- (1) 今回の指摘事項について同じ誤りがないよう職員に周知徹底しました。
- (2) 今回の指摘事項について同じ誤りがないよう職員に周知徹底しました。
- (3) 事前検査もれがないように、各担当者に周知しました。
- (4) 申し入れのあった事項について、合意解約を文書にて締結しました。
- (5) 事前検査受検もれがないよう、各担当者に周知徹底するとともに、簿冊編綴時において検査済印を再確認するようにしました。
- (6) 室員全員に対し、改めて会計規則運用方針の周知及び契約事務の適正な執行を徹底しました。また、本年度締結済の全契約を対象に、再度当該書類のチェックを行い、再発防止に努めました。
- (7) 事前検査もれがないように、各担当者に周知しました。
- (8) 適切な会計事務並びに契約事務の遂行について、所属の全職員に注意喚起を行うとともに、文書の作成・施行過程におけるチェックの徹底についても再度確認を行いました。
- (9) 予定価格の設定について、職員に周知徹底するとともに、決裁過程におけるチェックの徹底についても再度確認を行いました。
- (10) 作業要領書の作成を求め、提出させました。
- (11) 三重県会計規則、「契約事務の手引」等に基づき、適正な事務処理を行えるよう準備を進めました。
- (12) 今回の指摘事項について職員に周知し、同じ誤りが発生しないよう徹底しました。
- (13) 事業執行伺を決裁時に経理担当者にも文書供覧し、契約締結伺いの随意契約理由等について、もれがないように、事業担当者および経理担当者の双方から確認を行いました。

イ 補助金等

- (1) 平成 22 年度においては、当該補助事業を活用して関連事業が早期に完了するように事業者に働きかけました。

2 取組の成果

ア 業務委託

- (1) 契約事務に関する事務処理の適正化を図りました。
- (2) 契約事務に関する事務処理の適正化を図りました。
- (3) 検査もれの解消が図られました。
- (4) 事務処理の適正化が図られた。
- (5) 検査もれの解消が図られました。
- (6) チェックの結果、平成 22 年度の契約については適正に処理されていました。
- (7) 検査もれの解消が図られました。
- (8) 会計事務並びに契約事務に関する職員の意識の向上が図られました。
- (9) 会計事務並びに契約事務に関する職員の意識の向上が図られました。
- (10) 仕様書に基づいた事務処理を行うことができました。
- (11) 平成 22 年度については、講師との調整により個人への依頼という事務処理となったことから委託契約を行いませんでしたが、講師に係る事務処理について、三重県会計規則等により適正な事務処理を行いました。
- (12) 会計規則等に基づき、適正な事務処理が行われました。
- (13) 会計規則に基づき、適正な業務委託事務を遂行しました。

イ 補助金等

- (1) 関連事業の完了に伴い、当該備品購入の補助事業の効果が十分に発揮されるようになりました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) 契約事務を適切に行うとともに、書類の記載もれがないよう、チェックを徹底します。
- (2) 契約事務を適切に行うとともに、書類の記載もれがないよう、チェックを徹底します。
- (3) 事業担当者、経理担当者及び支払担当者の連携を密にし、引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。
- (4) 委託事業に係る中止、変更等について適正な事務処理に努めていきます。
- (5) 事業担当者、経理担当者及び支払担当者の連携を密にし、引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。
- (6) 平成 22 年度に引き続き、室員への周知及び書類のチェックを随時実施します。
- (7) 事業担当者、経理担当者及び支払担当者の連携を密にし、引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。
- (8) 引き続き会計事務並びに契約事務に対する意識を高めるとともに、書類の添付もれ等がないようチェックの徹底を行っていきます。
- (9) 引き続き会計事務並びに契約事務に対する意識を高めるとともに、記載内容についてもれがないようチェックの徹底を行っていきます。
- (10) 引き続き適正な事務処理に努めます。
- (11) 三重県会計規則、「契約事務の手引」等に基づき、適正な事務処理を行えるよう準備を進めます。
- (12) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。
- (13) 研修の受講やその内容のフィードバックにより、会計事務および契約事務に対する意識を高めるとともに、記載内容の過不足や添付もれがないよう、引き続き複数人によるチェックを行っていきます。

イ 補助金等

- (1) 今後、補助事業の対象となる事業で他の関連事業（国等）があるものについては、関連事業者等との情報共有や進捗状況の確認・管理について連携を一層強化する等、計画的な執行に取り組みます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 通勤手当の事後確認の書類が添付されていなかった。</p> <p>(2) 報酬の支払いにおいて、月末払いのところを誤って25日払いとしたことにより歳出戻入を行なっていた。 (情報化・統計分野)</p> <p>(3) 報酬の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (東紀州対策局)</p> <p>(4) 通勤手当の通勤距離の測定が誤っていた。 (尾鷲県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 事後確認書類の提出について周知を徹底しました。なお、当該事務については、平成 22 年度から総務事務室で事務処理が行われています。</p> <p>(2) 会計職員に対し、改めて支出証拠書類を厳重かつ慎重に作成・審査するよう徹底しました。また、本年度支出済みの報酬の全案件を対象に、再度当該書類のチェックを行い、再発防止に努めました。</p> <p>(3) 今回の指摘事項について職員に周知するとともに、決裁過程におけるチェックの徹底についても再度確認を行いました。</p> <p>(4) 通勤距離の測定を正確に行いました。なお、当該事務については、平成 22 年度から総務事務室で事務処理が行われています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 適正な事務処理を行うことができました。</p> <p>(2) チェックの結果、平成 22 年度の報酬の支払いについては適正に処理されていました。</p> <p>(3) 会計事務並びに契約事務に関する職員の意識の向上が図れました。</p> <p>(4) 適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 総務事務室において適正な事務処理が行われます。</p> <p>(2) 平成 22 年度に引き続き、書類のチェックを随時実施します。</p> <p>(3) 引き続き会計事務並びに契約事務に対する意識を高めるとともに、適正な支出が行えるようチェックの徹底を行っていきます。</p> <p>(4) 総務事務室において適正な事務処理が行われます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 三重県公有財産規則に基づく公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。 (伊勢県民センター)</p> <p>(2) 三重県公有財産規則に基づく公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。 (熊野県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 財務会計・予算編成システム専用端末機のワイヤーロックの損傷(2 個) (取得価格相当額 7,350 円)</p> <p>(2) 財務会計・予算編成システム専用端末機のワイヤーロックの紛失((取得価格相当額 3,675 円) (桑名県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公有財産使用許可（台帳）を整備しました。</p> <p>(2) 使用許可の起案に台帳記入をチェックする一覧表等を添付し、使用許可を行った際は一覧表等に基づきチェックを行い、公有財産使用許可（貸付）台帳の整理もれがないように改善しました。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) (2) 貸与物品の現物確認を行うとともに、職員に対し物品の適正な管理を指導しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 三重県公有財産規則に基づき、適正な事務処理が行われています。</p> <p>(2) 公有財産使用許可（貸付）台帳の整理もれがなくなりました。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) (2) 不適正な管理による金品亡失は発生していません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>(2) 今後の再発防止に努め、適正な事務処理を行っていきます。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) (2) 今後とも、物品の適正管理に努めます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 旅費の請求において、旅行経路を誤ってシステム入力したため過払いが生じ、歳出戻入を行っていた。 (政策企画分野)
- (2) 旅費の請求において、出張する際に、常時通勤で利用している乗車駅の近隣駅を入力したため、過払いとなり歳出戻入を行っていた。 (地域支援分野)
- (3) 月額利用料金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (情報化・統計分野)
- (4) 納品書、請求書の日付が記入されていないために、当センターの受付印を押印することにより処理しているものが散見された。
- (5) 厚生年金保険料率の計算誤りにより歳出戻入を行っていた。 (津県民センター)
- (6) 物品の購入において、納品書の添付がなく、納品書に代わるサインや担当者のメモも残されていなかった。
- (7) 請求書を受け取りながら支払いを放置し数ヶ月後に支払うなど、大幅な支払い遅延があった。
- (8) 社会保険料の事業主負担分の過払いにより歳出戻入を行っていた。
- (9) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査(2/3期、11月末まで実施)を年度末まで行わずに放置していた。 (熊野県民センター)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

- (1) 最も経済的な通常の経路選択をするよう徹底し、経路の選択に誤りが生じやすい事例について職員に周知しました。
- (2) 旅費の計算にあたっては、条例等に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することを徹底しました。
- (3) 月額利用料金の誤払いについて、戻入の手続を行い、納入されたことを確認しました。
- (4) 関係事業者に対して、納品書、請求書に日付を明記し送付・提出していただくよう、周知・徹底を図りました。
- (5) 会計処理にあたって、チェック機能・意識を高めるよう努めました。事務管理体制が強化され、指摘のあった事項を含め、事務処理がより適正に行われるようになりました。
- (6) (7) (8) (9)
 - ・ 経理担当者のミーティングを定期的に行い、法令、要綱、要領等に基づき、適正な事務処理が行われるよう情報共有するとともに、法令遵守に対する意識の徹底を図るようにしました。
 - ・ 請求書等を共通の場所に保管し、遅延しているものがないか複数の職員が確認を行うようチェック体制を強化しました。

2 取組の成果

- (1) (2) 職員に対する周知徹底により、適正な旅費請求事務が行われています。
- (3) 事業担当者、経理担当者及び支払担当者のそれぞれにおいて、事務処理確認の強化等に努めています。
- (4) 物品購入事務や支払関係事務適正化の趣旨が関係事業者に周知され、改善されてきています。
- (5) 会計事務処理にあたって、チェック機能・意識を高めるよう努めています。
事務管理体制が強化され、指摘のあった事項を含め、事務処理がより適正に行われるようになりました。
- (6) (7) (8) (9) 事務管理体制が強化され、指摘のあった事項を含め、事務処理がより適正に行われるようになりました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) 引き続き、適正な旅費請求事務に努めます。
- (3) 事業担当者、経理担当者及び支払担当者の連携を密にし、引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。
- (4) 関係事業者に対して、納品書、請求書に日付を明記し送付・提出していただくよう、さらに徹底を図り、物品購入事務や支払関係事務の適正化に努めていきます。
- (5) 会計事務処理の誤りを未然に防止するため、より一層确实・適正な事務を行うよう努めていきます。
- (6) (7) (8) (9) 今後も事務管理体制を強化する等、再発防止に努め、適正な事務処理を行っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故（損害額 110,400 円） (経営企画分野)</p> <p>(2) 自損事故（廃車 取得価格 728,000 円） (政策企画分野)</p> <p>(3) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 14,200 円・相手 110,735 円） (伊勢県民センター)</p> <p>(4) 自損事故（損害額 45,580 円） (尾鷲県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 安全運転及び交通事故防止について職員に注意喚起するとともに、交通安全研修を行いました。</p> <p>(2) 安全運転管理及び交通事故防止について、職員に注意喚起を行うとともに、できるだけ公共交通機関を利用して出張を行うように周知徹底しました。</p> <p>(3) 安全運転及び交通事故防止について、再度、職員に周知徹底するとともに、交通安全セミナーを開催しました。</p> <p>(4) 当該職員においては、交通安全研修を受講させました。また、安全運転管理及び交通事故防止について、所内会議等で職員に注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 交通安全及び交通事故防止の意識向上が図れました。</p> <p>(2) 本年度は交通事故も発生しておらず、引き続き交通事故防止の注意喚起を行っていきます。</p> <p>(3) 職員の交通安全意識の向上が図れました。</p> <p>(4) 本年度も自損（物件）事故が発生しており、十分な成果が得られたとは言えませんが、小さな事故から重大な過失による人身事故等の発生に繋がらないよう、職員の交通安全意識の高揚を図っていきます。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 引き続き、交通安全及び事故防止の意識向上のための取組を行っていきます。</p> <p>(2) 出張の際には、できるだけ公共交通機関を利用するよう職員に周知徹底を行うとともに、交通安全の意識の高揚を図っていきます。</p> <p>(3) さまざまな機会を捉えて、職員の交通安全意識の向上に努めます。</p> <p>(4) 交通事故防止について、安全意識や県有財産管理意識の高揚を図るため、引き続き職員に対し機会あるごとに注意喚起を行っていきます。</p>

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。</p> <p>(組織・職員分野、財政・施設分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 21 年 5 月 15 日に県議会において、支払督促にかかる訴えの提起及び和解について専決処分の対象に指定されたことを受けて、支払督促制度の活用も含め未収金対策の推進を各部に促しました。</p> <p>(2) 各部局の未収金対策業務担当者からの滞納整理、法的措置等に係る質問・個別相談に応じ、問題解決の支援に取り組みました。</p> <p>(3) 部局独自の未収金対策研修に徴収の講師として税務職員を派遣しました。</p> <p>〔支払督促にかかる専決処分対象の指定：平成 19 年度、20 年度に庁内で未収金対策にかかる全庁統一的な課題について検討を行った結果、通常の訴訟手続きをしなくても比較的簡便な手続きで、裁判所から債務者に対して督促状を送付できる支払督促制度が有効であるとの結論となり、これを効果的に活用するため県議会に専決処分の対象となるよう申し入れし、議決されたもの。〕</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 教育委員会では、授業料未納者に対して支払督促制度を活用した未収金対策が行われました。</p> <p>(2) 県営住宅家賃滞納への法的支援により、未収金の回収につながりました。</p> <p>(3) 環境森林部、警察本部等からの質問や個別相談に応じ、未収金対策業務担当者のスキルアップにつながりました。</p> <p>(4) 健康福祉部主催の「国保徴収担当職員研修」に総務部職員 2 名を講師として派遣し、国保徴収担当者のスキルアップにつながりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 支払督促制度の活用も含めて、未収金対策の推進を各部に促していきます。</p> <p>(2) 県営住宅家賃滞納の法的支援を引き続き行うとともに、各部局からの滞納整理、法的措置等に係る質問・相談等に随時対応し、業務の支援を行います。</p> <p>(3) 各部局からの未収金対策研修等の講師派遣の依頼時には職員を講師として派遣し、債権回収にかかるノウハウの提供、未収金対策業務担当者のスキルアップを図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (公益法人制度改革)</p> <p>平成20年12月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は、施行日から5年間の移行期間内に一般社団(財団)法人となるか、公益社団(財団)法人となるかの選択が必要となっている。</p> <p>本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>総務部において所管する3法人に対して新制度への移行に関する意向調査を行うとともに、移行に関する事務を担当する職員に研修等を受講させ、制度内容に対する理解を深めることに努めました。</p> <p>また、新制度移行に関する方針を決定した法人に対しては、情報交換・事前協議を行うとともに、今後のスケジュールの状況を確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>1法人については、新制度法人の最初の評議員の選任方法に関する協議を行いました。</p> <p>また、別の1法人については、新制度移行方針が決定されるなど、新制度移行に向けた取組の進捗を図ることができました。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、研修等により新制度に関する職員の理解を深めます。</p> <p>移行方針が決定している法人に対しては、所管する法人の認定・認可申請スケジュールに基づき法人の移行事務の進捗状況の確認を行うとともに、申請に当たっての事前協議を重ねるなど支援に努めます。</p> <p>また、移行方針の定まっていない法人については、類似法人の認定・認可状況についての情報交換を行うなど、円滑な新制度への移行を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (「みえ経営改善プラン」および「平成 22 年度経営改善目標」の後継計画の策定)</p> <p>(1) 総務省の新地方行革指針に基づいた「集中改革プラン」として公表の要請に応じて、平成 17 年度～21 年度の 5 年間の行政改革の目標として計画した、「みえ経営改善プラン (改訂計画を含む)」の期間が終了したが、その数値目標等として設定した項目のうち 6 項目が達成されなかった。 現在、国においては、国と地方の役割分担の見直しなども予想されており、一方県では、「県民しあわせプラン」の次期戦略計画の策定前でもあり、「みえ経営改善プラン」の個々の取組目標を 1 年間延長している。 今後も、中期的な目標を設定した新たな経営改善の取組を策定するなど不断の改善に取り組む体制を継続されたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 「みえ経営改善プラン (改訂計画)」で達成できなかった取組も含め、引き続き「平成 22 年度経営改善目標」において目標を設定し、改善に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果 「みえ経営改善プラン (改訂計画)」で達成できなかった項目に関して、「経営品質向上活動への職員の理解度」については、平成 21 年度の 83.7%から平成 22 年度には 86.0%に向上したものの、目標の 90%には届きませんでした。また、「学校経営品質に基づき改善活動に取り組んでいる学校の割合」についても、平成 22 年度の実績が 81%にとどまり、目標の 92%に達しませんでした。 一方、病院事業庁の経営計画については、昨年 12 月に策定しており、目標を達成しました。 「平成 22 年度経営改善目標」により不断の改善に取り組んだ結果、行財政運営のさまざまな取組について「選択と集中」が一層進み、公正の確保と透明性の向上がより進展しました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>県政運営を取り巻く環境は、国の地域主権改革の動向など不透明な状況にありますが、厳しい行財政状況が予想される中、今後も不断の改善に取り組む必要があることから、平成 23 年度においても引き続き「平成 23 年度経営改善目標」を設定し、経営改善に取り組むこととしました。 なお、平成 24 年度以降の取組については、今後の県政運営の方向性や国の地域主権改革の動向等を踏まえ検討していきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(「みえ行政経営体系」の運用による内部統制機能の強化)

(2) 二重払いによる戻入や職員手当の過払いなどの不適切な経理処理が依然として散見され、件数は減少しているものの、内部統制の整備、チェック機能の強化が急務となっている。

県では、「みえ行政経営体系」が有効に機能することによる内部統制の整備を期待されているが、平成21年度の職員基礎調査においては、未だ、17.8%の職員に当体系の理解が浸透していない状況である。

今後も、「みえ行政経営体系」に基づく取組と職員に対する意識の浸透を一層推進することにより、内部統制の機能が発揮されるよう努められたい。

(組織・職員分野)

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

公務員倫理や法令遵守の意識を高め、適正な事務事業の執行が確保されるよう、引き続き、基本研修(課長級昇任者、課長補佐級昇任者、係長級昇任者等)において公務員倫理研修を実施しました。

また、職員の自覚を促し、県政に対する信頼の回復や維持に向けて努力するよう依命通知を发出了しました。

「みえ行政経営体系」について、新規採用職員、新任室長・総括室長を対象とした研修で説明するとともに、「みえ行政経営体系」をより分かりやすく解説した冊子『「みえ行政経営体系」のあらまし』や内容をコンパクトにまとめた『「みえ行政経営体系」のポイント』を作成し、周知を行うなど、全職員への意識の浸透を図りました。

また、昨年度に引き続き「みえ行政経営体系」を事例を交えながら説明した通信を職員向けにメールで配信することにより、職員がより理解しやすくなるような改善、職員への意識の浸透を一層推進しました。 <もっと身近に♪「みえ行政経営体系」通信 vol.1～vol.6>

2 取組の成果

依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など)で注意を喚起することで、公務員倫理や法令遵守の意識を一層徹底することができました。

「みえ行政経営体系」について、職員への意識の浸透に取り組んだ結果、平成22年度の職員の理解度はすべての項目において上昇し、平均は84.0%と昨年度に比べ1.8ポイント上昇しました。

	平成22年度	平成21年度
みえ行政経営体系	77.8%	76.0%
経営品質向上活動	86.0%	83.7%
危機管理	90.6%	89.1%
環境マネジメントシステム	90.7%	89.9%
県民の声データベース	91.2%	90.1%
県政運営方針	73.0%	71.2%
率先実行取組	85.6%	82.7%
みえ政策評価システム	77.6%	75.0%
平均	84.0%	82.2%

平成23年度以降(取組予定等)

職員の公務員倫理や法令遵守意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成23年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

平成22年度の職員基礎調査において、項目別では「県政運営方針」や「みえ政策評価システム」、役職別で「一般職員」の理解度が低いことから、これらの理解度の向上に向けて引き続き取組を進めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員服務規律の徹底)</p> <p>(3) 平成21年度の地方公務員法に基づく懲戒処分については、前年度の4名より減少しているものの、知事部局職員の2名の職員が著作権法違反と通勤途上の交通事故で処分されている。 また、22年度においては、有印公文書偽造・同行使及び公文書毀棄の罪により起訴され免職になった事案等が発生している。 県民の信頼を確保する観点から、今後とも、その要因を分析し、的確な職員研修の強化・拡充に取り組み、職員服務規律の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22度</p> <p>1 実施した取組内容 服務規律の確保については、引き続き、基本研修(課長級昇任者、課長補佐級昇任者、係長級昇任者等)において公務員倫理研修(必須)を実施しました。 また、不祥事の再発防止を徹底するとともに、厳正な服務の確保と公務の適正な運営を通じて、県政に対する信頼の回復に向けて一層努力するよう、依命通知を发出了しました。 特に、職員が有印公文書偽造・同行使及び公文書毀棄の罪により起訴され免職になった事案に関しては、上記依命通知のほか、事務処理チェック体制の徹底や公印の適正管理等を内容とする再発防止策をまとめ、通知しました。 加えて、職員の服務規律確保の意識を高めることと、懲戒処分の手続きをより厳正なものとする趣旨から、代表的な事例における標準的な懲戒処分の種類を掲げた「懲戒処分の指針」を策定し、通知しました。</p> <p>2 取組の成果 依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など)で注意喚起を行うことで、服務規律の確保や法令遵守の意識を一層徹底することができました。</p>
<p>平成23度以降(取組予定等)</p> <p>職員に服務規律の確保や法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成23年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。 特に、基本研修の公務員倫理研修については、服務規律の確保や法令遵守の意識を一層徹底するため、具体的な事例を用い、各階層に応じた研修内容とします。</p>

部局名 総務部

監査の結果（平成22年度定期監査の結果を記載）
1 事業の執行に関する意見 （物品の適正管理） （4）物品の金品亡失（損傷）については、平成21年度は前年度に比べて2件減少しているものの、181件の発生と依然として多い状況である。 引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任について指導されたい。 （組織・職員分野）
講じた措置
平成22年度 1 実施した取組内容 法令遵守の意識を高め、適切に会計事務が処理されるよう、引き続き、基本研修（課長級昇任者、課長補佐級昇任者、係長級昇任者）において会計事務研修（必須）を実施しました。 また、金品の適正な管理を一層徹底するため、出納局長との連名で依命通知を发出了しました。（平成22年6月1日） 2 取組の成果 依命通知に併せ、人事関係の会議（各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など）で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を一層徹底することができました。
平成23年度以降（取組予定等） 職員に財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成23年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(健全な財政運営)

(5) 平成21年度の県財政は、経常収支比率については、94.1%と前年度に比べて0.7ポイント改善されているが、厳しい経済状況の中、県税収入が激減し、県債残高が引き続き増加したため、歳入における県債依存度は上昇している。

また、県税収入が減少している一方で、雇用・経済対策による財政出動が必要となっていることに加え、今後も退職手当や公債費が高水準で推移することが見込まれるなど、非常に厳しい財政状況となっている。

こうした中、限られた財源で最大の効果が得られるよう、事務事業の見直しや「選択と集中」を進めるなど、一層の財政健全化の取組を行い、安定かつ持続可能な財政運営に努められたい。

(財政・施設分野)

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

平成22年度は、県内の厳しい雇用経済情勢を踏まえ、引き続き「緊急雇用・経済対策」に切れ目なく取り組むとともに、限られた経営資源の中で、事務事業の「選択と集中」を図りながら、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の最終年度として、「重点的な取組」や各施策の目標達成に向けた取組を着実に進めました。

他方、近年の臨時財政対策債の増加や緊急雇用・経済対策のための補正予算債の発行などにより、県債残高は増加傾向にあります。その他の県債については、総人件費の抑制や事務事業の徹底した見直しにより、可能な限り抑制に努めているところです。なお、臨時財政対策債は、本来、地方交付税で措置すべきところを国・地方の財源不足から特例地方債で措置されているものであり、後年度の償還時には交付税措置がなされ、実質的な県の負担増にはつながらないものではありません。

財政運営の透明性を高めるとともに、県の財政状況の理解を深めるための取組として、財務書類4表を作成したほか、大規模施設の状況を明らかにする資産カルテの対象施設を3施設に拡大するとともに、県民にとってわかりやすいものとなるよう変更しました。

また、資金調達の多様化を目的に、広く金融市場から資金を調達する市場公募債を初めて発行しました。

2 取組の成果

- ・第7次～第13次にわたる「緊急雇用・経済対策」を予算措置
- ・職員の計画的な削減などによる総人件費の抑制
- ・事務事業の見直し
- ・財務4表、県独自の財政指標、資産カルテの作成と公表
- ・市場公募債の発行

平成23年度以降（取組予定等）

平成23年度当初予算は、統一地方選挙が行われることから、政策的な新規事業については原則として予算計上を行わず、また、公共事業費については平成22年度当初予算額の70%程度を機械的に計上する一方で、緊急雇用・経済対策をはじめ、防犯・防災など県民生活の安全・安心を守るための施策や社会保障関係等の福祉施策など県民生活に直ちに影響を与える施策については、新規事業も含め当初予算に計上する「骨格的予算」として編成しました。

当初予算の適正、効果的な執行に努めるとともに、統一地方選挙後にはいわゆる「肉付け」のための補正予算を編成する予定ですが、引き続き厳しい財政状況が続く中で、限られた行政経営資源で最大の効果が得られるよう、今後もメリハリのある予算編成に努めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県税等の未収金対策)

- (6) 平成 21 年度末における県税等(加算金を含む)の収入未済額は 7,322,554,705 円であり、255,528,869 円(対前年度比 103.6%)増加し、依然として多額にのぼっている。

特に、県税の収入未済額のうち 80.6% (前年度 72.0%) が個人県民税の収入未済であり、金額及び全体に占める割合とも前年度から大きく増加しており、県税の徴収における大きな課題であるので、引き続き、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、個人住民税の特別徴収の加入促進、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を図るなど、税収確保に努められたい。

また、収入未済額が減少している他の税目についても、引き続き適切に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、さらなる回収に努められたい。

(財政・施設分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

(1) 個人県民税対策

① 「個人住民税特別滞納整理班」の新設

県と市町がこれまで以上に協働して個人県民税を含む個人住民税対策に取り組むことができるように、「個人住民税特別滞納整理班」を新設しました。

【同班の体制】

個人住民税の滞納整理を進めるため、税務政策室と紀州県税事務所に設置。

リーダー：滞納整理特命監(課長級)

スタッフ：副室長 1 名、県職員 4 名、市町派遣職員 11 名

(うち紀州県税事務所駐在：県職員 1 名、市町派遣職員 2 名)

【実施期間】

平成 22 年 4 月～ ※市町派遣職員の受入期間は 6 か月～1 年間

【実施方法】

- ・地方税法第 48 条の徴収引継(県による直接徴収)を活用。
- ・市町から同班に職員を受け入れ、県と市町の協働により個人住民税の滞納整理を実施。
- ・滞納整理に精通した県職員を配置し、県がこれまで蓄積してきた滞納整理のノウハウを市町職員と共有。
- ・一か所で集中して大量・組織的に滞納整理。

② 特別徴収の加入促進

昨年度から引き続き納税者の利便性や収入未済額縮減の観点から、企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に支払う「特別徴収」への加入を進める研究会を設置し、その結果をもとに県・市町が協働して、県内全事業所に対し、特別徴収の法的要件について周知徹底を図りました。

③ 「県・市町県税滞納整理併任職員制度」を活用した取組み

県・市町県税滞納整理併任職員 3 名を市町(川越町、大台町、大紀町、紀北町)に派遣し、個人県民税を含む市町税の滞納整理のための業務に取り組みました。

④ 県税職員研修への市町職員の参加受入

県税職員研修への市町職員の参加受け入れを行い徴収技術の向上を図りました。

- (2) 高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、税務政策室の「特別徴収機動班」を中心として、各県税事務所と連携のうえ、下記のとおり機動的に滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。

- ①各県税事務所の高額・困難事案に対する指定と差押処分の強化
- ②国税徴収法に基づく滞納者宅等の搜索の実施
- ③差押不動産・動産のインターネット公売の実施
- ④県税の課税部門と連携した機動的な徴収

⑤その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策

⑥三重地方税管理回収機構への職員の派遣とその連携

2 取組の成果

(1) 個人県民税対策【平成23年2月末現在の状況】

① 地方税法第48条により県内市町から「個人住民税特別滞納整理班」に個人県民税を含む、個人住民税の徴収引継ぎを受け、滞納整理を行いました。

同班への参加市町数 10市町

引受案件数 1,897人 約7億1,900万円（うち延滞金約1億9,200万円）

処理済（納付・差押・納付約束等、市町予告効果含む）金額

約8億900万円（うち延滞金約1億9,000万円）

徴収金額（市町予告効果含む）

約3億6,400万円（うち延滞金約4,500万円）

② 特別徴収加入促進の取り組み実績

・事業所（給与支払者）への訪問・電話による周知 1,652事業所

・事業所（給与支払者）への文書・ちらしの郵送等による周知 125,011事業所

・関係団体（税理士会）への訪問による周知 90箇所

・県政だよりみえ11月号及び12月号広報掲載、県ホームページにて内容の周知

・平成22年度から特別徴収に切り替えたことに伴う増収額（推計値） 4億6,000万円

③ 県・市町県税滞納整理併任職員制度

・市町税処理（納付・差押・納付約束等） 約2億1,000万円

うち個人住民税処理（納付・差押・納付約束等） 約1億4,800万円

・徴収金額 約2,600万円

うち個人住民税徴収金額 約1,900万円

④ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績

・研修開催4回 市町職員等延べ参加人数 154人

(2) その他の対応状況【平成23年2月末現在の状況】

① 高額・困難事案の指定（本税額のほか延滞金等含む） 約2億700万円

徴収・差押など処理済額（本税のほか延滞金等含む） 約8,300万円

処理済額のうち徴収額（本税のほか延滞金等含む） 約5,400万円

② 国税徴収法に基づく搜索・タイヤロック等実施回数 ※18回（県税事務所と連携して実施）

（※ 平成23年1月末）

③ 差押不動産・動産等のインターネット公売の状況

不動産、自動車、動産 66件中27件落札 約3,599万円（うち、22件売却 約709万円）

④ 「三重地方税管理回収機構」の徴収状況等

徴収金額：約5億7,300万円、差押処分件数：936件

平成23年度以降（取組予定等）

(1) 個人県民税対策について

引き続き「個人住民税特別滞納整理班」、「個人住民税特別徴収加入促進」の取組等を実施し、個人県民税対策や市町支援策等について計画的な推進を図ります。

① 個人住民税特別滞納整理班の取組

平成22年度を踏まえて、さらに取組を推進します。

② 個人住民税特別徴収加入促進の取組

複数年かけて実施する予定で、先進的な取組をしている自治体を参考としながら、新たな取組を含めて進めていくこととします。

③ 県・市町県税滞納整理併任職員の派遣

④ 県税職員研修への市町職員の参加受入

(2) 税務政策室の「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携のうえ、機動的な滞納整理を実施するとともに、インターネット公売などの滞納処分を引き続き強化し、県税収入の確保に取り組みます。

(3) 「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣するなどの支援に取り組みます。また、市町の徴収対策として県・市町県税滞納整理併任職員を引き続き派遣していきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (伊勢庁舎建設)</p> <p>(7) 伊勢庁舎建設工事において隣接地の宅地地盤の形状変化が生じており、その対応のため工事を一時中止し、補償の合意形成に向けての協議を行っている。</p> <p>今後の対応にあたっては、事業実施部局である県土整備部とも一層連携し、早急に発生要因を総合的に検証し、全体計画を含めた対応策を明らかにして、県民への説明責任を果たしたうえで、円滑な事業の推進に努められたい。</p> <p>さらに、今回の案件に鑑み、事業の進捗にかかるリスク管理について整理し、発生が予測される事案やその影響等を事前に把握をしたうえで、その発生防止や対応策の検討を行ない、今後の庁舎建設等の円滑な推進に資するよう取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政・施設分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>伊勢庁舎建設工事において、宅地地盤の形状変化が生じた地権者等 11 名と移転補償交渉を実施しました。</p> <p>平成 22 年 2 月に県土整備部内に調査チームが設置され、宅地地盤の形状変化の原因調査を行いました。</p> <p>庁舎等の更新手法の選定に当たって、平成 18 年度に公表した伊勢庁舎施設更新事業の評価結果について、改めて検証を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>伊勢庁舎建設工事において、宅地地盤の形状変化が生じた地権者等 11 名と平成 22 年 8 月から移転補償交渉を行い、平成 22 年 12 月にすべての地権者等と合意に達しました。</p> <p>調査チームによる原因調査の結果、平成 22 年 4 月に、基礎工事のために地下水を強制的に汲み上げたことが原因と特定しました。</p> <p>平成 22 年 10 月に、伊勢庁舎建設に伴い建設候補地の選定、建て替えのライフサイクルコスト（初期建設コストと維持管理コストを総合的に比較）などの検討を行った、伊勢庁舎施設更新事業の評価結果を改めて検証した結果、今後の県有施設の更新に当たっては建設候補地及び隣接地の地形を評価する項目の設定を考慮すべきとしました。</p> <p>平成 22 年 7 月 1 日から関係住民の理解を得て、基礎工事に部分着手し、11 月 15 日から工事を本格的に再開しています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>本館等建設工事については、平成 23 年 9 月末の竣工に向け整備を進めるとともに、平成 23 年度中に附属棟建設工事を終え、その後旧庁舎解体工事や外構工事などを行います。</p> <p>また、今後の県有施設建設に活かせるよう、建設候補地を選定する際の確認項目（チェックリスト）を整備します。この中で隣接地の地形などの地盤調査についても評価項目としていきます。</p>

監査の結果				
<p>1 事業の執行に関する意見 (県有施設の有効活用)</p> <p>(8) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成 21～23 年度までの 3 年間の「第 2 次県有財産利活用計画」を策定している。</p> <p>前計画 (18 年度～20 年度) において、課題を有する施設のうち期間内に課題解決に至らず、第 2 次計画に継続されている 8 施設も含め、引き続き、関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却促進や有効活用等を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政・施設分野)</p>				
講じた措置				
平成 22 年度				
<p>1 実施した取組内容</p> <p>「第 2 次県有財産利活用計画 (平成 21～23 年度)」に基づき、未利用資産の積極的な売却等を行いました。</p> <p>第 2 次計画に継続されている施設のうち、売却可能な未利用財産について一般競争入札を実施するとともに、他用途転用が可能な財産について駐車場としての活用を行いました。</p> <p>また、平成 23 年 3 月 17 日には「県有資産有効活用等検討会議」を開催し、第 2 次県有財産利活用計画の進捗状況について、各部局から報告を行い、今後の方針について確認を行いました。</p>				
<p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度の未利用財産の売却額は、3 件、1 億 7,592 万 7 千円となり、「第 2 次県有財産利活用計画」に基づく売却目標約 6 億円に対し、平成 22 年度末現在の売却実績は、12 件、5 億 4,766 万 2 千円になりました。</p> <p>また、第 2 次計画に継続されている施設のうち、平成 22 年度は「旧桜橋会館敷地」の売却、「旧県公舎 (塔世) 敷地」の駐車場活用を行い、平成 22 年度末において未処理施設は 6 施設となりました。</p> <p>県有財産売却内訳</p>				
年度	財産名、件数	所在地	面積	金額
21	9 件		7,046.96 m ²	371,735 千円
22	3 件		33,207.44 m ²	175,927 千円
内訳	旧尾鷲高校長島分校	紀北町	32,262.52 m ²	102,427 千円
	旧職員公舎上野 3 号 1・2 敷地	伊賀市	314.04 m ²	4,200 千円
	旧桜橋会館敷地	津市	630.88 m ²	69,300 千円
計	12 件		40,254.40 m ²	547,662 千円
平成 23 年度以降 (取組予定等)				
<p>「第 2 次県有財産利活用計画」にもとづき、引き続き、関係部局とも連携しながら目標達成に向けて取り組めます。</p> <p>また、平成 24 年度以降についても、第 3 次の県有財産利活用計画を策定し、未利用資産の積極的な利活用に引き続き取り組んでいきます。</p>				

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 既に移設した電柱にかかる土地使用料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。

(財政・施設分野)

イ 地域機関分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 行政財産の目的外使用許可にかかる土地使用料の納入通知書の発行が遅延していた。

(伊勢県民センター)

- (2) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。

(四日市県税事務所)

- (3) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎている事例があった。

(四日市県税事務所)

- (4) 決裁済みの不動産取得税徴収猶予伺書を紛失している事例があった。(四日市県税事務所)

- (5) 還付充当すべき事案で未納金の把握ができず、還付している事例があった。

(四日市県税事務所)

- (6) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。

(津総合県税事務所)

- (7) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。

(松阪県税事務所)

- (8) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者からの納入について、期日を過ぎている事例があった。

(松阪県税事務所)

- (9) 申請手数料の収入証紙の消印もれがあった。

(松阪県税事務所)

- (10) 前年の新築物件に対し固定資産の価格を誤って算定していた。

(紀州県税事務所)

- (11) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。

(紀州県税事務所)

- (12) 還付加算金を誤って支出している事例があった。

(紀州県税事務所)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

ア 本庁分

- (1) 使用料収入の徴収について、貸付台帳との突合確認を行いました。

(財政・施設分野)

イ 地域機関分

- (1) 平成 22 年度は、調定決議後、速やかに納入通知書を発行しました。(伊勢県民センター)

- (3) 関係市町に対して、各種会議等の場を利用して法定期日までの納付について申入れを行いました。(四日市県税事務所)

- (4) 平成 22 年 7 月 1 日より以下のア・イの事務改善を行いました。(四日市県税事務所)

ア 不動産取得税徴収猶予の一連事務(「徴収猶予整理簿への登録」・「電算入力及び決裁」・「徴収猶予承認書の発送」・「簿冊への編てつ」)について、従前は申請書を受理した職員が個々に処理していましたが、徴収猶予担当者を決めて一括処理を行うようにしました。

イ 申請書等の受付簿を作成し、申請書等の処理状況の定期的(月 1 回以上)チェックを行うようにしました。

- (5) 還付充当予定一覧表をチェックする際に、課税担当及び還付担当が双方で確認チェックを行い、還付保留のうえ充当処理を確実に行っていきます。(四日市県税事務所)

- (2)(6)(7)(11) 差押期間が長期にわたる物件については再調査を実施し、換価価値等の有無につ

いての判断を実施しました。

- (四日市県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、紀州県税事務所)
- (8) 特別徴収義務者への立ち入り調査時等において、ゴルフ場利用税は特別徴収の方法による預かり金であることを説明する等、納期限内納付の指導を行いました。また、納期日を過ぎたゴルフ場利用税については、滞納処分を実施しました。(松阪県税事務所)
- (9) 申請手数料の収入証紙の消印については、消印の押印後、消印件数を交付件数と確認するとともに、複数職員で消印の確認を行うようにしました。(松阪県税事務所)
- (10) 不動産取得税担当職員に対して、制度の周知徹底を図りました。また、複数職員によるチェック体制を整え、チェック機能の強化を図りました。なお、平成21年度において、総合税システムにおける調整係数の入力忘れについて、注意喚起の表示がされるようシステム変更をしました。(紀州県税事務所)
- (12) 誤支出分を納付(返還)させるとともに、誤りの原因となった不動産取得税の減額申請日について、入力画面のハードコピーを添付させて確認しています。また、複数職員によるチェック体制を整え、チェック機能の強化を図りました。(紀州県税事務所)

2 取組の成果

ア 本庁分

- (1) 使用料収入の徴収について、誤りなく事務処理を行いました。(財政・施設分野)

イ 地域機関分

- (1) 会計規則等に基づき、適正な事務処理を行いました。(伊勢県民センター)
- (3) 月初めに休日为重なり、電算システムの処理上、対応できない特段の事情がない限り、法定期日内に納付されました。(四日市県税事務所)
- (4) 事務改善実施後、申請書等の紛失・処理もれはありません。(四日市県税事務所)
- (5) 平成22年度は、適正に事務処理が行われています。(四日市県税事務所)
- (2)(6)(7)(11) 差押財産の見直しを実施することにより、換価価値がない物件については、差押解除を行うとともに、新たな財産が判明したものについては、差押換えを行うことができました。(四日市県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、紀州県税事務所)
- (8) 特別徴収義務者に対する納期限内納付の意識昂揚が図れました。(松阪県税事務所)
- (9) 平成22年度においては、現在まで消印もれはなく適正に処理されています。(松阪県税事務所)
- (10) 三重県総合税システムにおいて、該当家屋には調整係数を入力しないと更新できないよう、仕様変更しました。(紀州県税事務所)
- (12) チェック機能の強化により、適正に事務処理されています。(紀州県税事務所)

平成23年度以降(取組予定等)

ア 本庁分

- (1) 引き続き、適正な使用料徴収事務の実施に努めます。(財政・施設分野)

イ 地域機関分

- (1) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。(伊勢県民センター)
- (3) 引き続き、市町に対して会議の場で法定期日までの納付を依頼します。(四日市県税事務所)
- (4) 事務改善実施以降、申請書等の紛失・処理もれはなく、また、事務の一括処理による担当職員の過度な負担もないことから、平成23年度以降においても同様に実施予定です。(四日市県税事務所)
- (5) 還付充当予定一覧表のチェックを課税担当及び還付担当が双方で行い、引き続き連携を図りながら適正な事務処理を徹底します。(四日市県税事務所)
- (2)(6)(7)(11) 引き続き、財産調査を行うとともに、換価価値の有無について適切に判断を行い、差押換え及び差押解除を実施していきます。(四日市県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、紀州県税事務所)
- (8) 今後も引き続き納期限内納付の指導に努めます。(松阪県税事務所)
- (9) 平成23年度以降も消印件数と交付件数の確認を行い、また複数職員で確認を行うことにより適正な事務処理を徹底します。(松阪県税事務所)
- (10) 担当者に、制度の周知について徹底を図る。複数職員によるチェック体制を継続し、適正な課税に繋がります。(紀州県税事務所)
- (12) 減額申請日の確認行為、及び複数職員によるチェック体制を継続し、適正な事務処理の徹底を図ります。(紀州県税事務所)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 三重県健康管理システム（総務事務連携機能）追加委託契約の履行完了時の検査において、動作確認にかかる書類が添付されていなかった。（組織・職員分野）
- (2) 時間外・休暇等決済システム機能変更・追加業務委託契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。（組織・職員分野）
- (3)、(4) 職員健康管理システム機能修正業務委託契約及び機能強化等業務委託契約の履行完了時の検査において、動作確認にかかる書類が添付されていなかった。（組織・職員分野）
- (5) 三重県本庁舎における紙類のリサイクルに関する業務委託において、執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。（財政・施設分野）
- (6) 平成21年度個人事業税の口座振替収納に関する業務処理委託の予定価格の設定において、積算根拠が明確となっていなかった。（財政・施設分野）
- (7)(8) 三重県桑名庁舎一般廃棄物収集運搬業務委託及び三重県四日市庁舎一般廃棄物処理業務委託において、仕様書に定める業務責任者の届出がされていなかった。
（桑名県民センター、四日市県民センター）
- (9) 三重県松阪庁舎清掃警備業務委託において、「三重県個人情報取扱事務委託基準」に定められた、契約書に記載が必要な「利用及び提供の制限」等が記載されていなかった。
（松阪県民センター）
- (10) 三重県松阪庁舎設備管理業務委託において、再委託に必要な事前承認がされていなかった。
（松阪県民センター）
- (11) 伊勢庁舎合併浄化槽保守点検業務において、資格証明が提出されていない従事者が点検を実施している月があった。
（伊勢県民センター）
- (12) 三重県職員公舎（熊野地区）浄化槽汚泥引抜業務において、予定価格が記載されていなかった。
（熊野県民センター）
- (13)～(16) 給与支払い報告書等封入作業委託（年末調整・青色申告）において、契約の履行完了時の検査において、封入枚数実績の確認、検収が不十分であった。
（四日市県税事務所、紀州県税事務所）

イ 旅費

- (1) 市場公募債ベンチマークにおいて、復命書の記載が不十分であった。（財政・施設分野）
- (2) 不動産評価研修において、旅費請求書に航空運賃の支払額を確認できる書類が添付されていなかった。
（津総合県税事務所）

ウ 物品等購入

- (1) 年度末に集中して物品を購入していた。（桑名県税事務所）

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

ア 業務委託

- (1)(3)(4) 委託契約の履行確認時に、作業内容について動作確認をした旨記載した確認書を保管することとしました。（組織・職員分野）
- (2) 改めて個人情報の保護に対する意識を高め、今後、適正に契約事務を処理するよう注意喚起しました。（組織・職員分野）
- (5) 次回の契約に伴う会計処理の際には、出納局の事前検査を受けることとします。（財政・施設分野）
- (6) 見積書を精査し、積算根拠を明確にしました。（財政・施設分野）

- (7)、(8) 仕様書に定める業務責任者の届出を提出させました。
(桑名県民センター、四日市県民センター)
- (9) 平成22年度からの清掃警備業務委託について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」に定められた「個人情報の取扱いに関する特記事項」を記載し、契約を締結しました。
(松阪県民センター)
- (10) 平成22年度からの設備管理業務委託について、再委託業務を記載した部分下請通知書により内容を確認のうえ、事前承認を行いました。
(松阪県民センター)
- (11) 合併浄化槽の保守点検業務に従事する者の資格証明の提出を徹底しました。
(伊勢県民センター)
- (12) 予定価格は設定していたものの、記載すべき箇所に記載していなかったものであり、複数で確認を行なうことによりチェック体制の強化を行いました。
(熊野県民センター)
- (13)～(16) 税務署において封入枚数を確認しました。(四日市県税事務所、紀州県税事務所)

イ 旅費

- (1) 復命書に用務先での対応時刻が記載されていなかったため、復命書には用務先、用務内容、対応者だけでなく時刻も記載するよう室職員に周知しました。
(財政・施設分野)
- (2) 精算行為が未だであったため、職員に対し、すみやかに精算行為を実施する旨周知するとともに、本人から航空チケットの半券の提出を受け、改めて平成22年6月15日旅費の精算を行いました。
(津総合県税事務所)

ウ 物品購入等

- (1) 物品等の購入について、計画的に行うように取り組みました。
(桑名県税事務所)

2 取組の成果

ア 業務委託

- (1)(3)(4) 委託契約の履行確認時の動作確認にかかる書類添付について、適正な事務処理となりました。
(組織・職員分野)
- (2) 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されました。
(組織・職員分野)
- (5) 出納局事前検査についての、周知が図られました。
(財政・施設分野)
- (6) 業務委託の予定価格の設定について、積算根拠が明確となりました。
(財政・施設分野)
- (7)(8) 仕様書に基づいた事務処理を行うことができました。
(桑名県民センター、四日市県民センター)
- (9) 「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、適切な事務処理が行われました。
(松阪県民センター)
- (10) 事前承認を行った再委託業務について、承認内容のとおり適正に業務が実施されました。
(松阪県民センター)
- (11) 業務委託契約の執行について適正化が図れました。
(伊勢県民センター)
- (12) 予定価格の記載について、適正な事務処理となりました。
(熊野県民センター)
- (13)～(16) 封入枚数の確認を行い、適正な事務処理となりました。
(四日市県税事務所、紀州県税事務所)

イ 旅費

- (1) 復命書の適正な記載について周知が図られました。
(財政・施設分野)
- (2) 職員への周知を行ったことにより概算旅費が発生する場合は、職員等の旅費に関する条例及び会計規則により、すみやかに精算行為が実施されるようになりました。
(津総合県税事務所)

ウ 物品購入等

- (1) 物品購入を計画的に行い、適正な事務処理となりました。
(桑名県税事務所)

平成 23 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) (3) (4) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (組織・職員分野)
- (2) 引き続き、個人情報の保護に対する意識を高め、適正に契約事務を行っていきます。 (組織・職員分野)
- (5) 会計規則に基づき、適正な会計処理に努めます。 (財政・施設分野)
- (6)～(16) 引き続き適正な事務処理を行っていきます。
(財政・施設分野、桑名県民センター、四日市県民センター、松阪県民センター、伊勢県民センター、熊野県民センター、四日市県税事務所、紀州県税事務所)

イ 旅費

- (1) 復命書の適正な記載に努めます。 (財政・施設分野)
- (2) 平成 22 年度から旅費については総務事務システムにより個人申請となりましたが、引き続き職員等へ旅費に関する条例及び施行規則に基づき適正に取り扱う旨周知します。
(津総合県税事務所)

ウ 物品購入等

- (1) 物品等の購入については、引き続き計画的に行うよう取り組みます。 (桑名県税事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 扶養手当の扶養親族届の受理日と認定簿の受理日が異なっていた。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。支給要件喪失日が認定簿に記載されていなかった。 (財政・施設分野)</p> <p>(3) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (財政・施設分野)</p> <p>(4) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (四日市県税事務所)</p> <p>(5) 住居手当の事後確認書類が添付されていなかった。 (津総合県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 扶養親族届の受理日が適正であるため、認定簿の受理日を修正しました。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 扶養手当の事後確認書類については、すみやかに確認作業を行いました。支給要件喪失日については、認定簿に追記しました。 (財政・施設分野)</p> <p>(3) (4) 特殊勤務実績簿の適正な処理・運用を職員に周知しました。 (財政・施設分野)、(四日市県税事務所)</p> <p>(5) 本人に再度確認書類の提出を受け、総務事務室へ送付しました。 (津総合県税事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 扶養親族認定簿について、適正な受理日となりました。なお、平成 22 年度以降、総務事務一元化所属（総務事務室）がシステムにより確認することとなりました。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 扶養手当の事後確認書類が整いました。平成 22 年度以降、総務事務一元化所属（総務事務室）において事後確認と認定簿の管理を行うこととなりました。 (財政・施設分野)</p> <p>(3) (4) 特殊勤務手当実績簿の決裁等が適正に行われるようになりました。平成 22 年度以降は総務事務システムの導入により、適切に決裁処理が行われるようになりました。 (財政・施設分野)、(四日市県税事務所)</p> <p>(5) 住居手当の事後確認書類が適正に処理されました。平成 22 年度以降、総務事務一元化所属（総務事務室）において事後確認を行うこととなりました。 (津総合県税事務所)</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 総務事務一元化所属（総務事務室）が運用する総務事務システムにより、受理日は正しく表示されるようになります。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 総務事務一元化所属（総務事務室）において、適正な事後確認を実施します。支給要件喪失日については、総務事務システム上で未入力等の確認を行います。 (財政・施設分野)</p> <p>(3) (4) 総務事務システムによる処理の適切な運用を周知します。 (四日市県税事務所)</p> <p>(5) 住居手当の事後確認実施については、一元化所属である総務事務室において適正に確認します。 (津総合県税事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 財団法人にかかる出捐金証書が備え付けられていなかった。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 三重県公舎管理規則に定める県公舎貸付簿が備え付けられていなかった。 (財政・施設分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)～(3) 公用車の損傷 (財政・施設分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 当該財団法人に出捐金証書の再発行を依頼し、再発行を受けた証書については管財室に提出し、管財室において管理することとしました。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 規則に定める様式により、県公舎貸付簿の作成を実施しました。 (財政・施設分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)～(3) 総務部交通安全講習会に参加し研修を受けるとともに、伝達研修を通じて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。 (財政・施設分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 出捐金証書の保管について、適正な事務処理となりました。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 規則に定める様式により、県公舎貸付簿が整備できました。 (財政・施設分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)～(3) 平成 21 年度の 8 件から平成 22 年度はこれまでに 5 件となり、件数は減少しています。このうち職員の不注意によるものは 1 件です。 (財政・施設分野)</p> <p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 引き続き適切な公舎管理に努めます。 (財政・施設分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)～(3) 交通安全意識や県有財産意識の高揚を図るため、引き続き交通安全講習等に参加し、講習内容の室内への周知に努めます。 (財政・施設分野)</p>

部局名 総務部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 納品書、請求書の日付が記載されていないものを受領していた。 (津総合県税事務所) (2) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査を定められた時期に行っていなかった。 (松阪県税事務所)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (1) 平成 22 年 5 月 31 日付け出納局長からの文書のとおり、納品書・請求書への日付の記入については取引業者に記入するよう依頼しました。 (津総合県税事務所) (2) 会計事務自己検査については、三重県会計規則、会計規則運用方針（通達）、三重県会計事務自己検査要綱を遵守し、定められた時期に行うよう留意するとともに、自己検査の決裁時には検査結果だけでなく検査時期についても確認を行いました。 (松阪県税事務所) 2 取組の成果 (1) 納品書・請求書の日付が記載されるように改善され、未記入の場合は、納品時等にその場で日付の記入を行ってもらうようになりました。 (津総合県税事務所) (2) 平成 22 年度は、定められた時期に適正に自己検査が行われました。 (松阪県税事務所)
平成 23 年度以降（取組予定等） (1) (2) 引き続き適正な事務処理を行っていきます。 (津総合県税事務所)、(松阪県税事務所)

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故 (財政・施設分野) (2) 物損事故 (伊勢県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 総務部交通安全講習会に参加し、伝達研修を通じて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。 (財政・施設分野) (2) 毎月の定例会、所内危機管理研修、職場内労使協働委員会などの機会をとらえて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。 (伊勢県税事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 職員の交通安全意識の高揚が図られ、平成 22 年度は公用車の交通事故は発生しませんでした。 (財政・施設分野、伊勢県税事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図るため、引き続き交通安全講習等に参加し、また、講習内容の室内周知に努めます。 (財政・施設分野) (2) 引き続き機会を捉えて職員の交通安全意識の高揚を図ります。 (伊勢県税事務所)</p>

部局名 防災危機管理部

監査の結果
[共通意見] (公益法人制度改革) 本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
講じた措置
平成22年度 1 実施した取組内容 当部には当該法人が3団体存在していますが、当該法人に対しては、定例の調査時等において新制度への移行状況を確認するとともに、適宜、情報交換などを行っています。 2 取組の成果 当該法人からの新制度への移行に関する手続きについての相談に応じています。なお、3団体のうち1団体については定款変更案の策定等、移行作業に入っています。2団体については移行方針を検討しています。
平成23年度以降（取組予定等） 当該法人毎に移行スケジュールがあると考えられるので、当該法人が円滑に新制度へ移行できるよう、適宜相談に応じていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (危機管理にかかる職員の意識醸成)</p> <p>(1) 平成21年度(2009年度)実施の職員危機管理意識調査の結果によると、「常に危機管理意識を持って仕事をしている」職員の割合は前年度の96.2%から96.7%と0.5ポイント向上したが、第二次戦略計画の基本事業「危機管理の推進」の目標項目である「リスク対応度」は、74.2%であり、2009年度目標値である90.0%とは、15.8ポイントの乖離があった。</p> <p>県政運営のマネジメントのベースである危機管理は、職員一人ひとりには日常業務の中で取り組むべきものであるが、2010年度目標値である95%を達成するため、次期戦略計画に向けて、一層職員の意識改善に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 研修の実施</p> <p>部局に応じた危機の発生に対応できる人づくりを推進していくため、昨年度に引き続き、従来の危機管理の基礎となる共通部分の研修に加えて、「室長等危機管理研修」として、室長等が各所属において研修・訓練を実施するための技能を習得できる研修、「新任危機管理推進員等研修」として、新たに危機管理推進員、事務担当者となった職員が各部局等の危機管理の推進に必要な知識と技能を習得する研修を行い、職員の危機意識の高揚と所属における危機管理の推進と危機対応能力の向上を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各階層別昇任時基本研修での危機管理研修の実施 新規採用時研修(4/6)、中堅職員研修(7/8,9) 課長補佐級昇任時研修(7/14~16)、課長級昇任時研修(5/20,21) ・室長等危機管理研修(7/27~29)、新任危機管理推進員研修(6/8,9) <p>(2) 部局等の危機管理状況のモニタリングの実施</p> <p>部局等の危機管理取組状況の自己評価について、昨年度まで年1回実施していましたが、年度末であったため、年度内に改善ができないことから、今年度から、年度前半、後半の2回実施し、年度前半で自己評価の低かった項目について、年度後半で改善できるような仕組みに変更し、各部局の危機管理の推進が早期に図られるように努めました。</p> <p>(3) 危機管理意識調査の実施</p> <p>県政運営のマネジメントベースの一つである危機管理が、どの程度職員の意識に浸透し、理解され、機能しているかを把握するために実施し、分析結果を職員に示しています。なお、各部局別の分析結果を別途各部局に提示し、各部局での次年度の危機管理取組につなげることができるようにしています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 室長危機管理研修の実施の結果、ほとんどの職場で危機管理研修が行われました。</p> <p>(2) 研修をはじめとする危機管理の取組の成果として、職員危機管理意識調査の結果、危機意識に関する項目は総じて高く、また、年々着実に上昇しており、危機管理意識が高まった理由として、「日頃危機管理に言及」、「研修・訓練」をあげている職員が年々増加しています。</p> <p>(3) 意識調査の結果、「対話」「危機発生時の行動」「マニュアルの理解」といった項目が比較的に低く、職員の危機意識は十分高いものの、対話、マニュアルの理解等の行動につながらない実態が明らかになっています。</p> <p>(4) 「リスク対応度」については、77.5%と今までで一番高くなったものの、目標値(95%)に比べてかなり低い状況になっています。特に「リスクの対話の実施」に関する設問で約20%が行われていないと回答しており、対話が行われない理由として、「忙しい」をあげた職員が3割弱を占めています。</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

引き続き、研修・訓練等を通じて職員の危機管理意識の高揚に努めるとともに、日頃から業務の進行状況や業務に係るリスクについて職場で対話を行うことが、リスクの発見やミスの防止に重要であるとの認識のもと、次期戦略計画では、リスクも含めた業務に関する「対話」の実施を目標値にし、業務の進行管理も含めて、「対話」が各所属で行われるよう、引き続き、強く各部局に働きかけていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (チリ地震に伴う津波警報発表による対応の検証) (2) 平成 22 年 2 月 27 日にチリ中部沿岸を震源とした地震に伴い発生した津波は、翌日の同月 28 日には日本沿岸各地に到達し、三重県沿岸に津波警報が発表された。 これに対し、関係市町及び県は災害対策本部を設置し、一部の市町では避難勧告、避難指示を行う等の対応をしたが、避難所等に避難した住民の割合が 1.9%と寡少であったこと等、地震、津波に対する警戒意識の維持に憂慮すべき状況が明らかとなった。 このことから、こうした状況に至った原因を調査、分析し、今後の津波啓発のあり方等を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 今回の津波における、県内関係地域の住民の避難行動や津波に対する意識等について把握し、今後の津波啓発や防災体制のあり方等の検討に資することを目的として、県民を対象とした意識調査を三重大学との共同研究により実施しました。</p> <p>2 取組の成果 (1) 意識調査の結果、以下のような結果が得られました。 (調査結果の概要) ・ 避難を意識した行動を起こした住民は、全体の 2 割程度で、大半の方々は基本的には避難行動をとっていないか、または、津波に対する危機意識を持っていなかったことが伺える。 ・ 一方で、ハザードマップの認知度や自主防災活動への参加状況と、今回の避難行動との間には、顕著ではないものの正の相関がみられる。 (2) このことから、引き続き住民が適切な避難行動をとれるよう、テレビ等を通じた啓発番組や、講演会等の場を通じて、防災意識の向上に向けた取組を行っているところです。特にチリ地震から 1 年が経った 1 月下旬から 3 月にかけて、津波の特別番組 (15 分間) を県内テレビ局及びケーブルテレビ局で放送し、県民の意識喚起をはかりました。 (3) また、今回の津波において、避難指示・勧告の発令の有無や発令時刻に関して、沿岸市町間ではらつきがあったことから、市町の避難指示等の具体的な発令基準の策定を促進する等、津波発生時の市町における迅速な防災体制を確立するための支援を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定を越える津波の発生により甚大な被害が生じました。県においては、地震対策・津波対策を早急に見直し、自らの災害対応力を強化していくとともに、市町において住民の避難対策など地域の特性をふまえた防災対策を促進するため、県としても支援する必要があります。</p> <p>こうしたことから、以下のような取組を関係市町と連携を図り、早急に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町の指定する避難所等が津波に対し適正な配置であるか、を検証します。 ・ 住民が適切な避難行動をとれるよう、津波避難意識の向上に向けた周知・啓発の取組をより一層かつ継続的に実施します。 ・ 津波発生時における住民の迅速な避難を促すため、「地域ごとの津波避難計画」の策定や、同計画に基づく自主防災組織と連携した津波避難訓練の実施等、市町の取組に対する支援を行います。

部局名 防災危機管理部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 収入証紙の消込み印の印影が不明瞭で、年月日が判読不能なものがあった。 (防災危機管理分野)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 証紙収入を伴う申請については、事故防止の観点から原則受付日に消印することとしています。 消印の方法については「三重県証紙条例施行規則の取扱いについて（昭和 44 年 4 月 1 日付け財第 113 号、管理第 41 号通知）」に基づき、黒色の強着スタンプインクを用い消印を行っていますが、インクの性状から証紙の彩紋と重なった場合に日付が判別しにくくなるがありました。 今後は、消印に際しては日付の判別ができるように注意を払い消印をまいります。 2 取組の成果 証紙収入に際しては、判別しやすい証紙消印を行うとともに、 ① 担当者間によるダブルチェック ② 副室長による証紙収入管理 ③ 危機管理総務室担当者による調定の際のチェック を実施し、今後も適正な事務処理をまいります。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き、適正な証紙収入事務に取り組みます。

部局名 防災危機管理部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関</p> <p>収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 申請手数料にかかる収入証紙の過誤納付があった。</p> <p style="text-align: right;">(熊野県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>火薬類譲受・消費許可の申請手数料のうち、「火薬・爆薬」でその重量が 25kg 未満は 3,500 円、また、製品化されたものについては、「火工品」として 2,400 円と分類されています。</p> <p>平成 19 年度に事業者から火薬類譲受・消費許可申請「火薬」(3,500 円)の申請があり、申請者から実際に火薬を使用するとの説明に基づき「火薬」として許可をしました。更に、平成 21 年 11 月に同申請者から同内容の 2 件の申請があり同様に許可をしました。</p> <p>ところが、県民センターから消防・保安室への火薬類譲受・消費許可状況報告(平成 21 年 11 月分)において疑義が生じ、許可申請内容を再度確認したところ、この申請内容については、建設用鋼索発射銃に使用する空砲であり、「火工品」に該当することが判明しました。申請者は県外の事業者であり、三重県の手数料の取扱いに不慣れであった模様で、「火薬」と「火工品」を区別しておらず、平成 19 年度の申請も含め「火薬」として申請したことが確認されました。</p> <p>よって、平成 19 年度分も含めて、1 申請あたり 1,100 円(3,500-2,400 円)、3 申請合計で 3,300 円の過納付となるため、「償還金、利子及び割引料」の令達を受け、平成 22 年 1 月に返金の処理を行いました。</p> <p>今後、審査にあたって、「火薬」か「火工品」かの判断に疑義が生じる場合は、過去の事例にとらわれることなく、消防・保安室と協議することを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>火薬の譲受・消費の申請事務に疑義が生じた場合は消防・保安室や各県民センターと情報共有し、問題を解決する体制ができました。</p> <p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>引続き、消防・保安室や各県民センターと疑義等の生じた問題等を担当者会議等を通じて情報共有し、処理対応事例の蓄積を図り、今後の業務に生かしていきます。</p>

部局名 防災危機管理部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処世上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【みえの防災活力支援事業にかかる広報（テレビ）事業委託】 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (1) 平成22年度の契約については、個人情報管理の条項を明記した変更契約を、9月1日付けで締結しました。 (2) 契約書に添付すべき書類、契約書の記載内容について再確認を行い、内部打合せにおいて周知徹底を図りました。 2 取組の成果 上記改善策の実施により、担当職員及び関係職員の意識向上を図り、適正な事務執行に努めました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 平成 23 年度以降においても、上記改善策を引き続き実施することにより適正な事務執行に努めます。

部局名 防災危機管理部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (2) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。支給要件終了についての記載が、認定簿に記載されていなかった。 (3) 緊急雇用職員採用の決裁において、担当業務内容が整理されていなかった。 (防災危機管理分野)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (1) 特殊勤務実績簿については、勤務実態にあわせて決裁をすることとしました。 (2) 扶養手当の認定事務等について、総務事務センターとも連携して不備の改善を図りました。 (3) 緊急雇用職員採用の決裁において、事務分掌表を添付することとしました。 2 取組の成果 (1) 扶養手当の事後確認書類の添付もれや支給要件終了の認定簿の記載もれの是正について、総務事務センターにおいて適切に事務処理がなされました。 (2) 事務分掌表を添付することで、担当業務が明確となりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） (1) 特殊勤務手当についても、次年度から総務事務センターにおいて事務処理ができるよう改善要望しています。 (2) 扶養手当の認定等の事務にあたっては、引き続き、総務事務センターとも連携し適正な事務処理に努めていきます。 (3) 緊急雇用職員採用の決裁においては、担当業務の整理が明確になることから事務分掌表を添付していきます。

部局名 防災危機管理部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 (1) 物品管理状況一覧表の保管場所名称欄に記載されていなかった。 <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (1) 防災行政無線整備工事等に伴い設置した通信機器類については、財務会計システムにおいて備品登録し管理を行っているところです。 (2) これら防災行政無線は各県庁舎をはじめ、市町や消防本部、無線中継所等に配備されており、設置場所が 100 箇所を超えるため、システム上、その全ての箇所を保管場所登録することができないことから、市町や消防本部等に配備している機器の保管場所名称として「防災危機管理部」等として記載していたものがありました。 (3) 物品を適切に管理するためには、より詳細な保管場所名称の記載が必要であることから、市町庁舎名や消防本部名などの具体的保管場所については、品名欄に記載して、わかりやすく改善を図ることとしました。 2 取組の成果 保管場所が不明瞭であった防災行政無線について、品名欄に具体的な保管場所名称を記載するよう修正しました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 具体的保管場所について、品名欄に設置場所名称を記載するなどして、物品管理状況一覧表においても適切に管理していきます。

部局名 防災危機管理部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失 (1) 公用車の損傷（修理代 264,075 円） <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野）</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (1) 啓発活動後の岐路途上で防災啓発車の操作パネル収納部のドアが開き、半脱落により公用車を損傷したことから、再度職員に点検及び安全確認等を徹底しました。 (2) 防災啓発専門員及び公用車を運転する可能性のある職員に対し始業及び終了時の点検について周知徹底を図りました。 (3) また、部主催の「安全運転講習会」及び「交通安全研修」を実施しました。 2 取組の成果 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の高揚が図れました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚を図るため、日常的な交通安全啓発や注意喚起を行います。

部局名 防災危機管理部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 伊勢湾台風 50 年誌の統計数値の調査点が、一部明記されていなかった。 (防災危機管理分野)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (1) 県が発行した伊勢湾台風災害誌（昭和 36 年）と、市町村がそれぞれ発行した町史、村史では、被害把握の時点等が異なるため数値に違いが生じていました。 (2) 数値を引用する際には、整合性についてチェックするようにしました。 2 取組の成果 以後の成果品に対し、不整合は発生していません。
平成 23 年度以降（取組予定等） 整合性の確認は重要なチェック項目として、もれのないよう実施していきます。

部局名 防災危機管理部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (1) 自損事故（損害額 6,888 円） <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (1) 本庁関係部と合同で外部講師を招いての「安全運転講習会」を実施しました。 (2) また、上記の講習受講を受けて、12 月に防災危機管理部の全職員を対象とした交通安全研修を実施しました。 2 取組の成果 (1) 部内職員に対する交通安全研修については、対象職員全員の参加がありました。 (2) 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の高揚が図れました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚を図るためには、日頃からの意識の醸成も重要なことから、節目ごとに部内会議等を通じ交通安全の徹底を図るとともに、注意喚起を行うなど、日常的な交通安全啓発により、交通事故防止につなげていきます。

部局名 生活・文化部

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p> <p>(文化・生涯学習分野、勤労・生活分野、人権・社会参画・国際分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 文化会館使用料については、三重県総合文化センターへの指定管理者制度導入と同時に利用料金制を導入した平成 16 年 10 月 1 日以前の収入未済を県が引き継ぎ、平成 17 年 3 月以降、債務者に対して督促を行ってきました。平成 21 年度末の未収額は 110,000 円 (2 件) で、引き続き催告を実施し、未収金の収納に努めました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 中小企業従業員住宅家屋貸下料における収入未済 (和解案件 1、その他 1) 和解案件については、延滞分も含めて、返済計画に基づき返済を求め、他の 1 件については、納付誓約書に基づき返済を求めました。 ともに、定期的に電話での督促も実施しました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(3) 「専修学校又は各種学校入校者補助金返還金」及び「妊産婦出産費補助金返還金」については、月 1 回程度債務者宅を訪問し、納付を促しました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 文化会館使用料の未収額のうち 70,000 円 (1 件) は分納により全て納付されましたが、残り 40,000 円 (1 件) については時効によりやむを得ず不納欠損処理を行いました。これにより、収入未済は全てなくなりました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 中小企業従業員住宅家屋貸下料における収入未済 (和解案件 1、その他 1) 和解案件については、平成 23 年 3 月末現在までで 455,000 円の支払いがあり、他の 1 件は、経営環境が改善されず悪化しているため支払いが滞りがちですが、平成 23 年 3 月末現在までに 75,000 円の支払いがありました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(3) 「専修学校又は各種学校入校者補助金返還金」において 8,000 円が、「妊産婦出産費補助金返還金」において 11,000 円がそれぞれ納付されました。 (人権・社会参画・国際分野)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 文化会館使用料については、利用料金制導入後は指定管理者の収入となっていることから、今後、県の収入未済が発生する見込みはありません。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 中小企業従業員住宅家屋貸下料のうち、和解案件については、延滞分も含めた返済計画書に基づき、納入が滞らないよう管理していきます。他の 1 件についても、納付誓約書に基づき、未収金の回収を図っていきます。 上記 2 件は、今後も個別に対応し、定期的に電話による督促を行い、未収金の回収に努めます。 (勤労・生活分野)</p> <p>(3) 「専修学校又は各種学校入校者補助金返還金」及び「妊産婦出産費補助金返還金」については、今後も定期的に債務者宅を訪問する等により納付を促し、収入未済額の減少に努めます。 (人権・社会参画・国際分野)</p>

部局名 生活・文化部

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。</p> <p>(文化・生涯学習分野、勤労・生活分野、人権・社会参画・国際分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当部の収入未済については、中小企業従業員住宅家屋貸下料、文化会館使用料、専修学校又は各種学校入校者補助金返還金、及び妊産婦出産費補助金返還金の四つの区分となっていますが、どれも過年度の未収金であり、今後新規の未収金が発生する見込みはありません。</p> <p>また、それぞれが性質的に異なる未収金であり、その性質上、債権回収の方法や、債務者との対応等については、画一的なものではなく、個別の事情に応じたものとなっています。</p> <p>以上のことから、部内での情報共有も特に行っておらず、現在のところ他部局等との情報共有も特に行っていません。</p> <p>(文化・生涯学習分野、勤労・生活分野、人権・社会参画・国際分野)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>他部局の優良な事例があれば、それらを参考にしながら未収金の回収にあたりるとともに、今後収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりが検討されることとなった場合は、他部局と連携しながら取り組んでいきます。</p> <p>(勤労・生活分野、人権・社会参画・国際分野)</p>

部局名 生活・文化部

監査の結果
[共通意見] (公益法人制度改革) 本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度
1 実施した取組内容 (1) 平成 20 年 12 月の公益法人制度改革三法の施行後、円滑な新制度への移行を促すため、所管特例民法法人に対し説明会等を随時実施してきました。 平成 22 年度においては、法人の定期検査や意向調査等の機会を通じて、必要な情報提供及び助言を行いました。 (2) 随時、法人からの相談等に応じて、新制度への移行手続きに関する助言等を行いました。
2 取組の成果 生活・文化部所管 47 法人のうち 4 法人が公益社団法人への移行認定を既に受けており、その他の法人についても定款変更の案の策定作業など新制度への移行に向けた準備を進めています。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 今後も引き続き、所管法人に対して新制度への移行に関する情報提供を積極的に行うとともに、必要な助言等を行い、新制度への円滑な移行を促進していきます。

監査の結果**1 事業の執行に関する意見**

(新博物館の整備)

- (1) 新博物館の整備については、平成 20 年度に策定された「新県立博物館基本計画」及び「新県立博物館事業実施方針」を具体化するため、21 年度には、施設の建築設計及び展示設計を進めたところである。

しかしながら、県が実施したアンケート調査結果をみると、新博物館整備にかかる県民への周知、理解を求める取組が十分とは言えない状況にあることから、今後は、この「基本計画」等に示された博物館の実現に向け、積極的な広聴広報活動を推進されたい。

また、県総合文化センターとの連携による相互機能の向上など、具体的な博物館活動や運営等について、県民、市町など多様な主体と連携しながら取り組まれない。

(文化・生涯学習分野)

講じた措置**平成 22 年度****1 実施した取組内容**

- (1) 認知度の向上を最優先に考えた取組を下記のとおり進めてきました。

※以下これまでの主な取組

- ・ 県内キャンペーン：広報物、アンケートによる広報。
- ・ 県の広報媒体、関連行事・会議、関連印刷物などを通じた広報。
- ・ 津駅看板、県庁大駐車場への横断幕の掲示。
- ・ 市町の協力による広報への掲載。

- (2) 県総合文化センターとの連携については、文化交流ゾーンの展開として、文化振興室を中心に関係機関が、平成 23 年度から検討に入ります。これに向けて、文化振興室において、県政日より及び県総合文化センター・県立美術館でのヒアリング式アンケートにより、ニーズ把握を行いました。

- (3) 新県立博物館の活動や運営等については、「新県立博物館事業実施方針」に基づき、「ともに考え、活動し、成長する博物館」づくりとして、参画のしくみづくりや、きっかけとなる取組を県民の皆さん、地域の団体、関係機関とともに試行的に行いました。また、これらの内容を「新博物館の活動と運営 vol.2 (中間報告)」としてまとめ、「みんなでつくる博物館会議 2010」で報告し、意見交換しました。

2 取組の成果

- (1) 認知度については、津市では、7～8 割程度に向上してきているものの、全体としては、4 割余りと微増にとどまっています。
- (2) 県総合文化センターとの連携については、ニーズ把握の結果を取りまとめました。
- (3) 「新県立博物館事業実施方針 (平成 21 年 3 月)」に基づく、様々な事業や取組を県民の皆さんとともに進め、これらをまとめた「新博物館の活動と運営 Vol.2」を作成しました。

平成 23 年度以降 (取組予定等)

平成 23 年度からは、さらなる認知度の向上に加えて、新博物館の魅力を伝える広報や参画型広報に着手し、開館までのストーリー性をもった計画的な広報宣伝を進めていきます。

県総合文化センターとの連携については、文化交流ゾーンの検討を進めるための取組や広報が必要になると考えています。広報戦略と関わらせながら、県総合文化センターや県立美術館、斎宮歴史博物館などと連携した開館前、開館時の主要イベント・取組についても検討をしていくとともに、博物館活動や運営等についても、県民、市町など多様な主体と連携しながら取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (緊急雇用・経済対策)</p> <p>(2) 県では、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、6 次にわたり総額 404 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。</p> <p>しかしながら、雇用情勢については、有効求人倍率は依然として低い水準にとどまっており、今後も厳しい状況が続くことが見込まれる。</p> <p>このため引き続き、県政の最優先課題として、「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、地域の特性や求職者の状況を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用対策等を迅速かつ総合的に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年 2 月に定めた「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、全庁で雇用、経済、生活を柱にして切れ目なく第七次から第十二次までの対策を実施してきたところです。</p> <p>主な取組内容は以下のとおりです。</p> <p>雇用対策</p> <p>① 雇用機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」 離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会や、地域における継続的な雇用機会を提供しました。(関係各部) <p>② 職業訓練・就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援での支援 離職を余儀なくされた方の生活の安定と再就職を支援するため、情報提供や相談の窓口として平成 21 年度に四日市市と鈴鹿市に開設した求職者総合支援センターにおいて、職業・生活相談をワンストップで行いました。 ・雇用につながる職業訓練 離職者や外国人求職者を対象とした職業訓練等の実施、大型自動車 1 種免許の取得など雇用につながる資格取得に対し、受講料の助成を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>雇用対策</p> <p>① 「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県事業の雇用人数 3,475 人※県単独事業分含む(平成 23 年 3 月末見込) <p>② 三重県求職者総合支援センターの取組実績(平成 23 年 3 月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業・生活相談など：1 日あたり 59.7 件 ・求人情報閲覧：1 日あたり 159.9 件 ・外国人職業相談：1 日あたり 5.8 件 <p>③ 公共職業訓練の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職者向け民間教育訓練機関への委託訓練(34 コース 総定員 510 名) 外国人向け講習 (津高等技術学校金属成形科：定員 10 名×2 期) (フォークリフト技能講習：定員 20 名×3 回)
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>厳しい雇用経済情勢が続くなか、平成 23 年 2 月に定められた「第十三次緊急雇用・経済対策の考え方」に基づき、平成 22 年度から平成 23 年度への切れ目ない対策を進めることとします。</p> <p>また、対策の推進にあたっては、官民が一体となって関係機関の連携で取り組むことを目的として</p>

設置した「三重県雇用・経済危機対策会議」に雇用部会を設置し、産業団体、金融機関、労働団体、市町、国機関等と連携しながら取り組みます。

主な取組は以下のとおりです。

(1) 雇用対策

- ① より多くの雇用機会が創出されるよう、引き続き、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」を実施するとともに、介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究等の成長が期待される重点分野における雇用の創出と地域ニーズに応じた人材の育成にも取り組んでいきます。(関係各部)
- ② 雇用につながる就労支援の取組として、ハローワーク等関係機関と連携して運営している求職者総合支援センター事業や公共職業訓練に引き続き取り組むとともに、厳しい雇用情勢等の影響から就職先未定のまま卒業した若者に対して、県教育委員会等関係機関と連携し、早期に就職できるよう職業人として必要な基礎的な技術等の研修や技能訓練等を行います。

(2) 生活対策

- ① 働く意欲は持ちながらも、さまざまな生活課題を抱える人へのセーフティネット策として、三重県求職者総合支援センター、三重県労働・生活相談室での各種相談対応、外国人住民に対する専門相談などの支援に取り組みます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用)</p> <p>(3) 平成21年6月1日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.50%にとどまっており、全国ワースト1位となっている。 経済・雇用状況が厳しい中、企業への啓発や職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組について国、関係機関等とさらに連携して実施し、障がい者雇用の促進に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 障がい者雇用の促進を図るため、三重労働局や県内ハローワーク、(社)三重県雇用開発協会等と連携して下記の取組を実施しました。</p> <p>(1) 啓発・広報等による障がい者雇用にかかる理解の醸成</p> <p>① 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の運用</p> <p>② 障がい者雇用優良事業所等表彰</p> <p>③ 障害者雇用支援月間における駅頭啓発</p> <p>④ 障がい者雇用アドバイザーによる企業への個別啓発及び求人情報の収集</p> <p>(2) 実習・訓練等による職業能力開発</p> <p>① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施</p> <p>② 津高等技術学校でOA事務訓練(期間1年間)の実施</p> <p>③ 職場適応訓練事業の実施</p> <p>④ 障がい生徒職域開発促進事業の実施</p> <p>⑤ 第8回三重県障がい者技能競技大会の開催</p> <p>(3) その他</p> <p>① 公正採用選考研修会の開催</p> <p>② 障がい者就職面接会の開催</p> <p>③ ジョブサポーターの派遣</p> <p>④ 農業分野における障がい者地域人材育成事業の実施</p> <p>⑤ IT技術を活用した障がい者在宅就業支援ふるさと雇用再生特別基金事業</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職業相談、啓発・広報</p> <p>① 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度による登録状況 登録件数：雇用促進事業所：7事業所、就労支援事業所等：29事業所(平成23年3月末現在)</p> <p>② 障がい者雇用優良事業所等表彰 1社</p> <p>③ 障害者雇用支援月間における駅頭啓発実施回数 駅頭啓発：1回(障がい者雇用支援月間：9月)</p> <p>④ 障がい者雇用アドバイザーによる個別啓発実施事業所数等 訪問事業所数：310事業所、開拓求人数：98人、委託訓練受講者：8人 (平成23年3月末現在)</p> <p>(2) 実習・訓練等による職業能力開発(平成23年3月末現在)</p> <p>① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数53人(うち47人修了、43人就職)</p> <p>② 津高等技術学校でOA事務訓練(身体障がい者対象、期間1年間) 入校者数10人(うち就職7人、就職以外の退校2人)</p> <p>③ 障がい生徒職域開発促進事業による職場実習受講生徒数300人(平成23年3月末見込)</p> <p>④ 第8回三重県障がい者技能競技大会の競技種目及び参加者数 競技種目(参加者数)：機械CAD(2人)、喫茶サービス(9人)、電子機器組立(2人) パソコン文書作成(15人)、パソコン表計算(11人) パソコン文書作成視覚障がい者の部(5人)</p>

(3) その他

- ① 公正採用選考研修会の開催回数及び参加者数 開催回数：5回、参加者数：338事業所
- ② 障がい者就職面接会の開催回数、参加企業数及び参加者数
開催回数：7回、参加企業数：144社、参加者数：912人（いずれものべ数）
- ③ ジョブサポーターの派遣件数 延べ301件 対象者31名（平成23年3月末見込）
- ④ 農業分野における障がい者地域人材育成事業
実施団体：4団体、雇用障がい者数：20人（平成23年3月末現在）
- ⑤ I T技術を活用した障がい者在宅就業支援ふるさと雇用再生特別基金事業
委託先：障がい者の在宅就業を行うNPO、業務開拓及び在宅就業者の支援を実施

平成23年度以降（取組予定等）

平成22年度の民間企業における障がい者実雇用率は、前年と同じ1.50%で、2年連続で全国最下位でした。そのため、国等関係機関との連携による障がい者雇用促進のための啓発活動や職業能力開発等の従来の取組に加え、平成23年度には新たに身体障がい者を対象に座学研修とインターンシップを組み合わせた人材育成事業を実施し、約40人の身体障がい者の早期の就職を支援します。

また、実際の就業を通じた障がい者雇用の事例を収集し、障がい者雇用のノウハウの取得を目的とした「障がい者雇用モデル構築事業」を平成23年2月から実施しており、障がい者の雇用を促進するとともに、得られたノウハウは、今後の企業等への普及・啓発活動に活用します。この事業では、障がい者の新規雇用は15人を予定しています。

今後の成長分野として期待されている農業分野においても、障がい者の雇用を促進するための人材育成を進めるとともに、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した雇用事業を新たに実施し、農業分野を障がい者の雇用の場として、拡大していきます。新規雇用は20人を予定しています。

さらに新規事業として、短期間の職場実習事業を行い、障がい者雇用の前段階である実習を拡大します。これにより、延べ60人ほどが実習予定です。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県内の消費生活相談体制)</p> <p>(4) 安全で安心できる消費生活の確保を図るため、消費者相談、消費者啓発、事業者指導を三本柱として、市町と連携しながら消費者行政の推進に取り組んでいるところである。</p> <p>しかしながら、市町においては、平成21年9月に施行された消費者安全法により消費生活相談対応が義務付けられている中で、9市2町で消費生活相談員による相談対応が行われているが、その他の市町では、相談窓口は設置しているものの、相談員は配置していない。</p> <p>また、県全体の相談件数における市町の相談分担率が、全国平均62.0%に対し、本県は45.5%と低くなっており、十分な相談体制が確立されているとは言えない状況にある。</p> <p>今後も引き続き、市町に対し、消費生活相談窓口の充実を働きかけるとともに、消費生活相談員や職員の資質向上を図るなど、市町の相談体制の充実を促進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>市町の相談体制を充実強化するため、消費者行政担当課長会議(3回)や消費者行政活性化基金ブロック会議(8回)などを通じて相談体制の充実や三重県消費者行政活性化基金の積極的な活用を求め、必要に応じて各市町を訪問し、市町で取組を進めるための具体的アドバイスを行いました。</p> <p>また、市長会や町村会において各自治体の首長に理解を訴えるとともに、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(2回)において、企画や総務担当にも消費者行政に対する取組の充実強化について説明を行いました。</p> <p>平成22年8月には、消費者行政活性化基金要領の改正により、基金の計画期間が平成24年3月31日から平成25年3月31日に1年間延長されたことを受け、アンケートによる延長希望の調査(29市町中24市町が延長希望)を行うとともに、会議を開催して一層の活用を市町に求めました。</p> <p>また、平成22年12月に国から示された「住民生活に光をそそぐ交付金」の活用について、説明会(2回)を開催するとともに、市町からの個別相談を受け活用を支援しました。</p> <p>県の支援に対する市町の要望を把握するため、消費者団体に調査を依頼しました。その結果、財政的支援に加え、技術的支援のニーズが高いことが分かりました。そのため、市町への巡回指導を行うとともに、消費生活相談員や相談担当職員に対し、相談員勉強会の開催(6回7テーマ)や情報の提供に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>消費生活センターの設置及び消費生活相談員の配置については、平成21年4月では6市でしたが、平成22年10月では9市2町となりました。平成23年度中には12市5町となる予定です。</p> <p>また、消費生活相談員の配置等は行わないが、三重県消費者行政活性化基金を活用して相談担当職員の研修等への参加など相談体制の充実を図る市町は、平成21年度は10市2町でしたが、平成22年度は14市8町となりました。平成23年度中には14市11町が予定しています。</p> <p>国民生活センターと地域をつなぐPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の設置は、平成21年度は7市1町でしたが、平成22年度は12市7町となりました。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、県独自の巡回指導(16市町毎に月2回ずつ予定)を行うとともに、市町の支援体制を充実します。</p> <p>(2) 国が設置する消費者ホットラインの接続先を市町に変更することで市町の消費者トラブルに対する認識を高め、市町の取組を促進します。</p> <p>(3) 消費生活相談員の配置について、29市町に整備されることを目標に、市町と連携し検討していきます。</p> <p>(4) 市町の相談窓口が消費者にとって、もっとも身近で信頼できる存在となるよう、市町の取組を支援します。</p> <p>(5) 市町の相談窓口の充実強化を図るため、引き続き、研修会や勉強会の開催等などにより市町の取組を支援します。</p>

監査の結果						
<p>1 事業の執行に関する意見 (高齢者の交通事故防止)</p> <p>(5) 交通事故の防止については、様々な取組により、平成21年において人身事故件数は11,372件で前年より514件減少し、負傷者数も15,126人で前年より482人減少しているが、交通事故死者数は112人で前年より2人増加している。</p> <p>特に、高齢者の死者は9人増加し、全交通事故死者のうち高齢者の占める割合は全体の60%近くを占め、その率も年々上昇している。</p> <p>今後、高齢社会の進展により高齢者が関与する事故の増加が予想されることから、高齢者の交通事故防止の取組について、関係機関等との連携を強め、より一層推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>						
講じた措置						
平成22年度						
<p>1 実施した取組内容</p> <p>四季の交通安全運動など年間を通じた広報啓発活動において「高齢者の交通事故防止」を運動の重点目標の一つと位置づけ、関係機関等と連携して運動を展開するとともに、「交通弱者の交通安全意識啓発事業」を実施し、高齢者に対して啓発活動を行う交通安全活動指導員（シルバーリーダー）を育成しました。</p> <p>また、高齢運転者による事故が増加していることから、三重県交通対策協議会（会長：三重県知事）の安全部会において、運転免許証を自主的に返納された高齢者の方に対する支援策について取り組みました。</p>						
<p>2 取組の成果</p> <p>平成22年度は260名の交通安全活動指導員（シルバーリーダー）を育成し、老人クラブを中心に各地域においてさまざまな交通安全活動を展開しました。</p> <p>また、年間を通じて広報啓発活動を実施した結果、高齢者に係る死者数は対前年比6名の増加となりましたが、全体に占める高齢者の割合は52.6%となり、事故件数、負傷者数についても減らすことができました。主な状況は次のとおりです。</p>						
	平成22年			(参考) 平成21年		
	高齢者	全体	高齢者の占める割合	高齢者	全体	高齢者の占める割合
高齢者事故件数 (第一・第二当事者が高齢者)	2,867	11,275	25.4%	2,993	11,372	26.3%
高齢死者数	71	135	52.6%	65	112	58.0%
高齢負傷者数	2,126	14,878	14.3%	2,236	15,126	14.8%
高齢ドライバー事故件数 (原付以上、第一当事者が高齢者)	1,673	10,797	15.5%	1,777	10,847	16.4%
<p>※「第一当事者」とは、交通事故に関与した人のうち、相対的に交通事故の原因となる過失が最も重い当事者をいい、過失が同程度の場合には人身被害（死傷程度）が最も軽い者をいいます。</p> <p>また、運転免許証を自主的に返納された高齢者の方に対する支援策として、平成23年1月20日から、県内の路線バスの運賃割引制度を開始しました。</p>						
平成23年度以降（取組予定等）						
<p>引き続き、高齢者の交通事故防止を重点に関係機関等と連携して広報啓発活動を実施するとともに、運転免許証を自主的に返納された方の支援施策をさらに充実させるために関係機関・団体に働きかけていきます。</p> <p>また、「交通弱者の交通安全意識啓発事業」に代わる事業として、「交通弱者の交通事故防止事業」を新たに実施し、これまでで育成した交通安全活動指導員（シルバーリーダー）の活動をより活性化させるとともに、交通安全講習の受講機会の少ない高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。</p>						

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (多文化共生社会づくり)</p> <p>(6) 多文化共生社会づくりのためには、市町を中心に多様な主体が連携し、取組方向や役割などの意識を共有することが重要であることから、みえの舞台づくりプログラム「多文化共生社会へのステップアップ・プログラム」により、多様な主体のネットワーク形成など、多文化共生社会の基盤づくりに努めたところである。</p> <p>経済状況の悪化等により、21 年末の外国人登録者数が、平成元年以降初めて減少した一方で、深刻な問題を抱える外国人住民が少なくない。</p> <p>このことから、今後、三重県多文化共生推進会議を中心として「三重県国際化推進指針（第1次改訂）」の策定を進める中で、これまでの取組を総括したうえで、環境の変化などを反映した今後の取組方向を協議し、多文化共生社会づくりの基盤をより強固なものとなされたい。</p> <p>(人権・社会参画・国際分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>指針の改訂にあたっては、外国人住民を含む多様な主体で構成する「三重県国際化推進指針策定委員会」を設置しました。会議では現行指針策定後の成果と課題を総括し、経済環境の悪化や定住化の進展という社会環境の変化を踏まえて、現状と課題、今後の施策の方向性等の検討を行いました。</p> <p>また、庁内、市町担当課長会議の開催、パブリックコメントの募集等を行うことにより、幅広い意見を指針に反映しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 3 月に「三重県国際化推進指針（第1次改訂）」を策定しました。</p> <p>多様な主体と協働・連携して多文化共生社会づくりを進めていくことを基本として、以下のとおり新たな視点の取組を盛り込み改訂を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国人住民と日本人住民の相互理解、外国人住民のよりスムーズな日本社会への適応を進めるため、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及 ○就労に結びつく資格や技術取得など、学習者の多様なニーズに対応するための日本語支援ボランティアのスキルアップ、外国人向け職業訓練プログラムの実施等の就労支援の充実 ○小中高と連携した体系的な日本語指導、不就学等の問題解消に向けた取組の推進、地域と連携した多文化共生社会の拠点となる学校づくりの推進等、定住化の進展に伴う、外国人児童生徒等の教育課題への総合的な取組
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 22 年度に策定した「三重県国際化推進指針（第1次改訂）」に基づき、多文化共生社会づくり推進のため、多様な主体とのネットワーク・コミュニケーションをより強化し、多文化共生社会づくりに主体的に取り組むための環境整備を行っていきます。</p> <p>また、経済状況の悪化に伴い、問題を抱える外国人住民を支援するため、引き続き、就業に結び付けるための日本語教室や専門的な相談会を開催するとともに、多様な主体のネットワークを活用した相談の充実を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 文化会館使用料の収入未済額が 110,000 円（対前年度比 12.2%）あり、前年度より減少しているが、減少額の大半は不納欠損処理によるものであるため、現在ある債権については、分納を進めるなどして時効中断に努め、その収納を促進されたい。（文化・生涯学習分野）</p> <p>(イ) 家屋貸下料等の収入未済額が 43,606,292 円（対前年度比 98.8%）あり、前年度と比べて 515,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に一層努められたい。（勤労・生活分野）</p> <p>(ウ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が 297,000 円（対前年度比 94.6%）あり、前年度と比べて 17,000 円減少しているものの、今後ともその収納促進に努められたい。（人権・社会参画・国際分野）</p> <p>(エ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 公有財産使用許可にかかる使用料において、土地使用料として収納すべきところを建物使用料として収納していた。（経営企画分野）</p> <p>(2) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。（文化・生涯学習分野）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) 三重県総合文化センターへの指定管理者制度導入と同時に利用料金制を導入した平成 16 年 10 月 1 日以前の収入未済を県が引き継ぎ、平成 17 年 3 月以降、債務者に対して督促を行ってきました。平成 21 年度末の未収額は 110,000 円（2 件）で、引き続き催告を実施し、未収金の収納に努めました。（文化・生涯学習分野）</p> <p>(イ) 中小企業従業員住宅家屋貸下料（和解案件 1、その他 1）</p> <p>和解案件については、延滞分も含めて、返済計画に基づき返済を求めました。</p> <p>他の 1 件についても、納付誓約書に基づき返済を求めました。</p> <p>ともに、定期的に電話での督促も実施しました。（勤労・生活分野）</p> <p>(ウ) 収入未済金の回収に向けて、月 1 回程度債務者宅を訪問するなどにより面談を行い、納付を促しました。（人権・社会参画・国際分野）</p> <p>(エ) (1) 予算計上及び調定更正時の誤りに起因するものであったため、正確な予算計上を行いました。調定を行う際は十分確認を行うよう、関係所属を指導しました。（経営企画分野）</p> <p>(2) 雇用保険料算定にあたっては、徴収誤りがないよう、確認を十分に行いました。（文化・生涯学習分野）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) うち 70,000 円（1 件）は分納により全て納付されましたが、残り 40,000 円（1 件）については時効によりやむを得ず不納欠損処理を行いました。（文化・生涯学習分野）</p> <p>(イ) 中小企業従業員住宅家屋貸下料（和解案件 1、その他 1）</p> <p>和解案件については、平成 23 年 3 月末現在までで 455,000 円の支払いがありました。</p> <p>他の 1 件は、経営環境が改善されず悪化しているため支払いが滞りがちですが、平成 23 年 3 月末現在までに 75,000 円の支払いがありました。（勤労・生活分野）</p> <p>(ウ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金において 8,000 円、妊産婦出産費補助金返還金において 11,000 円が納付されました。（残額計 278,000 円 平成 23 年 3 月末現在）</p> <p>(人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(エ) (1) 正確な予算計上及び調定が行われています。（経営企画分野）</p> <p>(2) 適正に雇用保険料を徴収することができました。（文化・生涯学習分野）</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (ア) 文化会館使用料については、現在収入未済のものはありません。 (文化・生涯学習分野)
- (イ) 中小企業従業員住宅家屋貸下料（和解案件 1、その他 1）
和解案件については、延滞分も含めた返済計画書に基づき、納入が滞らないよう管理していきます。他の 1 件についても、納付誓約書に基づき、未収金の回収を図っていきます。
ともに定期的に電話による督促を行っていきます。 (勤労・生活分野)
- (ウ) 今後も定期的に債務者宅を訪問するなどにより納付を促し、収入未済額の減少に努めます。
(人権・社会参画・国際分野)
- (エ) (1) 引き続き、予算計上及び調定が正確に行われるよう指導を行います。 (経営企画分野)
(2) 引き続き、徴収事務が適正に行われるよう、総務事務センターと連携し雇用保険料の徴収を行っていきます。 (文化・生涯学習分野)

部局名 生活・文化部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 イ 地域機関分 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 <p style="text-align: right;">(博物館)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 新システム移行に際して、経理担当者が、賃金職員の雇用保険の加入・非加入について再認識し、誤りのないよう徹底し、徴収誤りがないよう、上席者を含む複数職員により確認を十分に行いました 2 取組の成果 適正に雇用保険料を徴収することができました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 規則等に基づいた適正な事務処理を行っていきます。

部局名 生活・文化部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
(1) 【全国俳句募集「国の一句」審査業務委託】	
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(文化・生涯学習分野)
(2) 【「伝えて広めるプロジェクト」番組制作業務委託】	
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(文化・生涯学習分野)
(3) 【みんなでつくる博物館会議広報番組制作・放送業務委託】	
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(文化・生涯学習分野)
(4) 【ワークショップ「モノってなんだろう？」参加者募集チラシ作成業務委託】	
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(文化・生涯学習分野)
(5) 【「四季の交通安全運動」啓発用テレビスポット放送業務委託】	
精算払い時に履行確認できる書類が一部徴収されていなかった。	(勤労・生活分野)
(6) 【多様な主体による人権活動把握事業（緊急雇用創出事業）業務委託】	
完成認定書の「契約締結日」に「委託期間の開始日」を記載していた。	(人権・社会参画・国際分野)
(7) 【統計調査サポート事業業務委託】	
契約の履行完了時の検査において、業務完了前に、履行確認を実施していた。	(人権・社会参画・国際分野)
(8) 【平成21年度医療通訳ボランティア事業業務委託】	
契約書に「個人情報取扱特記事項」が添付されていなかった。	(人権・社会参画・国際分野)
講じた措置	
平成22年度	
1 実施した取組内容	
(1) 担当職員の間で事前検査の必要な場合について、ミーティングで議題とし、共通認識を持ち、再発防止に努めました。	(文化・生涯学習分野)
(2)～(4) 経理担当者が事前検査について、再認識し、検査もれのないよう徹底しました。	(文化・生涯学習分野)
(5) 精算払い時に履行確認できる書類として、スポット放送確認書を徴収し支出命令書に添付することとしました。	(勤労・生活分野)
(6) 決裁時に主務者、副務者において添付書類の記述内容の確認を行いました。	(人権・社会参画・国際分野)
(7) 各職員に委託業務が完全に終了した後に実績報告を受領し履行確認を行うよう徹底するとともに、委託先に委託業務のための雇用が終了するなど委託業務が完全に終了した後に実績報告を提出するよう申し入れました。	(人権・社会参画・国際分野)
(8) 契約書作成時に「個人情報取扱特記事項」を添付するよう職員に周知徹底しました。	(人権・社会参画・国際分野)
2 取組の成果	
(1) 今年度の同様の契約では、事前検査を受けました。	(文化・生涯学習分野)
(2)～(4) 事前検査について、経理担当者が再認識し、意識づけを行ったことにより、適切に事前検査を受けることができました。	(文化・生涯学習分野)
(5) スポット放送確認書を徴収することにより、履行確認を確実に行いました。	(勤労・生活分野)
(6) 記述誤りのない完成認定書を作成しました。	(人権・社会参画・国際分野)
(7) 平成22年度は上記の取組を行い、すべて委託業務完了後に履行確認を行いました。	(人権・社会参画・国際分野)

- (8) 個人情報取扱事務委託基準、会計規則に従い適正に契約書を作成しています。
(人権・社会参画・国際分野)

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 今後とも引き続き事前検査を徹底いたします。(文化・生涯学習分野)
- (2)～(4) 引き続き、執行伺い決裁後の出納局事前検査について、適切に処理するよう努めます。
(文化・生涯学習分野)
- (5) 引き続き、確実な履行確認に努めます。(勤労・生活分野)
- (6) 引き続き、記載誤りがないように決裁時に主務者、副務者において添付書類の記述内容の確認を行います。
(人権・社会参画・国際分野)
- (7) 今後も職員に会計事務について周知をはかり、適切な事務執行に努めます。
(人権・社会参画・国際分野)
- (8) 個人情報取扱事務委託基準、会計規則を遵守し、適正な契約事務に努めています。
(人権・社会参画・国際分野)

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(9) 【人権啓発講習会】 予定価格が設定されていなかった。 (桑名県民センター)</p> <p>(10) 【平成 21 年度北勢地域職員人権研修会実務業務委託】 契約履行完了時の検査結果が記録されていなかった。 (四日市県民センター)</p> <p>(11) 【北勢地域「ミニ人権大学講座」実務業務】 契約履行完了時の検査結果が記録されていなかった。 (四日市県民センター)</p> <p>(12) 【北勢地域行政職員人権フィールドワーク委託事業】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (鈴鹿県民センター)</p> <p>(13) 【平成 21 年度地域人権啓発事業「人権落語」委託事業】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (鈴鹿県民センター)</p> <p>(14) 【ミニ人権大学講座】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (津県民センター)</p> <p>(15) 【人権啓発講演会】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (津県民センター)</p> <p>(16) 【松阪県民センター管内職員人権研修委託】 執行伺い等において、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。 (松阪県民センター)</p> <p>(17) 【人権啓発推進モデル企業養成講座委託】 講座の開催通知において、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。 (松阪県民センター)</p> <p>(18) 【「松阪・伊勢ミニ人権大学講座」委託】 ・押印のない見積書を契約締結の起案に添付していた。 ・執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。 (松阪県民センター)</p> <p>(19) 【人権出前講座】 三重県会計規則に定める時期に支出負担行為の整理がされていなかった。 (伊勢県民センター)</p> <p>(20) 【平成 21 年度地域人権啓発事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (熊野県民センター)</p> <p>(21) 【平成 21 年度ミニ人権大学講座業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・完成認定書が作成されているが、所属長の押印がなかった。 (熊野県民センター)</p> <p>(22) 【平成 21 年度市町長等人権懇話会】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (熊野県民センター)</p> <p>(23) 【構内樹木管理業務委託】 契約の履行完了時の検査が記録されていなかった。 (津高等技術学校)</p>	
<p>講じた措置</p>	
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(9) 予定価格を設定するようにしました。(桑名県民センター)</p> <p>(10) (11) 今回の指摘事項について同じ誤りがないよう、職員に周知徹底しました。 (四日市県民センター)</p> <p>(12) (13) 会計規則等を遵守し、執行伺い決裁後の出納局事前審査を受けることを徹底しました。 (鈴鹿県民センター)</p> <p>(14) (15) 執行伺い決裁後には、出納局事前検査を受け、適正に会計事務を行うよう留意しています。 (津県民センター)</p> <p>(16) (17) (18) 公印が省略できる文書であったため、校合欄の使用を省略していましたが、その後は校合欄への押印をするようにしました。 (松阪県民センター)</p>	

- (18) 見積額の早期確認のため、メールで送信していただいたものを添付していたため押印がありませんでしたが、押印のある見積書を契約締結の起案に添付しました。(松阪県民センター)
- (19) 今回の指摘事項について周知し、同じ誤りが発生しないよう徹底しました。(伊勢県民センター)
- (20) 出納局事前検査もれがないよう担当者を指導するとともに、決裁者(室長、課長)での審査確認を徹底しました。(熊野県民センター)
- (21) ・出納局事前検査もれがないよう担当者を指導するとともに、決裁者(室長、課長)での審査確認を徹底しました。
・完成認定書の押印忘れがないよう、決裁後の処理については、決裁者(室長、課長)での確認を徹底しました。(熊野県民センター)
- (22) 出納局事前検査もれがないよう担当者を指導するとともに、決裁者(室長、課長)での審査確認を徹底しました。(熊野県民センター)
- (23) 検査記録するとともに、会計規則の遵守及びチェック意識の強化を図りました。(津高等技術学校)

2 取組の成果

- (9) 適正な事務処理を行うことができました。(桑名県民センター)
- (10)(11) 会計規則等に基づき、適正な事務処理を行いました。(四日市県民センター)
- (12)(13) 会計規則等に従い適切な処理に努めています。(鈴鹿県民センター)
- (14)(15) 会計規則等に基づき、適正な事務処理が行われるようになりました。(津県民センター)
- (16)(17)(18) 公印が省略できる文書でも、校合欄を使用するようにしました。(松阪県民センター)
- (18) 契約締結の起案には、押印のある見積書を添付いたします。(松阪県民センター)
- (19) 会計規則等に基づき、適正な事務処理が行われています。(伊勢県民センター)
- (20) 事前検査事務の必要性を、課内ミーティング等で再確認し、再発の防止に努めています。(熊野県民センター)
- (21) 完成認定書の押印もれ、事前検査事務の必要性を、課内ミーティング等で再確認し、再発の防止に努めています。(熊野県民センター)
- (22) 事前検査事務の必要性を、課内ミーティング等で再確認し、再発の防止に努めています。(熊野県民センター)
- (23) 会計規則に基づき、適正に処理されています。(津高等技術学校)

平成23年度以降(取組予定等)

- (9) 引き続き適正な事務処理に努めます。(桑名県民センター)
- (10)(11) 引き続き、会計規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。(四日市県民センター)
- (12)(13) 引き続き、会計規則等を遵守し適正な処理に努めます。(鈴鹿県民センター)
- (14)(15) 引き続き、執行伺い決裁後には、出納局事前検査を受けるようにし、適正な事務処理に努めます。(津県民センター)
- (16)～(18) 公印が省略できる文書でも、校合欄を使用するようにしました。(松阪県民センター)
- (18) 契約締結の起案には、押印のある見積書を添付いたします。(松阪県民センター)
- (19) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。(伊勢県民センター)
- (20)～(22) 事業担当者、経理担当者の連携を密にして、引き続き、適正な事務処理を行っていくよう努めます。(熊野県民センター)
- (23) 会計規則を遵守し、適正な事務執行を行うよう努めていきます。(津高等技術学校)

部局名 生活・文化部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処世上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 旅費	
(1) 【企画展関係打合、資料収集関係調査等】	
復命書の記載が不十分であった。	(美術館)
(2) 【第34回全国遺跡環境整備会議】	
用務地が島根県であるが、旅行命令権者が事前に早朝発であることのみを理由に、大阪経由でなく名古屋経由を承認していた。	(斎宮歴史博物館)
講じた措置	
平成22年度	
1 実施した取組内容	
(1) 復命書への時間の記入を職員に徹底しました。	
総務事務センター旅費審査担当からの疑義の照会には適切確実に返答することを周知しました。	(美術館)
(2) 旅費規程の適正な執行について、所属内で周知徹底を図りました。	(斎宮歴史博物館)
2 取組の成果	
(1) 復命書において旅行内容が詳細に確認できるようになりました。	(美術館)
(2) 旅費規程に基づき、適正に執行されています。	(斎宮歴史博物館)
平成23年度以降(取組予定等)	
(1) 引き続き、復命書への時間等詳細な記入を徹底していきます。	(美術館)
(2) 今後も、出張の際には、事前に総務事務センターと十分協議を行ったうえ、旅費請求を行うこととします。	(斎宮歴史博物館)

部局名 生活・文化部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事	
業務委託契約等の執行について、事務処世上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ 物品等購入	
(1) 支出負担行為を遡って処理していた。	(津高等技術学校)
(2) 支出負担行為を遡って処理していた。	(斎宮歴史博物館)
講じた措置	
平成 22 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 会計規則を遵守した出納事務執行の徹底を図りました。	(津高等技術学校)
(2) 実際の発注時に、財務端末に入力するように徹底を図りました。	(斎宮歴史博物館)
2 取組の成果	
(1) 会計規則に基づき、適正に処理されています。	(津高等技術学校)
(2) 適正に財務端末処理を実施できました。	(斎宮歴史博物館)
平成 23 年度以降（取組予定等）	
(1)(2) 会計規則を遵守し、適正な事務執行を行うよう努めていきます。	(津高等技術学校、斎宮歴史博物館)

部局名 生活・文化部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(2) 通勤手当の通勤距離の測定が誤っていた。 (津高等技術学校)</p> <p>(3) 扶養手当の認定誤りがあった。 (津高等技術学校)</p> <p>(4) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。 (図書館)</p> <p>(5) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。 (美術館)</p> <p>(6) 住居手当の認定誤りがあった。 (斎宮歴史博物館)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 住居手当の認定書類について、速やかに提出させ確認を行いました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(2) 過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納手続きを行い、納入を確認しました。 (津高等技術学校)</p> <p>(3) 給与条例に基づき、適正な手当額を支給しました。 (津高等技術学校)</p> <p>(4) 住居手当の認定書類については、速やかに提出させ確認を行いました。 (図書館)</p> <p>(5) 住居手当の認定書類については、速やかに提出させ確認を行いました。 (美術館)</p> <p>(6) 総務事務センターと協議のうえ、会計規則に基づき、該当者に速やかに戻入を促し、納入を確認しました。 (斎宮歴史博物館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 総務事務センターにおいて、認定事務が適正に行われています。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(2)(3) 給与条例に基づき、総務事務センターにおいて適切に執行されています。 (津高等技術学校)</p> <p>(4) 関係書類提出のチェック意識が高まり、再発防止に向けての意識高揚が図られました。 (図書館)</p> <p>(5) 総務事務センターにおいて、認定事務が適正に行われています。 (美術館)</p> <p>(6) 総務事務センターにおいて、認定事務が適正に行われています。 (斎宮歴史博物館)</p> <p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1)～(6)</p> <p>職員の各種手当等に係る手続きについては、総務事務センターで執り行うこととなっていますが、総務事務センターでの業務運営が円滑に行われるように事前処理を的確に行います。</p> <p>(人権・社会参画・国際分野、津高等技術学校、図書館、美術館、斎宮歴史博物館)</p>

部局名 生活・文化部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 三重県公有財産規則に基づく公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。 (美術館)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(2) 公用車の損傷（修理代 81,419 円） (桑名県民センター)</p> <p>(3) 所在不明図書（39 冊 取得価格 49,160 円） (図書館)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア(1) 公有財産使用許可（貸付）台帳の記帳、整理が必要なことを担当者及び総務課で再確認し、過去にさかのぼり確認整理を実施しました。今後担当者が異動した場合も的確に引き継ぎを実施することを確認しました。 (美術館)</p> <p>イ(2) 今回の公用車の損傷は、相手方負担割合 100%の事故でしたが、公用車等による事故を未然に防止し、交通事故を少しでもなくすことを目的に、桑名庁舎職員を対象に安全運転講習会を実施するとともに、日頃から安全運転の呼びかけなどを行っています。 安全運転講習会 平成 22 年 10 月 26 日（火）、27 日（水） ①午前の部 9:30～10:40 ②午後の部 13:30～14:40 延べ 4 回 参加者 201 名（うち、県民センター 23 名） (桑名県民センター)</p> <p>イ(3) 磁気式図書貸出確認装置を出口に設置し、この装置に反応するタトルテープを本に装着することによって、不明図書の防止と抑止に努め適正な管理運営を行っています。 また、利用者の特に多い夏季期間中に館内巡回や館内各所に「貸出未手続きの図書はカバンに入れない」などの周知を行っています。 (図書館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア(1) 数年間整理されていなかった台帳を適切に整理できました。 (美術館)</p> <p>イ(2) 当該事故以降、公用車の事故は発生していません。 (桑名県民センター)</p> <p>イ(3) 磁気式図書貸出確認装置導入により昨年の 47 件より減少しており、着実に成果を上げています。また、職員に対しても正規の貸出手続きへの意識について喚起しているところです。 (図書館)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>ア(1) 引き続き事務を適切に実施していきます。担当者異動に伴う引き継ぎを確実に実施します。 (美術館)</p> <p>イ(2) 交通安全講習会を実施するなど、引き続き交通安全の徹底を図っていきます。 (桑名県民センター)</p> <p>イ(3) 磁気式図書貸出確認装置の適正な運用を図るとともに今後も来館者に対して注意を喚起し不明図書の縮減に努めていきます。 (図書館)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 旅費請求誤りにより歳出戻入を行っていた。(文化・生涯学習分野) (2) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(勤労・生活分野) (3) 委託料等の二重払い等により歳出戻入を行っていた。(人権・社会参画・国際分野) (4) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査において、定められた検査項目の一部を行っていなかった。(人権・社会参画・国際分野) (5) 印刷製本費において、予算残額を超えて支出負担行為を行っていた。(人権センター) (6) 公印使用について、起案文書の「公印、校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。(図書館)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員に対し適正な旅費規程の執行について周知を行いました。(文化・生涯学習分野) (2) 職員に対し適正な旅費規程の執行について周知するとともに、複数の担当者による審査の徹底を図りました。(勤労・生活分野) (3) 各担当職員は、委託料等の支払を行った場合、支払日を支出負担行為何いに記入することとしました。また、決裁者は支出負担行為何いに支払日の記入がないことを確認し決裁することとしました。(人権・社会参画・国際分野) (4) 職員に対し指摘事項について周知するとともに、自己検査をもれなく適正に行うよう努めました。(人権・社会参画・国際分野) (5) 担当者及び出納員による予算の残額確認を入念に行い、予算を超えた支出負担行為の防止に努めました。(人権センター) (6) 三重県事務決裁及び委任規則や三重県公印規則や同取扱規程等の関係法令について平素からの周知に努めるとともに公文書取扱主任者等の役割の徹底を図りました。(図書館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 旅費規程に基づき適正に執行されています。(文化・生涯学習分野) (2) 旅費規程に基づき適正に執行されています。(勤労・生活分野) (3) 上記の取組により支払について確認し二重払いを防止しており、平成 22 年度は委託料等の二重払いは発生していません。(人権・社会参画・国際分野) (4) 以降はもれなく行っています。(人権・社会参画・国際分野) (5) 予算額を超過することなく、適正に処理されています。(人権センター) (6) 以降は「公印、校合」もれは発生していません。(図書館)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き旅費規程について随時職員に周知していきます。(文化・生涯学習分野) (2) 引き続き適正な執行が行えるよう、複数担当者による審査を行うとともに、旅費規程について随時職員に周知していきます。(勤労・生活分野) (3) 平成 22 年度の取組を引き続き実施し、適切な会計事務の執行に努めます。(人権・社会参画・国際分野) (4) 引き続き適正な自己検査を実施していきます。(人権・社会参画・国際分野) (5) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。(人権センター) (6) 今後も、再度発生を防止するため、公文書に関して更なる意識向上に努めます。(図書館)</p>

部局名 生活・文化部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 博物館ホームページの一部のイベント情報が平成22年3月16日現在、平成20年4月16日現在の情報が掲載され、約2年間更新されていなかった。(博物館)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>従前のシステムは比較的複雑であり、不慣れな職員では階層の下方にある情報の更新を見落としがちでした。こうした反省から今回、博物館収蔵品のデータベース構築と同時にMACS+上にホームページを新たなデザインで移行しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県の共通システムで運用されているため各職員が扱いやすく、また各人が随意に担当箇所に入られることに加え新規情報掲載を一部自動化しました。これらの利点の外、外部に対してのセキュリティも向上しています。こうした結果、更新頻度も上がり、適切な管理を成し得ているものと考えます。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>データベースの充実と、一部ではあるがこれを公開していくことで利用者の利便に供したいと思えます。また、新博物館開館時には当ホームページを更に充実して新博物館ホームページとして稼働する予定です。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p> <p>(経営企画分野、保健・医療分野、福祉政策分野、こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 健康福祉部においては、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」により債権者の状況に応じた分類を行い、各所属において「年間未収金整理実施計画書」を作成し、個々の事案の状況に応じた対策を行っています。</p> <p>また、平成 22 年 12 月には取扱要綱を見直し、さらに債権者の個々の事案の状況に応じて対策方針を検討できるよう、「年間未収金整理実施計画書」の様式を改訂しました。</p> <p>(2) 健康福祉部各所属において、ケース記録、滞納整理台帳等により弁済能力を含めた債権者情報の管理を適正に行ったうえで、戸別訪問、電話督促、督促状・催告状の送付等の債権回収活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 年間未収金整理実施計画書の様式を、前年度に発生した未収金の発生原因や講じた措置・問題点を分析し、当該年度の取組に反映させる様式に変更したことにより、未収金縮減に向けた取組を行えるようにしました。</p> <p>(2) 健康福祉部の負担金等にかかる債務者は福祉施策の対象者であることから、債権の発生理由、債務者の返済資力、その他個別事情等を踏まえてケースごとにきめ細かな対応で徴収を図りました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 平成 22 年度に変更した計画書により、計画的に収入未済額の減少に一層努めていきます。</p> <p>(2) 弁済能力があると判断される債務者には厳正な対応が必要なことはもちろんですが、所在不明や生活困窮等の経済的理由により一度も返済できない債務者もあることから、一律に判断することには難しい側面もあります。</p> <p>したがって、このような状況も十分考慮したうえで、引き続き、「強制徴収事務の手引き」に基づき対応していきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。</p> <p>(経営企画分野、保健・医療分野、福祉政策分野、こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 健康福祉部本庁各室及び地域機関の担当者を対象とした「未収金担当者会議」を平成 22 年 8 月 5 日に開催し、新たな未収金発生の防止や、適正で効果的な債権の管理に努めるように依頼しました。また、会議後に「電話による納付折衝能力の向上」について研修会を実施しました。</p> <p>(2) 健康福祉部は未収債権管理事務嘱託員(3名)を雇用し、債務者に対し、個別訪問や電話での催告を実施しました。また、未収債権管理事務嘱託員を希望する県庁各室及び地域機関に派遣し、担当者と共に債権者に対する個別訪問を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収金担当者会議において意見交換を行うことにより、各所属の課題や問題解決方法について情報共有を行うことができました。</p> <p>また、研修会を実施することにより各担当者の折衝能力の向上が図られました。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員を派遣することにより、未収金の収納促進が図られるとともに、地域機関担当職員のスキルアップが図られました。</p> <p>(過年度分未収金の回収実績 38,180,829 円)</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き「未収金担当者会議」及び「研修会」を実施することにより担当者のスキルアップを図り、未収金の収納促進を行います。</p> <p>(2) 引き続き未収債権管理事務嘱託員を活用し、未収金の収納促進、県庁各室及び地域機関担当職員のスキルアップを行います。</p> <p>(3) 各部局の未収債権については、それぞれ発生の背景も異なり個々の制度の主旨等に即して回収業務に取り組んでいるところですが、各部局等の取組事例を参考にするなど、庁内の情報共有を図っていきます。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果
[共通意見] (公益法人制度改革) 本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 (経営企画分野、健康・安全分野、保健・医療分野、福祉政策分野、こども局)
講じた措置
平成22年度 1 実施した取組内容 健康福祉部では、今回の公益法人制度の抜本的な改革を契機とした各法人の主体的な公益目的事業の展開を支援できるよう、担当職員が研修等の受講により制度内容に対する理解を深めることに努めました。 ・公益法人移行セミナー等関係団体が主催する研修会へ担当職員を派遣 ・民間講師を依頼して部内関係職員を対象とした研修会を実施（1月24日、11名） ・新制度の下、法人からの相談に随時対応 2 取組の成果 健康福祉部が所管する68法人のうち、相談のあった法人に対し新制度における公益法人及び一般法人へ移行するにあたってのメリット・デメリットを説明する等、新制度移行に関する相談支援を行った結果、平成23年3月末日までに相談のあった27法人のうち、4法人が新法人への移行申請にいたしました。
平成23年度以降（取組予定等） 平成23年度は、移行に伴う手続きを進める法人が一挙に増加することが予想されることから、引き続き職員の新制度への理解を深めるとともに、平成22年度での申請手続きの経験を生かして、申請手続き上の的確な支援を行います。 また、法人移行手続きの進捗状況の確認・管理を行い、これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう努めます。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (がん対策の推進)</p> <p>(1) がんによる死亡者数の減少に向け「がん対策戦略プラン」を策定し取り組んでいるが、重点課題である「地域がん登録」の実施が遅れている。 また、がん検診の受診率についても全国順位が低位になっており、県内市町間で大きな格差が生じている。 引き続き、関係機関等との連携や検診の重要性などの啓発を実施し、計画に掲げられた目標の達成に向け取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「地域がん登録ワーキンググループ」により、地域がん登録の実施に向けて必要な取組について検討を行いました。 また来年度早期の実施に向けて必要な手続きを整理し、実施に向けた準備及び関係機関との調整を行いました。</p> <p>(2) がん検診受診率向上対策</p> <p>① 企業とのがん対策の推進に関する協定を締結し、がん検診の重要性の啓発のためのポスターやリーフレットを作成し、津まつり等で啓発活動を行いました。</p> <p>② NPO法人三重乳がん検診ネットワークと連携を図り、乳がん検診等受診率向上事業として、乳がん検診受診率 50%以上 (特に 40～50 歳代)、企業検診を含めた乳がん検診の実態把握、質の高い乳がん検診の実施 (精度管理の向上) を目標として取組を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>がん検診受診率向上に向けて、平成 22 年度から新たに企業やNPO法人と連携を図りました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、企業やNPO法人と連携を図り、がん検診受診率向上に向けた取組を行います。</p> <p>(2) 市町で実施している乳がん・子宮頸がん無料クーポン券の利用率向上や、がん検診受診率向上に有効と考えられている個別勧奨の実施等について検討を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (自殺対策の推進)</p> <p>(2) 県では「自殺対策行動計画」を策定し取組を実施しているが、県内の自殺者数は平成10年に452人と大幅に増加し、以降400人前後の高い水準で推移している。 引き続き、関係機関等と連携し自殺者の減少に向け取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>(1) 関係機関、部署等が連携して総合的、効果的に自殺対策を推進していくため、三重県自殺対策推進部会、自殺対策推進会議を開催し、取組の検討や情報共有等を行いました。</p> <p>(2) 自殺予防に向け、県民に対して幅広く普及啓発を行いました。 ・9月 自殺予防週間における街頭啓発 ・10月～3月 映画館において映画上映前に自殺予防のシネアドCMを上映 ・3月 自殺対策強化月間における街頭啓発、シンポジウムの開催</p> <p>(3) 各相談機関の連携を図り相談者が身近に相談できる環境を整えるため、相談担当者等への人材育成や市町・民間団体等への支援を行いました。 ・8月、9月 相談窓口担当者を対象にした人材育成研修の開催(4回、91名参加) ・2月 かかりつけ医うつ病対応力向上研修の開催(58名参加) ・自殺対策強化に取り組む市町・団体への助成</p> <p>(4) 東紀州地域の自殺率が高いことから、東紀州地域自殺対策連絡会を開催し、地域における普及啓発を行いました。また、住民意識調査等による要因分析や、熊野自殺防止センターにおける相談体制の充実を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県自殺対策推進部会、自殺対策推進会議での意見交換、情報共有を通して、関係機関、部署等が連携して横断的な事業推進を図りました。</p> <p>(2) 県下の主要駅(8駅)や県下全域の映画館(5館)において自殺予防の普及啓発を行うことにより、県民に幅広く普及啓発しました。</p> <p>(3) 自殺対策強化に取り組む市町・団体への助成については、平成21年度は6市町でしたが、平成22年度は14市町、1団体に補助を行いました。</p> <p>(4) 東紀州管内の全市町で自殺予防啓発劇を公演(5回、来場者数1,214人)したことにより、東紀州地域の自殺率が高いという認識をもつ住民が増加しました。また、住民意識調査等による要因分析の調査結果から課題を検討し、今後の自殺対策への取組に反映させました。</p> <p>(5) 県や市町、民間団体等が地域全体で自殺対策を推進したところ、警察庁の平成22年警察統計の速報値では、三重県の自殺減少率は24.6%と、全国で最も高くなっています。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 平成23年4月に自殺対策の拠点となる三重県自殺予防情報センターをこころの健康センター内に設置し、自殺を考えている人や自殺者の遺族に適切な支援を提供する体制を整備します。</p> <p>(2) 自殺のサインに対する気づきや悩みの相談に対する基礎的な知識を持った人材(メンタルパートナー)を地域で育成し、身近な人の気づきが相談につながるように相談支援を強化します。 また平成26年度末までにメンタルパートナーを2万人育成していきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (医師・看護職員確保の取組)</p> <p>(3) 県は医師・看護職員の確保のため、修学資金貸与制度、医療キャリアサポートシステム、みえ医師バンク、ナースバンク等に取り組んでいるが、県内の医師・看護師数は、人口10万人当たりで全国平均を下回っており全国順位も低位にとどまっている。また、助産師数については、全国47位と最下位となっている。</p> <p>引き続き、医師・看護職員確保対策の一層の充実を図り、県民が安心して暮らせるよう良質な医療サービスの提供体制を確保されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成22年度においては、伊賀地域の二次救急輪番に2日間の空白日が生じるなど、地域医療の状況が一層深刻化した事態を受け、平成22年9月14日に知事から「みえの地域医療を守る緊急メッセージ」を発表して、医師確保対策チームの設置による全国各地からの医師の招へい、病院勤務医の負担軽減対策への支援など、地域医療の確保に向けた緊急対策に取り組みました。</p> <p>(2) 看護職員の定着促進を図るため、新人看護職員の卒後研修体制の構築支援に新たに取り組むとともに、不足が著しい助産師の確保に向けて、助産師修学資金の貸与や、平成22年4月に開校した助産師養成校の運営支援などの取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 医師確保対策チームの活動により、数名の医師から三重県内での勤務について照会があり、県内への招へいに向けた調整を進めました。また、病院勤務医負担軽減対策では、県内の10病院から新たな取組の提案があり、うち5病院の取組を採択して支援することとしました。</p> <p>(2) 助産師修学資金貸与制度では、新たに9名の学生に修学資金を貸与するとともに、昨年4月に開校した助産師養成校では、29名の助産師が輩出されました。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 医師確保対策では、平成22年度に引き続き緊急対策の取組を推進するとともに、救急医療などを中心となって支える若手医師の養成・確保に向けて、新たに創設した研修医研修資金貸与制度の運用、臨床研修病院の魅力向上・競争力強化の支援などに取り組めます。</p> <p>(2) 看護職員確保対策では、新人看護職員の卒後研修体制構築支援事業において、新たに教育担当者研修、実地指導者研修を実施するとともに、専任教員養成講習会、新人助産師合同研修など新たな取組により、看護職員の確保と県内定着を一層促進します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (救急医療体制の整備)</p> <p>(4) 県は地域医療再生計画を策定する中で救急医療体制の整備についても取組を進めているところであるが、県内では、救急搬送中の死亡事案が発生したり、救急医療体制の維持が困難になってきている地域が存在している。</p> <p>医師確保が困難な中、救急医療体制の整備についても苦慮しているが、緊急の課題であることから、さらに取組を加えて進捗を図ることにより救急医療体制を確保されたい。</p> <p>(保健・医療分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 22 年 6 月に中勢伊賀保健医療圏で初めて、三重大学医学部附属病院を救命救急センターに指定しました。これにより県内の救命救急センターは、県立総合医療センター、市立四日市病院、山田赤十字病院と合わせ 4 ヶ所となりました。</p> <p>(2) 消防法の改正に基づき、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくし、傷病者の状況に応じた適切な搬送・受入れを実施するため、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」(以下、「実施基準」)を平成 22 年 9 月に策定・公表しました。また、実施基準の運用に向けて、関係機関に周知を行うとともに、平成 23 年 1 月に各地域の消防機関や医療機関の関係者を対象として、実施基準指導者講習会を開催しました。</p> <p>(3) 平成 15 年 1 月から実施している和歌山県、奈良県との 3 県共同によるドクターヘリの運航に加え、県内全域をカバーする県独自のドクターヘリ導入に向けて、三重県医療審議会救急医療部会ドクターヘリ導入検討分科会において、基地候補病院からのヒアリングを行うなど、基地病院選定に向けて検討を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重大学医学部附属病院が三次救急医療機関として、重篤な救急患者を 24 時間、365 日受け入れる体制が確保されるとともに、初期救急医療、二次救急医療の後方支援などの役割を果たす三次救急体制の充実が図られました。</p> <p>(2) 平成 23 年度からの実施基準の運用開始に向けて、各地域において救急隊員への教育が行われるなど、実施基準の運用体制の構築が進められました。また、実施基準の運用により、救急隊員及び医療従事者が統一した判断基準に基づいて、患者の重症度を適切に判断することが可能となることや受入医療機関が速やかに決まらない場合に、受入れ先を確保するための基準を定めており、受入医療機関の選定困難事案が減少する見込みです。</p> <p>(3) 三重県医療審議会救急医療部会からの意見を受け、平成 22 年 9 月に三重県として、三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院の 2 病院を基地病院と決定しました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 初期救急の医療情報を県民に提供し、適切な受診行動を促進するため、救急医療情報システムをより使いやすいシステムに改良し、平成 23 年 10 月からの運用を行います。</p> <p>(2) 実施基準の運用状況が適切に検証され、必要に応じて見直しが行われる体制の構築を進めます。</p> <p>(3) 本県独自のドクターヘリについて、今後は、ドクターヘリの基地病院となる三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院が連携体制を構築し、必要な準備を着実に進めていけるよう必要な支援や調整を行い、平成 23 年度中の運航開始をめざします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県立病院改革の推進)</p> <p>(5) 県立病院改革については、県議会における議論やパブリックコメント、住民説明会等における様々な意見等の聴取を経て、平成22年3月に基本方針を策定したところである。 今後は、総合医療センター、志摩病院について基本方針に定められた工程に沿って手続きを進めるとともに、一志病院、こころの医療センター、病院事業庁（県立病院経営室）の24年度以降の運営体制について、工程等を検討し明らかにされたい。 (分野外 県立病院改革プロジェクト)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 総合医療センターの特定地方独立行政法人化について、総務省との協議を行いました。 ・平成22年5月12日 知事と県議会議長が原口総務大臣に要望 ・平成22年12月22日 知事と県議会議長が片山総務大臣に要望</p> <p>(2) 志摩病院の指定管理者選定のため、指定管理者選定委員会を設置し審査を行いました。 ・平成22年6月3日 第1回選定委員会 委員の任命及び委員長、副委員長の選出 ・平成22年6月16日 第2回選定委員会 審査基準等の審議 ・平成22年8月24日 志摩病院現地視察 委員による志摩病院の現地視察 ・平成22年10月1日 第3回選定委員会 第1次審査（書面審査） ・平成22年10月20日 第4回選定委員会 第2次審査（ヒアリング及び最終審査） ・平成22年11月1日 委員長から知事へ審査報告書を提出</p> <p>(3) 一志病院、こころの医療センター、病院事業庁（県立病院経営室）の平成24年度以降の運営体制について、検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 総合医療センターの特定地方独立行政法人化については、12月22日に要望した際に総務大臣から前向きな回答を得たことから、平成23年2月会議に定款等を提出し可決され、平成23年3月10日に知事と県議会議長が総務大臣に定款を議決したことを報告しました。 また、3月17日に第1回評価委員会を開催し、中期目標等の審議を行いました。</p> <p>(2) 志摩病院の指定管理者については、選定委員会における審査の結果、公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院の指定管理者としてふさわしいとの結論が出たことを踏まえ、平成22年12月会議に指定議案を提出し可決されました。その後、12月27日に病院事業庁長が志摩病院の指定管理者として地域医療振興協会を指定し、3月29日に病院事業庁と地域医療振興協会が基本協定を締結しました。</p> <p>(3) 一志病院、こころの医療センター、病院事業庁（県立病院経営室）の平成24年度以降の運営体制については、平成23年2月会議に工程等を示しました。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 総合医療センターについては、パブリックコメントや評価委員会での審議等を経たうえで、法人の中期目標を議案として県議会へ提出します。 また、平成24年4月からの地方独立行政法人化に向けて必要な手続きや関連条例の制定を行います。</p> <p>(2) 志摩病院については、病院事業庁において指定管理者制度への移行に向けた手続きを行います。</p> <p>(3) 一志病院については、保健・医療・福祉を総合的に確保するための運営方針等について、あらためて検討を行います。 また、病院事業庁（県立病院経営室）については、運営形態を変更する病院の円滑な移行を確認し、一志病院の検討結果やこころの医療センター院長を事業管理者とする体制整備の状況を勘案して廃止の時期を決定していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (介護サービス基盤の整備促進)</p> <p>(6) 高齢化が進む中、特別養護老人ホームの入所申込者数が増加しており、入所の必要性が高い人が直ちに入所できない状況となっている。</p> <p>こうした待機者が円滑にサービスを楽しむよう、特別養護老人ホームなどの施設入所希望者等の実態の把握に努めるとともに、市町と連携をして「第4期介護保険事業計画」の施設整備を着実に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「第5次三重県高齢者福祉計画・第4期三重県介護保険事業支援計画（平成21年度～平成23年度）」（以降、「第4期計画」という。）に基づき、平成22年度の施設整備法人を選定し（平成22年3月）、各法人に対し老人保健福祉施設整備補助金等の交付決定を行いました（老人保健福祉施設整備補助金9件、施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金10件）。これら法人に対しては、三重県老人保健福祉施設等整備指導要綱に基づき現地調査を行い、事業に対する助言を行っています（着工、中間、完成時点）。</p> <p>(2) 平成23年度整備についても、第4期計画及び国が平成21年度に示した「介護基盤の緊急整備方針」に基づき、将来の介護ニーズを踏まえた上乘せ整備を含む整備方針を策定し、公表しました。</p> <p>(3) 介護を必要とする高齢者がそれぞれのニーズに応じ適切なサービスを受けられるよう、市町が行う認知症高齢者グループホーム等地域介護拠点の整備についても、国の「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」を財源に設置した「三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用し、必要経費にかかる補助金の交付決定を行いました。</p> <p>(4) 例年、実施している「特別養護老人ホーム入所状況等調査」についても、平成21年度に続き全ての申込者について市町照会を行うとともに、真に施設サービスを必要とする高齢者の円滑な入所を実現するため、各施設に対し入所順位名簿の管理及び入所決定手続きの適正運用を促しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 22 年度については、特別養護老人ホーム（個室・ユニット型）7 施設 360 床、介護老人保健施設（個室・ユニット型）3 施設 150 床、養護老人ホーム（改築）を 1 施設 50 床の整備に対し支援を行うとともに、現地調査を通じ事業の適正化を図りました。</p> <p>(2) 平成 23 年度については、整備方針に基づく募集をはるかに上回る整備計画の提出があり、第 4 期計画に定められた整備床数以上の特別養護老人ホームの施設整備計画を選定しました。</p> <p>(3) 平成 22 年度についても「特別養護老人ホーム入所状況等調査」を実施し、延べ申込者数（名寄せ前）が昨年度の数字を下回りました。平成 21 年度から全ての申込者について市町照会を行い、その結果（「死亡」、「既に特別養護老人ホームに入所済み」等）を各施設にフィードバックしたことにより、正確な実態の把握がなされました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホームなどの施設入所希望者等の実態の把握に努めるとともに、市町と連携のもと施設整備を着実に進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者の居住支援)</p> <p>(7) 障がい者が地域で自立した生活を送るためには、地域での生活における居住支援が必要であり、現在、重点事業として取り組んでいるが目標に達していない。 目標どおりグループホームやケアホームなどの施設整備を進めるとともに、重介護型の施設整備や公営住宅及び民間住宅の活用など幅広い居住の場の提供についても、検討を進められたい。 (福祉政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) グループホーム、ケアホーム（以下グループホーム等という）については重点事業により施設整備を進めるとともに、敷金礼金の補助により民間賃貸住宅のグループホーム等への活用及び公営住宅を活用した地域移行を図りました。</p> <p>(2) グループホーム等利用者のうち、低所得者を対象として家賃を補助することにより利用の促進を図りました。</p> <p>(3) 重介護型ケアホーム等支援モデル事業を実施することにより、知的障害児施設における加齢児の地域移行の可能性を探りました。</p> <p>(4) 重度身体障がい者等自立生活体験モデル事業の実施を通じて、重度の身体障がい者の地域移行の可能性を探りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) グループホーム等については4圏域5市8施設49人分の整備を行いました。また、礼金敷金を補助することにより3圏域4市5施設28人分のグループホーム等の事業所指定を行いました。</p> <p>(2) グループホーム等利用者のうち低所得者540人に対して家賃の補助を行い利用の促進を図りました。</p> <p>(3) 重介護型ケアホーム等支援モデル事業を通じ、3人の加齢児の地域生活移行を図りました。</p> <p>(4) 重度身体障がい者等自立生活体験モデル事業を通じ、34人の障がい者が事業を利用し、そのうち2人が地域生活に移行しています。</p> <p>(5) 公営住宅の活用については、四日市市あさけが丘地内の市営住宅での新規の開設を含め、県内の6箇所を活用されています。</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 法人及び市町に対し、グループホーム等整備の必要性を積極的に働きかけ、引き続き整備に対して補助することにより、事業実施箇所の増加、障がい者の地域移行促進を図ります。また、家賃補助を継続することにより、低所得の障がい者のグループホーム等利用を促進します。</p> <p>(2) 重介護型ケアホーム等支援モデル事業、重度身体障がい者等自立生活体験モデル事業は、平成23年度から市町と連携しながら本格事業として実施します。また、重介護型ケアホーム等支援事業については実施箇所を1箇所から4箇所に拡大して実施します。</p> <p>(3) 国に対し、指定障害福祉サービスの報酬体系の改善等とともに、障がい者制度改革の中で更なる地域移行が図られるよう要望を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者の就労支援)</p> <p>(8) 三重県の障がい者の実雇用率は他県に比べて低位となっている。 障がい者の自立と働くことによる社会参加や自己実現等を促すためには、重点事業で取り組んでいる各種就労支援事業及び工賃の改善を目標どおりに進められたい。 加えて、持続的な就労に向けて、福祉と企業活動との新たな協調や事業連携による多様な就労の場の提供についても、市町や関係部局などと検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 就労サポート事業、「ゴールド人材センターみえ」の運営、障がい者の県庁舎での職場実習の実施、知的障がい者就労支援講座を実施しました。</p> <p>(2) 工賃倍増計画では、三重県中小企業診断協会に業務委託し、28 箇所の事業所で事業に取り組みました。</p> <p>(3) 事業所における安定した仕事の受注を確保するための「共同受注窓口」事業の実施に向けて、事業者、発注者の実態調査を行いました。また、一般就労でもなく、福祉的就労でもない第3の道である社会的事業所の調査研究を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) これらの事業を通じて 51 人の障がい者が就労しました。</p> <p>(2) 28 箇所の事業所に経営コンサルタントを派遣し工賃倍増に取り組みました。(工賃の実績は平成 23 年 5 月集計予定)</p> <p>(3) 三重県社会福祉協議会に委託し、「共同受注窓口」設置に向けた実態調査を行うことにより、事業所等の現状把握を行いました。また、「社会的事業所に関するシンポジウム」を開催し、社会的事業所の意義、県内における実現可能性の検証を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、就労サポート事業、障がい者の県庁舎での職場実習、知的障がい者就労支援講座を実施することにより障がい者の就労支援を進めます。</p> <p>(2) 「ゴールド人材センターみえ」は利用者や業務の固定化等もあり、事業をリニューアルするとともに、引き続き社会的事業所の調査研究を継続します。</p> <p>(3) 三重労働局、生活・文化部、農水商工部、教育委員会などと密接に連携を図りながら施策の展開を図ります。</p>

監査の結果（平成 22 年度定期監査の結果を記載）**1 事業の執行に関する意見**

(保育等のサービスの充実)

- (9) 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育や病児・病後保育などを重点事業等で推進しているが、それぞれの地域の諸事情もあって、目標を下回っている。また、放課後児童対策の対象児童や保育所等入所待機児童も一部地域に偏っている。

地域のニーズや課題を実施主体である保育関係者や市町等と検討して、引き続き、子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組まれない。

(こども局)

講じた措置**平成 22 年度****1 実施した取組内容**

- (1) 多様な保育ニーズに対応するため、県と市町で「今後の保育制度あり方研究会」を開催して地域の実情を踏まえた、今後の保育のあり方について検討を行いました。

また休日保育及び病児・病後児保育の広域的取組については、平成 22 年度に新たな県単補助制度を実施しました。

【今後の保育制度あり方研究会の開催状況】

- ・平成 22 年度の県の保育施策についての説明及び意見交換 平成 22 年 4 月 9 日
 - ・県内 4 地域において地域の実情に応じた取組について意見交換
平成 22 年 9 月 7、9、13、14 日
 - ・厚労省から講師を招き「子ども子育て新システム」の勉強会 平成 23 年 1 月 28 日
- (2) 放課後児童対策についても、市町との意見交換や三重県放課後子どもプラン支援会議を設置し現場の実情やニーズについて把握に努め、会議の設置や運営について市町や関係者と連携した取組を進めました。
- ・市町担当者会議 平成 22 年 4 月 21 日
 - ・平成 22 年 6 月～8 月、全市町を訪問しヒアリング及び意見交換を実施
 - ・三重県放課後子どもプラン支援会議 平成 22 年 7 月 12 日、10 月 18 日、1 月 31 日、3 月 14 日

2 取組の成果

- (1) 休日保育については、新設の県単補助金を利用することにより、新たに 2 保育所が休日保育に取り組むこととなりました。また病児・病後児保育の広域的取組については、新たな県単補助制度により松阪市と近隣 3 町が連携することにより、サービスのなかった地域にもサービスが広がりました。

- (2) 放課後児童クラブは、平成 22 年度当初に 25 の放課後児童クラブが新たに開設されました。また、平成 22 年度中に 2 クラブが開設され、平成 23 年度当初には新たに 3 クラブが開設される予定です。放課後子ども教室は平成 21 年度の 51 か所から 57 か所に増加しています。

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 今後も引き続き、市町との意見交換をする場を設け、地域のニーズに対応した施策を進めていきます。また、休日保育及び病児・病後児保育の県単補助制度を継続していきます。
- (2) 放課後児童対策については、人・社会資源など地域の実情やニーズに応じて柔軟に取り組むことができるように、引き続き放課後子どもプランを推進し市町や関係者を支援します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (要保護児童対策体制の連携・強化) (10) 児童虐待は年々深刻化しており、県内でも平成22年4月に鈴鹿市内で重篤事案が発生している。 当該事案にかかる「県児童虐待重篤事例検証委員会」での検証報告を踏まえ、同事案の要因や問題点などを市町や関係機関等とも共有するとともに、専門性や経験を補う研修の充実に努め、要保護児童対策体制を強化して、再発防止に向けての取組を進められたい。 また、要保護児童の復帰に向けた家庭再生支援などもさらに充実されたい。 (こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 児童相談所所長会議において、市町と連携して対応している児童虐待相談事例について内部点検を実施しました。</p> <p>(2) 県児童相談センター、各児童相談所と管内市町担当者で、市町と県との連携等について情報共有、意見交換を行いました。</p> <p>(3) 児童相談所、管内警察署、県警本部と連携した被害児童の早期発見、救出のための情報交換や実践訓練を行いました。</p> <p>(4) 11月に児童虐待防止月間活動として児童虐待防止についての知事の「緊急アピール」を発出し、NPO、地域の企業などの関係団体と協働で結成したキャラバン隊により、全市町を訪問して「緊急アピール」を伝達するとともに、広く県民に理解と協力を訴える啓発活動に取り組みました。</p> <p>(5) 市町課長会議にて検証報告書に基づく課題認識と、虐待児童の情報伝達手段や児童相談所の市町への有効な支援方法について、情報交換をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 各児童相談所における児童虐待相談事案を点検し、情報交換することで、重篤な虐待事案に対する対応方針の統一と、職員間の危機管理意識の高揚が図られました。</p> <p>(2) 市町や警察署などとの意見交換や情報共有により、市町など関係機関の実情や課題が浮き彫りになり、課題解決に向けた連携が進みました。</p> <p>(3) 児童虐待防止月間における市町や企業、NPOなどと協働で実施した啓発活動により、県民の児童虐待への理解と意識の高揚が図られ、県民総がかりで児童虐待を防止していく気運の醸成に役立ちました。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>要保護児童対策体制を強化して、再発防止に向けて、以下の取組を予定しています。 また、要保護児童の家庭復帰に向けて、児童相談センターに新たに自立支援課を設置して家族再生の支援に取り組みます。</p> <p>(1) 市町との役割分担の明確化と連携強化 ・市町要保護児童対策地域協議会への支援(アドバイザー派遣事業) ・県の市町支援方策検討のための調査・研究</p> <p>(2) 児童相談所の法的対応力の強化 ・臨検、捜索等の法的対応力などを修得できるよう研修体系の見直し ・児童相談所の中核職員となるスーパーバイザー養成研修の拡充</p> <p>(3) 相談体制の充実 ・児童相談センター、児童相談所における正規職員、嘱託員の増員 ・児童相談所を助言、指導する児童相談センターの機能強化</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 482,257,697 円 (対前年比 101.9%) あり、前年度と比べ 9,209,346 円増加しているため、「健康福祉部所管未収金対策会議」等で発生防止等に向けた方策を検討すると共に、研修等で担当職員の納付折衝能力の向上などに取り組み、収入未済額の減少と発生防止に努められたい。</p> <p>(経営企画分野、保健・医療分野、福祉政策分野、こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき未収金対策などの会議を開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>ア 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、関係室へ取組強化を求めました。 ・ 担当者を対象とした研修会を開催し、「電話による納付折衝能力の向上」について学ぶとともに、関係地域機関との意見交換を行い、情報共有、適正な債権管理の徹底などを行いました。 <p>イ 未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握、電話催告を行いました。</p> <p>ウ 母子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>民間の債権回収のノウハウを活用し、収納促進を図るため、未収債権（一部）の回収業務を民間会社に委託しました。また、貸付審査をより厳正に行い未収金の発生防止に取り組むほか、口座振替の推進、ゆうちょ銀行での納付等、収納環境の整備にも努めました。また、借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を実施しました。</p> <p>エ その他</p> <p>関係室の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、振込専用口座を設けました。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語）を活用しました。</p> <p>(2) 滞納者へ日常から文書や電話、訪問による徴収努力を続け、全額納付が困難な者には分納による返済を承認し、時効の中断を図りました。その上で、生活困窮や所在不明等により、やむを得ず時効が成立した債権等について、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」に基づき、滞納整理台帳等により督促状況等の調査、確認を行ったうえで、不納欠損処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 1,799 人に対し、自宅等への訪問や電話催告を行った結果、訪問時に 903 千円を収納しました。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金は、口座振替の採用率が平成 18 年度末の 64.1% から平成 22 年度末現在 72.3% に増え、より確実な収納が見込めるようになりました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 30,686 千円を収納しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金は、引き続き債権回収業務を民間会社に委託し、収納の促進を図ります。</p> <p>(4) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。</p> <p>(5) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 現金納付された寄付金の収納手続きが遅滞していた。 (こども局)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。 2 取組の成果 チェック体制の強化を行い、一層、適切な会計事務を行いました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 引き続き、チェック体制の強化を維持し適切な会計事務を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 収入未済額が 136,046,960 円（対前年度比 101.8 %）あり、前年度と比べて 2,433,772 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>（各保健福祉事務所、国児学園、小児診療センターあすなろ学園、草の実リハビリテーションセンター、児童相談センター、障害者相談支援センター）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、未収金対策の会議などを開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>ア 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、地域機関長会議、福祉事務所長会議などを通じ、関係地域機関へ取組強化を求めました。 ・ 担当者を対象とした研修会を開催し、「電話による納付折衝能力の向上」について学ぶとともに意見交換を行い、取組情報の共有や適正な債権管理の徹底などを行いました。 <p>イ 本庁に配置した未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握、電話催告を行いました。</p> <p>ウ 生活保護費返還金</p> <p>引き続き会議等を通じ、担当者へ適正な制度の運用を求め、新たな返還金の発生防止に努めました。</p> <p>エ その他</p> <p>関係地域機関の担当職員を出納員に任命し、現金収受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、一部の機関に振込専用口座を設けました。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語）を活用しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 148 人に対し、自宅等への訪問や電話催告を行った結果、訪問時に 226 千円を収納しました。</p> <p>(2) 生活保護費返還金は、生活保護指導監査、運営支援、各種研修会、生活保護担当課長会議等の機会を通じ、受給者に対する制度の周知徹底、必要な調査等の適正実施及び保護決定事務への慎重な対応等を指導しました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 7,495 千円を収納しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 本庁に配置された未収債権管理事務嘱託員と連携し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行等を周知徹底します。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 イ 地域機関分 (イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 <p style="text-align: right;">(津保健福祉事務所)</p> (1) 督促状が「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」に定められた期日までに送付されていなかった。 (2) 滞納整理台帳の徴収事務や滞納整理事務の記録が一部記載されていなかった。
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (1) 職員に対し、「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」に基づく債権管理事務の徹底と、注意喚起を行いました。 (2) 滞納者への連絡を密にするとともに、定期訪問等を行い、それらの記録の整備に努めました。 2 取組の成果 (1) 督促状を定められた期日までに送付し、未収金の徴収に努めました。 (2) 滞納整理台帳を整備したことで経過を把握することができ、対処の検討や実施に役立ちました。
平成 23 年度以降（取組予定等） (1)(2) 引き続き、適切な事務処理に努めます。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 現金納付された情報公開文書複写料等の収納手続きが遅滞していた。 (伊賀保健福祉事務所)</p> <p>(4) 収入事務手続きの誤りにより歳入戻出を行っていた。 (児童相談センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 現金を受け入れた際には、担当職員が収納手続きまで行ったかを、出納員が再確認するようチェック体制を強化しました。</p> <p>(4) 児童措置費負担金の算定について、算定要件確認の徹底を職員へ周知し、庶務担当の事務処理においても、より厳密に確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 再確認を行うことにより、現金の収納手続きが概ね遅滞なく行われました。</p> <p>(4) 職員へ周知したことにより、適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(3) 出納員が再確認を継続することにより、現金の収納手続きを遅滞なく行っていきます。 また、担当者以外の会計職員にも現金収納の事務処理方法について周知を図り、担当者不在の時にも遅滞なく収納手続きを行えるよう努めます。</p> <p>(4) 引き続き、児童措置費負担金の算定について、算定要件の見落とし等のないよう十分留意し、適正な事務処理に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(5) 手数料の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。 (小児心療センターあすなろ学園)</p> <p>(6) 現金収納票の入力誤りにより現金日計表の修正処理を行っていた。 (障害者相談支援センター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 入院児童の衣類洗濯に関し、保護者からの「衣類洗濯申込書」が総務課に提出されていたため洗濯手数料を算定していましたが、入院児が自分で洗濯をしていたことが後で判明し、納付された手数料の歳入戻出を行った事例がありました。このため、「衣類洗濯申込書」は必ず病棟責任者が確認した後、総務課へ提出してもらうよう病棟との連携を密にし、実態との相違がないように職員に徹底を図りました。</p> <p>(6) 財務会計システム入力時に、指定金融機関へ早期かつ確実に収納が見込める時期を収納日として入力し、現金日計表に修正が生じないよう徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) 職員へ徹底を図ったことにより、算定誤りの防止に努めることができました。</p> <p>(6) 三重県会計規則に基づき適正に事務処理を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(5) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>(6) 今後も適正な事務処理の徹底を図っていきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (健康・安全分野)</p> <p>(1) 【新型インフルエンザ等電話相談窓口業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(2) 【みえメディカルバレー健康・福祉ビジネスサポート事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 執行伺等が、三重県会計規則、三重県出納局検査要綱及び同要領に基づく事前検査の対象案件か複数職員で確認し、対象案件である場合は決裁終了後、速やかに出納局の事前検査を受けるよう室職員へ周知徹底を図りました。</p> <p>(2) 執行伺い決裁後に、出納局事前検査を受けることを徹底しました。また、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェックを行う等、室内におけるチェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 周知徹底を図ったことで、出納局の事前検査もれを防止することができました。</p> <p>(2) 三重県会計規則に基づき適正に会計事務を執行しました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、執行伺等が、三重県会計規則、三重県出納局検査要綱及び同要領に基づく事前検査の対象案件か複数職員で確認し、対象案件である場合は決裁終了後、速やかに出納局の事前検査を受けるよう室職員へ周知徹底を図ります。</p> <p>(2) 引き続き、三重県会計規則に基づき適正な会計事務に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (健康・安全分野)</p> <p>(3) 【三重伝統ブランド商品開発事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(4) 【治験啓発・活性化事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) (4) 執行伺い決裁後に、出納局事前検査を受けることを徹底しました。また、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェックを行う等、室内におけるチェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) (4) 三重県会計規則に基づき適正に会計事務を執行しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(3) (4) 引き続き、三重県会計規則に基づき適正な会計事務に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(5) 【治験ネットワークの推進に関する研究委託】 (健康・安全分野) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(6) 【三重県がん相談支援センター運営事業委託】 (保健・医療分野) ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 執行伺い決裁後に、出納局事前検査を受けることを徹底しました。また、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェックを行う等、室内におけるチェック体制の強化を図りました。</p> <p>(6) 事前検査や個人情報の事務処理が適切に行われるよう所属内で意識の共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) 三重県会計規則に基づき適正に会計事務を執行しました。</p> <p>(6) 所属内で意識の共有を図ることにより、事前検査や個人情報等について適切な事務処理が行われるよう改善が図られました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(5) 引き続き、三重県会計規則に基づき適正な会計事務に努めます。</p> <p>(6) 事前検査や個人情報等について適切な事務処理が行われるよう留意し、適正な事務処理を行っていきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (保健・医療分野)</p> <p>(7) 【平成21年度中堅看護職員定着促進システム構築事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(8) 【専門分野（がん）における質の高い看護師育成事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(7)(8) 事業実施中の各委託業務について、必要な書類が作成され、出納局事前検査等の事務処理が適切に行われているか、自己点検を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(7)(8) 各委託業務について、必要な書類が作成され、事務処理が適切に行われていることが確認されました。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>(7)(8) 引き続き、契約事務にかかる執行伺い決裁時に、出納局事前検査をはじめとする事務手続きが完了しているかどうか、担当副室長が確認すること等により、適切な事務処理に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (福祉政策分野)</p> <p>(9) 【福祉・介護人材マッチング支援事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(10) 【戦争資料館更新資料作成事業委託】 契約書に定める実施責任者の選定・報告が実施されていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(9) 三重県出納局検査要領に基づき、執行伺い決済後に出納局事前検査を受けることを徹底するとともに、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェック体制の強化を図りました。</p> <p>(10) 委託契約に基づき履行内容について委託事業者の指導を徹底するとともに、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(9) 三重県出納局検査要領に基づき、適正に事務を執行しました。</p> <p>(10) 契約書の定めに則り、適正に事務を執行しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(9) 引き続き、三重県出納局検査要領の定めに則り、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>(10) 引き続き、契約書等の定めに則り、適正な事務の執行に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処世上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(11) 【介護認定主治医研修事業委託】 (福祉政策分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約準備行為を行っているが、執行伺い等に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。 <p>(12) 【子育て支援推進のための子育てサポーター活動記録制作業務委託】 (こども局)</p> <p>執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(11) 執行伺い決裁後に出納局事前検査を受け忘れることがないように、また契約準備行為における執行伺い等に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載もれないよう、再発防止に向け、主務・副務担当者による相互チェックを徹底しました。</p> <p>(12) チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>また、会計関係研修会に積極的に参加したり、「出納出前研修」の資料を回覧するなど、職員の会計に関する知識の向上に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(11) 平成 22 年度については、三重県会計規則等に則り、適正に事務を執行しました。</p> <p>(12) チェック体制の強化を行い、一層、適切な会計事務を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(11) 引き続き、三重県会計規則等に則り、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>(12) 引き続き、チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。</p> <p>また、財務等に関する研修会に職員が積極的に参加するなど、さらに会計に関する知識の向上に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (津保健福祉事務所)</p> <p>(13) 【品質マネジメント審査登録業務委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。</p> <p>(14) 【感染症健康診断にかかる医師の派遣業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の履行完了時の検査において、検査記録に押印等がされていなかった。 ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(13) (14) 今回の指摘について職員に周知し、適切な会計事務並びに契約事務の遂行を徹底しました。 また、出納局による「契約事務の手引き」等を常に手元に配備し、折に触れて確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(13) (14) 会計事務並びに契約事務に対する職員の意識が向上し、適切な処理に努めました。 また履行確認や検査および記載ミスについては、特に注意するようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(13) (14) 引き続き、適正な会計事務並びに契約事務の遂行に関する意識を高めてゆくとともに、職員の相互チェックにより、ミスやもれの防止に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (津保健福祉事務所)</p> <p>(15) 【産業廃棄物収集・運搬及び処分委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。</p> <p>(16) 【安全キャビネットの定期点検委託】 契約書の契約期間を誤って記載していた。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(15) (16) 今回の指摘について職員に周知し、適切な会計事務並びに契約事務の遂行を徹底しました。 また、出納局による「契約事務の手引き」等を常に手元に配備し、折に触れて確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(15) (16) 会計事務並びに契約事務に対する職員の意識が向上し、適切な処理に努めました。 また履行確認や検査および記載ミスについては、特に注意するようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(15) (16) 引き続き、適正な会計事務並びに契約事務の遂行に関する意識を高めてゆくとともに、職員の相互チェックにより、ミスやもれの防止に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (津保健福祉事務所)</p> <p>(17) 【津保健福祉事務所総合検査室廃棄薬品等収集運搬業務委託】 産業廃棄物のマニフェストの照合確認欄の日付が記載されていなかった。</p> <p>(18) 【食品衛生業務にかかる計量・計測機器の定期点検委託】 契約書の契約金額が誤って記載されていた。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(17) (18) 今回の指摘について職員に周知し、適切な会計事務並びに契約事務の遂行を徹底しました。 また、出納局による「契約事務の手引き」等を常に手元に配備し、折に触れて確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(17) (18) 会計事務並びに契約事務に対する職員の意識が向上し、適切な処理に努めました。 また履行確認や検査および記載ミスについては、特に注意するようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(17) (18) 引き続き、適正な会計事務並びに契約事務の遂行に関する意識を高めてゆくとともに、職員の相互チェックにより、ミスやもれの防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (松阪食肉衛生検査所)</p> <p>(19) 【BSE スクリーニング検査検体等搬送業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に定められている再委託制限の規定が仕様書と異なっていた。 ・契約書に定める業務計画書、担当者名簿が承認されていなかった。 <p>(20) 【高速検査機器校正・点検業務委託】</p> <p>契約書に定める業務実施計画書が提出されていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(19) ① 契約書の作成にあたっては、入札時の仕様書と契約書の仕様が異なることのないよう十分精査し、承認者、決裁者においてもよくチェックするようにしました。</p> <p>② 直ちに、業務計画書、担当者名簿の承認手続きを行うとともに、平成 22 年度契約時に契約書の見直しを行いました。</p> <p>(20) 直ちに、契約業者へ業務実施計画書の提出を指示し、提出を受けました。また委託業務の実態に即した内容とするため契約書の見直しを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(19) ① 契約書作成については、出納作成の文例集を参考に作成し入札の時に掲示した仕様書を添付したこと、承認者、決裁者によるチェックの強化を行ったことで契約書の規定と仕様書の相違がなくなりました。</p> <p>② 契約書の見直しを行ったことで、適正な契約事務が図れました。</p> <p>(20) 契約書の見直しを行ったことで、適正な契約事務を行うことができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(19) (20) 今後は契約事務についての知識を高め、事務処理に遺漏のないよう努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(21) 【女性相談所警備業務委託】 (女性相談所) 契約締結何日と契約締結日を誤って記載していた。</p> <p>(22) 【一般廃棄物収集運搬業務】 (国児学園) 契約書に収入印紙が貼付されていなかった。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(21) 平成 23 年度の警備業務委託契約にあたっては、年度開始前の準備行為とせず、債務負担行為を設定のうえ、適切な契約事務処理を行いました。</p> <p>(22) 契約書の内容審査において、収入印紙の貼付もれがないよう審査を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(21) 三重県会計規則等に即し適正な契約事務処理を行いました。</p> <p>(22) 契約書の収入印紙の貼付もれがなくなり、適正な事務処理を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(21) 引き続き、会計事務ならびに契約事務に対する意識を高めるとともに、適正な事務処理を行っていきます。</p> <p>(22) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (公衆衛生学院)</p> <p>(23) 【庁舎機械警備業務】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格が設定されていなかった。</p> <p>(24) 【エア設備・バキューム設備保守管理業務】 委託業者からの業務完了報告の文書が提出されていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(23) ① 執行伺い決裁後、必要なものについては出納局事前検査を受けました。 ② 三重県会計規則に基づき、平成 22 年度は予定価格を設定し適正に事務処理を行いました。</p> <p>(24) 当該業務の委託業者から業務完了報告の文書を提出させました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(23) 三重県会計規則に基づき、適正な会計事務処理を行うことができました。</p> <p>(24) 委託契約に基づく業務完了報告の確認ができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(23) 引き続き、三重県会計規則に基づき、適正な会計事務処理に努めます。</p> <p>(24) 今後とも委託契約に基づく業務完了確認を適正に行っていきます。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (25) 【薬物問題に関する相談・回復支援業務についての協働事業】 (こころの健康センター) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (26) 【自家用電気工作物保安業務】 (小児心療センターあすなる学園) 予定価格が記録されていなかった。
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (25) 出納局事前検査が必要であることを課内で確認し、所内においても職員へ周知徹底をおこないました。 (26) 三重県会計規則で定める支出負担行為の決議書等への記録がもれていたため、三重県会計規則の遵守、確認の徹底をするとともに、記録もれの防止に努めました。 2 取組の成果 (25) 三重県出納局検査要領に基づく会計事務（事前検査）が必要であるかどうか、執行伺い決裁時に複数職員で確認を行ったことで、適正な事務処理を行うことができました。 (26) 三重県会計規則に基づき適正な会計事務を行うことができました。
平成 23 年度以降（取組予定等） (25) 引き続き、三重県会計規則を遵守し、適正な会計事務に努めます。 (26) 引き続き、三重県会計規則を遵守し、適正な会計事務に努めます。

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (小児心療センターあすなる学園) (27) 【構内電話交換機保守点検業務】 予定価格が記録されていなかった。 (28) 【遊具保守点検業務】 予定価格が記録されていなかった。
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (27) (28) 三重県会計規則で定める支出負担行為の決議書等への記録がもれていたため、三重県会計規則の遵守、確認の徹底をするとともに、記録もれの防止に努めました。 2 取組の成果 (27) (28) 三重県会計規則に基づき適正な会計事務を行うことができました。
平成 23 年度以降（取組予定等） (27) (28) 引き続き、三重県会計規則に基づき適正な会計事務に努めます。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【三重県角膜・腎臓バンク協会補助金】 (保健・医療分野) 変更交付申請から変更交付決定まで1ヶ月要していた。</p> <p>(2) 【介護サービス提供事業者資質向上事業補助金】 (福祉政策分野) 実績報告の提出が交付決定時に定められた提出期限より遅延していた。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 変更交付申請の審査及び交付決定の事務を迅速に行うよう、所属内で、補助金事務の適正な執行について注意喚起しました。</p> <p>(2) 交付決定時に定められた提出期限までに実績報告を提出するよう事業者を指導するとともに、再発防止に向け、主務・副務担当者による相互チェックを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 変更交付申請の内容等について、(財)三重県角膜・腎臓バンク協会事務局との連絡を密にすることにより、事務の迅速化を図りました。</p> <p>(2) 平成 22 年度については、三重県会計規則等に則り、適正に事務を執行しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) ご指摘の趣旨を踏まえ、今後も、(財)三重県角膜・腎臓バンク協会事務局との交付申請にかかる打合せ等により、迅速な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 引き続き、三重県会計規則等に則り、適正な事務の執行に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果（平成 22 年度定期監査の結果を記載）</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(3) 【キャリア形成訪問指導事業補助金】 (福祉政策分野) 実績報告の提出が交付要領で定められた提出期限より遅延していた。</p> <p>(4) 【放課後児童クラブ活動事業費補助金】 (こども局) 交付要領に財産処分の制限についての定めがなかった。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 平成 22 年度は、キャリア形成訪問指導事業費補助金交付要領に基づき、実績報告書の提出期限を遵守するよう委託事業者の指導を徹底するとともに、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェック体制の強化を図りました。</p> <p>(4) 平成 22 年 8 月 10 日に「三重県放課後児童クラブ活動事業補助金交付要領」を一部改正することにより、財産処分の制限についての規定を整備しました。 また、チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) キャリア形成訪問指導事業費補助金交付要領に則り、適正に事務を執行しました。</p> <p>(4) チェック体制の強化を行い、一層、適切な会計事務を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(3) 引き続き、キャリア形成訪問指導事業費補助金交付要領に則り、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>(4) 引き続き、チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(5) 【安心こども基金保育基盤整備事業費補助金】 (こども局) 着工届及び毎月の工事進捗状況報告について、遅延しているものや一部提出されていないものがあつた。</p> <p>(6) 【平成21年度民生委員組織活動費補助金】 (津保健福祉事務所) ・ 交付決定が遅れたことから年度末に概算払いが行われていた。 ・ 履行の確認が年度末までに完了していなかった。</p> <p>(7) 【民生委員組織活動費補助金】 (伊賀保健福祉事務所) 実績報告書の内容について、一部記載誤りがあつた。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 関係書類の提出等について、関係市町へ周知を徹底するなど事務処理の適正を図りました。</p> <p>(6) 今回の指摘について職員に周知し、適切な事務処理について注意喚起を行いました。</p> <p>(7) 関係機関に対し記載誤りについて記入例等により説明し訂正を依頼するとともに、複数職員による書類のチェックを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) 市町からの関係書類の提出などのチェックを行い、事業の履行等について確認しました。</p> <p>(6) 適切な事務処理が行えるよう、関係者等との連絡、調整に努めました。</p> <p>(7) 平成22年度補助金においては、適正な書類内容により事務処理を行いました。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(5) 今後は、年度当初に安心こども基金保育基盤整備事業費補助金に係る注意事項について、各市町への周知を徹底するとともに、室内でチェックする仕組みをつくり、適切な事務処理に努めます。</p> <p>(6) 引き続き、関係者等との連絡、調整を密にし、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(7) 補助金交付要領に基づき、適正な事務処理を行っていきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【平成 21 年度認定調査員指導者研修】 (福祉政策分野) 最も経済的な経路による行程となっていなかった。</p> <p>(2) 【第 5 回栄養学会への参加】 (津保健福祉事務所) 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 最も経済的な経路による行程で旅費の請求を行うよう、再発防止に向け、主務・副務担当者による相互チェックを徹底しました。</p> <p>(2) 職員に対し、旅行命令書や復命書等、関係書類には、(国庫)補助事業名が分かるように記載することを周知、徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 22 年度については、三重県会計規則等に則り、適正に事務を執行しました。</p> <p>(2) 職員の国庫補助事業に関する意識が高まり、適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、三重県会計規則等に則り、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>(2) 今後も、適正な事務処理に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(3) 【権限委譲にかかる先進福祉事務所等調査】 (松阪保健福祉事務所) 復命書の記載が不十分であった。</p> <p>(4) 【全国生活保護査察指導者研究協議会】 (尾鷲保健福祉事務所) 復命書が作成されていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 監査結果を受けて所内課長会議で説明し、復命書の必要記載事項を周知しました。</p> <p>(4) 早速職員に指示して、復命書を作成させました。 また旅行終了後は速やかに復命書を作成するように職員に周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 決裁権者においても注意するとともに、職員も注意を払って作成するようになりました。</p> <p>(4) 復命書の作成が必要な旅行については、適切に復命書が作成されました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(3) 引き続き、課長会議、課内会議で周知し、正確な復命書の作成に努めるとともに、決裁権者においても復命書の記載事項に十分注意を払い、正確な復命書の作成を行っていきます。</p> <p>(4) 引き続き、所内課長会議や庁内メールにより、旅行終了後は速やかに復命書を作成するように周知します。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費 (松阪食肉衛生検査所)</p> <p>(5) 【食肉衛生検査研修】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。</p> <p>(6) 【HPLC 入門講習会】 復命書の記載が不十分であった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 旅費請求はもっとも経済的な経路・行程による請求をするよう職員に周知するとともに、今回の不適切な事例（経済的な行程（乗換駅の誤り）による出張旅費との差額）について戻入処理を行いました。</p> <p>(6) 所内会議において監査結果の情報共有を行うとともに、記載内容の確認徹底を行いました。 また、復命内容の記載もれの確認をより確実なものとするため、チェックリストを作成し、チェックを行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) 旅費請求はもっとも経済的な経路・行程による請求を行うよう、職員の再確認ができました。</p> <p>(6) チェックリストを作成したことで、記載内容が不十分な復命書をなくすことができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(5) 引き続き、旅費請求はもっとも経済的な経路・行程による請求をするよう職員に周知を図ります。</p> <p>(6) 引き続き、所内会議において監査結果の情報共有を行うとともに、記載内容の確認徹底を行います。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費 (国児学園)</p> <p>(7) 【中部十県一市研修会議】 旅費の調整を行っているが、宿泊施設の指定が確認できる会議の開催通知等が旅費請求書に添付されていなかった。</p> <p>(8) 【平成21年度小学生修学旅行引率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費の調整を行っているが、事前に旅行命令権者の特別承認がされていなかった。 ・旅費の調整を行っているが、実費額を確認できる書類が旅費請求書に添付されていなかった。 ・復命書の記載が不十分であった。
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(7) 旅費の調整に関して、会議の開催通知等の添付もれがないよう職員に周知徹底しました。</p> <p>(8) ・旅費の調整に関して、事前に旅行命令権者の特別承認を得るよう職員に周知徹底しました。 ・旅費の調整に関して、実費額を確認できる書類の添付もれがないよう職員に周知徹底しました。 ・県外等の出張の復命について、概要や内容を詳細に報告するよう職員に周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(7) 会議の開催通知等の添付もれがなくなり、適正な事務処理を行いました。</p> <p>(8) ・旅行命令権者が特別承認をすることにより、適正な事務処理を行いました。 ・実費額を確認できる書類の添付もれがなくなり、適正な事務処理を行いました。 ・出張の概要や内容を詳細に記載した復命をすることにより、適正な事務処理を行いました。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>(7)(8) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費 (こころの健康センター)</p> <p>(9) 【第3回自殺対策研究協議会】 ・操作ミスによる電子データ消去により、旅行命令書が保管されていなかった。 ・旅費の支給誤りがあった。</p> <p>(10) 【自死遺族支援のためのスタッフ養成研修会】 復命書の記載が不十分であった。</p> <p>(11) 【「こころの健康づくり対策」研修会】 自家用車使用にかかる車賃額の支給誤りがあった。</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成22年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(9) 当該旅行命令書を再作成し適切に保管するとともに、旅行命令書の入力について適切なシステム操作を行うよう職員に注意喚起を行いました。</p> <p>(9) (11) 旅費の支給誤りについては、精算もれがあったので追加精算を行うとともに、職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求について、適正な事務処理を行うよう所内職員に周知を行いました。</p> <p>(10) 復命書の内容については、旅行内容を記載し関係書類を添付しました。 また、復命書に配付資料を添付するだけでなく、内容をまとめて記載することを所内職員に対して周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(9) 職員に注意喚起したことにより、旅行命令書が適正に管理しました。</p> <p>(9) (11) 平成22年度から総務事務システムにより総務事務室が支払事務を行っていますが、旅費請求に係る適正な事務処理について、職員の再確認ができました。</p> <p>(10) 職員へ周知したことで、復命内容をわかりやすく報告することができました。</p>
<p><u>平成23年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(9) (11) 引き続き、旅費請求に係る適正な事務処理について、職員に周知していきます。</p> <p>(10) 引き続き、復命書の作成にあたっては配付資料を添付するだけでなく、内容をまとめて記載することを所内職員に対して周知していきます。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
エ 物品等購入	
(1) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	(松阪保健福祉事務所)
(2) 切手の使用実績に比べて在庫が多かった。	(松阪食肉衛生検査所)
講じた措置	
平成 22 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 監査結果を受けて、所内課長会議で説明し、年間を通じて計画的に執行するよう周知しました。	
(2) 切手購入については、過去の使用実績、残数及び使用見込み数を誤らないよう計画的に購入するとともに、承認者、決裁者においても購入数のチェックの徹底を図るようにしました。	
2 取組の成果	
(1) 所内で計画的な執行を周知し、年度末に発注が集中しないよう取り組みました。 また、経理担当者から各課の令達予算内容を確認し、執行が遅れないよう注意しています。	
(2) 切手購入数のチェックの徹底を行った結果、適正な事務手続きを行うことができました。	
平成 23 年度以降（取組予定等）	
(1) 引き続き、所内課長会議、各課の会議を通じて計画的な執行を周知するとともに、令達された予算について、経理担当者から各担当者にその内容、執行時期の確認を行い、執行が遅れないよう注意していきます。	
(2) 引き続き、切手購入は必要枚数を精査し計画的に購入し予算の適正執行に努めます。	

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1)～(3) (6)～(9) (11) (13) (14) (20) (23) (24)</p> <p>扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 (経営企画分野、健康・安全分野、福祉政策分野、津保健福祉事務所、伊勢保健福祉事務所、尾鷲保健福祉事務所、国児学園、草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(5) (27) (29) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。 (保健・医療分野、小児心療センターあすなろ学園)</p> <p>(10) 通勤手当の事後確認書類が添付されていなかった。(津保健福祉事務所)</p> <p>(16) 通勤手当の事後確認書類に不備があった。(児童相談センター)</p> <p>(17) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。扶養手当の認定簿に記載もれがあった。 (児童相談センター)</p> <p>(19) 扶養手当の認定時確認書類が添付されていなかった。(松阪食肉衛生検査所)</p> <p>(28) 住居手当の認定時確認書類に不備があった。(小児心療センターあすなろ学園)</p> <p>(30) 通勤手当の認定時確認書類が添付されていなかった。(保健環境研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(3) (5)～(11) (13) (14) (16) (17) (19) (20) (23) (24) (27)～(30)</p> <p>扶養手当、住居手当、通勤手当の認定時及び事後確認書類が添付されていなかったものについては、確認書類を整備し、総務事務センターへ提出しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3) (5)～(11) (13) (14) (16) (17) (19) (20) (23) (24) (27)～(30)</p> <p>確認書類を整備した結果、総務事務センターにおいて追認されました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(3) (5)～(11) (13) (14) (16) (17) (19) (20) (23) (24) (27)～(30)</p> <p>平成 22 年度から諸手当の認定事務は総務事務センターで行っており、同センターから連絡があった場合は、職員へ周知していきます。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (4) 報償費の支払先誤り等により歳出戻入を行っていた。 (健康危機管理室) (12) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の一部において、決裁がまとめて行われていた。 (伊賀保健福祉事務所)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (4) 再発防止を図るため、報償費の支給対象者と支出命令書の債権者の照合を決裁ルート of 職員及び事業担当者相互で確認するなどチェック機能の強化を図りました。 (12) 平成 22 年度から総務事務システムにより、職員が従事日ごとに入力し、電子決裁を受けるようになりました。 2 取組の成果 (4) チェック機能を強化したことで、支払先誤りを防ぐことができました。 (12) 特殊勤務実績の確認を徹底し、適切な事務処理を行いました。
平成 23 年度以降（取組予定等） (4) 引き続き、報償費の支給対象者と支出命令書の債権者の照合を決裁ルート of 職員及び事業担当者相互で確認し、再発防止に努めていきます。 (12) 特殊勤務手当にかかる事務処理については、引き続き関係規程に則して、適切に行うよう職員に周知していきます。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果（平成 22 年度定期監査の結果を記載）</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（児童相談センター）</p> <p>(15) 報酬について、出勤簿等の毎月の勤務実績が確認できる書類が添付されていなかった。</p> <p>(18) 報酬の支出金額誤りにより歳出戻入を行っていた。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(15) 嘱託医の勤務実績について、各児童相談所から毎月の嘱託医の勤務実績が確認できる書類を提出させ、勤務管理者に総務事務システム確定入力時に確認を徹底するよう周知しました。</p> <p>(18) 平成 22 年度から総務事務システムにより嘱託員等が勤務実績を入力するにあたり、入力の誤りがないよう職員、勤務管理者へ周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(15) 職員へ周知したことにより、出勤簿等の毎月の勤務実績が確認できる書類の提出もれがなくなりました。</p> <p>(18) 職員、勤務管理者へ周知し、適正な事務処理を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(15) 引き続き、嘱託医の勤務実績について、各児童相談所から毎月の嘱託医の勤務実績が確認できる書類を提出させ、勤務管理者に総務事務システム確定入力時に確認を徹底するよう周知していきます。</p> <p>(18) 引き続き、総務事務システムにより嘱託員等が勤務実績を入力するにあたり、入力の誤りがないよう職員、勤務管理者へ周知していきます。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 <p style="text-align: right;">(草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(21) 扶養手当の事後確認書類の提出が遅延していた。 (22) 通勤手当の認定を誤っていた。</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (21) 扶養手当の事後確認書類の提出が遅延していたことについては、全職員に対し手当の確認書類の提出についての注意喚起を図りました。 (22) 通勤手当の過支給分を過去に遡及して戻入処理をするとともに、全職員に対して手当の申請、認定等についての注意喚起を図りました。 2 取組の成果 (21) (22) 職員へ注意喚起を図り、適正な事務処理を行いました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) (21) (22) 平成 22 年度から諸手当の認定事務は総務事務センターで行っており、同センターから連絡があった場合は、職員へ周知していきます。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(こころの健康センター)</p> <p>(25) 通勤手当の通勤距離の認定を誤っていた。 (26) 各手当の年1回の事後確認を行っていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(25) 通勤手当の過支給分を過去に遡及して戻入処理をするとともに、全職員に対して手当の申請、認定等についての注意喚起を図りました。 (26) 各手当の事後確認について、全職員に対して注意喚起を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(25) 職員に対して注意喚起を図ったことにより、適正な事務処理が行われました。 (26) 各手当の確認書類は、総務事務センターにより確認されました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(25) (26) 平成 22 年度から諸手当の認定事務は総務事務センターで行っており、同センターから連絡があった場合は、職員へ周知していきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 普通財産の旧知的障害者更正相談所の貸付にかかる公有財産許可台帳の整理がされておらず、また管財室へ貸付報告もされていなかった。 (福祉政策分野)</p> <p>(2) 使用実態のない備品が保管されていた。 (草の実リハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 公有財産台帳を作成・整理し、管財室への報告を行いました。</p> <p>(2) 各使用主任者に備品台帳を配布し、備品の管理状況を再確認しました。 また備品を使用しなくなった場合は、他所属への保管転換や廃棄処分を行うため、当該備品の管理状態を報告するよう職員へ周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 普通貸付に係る手続きに関して、管財室への事前協議だけでなく、事後の整理について、適切に処理することができました。</p> <p>(2) 備品の状態を把握し、備品台帳の整理を行い、使用実態のない備品を処分しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 今後も条例・規則等に則した適切な事務処理を進めます。</p> <p>(2) 引き続き、備品台帳と備品の照合を行い、使用しなくなった備品については他所属への保管転換又は廃棄処分することとします。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査において、定められた検査項目の一部を行っていなかった。 (保健・医療分野)</p> <p>(2) 通信運搬費の年度誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (福祉政策分野室)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 会計事務自己検査における適正な事務処理を実施するため、複数人による確認を徹底しました。</p> <p>(2) 職員の会計事務に係る理解を深めるとともに、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 会計事務自己検査における検査項目の確認もれがなくなるとともに、適正な会計事務に対する職員の意識向上が図られました。</p> <p>(2) 三重県会計規則に則り、適正に事務を執行しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 会計事務検査の検査項目の確認にとどまらず、会計事務全般について、適正な処理を行うよう職員に周知徹底を図ります。</p> <p>(2) 引き続き、三重県会計規則等に則り、適正な事務の執行に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査において、自己検査調書が作成されていなかった。 (福祉政策分野)</p> <p>(4) 契約事務や支出事務などにおいて、チェック体制が機能していないこと等による不適切な事案が散見された。 (津保健福祉事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 再発防止に向け、複数職員によるチェックを徹底しました。</p> <p>(4) ① 今回の指摘について職員に周知し、適切な会計事務並びに支出事務にかかるチェック強化を徹底しました。</p> <p>② 請求書、納品書の日付等のもれについては、出納局や県民センターと協力し債権者に対し、日付記入の依頼を行いました。</p> <p>③ 支払遅延防止法の規定に基づく期間内での支払いを行うため、迅速な事務処理に努めました。</p> <p>④ 誤りを見過ごさないチェック体制とするため、原因文書に遡って現在文書の突合審査を行うこととし、出納局による「契約事務の手引き」「審査事務の手引き」「節別マニュアル」等を常に手元に配備し、折に触れて確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 自己検査調書を作成し、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(4) 事務処理における職員の自己チェック及び相互チェックに関する意識が向上しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(3) 三重県会計事務自己検査要綱に基づき、適切な事務処理を実施します。</p> <p>(4) 引き続き、チェック機能の向上に努め、適切な事務処理に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(5) 通信運搬費、委託料の支出金額誤りにより歳出戻入を行っていた。(児童相談センター)</p> <p>(6) 通信運搬費の支出金額誤りにより歳出戻入を行っていた。(こころの健康センター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 通信運搬費については、算定誤りのないように関係機関への問い合わせを行うなど確認の徹底を図りました。 また委託料については、委託一時保護にかかる国庫負担金交付要綱の改正内容についての周知を行うとともに、児童相談所管理システムにおいて改正内容が反映されるよう見直しを行いました。</p> <p>(6) 会計事務のチェックが不備であったため、複数職員によるチェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) 通信運搬費については、算定金額の確認を徹底することにより誤りを防ぐことができました。 また委託料については、委託一時保護にかかる国庫負担金交付要綱の単価改正を反映したことで、適正な金額を支払うことができました。</p> <p>(6) チェック体制の強化を図ったことで、適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(5) 引き続き、適正な事務処理が行われるよう努めます。</p> <p>(6) 引き続き、複数職員によるチェック体制を徹底するとともに、三重県会計規則に基づき適正な事務処理を行います。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(こども未来室、桑名保健福祉事務所、鈴鹿保健福祉事務所、津保健福祉事務所、松阪保健福祉事務所、児童相談センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【健康福祉部全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部内幹部職員で構成する室長会議、地域機関長会議などを通じて、機会ある度に交通安全についての注意喚起を行いました。 ・ 3か月毎に部内の交通事故の状況を取りまとめた「健康福祉部交通事故レポート」を作成し、部内各所属に通知することにより、一層の安全運転への意識啓発を図りました。 ・ 健康福祉部関係職員を対象とした安全運転講習会（延べ4回）を実施し、安全運転意識の向上に努めました。 ・ 責任割合が生じる交通事故が発生した際には、所属長から該当職員に対して厳重注意を行い、交通事故報告（確報）に注意実施日を明記することを徹底しました。 <p>【こども未来室】</p> <p>グループミーティング、打合せ等あらゆる機会を通じ、交通安全、交通事故防止について話し合いを行うなど、職員の交通安全意識の向上及び県有財産の管理意識を高めるなど、交通事故の防止に努めました。</p> <p>【桑名保健福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課長会議、メール、チラシの供覧等を通じて、機会あるごとに安全運転、法令遵守等についての注意喚起を行いました。 ・ 副安全運転管理者を講師として、所独自に交通安全研修（平成22年8月19日（木）～24日（火）計4回）を開催し、職員の安全意識の向上に努めました。 ・ 桑名県民センター等が主催する安全運転講習会に職員を受講させました。 ・ 「無事故・無違反チャレンジ123」の取組に参加し、1チーム5名が123日間の無事故・無違反を達成しました。 <p>【鈴鹿保健福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民センターや健康福祉部が開催する安全運転講習会に職員が参加し、交通安全意識の高揚を図りました。 ・ 参加職員数：18名 ・ 「無事故・無違反チャレンジ123」の取組に参加し、1チーム5名が達成しました。 ・ 公用車（専用車）7台は、各課で管理し、使用する職員が乗車の前後に車体に損傷等がないかをチェックし、その結果を時刻とともに点検表に記録しています。少しでも異常があれば、すぐに担当課長と企画福祉課へ報告するようにし、職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図っています。 <p>【津保健福祉事務所】</p> <p>職員に対し、こまめな安全確認やゆとりを持った運行の実施と注意喚起を図るとともに、県民センターや健康福祉部が開催する安全運転講習会に参加しました。</p>

【松阪保健福祉事務所】

- ・ 所内課長会議で事故の発生状況を説明するとともに、事故防止を徹底するよう注意喚起を行いました。
- ・ 職員の交通安全研修の参加に努めました。

【児童相談センター】

- ・ 室長・所長会（センター会議）において交通安全についての注意喚起を行うとともに、センター各室内職員及び児童相談所職員においても所内会議等で安全運転、法令遵守の注意喚起を行いました。
- ・ 庁内メール等を通じ、全職員に対して安全運転、法令遵守の注意喚起を行いました。
- ・ 健康福祉部主催の「安全運転講習会」への職員の積極的な参加を促し、安全運転意識の高揚を図りました。

2 取組の成果**【健康福祉部全体】**

- ・ 研修会の開催を始め様々な取組を通じ、職員の安全意識及び県有財産管理意識を高めました。
- ・ 公用車で事故件数（保健福祉事務所、地域機関含む）

平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月	13 件（負担割合有、自損）
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月	12 件（ " ）

【各所属の状況】

- ・ 平成 21 年度に公用車による事故（負担有、自損）が発生した所属のうち、健康福祉総務室、鈴鹿保健福祉事務所、津保健福祉事務所、児童相談センターについては平成 22 年度も事故が発生したことから、職員への安全運転意識の高揚について、一層の徹底を図りました。

平成 23 年度以降（取組予定等）**【健康福祉部全体】**

- ・ 室長会議、地域機関長会議等を通じて交通安全についての注意喚起を徹底して行うとともに、「交通安全レポート」による全職員への周知や安全運転講習会の実施により安全運転についての意識高揚を図るなど、平成 22 年度と同様に交通事故防止に取り組んでいきます。

【各所属の状況】

- ・ 平成 22 年度の公用車による事故（負担割合有、自損）の発生状況は、健康福祉総務室（1 回）、長寿社会室（1 回）、鈴鹿保健福祉事務所（1 回）、津保健福祉事務所（3 回）、伊勢保健福祉事務所（1 回）、伊賀保健福祉事務所（1 回）、尾鷲保健福祉事務所（2 回）、児童相談センター（各児童相談所含む、2 回）の計 12 回と、平成 21 年度の 13 回を下回っています。しかしながら、そのうち、健康福祉総務室、鈴鹿保健福祉事務所、津保健福祉事務所、伊勢保健福祉事務所、児童相談センターについては、2 年連続して事故が発生しています。

この状況を真摯に受け止め、日常的な安全運転の啓発、交通安全講習会への参加等により、交通事故再発防止に取り組みます。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況</p> <p>母子及び寡婦福祉資金特別会計</p> <p>(1) 貸付金元利収入の収入未済額が平成 22 年 5 月 31 日現在、383,842,490 円(対前年度比 100.3%)で、前年度と比べて 1,323,909 円増えており、公平性の観点から収入未済の発生防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員の活用 未収債権管理事務嘱託員 2 名を配置し、県福祉事務所に配置している母子自立支援員とともに、滞納者についての絞り込みを行ったうえで、滞納者の個別訪問や手紙、電話による督促を行いました。</p> <p>(2) 未収金の発生防止 貸付申込時に連帯借受人である子に対する面接を引き続き実施し、貸付の必要性や連帯保証人の意思確認等の審査をより一層厳正に行い、未収金の発生防止に取り組みました。また、口座振替の活用を推進しました。</p> <p>(3) 民間回収会社への委託 民間の債権回収のノウハウを活用し、収納促進を図るため、未収債権（一部）の回収業務を民間会社に委託していますが、対象者の見直し、委託対象債権の拡大を行いました。</p> <p>(4) 不納欠損の内容 滞納者へ文書や電話、訪問による徴収努力を続け、全額納付が困難な者には分納による返済によって対応し、時効の中断を図りました。しかし、生活困窮や所在不明等により、やむを得ず時効が成立した債権には、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」に基づき、調査、確認を行ったうえで、不納欠損を行いました。</p> <p>(5) その他 担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 償還金の口座振替の採用率が平成 18 年度末の 64.1%から平成 22 年度末は 72.3%となり、より確実な収納が見込めるようになりました。</p> <p>(2) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果、平成 22 年度末現在で 23,327 千円を収納しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き雇用し、電話督促・文書催告・訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金について、民間の回収業務のノウハウを活用し、徴収率の向上を図ります。また、引き続き口座振替の採用を推進します。</p> <p>(3) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯借受人・連帯保証人への催告を継続して行います。</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野、循環型社会構築分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>行政代執行費用の徴収については、行政代執行法において国税滞納処分の例によるものとされています。この規定に基づき、滞納者との面談や電話連絡等によって滞納金の納付を求めるとともに、換価可能な滞納者の財産状況把握に努めました。</p> <p style="text-align: right;">(循環型社会構築分野)</p> <p>林業改善資金を活用して事業を実施していた債務者が経営難に陥り、当初計画どおりの返済が困難になったため、三重県林業・木材産業改善資金債権回収事務取扱要領に基づき実行可能な返済計画を作成させ、その計画に基づき確実に返済するよう指導しました。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 3 月末現在で、亀山市楠平尾事案については、原因者に 660,000 円を、また、四日市市内山事案については、原因者に 60,000 円を納付（分納）させています。さらに、桑名市五反田事案については、原因者に粘り強く納付指導を行った結果、新たに 216,000 円を納付（分納）させることができました。</p> <p style="text-align: right;">(循環型社会構築分野)</p> <p>返済計画が提出されていなかった 1 名の債権者に計画を提出させ、返済計画に基づき平成 23 年 3 月末までに 2 名の債務者から償還金の一部 155,000（円）の償還がありました。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>代執行費用について、引き続き滞納者の財産状況の把握及び換価可能資産の差し押さえに努めるとともに、可能な限り原因者と面談を重ね、原因者の違法行為を説いて小額でも納付するよう指導していきます。</p> <p style="text-align: right;">(循環型社会構築分野)</p> <p>引き続き債務者の財産状況を把握するとともに、返済計画に基づく返済の督促を行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済) 各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。 (森林・林業分野、循環型社会構築分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 行政代執行費用の徴収については、行政代執行法において国税滞納処分の例によるものとされています。この規定に基づき、滞納者との面談や電話連絡等によって滞納金の納付を求めるとともに、換価可能な滞納者の財産状況把握に努めました。 また、地方税の滞納処分についても国税徴収法に規定する滞納処分の例によると規定されていることから、不明な点については、税務政策室の助言を受けながら実施しています。 (循環型社会構築分野) 平成 16 年に策定した三重県林業・木材産業改善資金債権回収事務取扱要領に基づき、債権者に対し督促を行い、債権の回収に努めました。 (森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果 平成 23 年 3 月末現在で、亀山市楠平尾事案については、原因者に 660,000 円を、また、四日市市内山事案については、原因者に 60,000 円を納付（分納）させています。さらに、桑名市五反田事案については、原因者に粘り強く納付指導を行った結果、新たに 216,000 円を納付（分納）させることができました。 (循環型社会構築分野) 返済計画が提出されていなかった 1 名の債権者に計画を提出させ、2 名の債権者から返済計画に基づき平成 23 年 3 月末までに償還金の一部 155,000 円が償還されました。 (森林・林業分野)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>代執行費用について、引き続き滞納者の財産状況の把握及び換価可能資産の差し押さえに努めるとともに、可能な限り原因者と面談を重ね、原因者の違法行為を説いて小額でも納付するよう指導していきます。 (循環型社会構築分野) 引き続き、林業・木材産業改善資金債権回収事務取扱要領に基づき債権の回収を進めていきます。また、各部局等と情報共有を図ります。 (森林・林業分野)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (公共工事等)</p> <p>入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するため、当初設計時の現場精査などを十分行い、引き続き、当初設計の精度向上に取り組まれない。</p> <p>(森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公共工事の測量設計等は、地域機関において委託事業により事業を実施しています。委託事業に伴い、現場引継において、事前の現場確認、構造確認を行い監督員と配置技術者の意思の疎通をはかりました。また、委託業者の複数チェック体制、地域機関において課長代理等によるチェック体制の充実に努め当初設計の精度向上に努めました。</p> <p>なお、工事途中にやむを得ない変更が生じた場合は、三重県建設工事設計変更要領に従い、適正な事務の執行に努めました。</p> <p>(森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>担当者会議等を実施し、当初設計書の精度向上等について、地域機関担当職員の知識向上に努めました。</p> <p>(森林・林業分野)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>本年度も同様に、担当者会議等を実施し、委託事業におけるチェック体制等を図り適切な当初設計書の精度向上に努めるよう引き続き周知していきます。</p> <p>(森林・林業分野)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見]</p> <p>(公益法人制度改革)</p> <p>本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公益法人制度改革三法の施行後、所管の特例民法法人の円滑な新法人移行を促進するため、説明会や意見交換会等を随時実施してきたところです。平成22年度においては、法人の定期検査や意向調査等の機会を通じて、必要な情報提供及び助言を行いました。</p> <p>随時、法人からの相談等に応じて、移行手続に関する助言等を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>所管の14法人のうち1法人が公益法人への移行認定を完了し、他の法人においても、定款変更の案の策定作業など新法人移行に向けた準備を進めています。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>今後も引き続き、積極的な情報提供を行うとともに必要な助言等を行い、円滑な新法人への移行を促進していきます。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 ((財) 三重県環境保全事業団の事業と中期経営計画) (1) (財) 三重県環境保全事業団の溶融処理事業については、平成 21 年度末の三重県廃棄物処理センター運営協議会総会において、23 年度を目途に同事業で行っていた関係市町の一般廃棄物の焼却残渣等の処理を民間に移行していく方向付けがなされた。 引き続き、市町等関係者と十分協議を重ね、移行が円滑に行われるよう支援されたい。 また、溶融処理事業の方向性が決定されたことを受け、最終処分場の事業の進捗運営も含めた事業展開等、将来を見据えた中期経営計画の策定に向け指導されたい。 (経営企画分野、循環型社会構築分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 廃棄物処理センター運営協議会において、市町の焼却残さ等の民間処理体制について処理条件(委託先、費用負担、処理方法等)に関する協議を行い、民間処理委託先について市町の合意が得られました。 (循環型社会構築分野) (2) 平成 23 年度から溶融処理が行われなくなることで、国庫補助金の返還や起債の繰上償還に伴う事業団や市町の負担増につながらないよう国と協議を進めました。 (循環型社会構築分野) (3) 溶融処理事業の民間処理への転換に向けた市町等関係者との協議が整ったことから、事業休止の影響や新最終処分場の今後の見通し等も踏まえて、早期に次期中期経営計画を策定するよう必要な助言、指導を行いました。 (経営企画分野)</p> <p>2 取組の成果 (1) 民間処理委託先について市町の合意が得られたことから、各市町は契約の手続き等を進め、平成 23 年 4 月からの焼却残さ等の処理について、民間処理業者との契約に至りました。 (循環型社会構築分野) (2) 一般廃棄物処理分の国庫補助金が返還を求められない方向となり、市町の起債償還については、溶融施設の休止期間中において、繰上償還とまらない見込みとなりました。 (循環型社会構築分野) (3) 溶融処理事業の休止の影響、新最終処分場の供用開始の見込み(平成 24 年度下期)等にかかる収支見通しを踏まえ、公益法人制度改革に伴う新法人移行に向けて、法人の経営安定化と財務基盤の充実、強化に重きを置いた次期中期経営計画(平成 22~24 年度)が策定されました。 (経営企画分野)</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 市町のごみ焼却残さ等の処理について、今後とも安定的な処理が行われる必要があることから、運営協議会を一定の形で存続させて必要な調整を行い、処理体制の確保に努めます。 (循環型社会構築分野) (2) 補助金返還や起債の繰上償還にならないよう、引き続き国等の関係機関と協議を進めます。 (循環型社会構築分野)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (不法投棄事案等の未然防止)</p> <p>(2) 産業廃棄物不法投棄等の対応については、継続的に監視体制を強化・充実し、不法投棄の未然防止を図っているところであるが、平成 21 年度の重点事業の目標である不法投棄件数の削減率 30.0% (不法投棄件数 21 件) に対し、実績は 23.3% (同 23 件) と目標を達成できなかった。 新たな不法投棄の未然防止のため、不法投棄の抑制力につながる取組等を推進するとともに未撤去となっている事案について、引き続き解決に向けた取組を推進されたい。 (循環型社会構築分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 監視指導の強化 通常の監視指導に加え、休日・夜間及び早朝監視など、監視指導を充実させるとともに、不法投棄監視指導支援システムを活用し、効率的且つ効果的な監視・指導を実施しました。 24 時間監視が可能な不法投棄監視カメラを平成 21 年度末に 1 台追加し、22 年度より 2 台体制で地域機関や市町と連携をとりながら、効果的な運用を行いました。 三重県警及び防災危機管理部と連携し、上空から産廃事業者の状況や山中などの不法投棄の監視が可能なヘリコプターを活用した監視を行いました。(4 回実施) (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 未撤去案件への対応 行為者不明などの理由で未撤去となっている案件についても、土地所有者等の関係者に指導を行うとともに、市町等と連携をとりながら早期撤去に努めています。(循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 様々な主体との連携 三重県産業廃棄物協会と協働して、合同監視パトロールを実施するとともに、県内の不法投棄等の状況について意見交換を行いました。(1 回実施) 県内市町との協定による市町職員の立入検査員の併任や、森林組合や N T T ファシリティーズ東海、J A F 三重支部との情報提供協定による連携の強化により不法投棄の未然防止や早期発見に努めました。 不法投棄監視ウイークに津駅周辺で啓発活動を行い、県民の方に不法投棄防止や野焼きの禁止、また、「廃棄物ダイヤル 110 番」の周知を行いました。(約 170 部の資料配布) (循環型社会構築分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 監視・指導室職員 20 名の監視体制で、3,737 件の監視・指導を行い、内 903 件の口頭指導と 48 件の文書指導を行いました。(3 月末)</p> <p>(2) 平成 22 年度に新たに確認された不法投棄件数は 18 件となりました。(3 月末)</p> <p>(3) 「廃棄物ダイヤル 110 番」への不法投棄に関する通報が 33 件ありました。(3 月末)</p> <p>(4) 平成 21 年度の行為者不明の未撤去案件のうち、1 件が撤去されました。(3 月末) (循環型社会構築分野)</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 今後も監視指導業務を効果的に推進し、未撤去案件についても、関係機関などと連携をとりながら早期解決に努めます。
- (2) 不法投棄監視・指導支援システムや既存の不法投棄監視カメラを、不法投棄の多い地域へ重点的に投入する等効果的に活用し、不法投棄の未然防止及び早期発見に努めます。
- (3) 三重県警や県内市町との連携を強化するとともに、森林組合、NTTファシリティーズ東海やJAF三重支部との情報提供協定を更に広めるなど、様々な主体と協働して、監視の目を増やし、積極的に広報することで、不法投棄をしにくい社会環境を構築し、不法投棄の未然防止及び早期発見に努めます。
- (4) 民間の警備会社に県内の監視パトロールを委託することにより、不法投棄を早期に発見し、規模の拡大を防ぐとともに、不法投棄の早期解決を図ります。
- (5) 地域で自主的に活動する団体等への活動を支援することにより、自主的な不法投棄監視活動の活性化、定着化を促進します。
(循環型社会構築分野)

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (三重県地球温暖化対策実行計画の策定) (3) 平成19年度の三重県域温室効果ガスの総排出量は、31,005千t(二酸化炭素換算)となり、三重県地球温暖化対策推進計画における基準年度(平成2年度)と比べて17.5%増加しており、22年度の目標値である26,384千tを大きく上回っている。 22年度は計画の最終年度であるので、目標の達成に向けて取り組むとともに、温室効果ガス削減等にかかる国の動向を踏まえた次期計画を策定されたい。 (地球環境・生活環境分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 温室効果ガス排出量の増加要因の一つとして、液晶関連産業等の集積による県内製造業の活況が上げられます。電子部品や半導体産業に関する事業所の新規立地や生産設備の増強などにより、平成15年以降、電子部品・デバイス工業の生産指数は急激に伸びており、県全体の製造品出荷額は平成2年度から54%(平成19年度)増加しています。 産業・業務部門においては、大規模事業所を対象として地球温暖化対策計画書制度による自主的な取組の推進や、中小企業を対象とした省エネルギー診断、M-EMS(三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム)の認証取得を進めました。 家庭部門においては、地球温暖化防止活動推進センターを拠点として地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動等を実施しました。 また、市町に対しては、省エネルギー法の改正についての説明会を行った他、地方公共団体実行計画策定マニュアルの説明会を開催し、市町の計画策定支援を行いました。 次期計画の策定については、三重県環境審議会に地球温暖化対策実行計画部会を設置していただき、地球温暖化対策基本法案や中長期ロードマップ等や国での検討状況も踏まえ、「三重県地球温暖化対策実行計画」の検討を進めました。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>2 取組の成果 産業・業務部門について、地球温暖化対策計画書提出事業所に対するフォローアップ調査を今年度は46事業所に対し実施しました。また、省エネ診断については、新たに55の中小事業所が取り組みました。M-EMS(三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム)の認証取得については、平成22年度に新たに56事業所が認証され、累計で計217事業所が認証を取得しました。 家庭部門においては、地球温暖化防止活動推進センターと地球温暖化防止活動推進員が連携してイベントや出前講座などにより、約6千人の県民に普及啓発活動を実施しました。 市町に対しては、三重県グリーンニューディール補助金を活用し、市町の公共施設における太陽光発電システムやLED照明の設置などに対する補助を行い、省エネルギー対策を進めました。 次期計画については、「三重県地球温暖化対策実行計画(中間案)」を作成しました。 (地球環境・生活環境分野)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>産業・業務部門においては、大規模事業所の地球温暖化対策計画書の内容及びその実績を評価・公表する制度の導入を検討し積極的な事業者の取組が社会的に評価される仕組みとしていくとともに、カーボンオフセットの仕組みによって二酸化炭素の削減量を環境価値として活用し中小事業所の省エネルギー取組等を促進します。 家庭部門においては、消費行動による取組効果を「見える化」することで地球温暖化防止行動のきっかけとしていきます。 運輸部門については、エコカーの導入やエコドライブの実践を促します。 市町に対しては、説明会の開催等により、市町が策定する「地方公共団体実行計画」の策定支援に取り組みます。 「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定するとともに、「三重県地球温暖化対策実行計画推進委員会(仮称)」を設置して計画の推進と進行管理を行います。 (地球環境・生活環境分野)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (企業の法令違反等への県の対応) (4) 四日市市が所管する水質汚濁防止法の規制対象となる事業所において、排水測定データを改ざんするという法令違反が発生している。 県が所管する大気汚染防止法や水質汚濁防止法の規則対象となる事業所についても法令違反等が発生しないよう、事業所に対して法令遵守の周知徹底を図るとともに、立入検査等による監視指導の強化を図られたい。 (地球環境・生活環境分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 当該事案に係る平成 22 年 2 月 12 日の事業所からの報告を受け、県内の主な事業者(約 1,800 事業所)に対して、平成 22 年 2 月 16 日付け環森第 10-185 号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の遵守について」を発出し、改めて事業所に対し法令遵守の周知徹底を図りました。 あわせて、平成 22 年 3 月から 5 月にかけて、排ガス量及び排水量が大きい工場・事業場を中心に重点的な立入検査を実施し、県内の主要な事業場における法令遵守の状況を確認しました。 その他の立入検査等においても、測定データの改ざん等、不適正な取り扱いを行った事実が判明したことを受け、例えば、大気の平成 22 年度立入検査実施要領では、測定頻度や計量証明書の確認等を強化確認事項として立入検査を実施しています。 また、企業コンプライアンスの確立を確認・指導するための立入検査にあわせて、県内の主な事業者との対話を継続・強化して実施しました。 今回、不適正事案が発生した事業所に対しては、再発防止に向けた対策が確実に実施されるよう、定期的な改善状況の報告を求めるとともに、立入検査等による監視を継続しています。 なお、立入検査のスキルアップを図るため、特に新規配属職員等に対して、立入検査の現地研修を行いました。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年 3 月から 5 月にかけて実施した重点的な立入検査結果は以下のとおりです。 なお、データ改ざん等の悪質な違反は確認されませんでした。 大気関係 62 事業所 水質関係 53 事業所 計 115 事業所 ※ 同期間内に大規模事業所以外でも 38 事業所に立入検査を実施しました。 平成 23 年 3 月末の立入検査実績は、大気で 708 事業所、水質で 749 事業所となっています。企業コンプライアンスの確立を目的とした県内事業者との対話も、93 回(平成 23 年 3 月末現在)実施しています。 不適正事案が発生した事業所に対しては、今年度も同事業所から定期的な改善状況の報告(8 回)を受け、再発防止に向けた対策の確実な実施を指導するとともに、立入検査等による監視を継続しました。 また、立入検査の現地研修も、県内のコンビナート事業所において、平成 22 年 7 月と 23 年 2 月に実施しました。 (地球環境・生活環境分野)</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>平成 23 年度も、有害物質の使用状況や排ガス・排水の状況などを考慮し、計画的・重点的に立入検査を実施して、法令遵守の徹底を図ることとします。 また、立入検査にあわせた県内の主な事業者との対話を継続実施して、企業コンプライアンスの確立を確認・指導します。 立入検査を実施する職員に対しては、引き続き立入検査の現地研修を行い、スキルアップを図ります。 (地球環境・生活環境分野)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (森林環境創造事業の計画見直し)</p> <p>(5) 森林環境創造事業については、平成16年度以降、年々目標の策定面積の新規着手率から乖離し、達成率も低下している。</p> <p>こうした現状を踏まえ、引き続き、新規着手の阻害要因を取り除くための山林境界の明確化等の取組や、新規着手率を高めるための森林所有者等へのPR等の取組に努めていくとともに、実態に即した事業計画の見直しについて早急に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>各地域機関から市町に対し、会議等を通じて森林環境創造事業の趣旨の説明をして理解が得られるよう努めるとともに、境界を明確化するための取組みに対する支援事業のPRを行いました。</p> <p>所有者や境界の不明などにより、事業対象森林のすべてで事業実施を見込むことが困難なことから、昨年度の緊急雇用事業によってデータ整理を行った三重県内に山林を所有する森林所有者に対して、森林環境創造事業などの森林整備に関するパンフレットをダイレクトメールにより送付し、PRを行いました。</p> <p>上記ダイレクトメールと合わせて、森林所有者に対して森林環境創造事業を受け入れるかどうかについての意向を調査しました。</p> <p>今年度も引き続き、三重県内に山林を所有する森林所有者のデータ整理を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>森林所有者(約7万件)に対するダイレクトメールにより、森林環境創造事業などの森林整備への意識の向上が図られるとともに、森林所有者の所在等の確認ができました。</p> <p>意向調査を実施することで、事業実施面積や適正な目標値となるよう検討を続けています。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>市町、森林組合等の認定林業事業者、林業普及指導員と連携しながら、地区説明会や広報紙をはじめ、様々な方法で森林環境創造事業のPRを行っていきます。</p> <p>今年度にデータ整理を行った森林所有者に対してのダイレクトメールによるPRを行います。</p> <p>森林所有者の意向調査結果をもとに、森林環境創造事業の事業実施面積や目標値の見直しを実施します。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (獣害対策を関係機関との連携)</p> <p>(6) 農水商工部と環境森林部が連携し、総合的な対策を行うため平成21年4月に「三重県獣害対策プロジェクト」を設置し、また、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、市町とともに獣害対策を進めているところである。</p> <p>また、環境森林部として、ニホンジカ及びニホンザルについては保護管理計画等に基づく取組により、捕獲数が増加している。</p> <p>しかし、野生動物による農林業被害・生活環境被害が減少しないことから、狩猟期間の延長を図る等の対策を講じるとともに、関係機関がより一層連携を図り、さらに効率的な獣害対策に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ニホンジカについては、特定鳥獣保護管理計画(第2期)において、計画的な捕獲を進めており、捕獲実績は、計画目標頭数を上回っていましたが、農林業被害が軽減しないため、本年度に同計画を変更し、年間捕獲目標頭数を2倍に変更しました。(平成22年度 当初捕獲目標頭数6,100頭→変更後目標頭数12,200頭)</p> <p>また、イノシシについても、農業被害が大きいため、新たに特定鳥獣保護管理計画を策定して、捕獲頭数を増加させ被害額を過去10年間で一番低い額程度まで抑えることを目標としました。</p> <p>ニホンジカ、イノシシともに、捕獲頭数を増加させるために、狩猟期間「11月15日から2月15日まで」を1ヶ月延長し「11月15日から3月15日まで」としました。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>特定鳥獣保護管理計画を変更又は策定して、新たな目標を設定したこと、狩猟期間を延長したことを市町や関係団体の協力を得て幅広く普及啓発したことにより、新たに設定した目標頭数に近い捕獲が期待されます。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>ニホンジカ・イノシシについては、平成23年度も捕獲頭数を増加させるために引き続き狩猟期間を1ヶ月延長して3月15日までとしているところですが、今後も被害状況や生息密度を注視しながら、関係機関との連携を図り被害が低減されるよう、次期計画の策定等必要な対策について検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 雑入（産業廃棄物不適正処理代執行費用）に関する収入未済額が 1,647,073,786 円（対前年度比 108.9%）あり、前年度と比べて 135,002,517 円増加しているため、今後も引き続き財産把握と求償を行い、収入未済額の減少により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>(イ) 林業改善資金貸付金償還金収入等に関する収入未済額が 9,697,526 円（対前年度比 98.8%）あり、前年度と比べて 120,000 円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 収入証紙の消印の日付と申請書の受付日が一部一致していなかった。</p> <p style="text-align: right;">（地球環境・生活環境分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 行政代執行費用の徴収については、行政代執行法において国税滞納処分の例によるものとされています。この規定にもとづき、滞納者との面談や電話連絡等によって滞納金の納付を求めるとともに、換価可能な滞納者の財産状況把握に努めました。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>(イ) 林業改善資金については 3 名の債務者と面談し、事業や財務状況を聞き取るとともに、返済について督促を行いました。また、返済計画が未提出であった債務者には計画を提出させ、3 名の債務者に提出された返済計画の確実な実行を求めました。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>(ウ) 申請書の受付日に、収入証紙の消印の押印を行うことを徹底しました。</p> <p style="text-align: right;">（地球環境・生活環境分野）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 平成 23 年 3 月末現在で、亀山市楠平尾事案については、原因者に 660,000 円を、また、四日市市内山事案については、原因者に 60,000 円を納付（分納）させています。さらに、桑名市五反田事案については、原因者に粘り強く納付指導を行った結果、新たに 216,000 円を納付（分納）させることができました。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>(イ) 林業改善資金については、平成 23 年 3 月末までに 2 名の債務者から償還金の一部 155,000 円（円）の償還がありました。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>(ウ) 上記以後、決裁権者や複数の職員でチェックを行い、適切に事務処理を行っています。</p> <p style="text-align: right;">（地球環境・生活環境分野）</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 代執行費用について、引き続き滞納者の財産状況の把握及び換価可能資産の差押えに努めるとともに、可能な限り原因者と面談を重ね、原因者の違法行為を説いて少額でも納付するよう指導していきます。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>(イ) 林業改善資金については、引き続き債務者の財産状況の把握・支払督促に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>(ウ) 平成 23 年度以降も適正に事務処理を実施していきます。</p> <p style="text-align: right;">（地球環境・生活環境分野）</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>雑入（前払金返還利息）の収入未済額が 1,047,886 円（対前年度比 98.97%）あり、前年度と比べて 10,889 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（伊勢農林水産商工環境事務所、熊野農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>イ 地域機関分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 督促のため、会社所在地への訪問、電話等によって滞納金の納付を求めています。 （伊勢農林水産商工環境事務所） ・ 現在、休眠状態となっている建設業者（平成 19 年度契約業者）への督促及び所在不明業者（平成 17 年度契約業者）については各方面から情報収集を行い、所在調査を継続して行いました。 （熊野農林商工環境事務所） <p>2 取組の成果</p> <p>イ 地域機関分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き所在地への訪問を行い、滞納金の納付を求めます。 （伊勢農林水産商工環境事務所） ・ 引き続き督促・情報収集を行い、所在不明業者については所在の有無を確認しながら督促等の対応を行います。休眠状態となっている建設業者については熊野建設事務所でも同様の遅延利息が発生しているため、共同で対応しました。 （熊野農林商工環境事務所） <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>イ 地域機関分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、所在地への訪問を行い、督促を継続します。 （伊勢農林水産商工環境事務所） ・ 引き続き収納に向けて督促等の対応を継続するとともに、工事の発注に際し、参加業者の経営状況の把握に努めるとともに、請負業者との連絡を密にし、建設事務所等他の発注機関との情報共有を行い、再発防止に努めます。 （熊野農林水産商工環境事務所）

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(各分野、各農林（水産）商工環境事務所)

ア 業務委託

- (1) 【「県民の日」記念事業番組制作及び放映業務委託】
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・予定価格が記録されていなかった。 (経営企画分野)
- (2) 【一般廃棄物情報管理システム整備業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (経営企画分野)
- (3) 【平成21年度「県民の日」記念事業講演講師出演調整業務委託】
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・予定価格の積算根拠が明確となっていない。 (経営企画分野)
- (4) 【経営品質実践講座にかかる委託】
契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。 (経営企画分野)
- (5) 【環境修復技術システムの今後のあり方に関する研究業務】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (循環型社会構築分野)
- (6) 【平成21年度四日市市内山町地内処分場廃棄物層内温度分布解析業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (循環型社会構築分野)
- (7) 【産業廃棄物監視・指導支援システム機能改修業務】
契約事務において、相手方からの見積書に見積年月日が記載されていない。 (循環型社会構築分野)
- (8) 【ごみゼロ事業者・県民セミナー講演講師派遣業務】
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・随意契約の理由が記載されていない。
・予定価格の積算根拠が明確となっていない。 (循環型社会構築分野)
- (9) 【平成21年度M-EMS審査員維持研修・普及啓発業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (地球環境・生活環境分野)
- (10) 【平成21年度日本環境経営大賞表彰委員会審査業務等委託事業】
契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。 (地球環境・生活環境分野)
- (11) 【平成21年度地下水位計測定業務委託】
・随意契約の理由が記載されていない。
・予定価格が記録されていなかった。
・契約書に守秘義務に関する条項がなかった。 (地球環境・生活環境分野)
- (12) 【平成21年度近畿自然歩道維持業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (森林・林業分野)
- (13) 【平成21年度ふるさと公園維持業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (森林・林業分野)
- (14) 【平成21年度狩猟者登録事務一部委託】
契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていない。 (森林・林業分野)
- (15) 【平成20年度緊急林業就業促進事業委託】
・予定価格調書が作成されていない。
・契約書に定める書面による実施責任者の報告が提出されていない。 (森林・林業分野)
- (16) 【三重の森林と木づかいフェアシャトルバス業務委託】
委託業者から事業完了報告書が提出されていない。 (森林・林業分野)
- (17) 【平成21年度現場技術業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

- (1) (2) (3) (5) (6) (8) (9) (12) (13) (17) 出納事前検査を受けていなかったことについては執行伺い決裁後の出納局事前検査について、該当起案文に経理Gにおいて印を付け担当者に周知し、出納事前検査を受けるよう改善を図りました。
- (1) (11) 予定価格が記録されていなかったことについては、複数の職員でチェックを行うよう改善しました。
- (3) (8) 予定価格の積算根拠が明確となっていなかったことについては、複数の業者から見積もりを徴して参考とするなど実勢にあわせた積算方法に改善しました。
- (4) (10) (11) (14) 契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかったことについては、契約締結起案を複数の職員でチェックし、契約書に個人情報の保護について明記するとともに個人情報取扱特記事項を添付するよう改善しました。
- (7) 見積書に見積年月日が記載されていなかったことについては、担当者においてチェックするよう指導しました。
- (8) (11) 随意契約の理由が記載されていなかったことについては、起案時に複数の職員でチェックするよう改善しました。
- (15) 予定価格調書が作成されていなかったことについては、会計規則等で作成有無の確認を行うよう指導しました。
- (15) 契約書に定める書面による実施責任者の報告が提出されていなかったことについては、複数の職員で契約内容の確認を行うよう改善しました。
- (16) 委託業者から事業完了報告書が提出されていなかったことについては、添付書類の確認を複数の職員で行うよう改善しました。
- (経営企画分野、循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野、森林・林業分野)
- (17) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかったことについては、所内会議等において、「出納局検査要綱」及び「出納局検査要領」について周知徹底をし、指摘事項に対する注意喚起を行うとともに、複数人による確認体制を構築しました。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

2 取組の成果

指摘のあった各事項については、チェック項目として意識を持って取り組むことができ、適切な事務処理が行うことができました。

会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。

(経営企画分野、循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野、森林・林業分野)

出納局検査要綱・要領等に基づき、適正な事務処理が図られました。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

平成 23 年度以降（取組予定等）

平成 23 年度以降においても、引き続き職員の会計規則等の法令順守意識の更なる向上及び各執行所属内におけるチェック体制が的確に行われるよう、部内会議での周知や各種研修会への参加奨励などあらゆる機会を通じて職員に働きかけていきます。

(経営企画分野、循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野、森林・林業分野)

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (各分野、各農林(水産)商工環境事務所)</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【復旧治山事業第26号工事】 三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理がされていなかった。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(2) 【野又越線紀伊長島第2工区開設工事】 三重県建設工事公表要領に基づく「契約変更後」の公表がされていなかった。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県建設工事設計変更要領について、担当職員への周知不足のため、「軽微な設計変更」にかかる事務処理がされていませんでした。このような事案の発生を防ぐため、当該要領の担当職員への周知徹底を図るとともに、該当する案件について、確認体制を強化しました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(2) 三重県建設工事公表要領に基づく公表事務処理が一担当者で行われていたこと、当該工事の公表時期が年度末の多忙な時期であったことから、事務手続きを失念していたと推測されます。 所内会議で要領について周知徹底し、指摘事項に対する注意喚起を行いました。また複数人により定期的に公表もれの有無を再点検する等の体制をとりました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」が適切に実施されました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(2) 確認体制の強化により、同様の事案は発生していません。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、三重県建設工事設計変更要領について、担当職員への周知を図り、適切な事務処理を行うことを徹底します。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(2) 引き続き複数人による確認体制をとる、要領を順守し適切な事務処理を行い再発防止に努めます。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (各分野、各農林（水産）商工環境事務所)</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1) 【自然災害防止事業第四－5工事】 ・三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理がされていなかった。 ・地元との調整不足から、現場着手の遅れ及び工事の休止が発生していた。 (四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(2) 【小規模治山事業第尾－2号工事】 ・三重県建設工事設計変更要領に基づく「変更理由書」が添付されていなかった。 ・当初請負金額の30%以上の変更を行っているが、三重県建設工事設計変更要領に基づく「契約変更の手続き」にかかる指名審査会に諮っていない。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成22年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 課内ミーティングにおいて勉強会を実施し、担当者に適正処理についての確認、徹底を図りました。 事業説明会が必要な現場については、役場・地区自治会長立会のうえ工種等が決まった段階で説明を行い、調整を図りました。 (四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(2) 三重県建設工事設計変更要領について、担当職員への周知不足のため当該要領にかかる事務処理がされていませんでした。このような事案の発生を防ぐため、担当職員へ当該要領について周知徹底を図りました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 要綱・要領等に基づく適正な事務処理を行うことにより、事務手続きの遺漏防止が図られました。 (四日市農林商工環境事務所、尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(1) 事前調整を行った結果、現在、現場着手の遅れや工事の休止等は発生しておりません。 (四日市農林商工環境事務所)</p>
<p><u>平成23年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 業者と十分な打合せを行い、その内容については全て打合せ簿に記録するよう努めます。 (四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(1)(2) また、引き続き三重県建設工事設計変更要領の運用について、周知・徹底を図ることにより適正な事務処理に努めます。 (四日市農林商工環境事務所、尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (各分野、各農林（水産）商工環境事務所)</p> <p>エ 補助金等</p> <p>(1) 【公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金】 事業の年度内完了にかかる記録がなかった。 (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 【三重県グリーンニューディール基金補助金】 事業の年度内完了にかかる記録がなかった。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(3) 【「三重の木」家づくり情報提供支援事業費補助金】 ・概算払精算書が提出されていなかった。 ・事業の年度内完了にかかる記録がなかった。 (森林・林業分野)</p> <p>(4) 【がんばる三重の林業創出事業】 変更理由書の一部に記載もれがあった。 (四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(5) 【がんばる三重の林業創出事業】 変更理由書の内容が具体的に記載されていなかった。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(5) 室員会議等において、職員への具体的な補助金事務処理について周知を図るとともに、再発防止のためのチェック体制の再確認を行いました。 また、平成 22 年度からは履行確認書を作成し、年度内完了について記録します。 (地球・生活環境分野、循環型社会構築分野、森林・林業分野、各農林（水産）商工環境事務所)</p> <p>(5) 事業計画変更承認申請書に事業種目や箇所ごとの具体的な変更理由が記載されていなかったことから、事業実施主体から変更理由書を徴するとともに、適正な事務処理を行うことを徹底しました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果 補助金事務執行について、職員の意識向上と複数の職員によるチェックにより事務手続きの適正化が図られました。 (地球・生活環境分野、循環型社会構築分野、森林・林業分野、各農林（水産）商工環境事務所)</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1)～(5) 平成 23 年度以降も、引き続き職員の会計規則等の法令順守意識の向上を図ります。 また、平成 23 年度以降も履行確認書を作成し、年度内完了について記録します。 (地球・生活環境分野、循環型社会構築分野、森林・林業分野、各農林（水産）商工環境事務所)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (各分野、各農林（水産）商工環境事務所)</p> <p>オ 旅費</p> <p>(1) 【九州環境技術創造道場海外視察】 旅費の区分（日当及び宿泊料）に適用及び算定誤りがあった (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 【林業普及事業全体会議】 旅行命令書に用務が具体的に記載されていなかった。 (森林・林業分野)</p> <p>(3) 【第3回全国提案型施業事例発表会】 旅行命令書に用務が具体的に記載されていなかった。 (森林・林業分野)</p> <p>(4) 【森林整備事業打合せ会議、地域再生計画打合せ、林道事業ヒアリング】 旅行命令書に用務地の一部が記載されていなかった。 (森林・林業分野)</p> <p>(5) 【資源回収制度普及啓発講習会】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。 (伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成22年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(5) 職員に対して必要事項の記載等について周知を図るとともに、チェック体制の再確認を行い、再発防止に取り組みました。 (循環型社会構築分野、森林・林業分野、伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(5) 取組の結果、適正な処理が行われています。 (循環型社会構築分野、森林・林業分野、伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
<p><u>平成23年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、職員に周知徹底し、適正な処理を行っていきます。 (循環型社会構築分野、森林・林業分野、伊勢農林水産商工環境事務所)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 賃金の過払いによる歳出戻入を行っていた。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 通勤手当の経路で最寄り駅の認定を誤っていた。 (循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (循環型社会構築分野)</p> <p>(4) 通勤手当の支給額の記載が誤っていた。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(5) 通勤手当の支給額の記載がなかった。 (林業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 担当室において出勤日数の確認がされた賃金の支払いを行ったところ、本人より連絡があり過払いであることが判明しました。このことにより適正な支出を図るため歳出戻入を行ったものです。 再発防止のため、事業担当室による履行確認及び書類作成のチェック体制について徹底するよう、周知しました。 (経営企画分野)</p> <p>(3) 平成 22 年度より総務事務システムへの入力に変更されました。 (循環型社会構築分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 担当室による履行の再確認及び支出時のチェック体制を強化することにより、適正な支出事務が図られました。 (経営企画分野)</p> <p>(3) 該当事案があった場合、総務事務システムにより入力・決裁を行います。 (循環型社会構築分野)</p> <p>(2)(4)(5) 総務事務室と連携して適切に対応しました。 (循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野、林業研究所)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>平成 22 年度から諸手当の認定事務は、総務事務室において一括して行われており、平成 23 年度以降についても一括して行われる予定です。 (経営企画分野、循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野、林業研究所)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公有財産台帳の登録内容の変更入力 of 誤りにより一部が現状と一致していなかった。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(2) 寄付を受けた土地について利活用等がされていなかった。 (森林・林業分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 公用車の損傷 (修理代 21,000 円) (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 公用車の損傷 (修理代 77,961 円) (循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 公用車の損傷 (修理代 20,538 円) (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状態</p> <p>(1) 公有財産台帳の登録内容の変更入力 of 誤りにより一部が現状と一致していなかったものです。指摘を受け、当時の手続きを確認したところ、当時の担当者は定められた手続きを実施していたことが確認されたことから、当該事象が発生した理由を調査しました。その結果、修正処理を行っても、口座一覧表に反映されないことが判明しました。口座一覧表の修正は、当分野（当室）からは実施することができないことから、口座一覧表の修正を総務部管財室に依頼し、修正を完了させました。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(2) 当該地の巡視を行いゴミ等の不法投棄を未然に防止するとともに、森林づくり活動を実践している森林ボランティア団体と当該地の利活用の可能性について検討を行っています。 (森林・林業分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2) 所属内会議等において、運転前の始業点検や使用後の点検を実施し、現状の把握を行い適切な公用車の管理を行うよう周知を図りました。 (循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 職員の過失・不注意による事故であり、当該職員へは、安全運転の徹底・県有財産の適正な管理に努めるよう指導しました。また所内会議等において全職員に対し適正な県有財産並びに交通事故防止に努めるよう周知を図りました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状態</p> <p>(1) 口座一覧表の修正を完了しました。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(2) 森林ボランティア団体と協働することで、土地の利活用方法に民間のノウハウが活かすことが期待できます。 (森林・林業分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)(3) 上記の取組により、各職員の交通事故及び財産管理の意識の高揚が図られました。 (循環型社会構築分野・尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>ア (1) 今後も、公有財産台帳に変更があった場合は、適切に入力作業を実施します。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(2) 引き続き森林ボランティア団体と具体的な利活用方法について検討を進めます。 (森林・林業分野)</p> <p>イ (1)～(3) 平成 23 年度以降も引き続き、職員の県有財産の管理意識及び法令順守に対する意識の高揚を図っていきます。 (循環型社会構築分野・尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 契約及び支出事務等の手続きに不適切な事務処理が散見された。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 検査記録のないものや請求日のない請求書での支出が散見された。 (循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 許可事務において、決裁を受けずに不正に知事印を押印した許可証を発行したり、申請文書等を自宅に持ち帰り長期間放置するなど不正な事務処理を行っていた。 (循環型社会構築分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2) 所属内会議等において、職員に対し会計規則等の法令順守や会計事務について周知を図るとともに、会計事務研修会にも参加し、能力の向上や意識の高揚を図りました。 また、再発防止のためチェック体制の再確認を行いました。 (経営企画分野、循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 産業廃棄物収集運搬業の許可審査等の事務処理の際に、処理期限及び書類管理がずさんで、申請書類が整わないまま放置されていたことにより、申請者からの処理の督促に迫られて不正押印を行っていたものです。また人事異動に伴い、証拠隠蔽のため書類を自宅に持ち帰っていたものです。 再発防止に向けた職場環境の改善(書類一時保管庫の確保、事務の平準化)、事務の進捗管理(グループミーティング(1回以上/月)、受付簿との照合による申請書類の審査状況のチェック(1回/月)、決裁時の複数人による内容チェック、事務処理マニュアル作成等)に取り組んでいます。 (循環型社会構築分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員によるチェックで事務手続きの遺漏防止が図られました。 (経営企画分野、循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 上記により危機管理意識が芽生え、担当者相互の協力の下、書類の適正管理、迅速かつ厳正な書類審査が進められています。現在、申請者からの苦情や申請者の不利益となるような問題は発生していません。 (循環型社会構築分野)</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1)(2) 平成 23 年度においても引き続き、会計規則等の法令順守や会計事務研修会にも参加し、適切な会計事務に努めます。 (経営企画分野、循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 人事異動等に伴い、新たな問題が発生しないよう転入者には過去の不適正事案を周知し、平成 22 年度の取組を継続していきます。 (循環型社会構築分野)</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(6) 交通事故	
公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。	
(1) 物損事故 (負担割合：県 10%・相手 90%)	
(物損額：県 28,919 円・相手 21,907 円)	
(2) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%)	
(物損額：県 0 円・相手 85,180 円) (循環型社会構築分野)	
(3) 自損事故 (損害額 49,476 円)	
(4) 自損事故 (損害額 47,701 円)	津農林水産商工環境事務所
(5) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%)	
(物損額：県 32,340 円・相手 0 円)	
(6) 人身事故 (負担割合：県 100%・相手 0%)	
(物損額：県 0 円・相手 83,000 円)	
(治療費等：県 0 円・相手 33,400 円) (松阪農林水産商工環境事務所)	
(7) 自損事故 (損害額 41,475 円)	
(8) 自損事故 (損害額 123,050 円)	(伊勢農林水産商工環境事務所)
(9) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%)	
(負担額：県 37,096 円・相手 0 円) (伊賀農林商工環境事務所)	
(10) 物損事故 (負担割合：県 50%・相手 50%)	
(物損額：県 13,156 円・相手 57,800 円) (尾鷲農林水産商工環境事務所)	
講じた措置	
平成 22 年度	
1 実施した取組内容	
現場に向かうのに余裕がなく急いでいたことによる事故や、職員の注意力不足による事故が原因となっています。	
(1)～(10) 公用車による事故を防ぐため、交通安全研修への参加、部内室長会議、室ミーティング等で職員に対し、交通安全意識や県有財産の管理意識の高揚を図るとともに、コンプライアンス(法令順守)についても同様に周知し職員に対しての意識付けを行いました。 (循環型社会構築分野、各農林(水産)商工環境事務所)	
(6) 交通事故防止及び公用車の適正管理について、所内会議等で職員に対し定期的に注意喚起するとともに、交通安全講習会に全職員を参加させることで意識の高揚を図りました。なお、2度の事故を発生させた職員については、通勤時及び公務出張時の運転の自粛を促し、反省の期間を設けました。 (松阪農林水産商工環境事務所)	
(7)(8) 本人及び上司である課長・室長に厳重注意するとともに、交通事故防止について、室長会議(週1回)、課長会議(月1回)において注意喚起を行いました。 また、所内全職員を対象とした交通安全研修を2回実施しました。 (伊勢農林水産商工環境事務所)	
(9) 庁舎で開催される交通安全講習会へ、全職員を積極的に参加させました。自動車で出張等する際には、職員間で「気をつけて」等の声かけを実践し、さらには、「無事故・無違反チャレンジ123」事業への積極的な参加を働きかけるなど、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。また、所内全職員に対して、飲酒運転の防止、交通事故防止、交通安全運動の重点項目について、室長会議・課長会議等、機会あるごとに注意を喚起しました。 (伊賀農林商工環境事務所)	
2 取組の成果	
(1)～(10) 「無事故・無違反チャレンジ123」事業及び研修会へ参加や機会あるごとに注意喚起することにより、交通安全意識の高揚が図られました。	

また、県有財産の適正な管理についても意識付けができました。

(循環型社会構築分野、各農林(水産)商工環境事務所)

(6) 平成22年度においては、当事務所職員の責任に起因する事故は発生していません。

(松阪農林商工環境事務所)

(9) 機会あるごとに注意喚起をするとともに、研修会に参加し、交通安全意識の高揚を図ってきた結果、本年度においては、被害事故は発生しておりません。

(伊賀農林商工環境事務所)

平成23年度以降(取組予定等)

(1)～(10) 交通安全意識を高めるには、継続して行うことが大切であることから、平成23年度においても引き続き交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。

(循環型社会構築分野、各農林(水産)商工環境事務所)

(6) 平成23年度においても引き続き、公用車の適正な管理及び事故防止について、所内会議等で定期的に注意喚起することにより事故発生防止に取り組んでいきます。

また、認識を深めるため、交通安全にかかる講習会等への全員参加を実行します。

(松阪農林水産商工環境事務所)

(7)(8) 平成23年度以降においても、交通安全意識の高揚を図るために、交通事故、公用車の損傷等が起きないように室長会議(週1回)、課長会議(月1回)において周知徹底を図ります。

実技形式・講義形式の交通安全研修を主催し、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。

各課・各室においては、毎週行うグループミーティングの場で交通安全について話し合いを行うなど、日常の声かけを徹底することにより、交通安全意識を高める努力を続けていきます。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(9) 継続して取り組んでいくことが重要なので、引き続き飲酒運転防止、交通事故防止、法令順守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ123への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。

(伊賀農林商工環境事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見 三重県林業改善資金特別会計 (7) 特別会計の処理状況 (1) 決算時で多額の資金残高が生じ、滞留した資金が有効活用されず、そのまま翌年度に繰り越しされている状況となっている。 年間の資金貸付額と比較しても多額となっているため、今後、事業の実施にあたっては、決算時に多額の資金残高が生ずることのないよう、年度末の資金残高及び翌年度の資金の使用見込額を的確に把握し、資金需要に見合った額を予算化し、不要な額については国への納付や一般会計への繰出しを検討するなど、資金残高の管理に努められたい。 (森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 林業改善資金について 林野庁から、平成 20 年 9 月 12 日付け文書で自主納付の考え方について通知されおり、その考え方は、当該資金の貸付限度額が 1 億円であるので、県の貸付原資が 1 億 5 千万円を切ることがないように留意して、自主納付の実施を検討することとし、貸付原資が 2 億円未満の場合は自主納付の検討を要しないとされています。 この考え方に基づき、現時点での貸付原資は 2 億円未満であるので自主納付は行いません。 (森林・林業分野)</p> <p>(2) 木材産業等高度化推進資金について 当該貸付制度については、国の事業仕分けにおいて廃止が決定されました。 林野庁においては、平成 23 年度からは、新しい貸付制度を創設することとしています。 現時点では、新しい貸付制度の内容が決定していない状況であるので、貸付制度の内容の決定後、当該資金の予備費の取扱いを検討します。 (森林・林業分野)</p> <p>(3) 林業就業促進資金について 林野庁から、平成 22 年 8 月 6 日付事務連絡で、今後、貸付が見込まれない貸付原資については自主納付の措置をとることができることとし、都道府県においては、資金の需要調査を行い自主納付の検討を行うよう通知がありました。これに基づき、需要調査を行い、平成 23 年度において適正な貸付原資額となるよう自主納付を行います。 (森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果 平成 23 年度において、貸付の見込まれない林業就業促進資金の貸付原資 21,000 千円を自主納付することとしました。(国への自主納付 14,000 千円、県一般会計への繰入 7,000 千円)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>平成 23 年度において、貸付の見込まれない林業就業促進資金の貸付原資 21,000 千円を自主納付することとしました。(国への自主納付 14,000 千円、県一般会計への繰入 7,000 千円) (森林・林業分野)</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p> <p>(経営企画分野、農産振興分野、水産振興分野、商工・科学技術振興分野、観光局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>農水商工部においては、平成 21 年 8 月に、適正な債権管理に取り組むため、副部長をキャップに部内横断的に組織する債権管理検討会を立ち上げました。</p> <p>毎月、債権回収状況の把握を行い管理の徹底を図るとともに、課題については、四半期ごとに検討会を開催して、債権管理の情報共有と未収金縮減に向けた取組を行いました。</p> <p>具体的には、専門家の助言を得ることや、債権を回収の困難度に応じて3分類(①分納等により全額回収が可能な場合、②分納により一部の回収可能な場合、③全額回収が困難と考えられる場合)し、①や②の債権について重点的に債務者への督促を行うことなどにより、収入未済額の減少に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>毎月、債権回収状況の把握を行い管理の徹底を図るとともに、回収が困難な債権について効率的効果的な回収に取り組んだ結果、延べ60名で1億55万5,968円の回収を図ることができました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、各室の未収金の管理を行い、計画的に収入未済の減少に努めていきます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
[共通意見] (収入未済) 各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。 (経営企画分野、農産振興分野、水産振興分野、商工・科学技術振興分野、観光局)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 農水商工部では、特別会計の貸付金にかかる検討会を開催し、未収債権の回収及び処理にかかるノウハウの情報共有と課題の検討を行いました(開催回数4回)。 また、債権事務担当者によるワーキンググループを立ち上げ、未収債権の管理に先進的に取り組んでいる4つの地方公共団体をベンチマーキングしました。 各室がバラバラに行っていた債権管理事務を見直すため、部としての統一的な基準となる農水商工部の「債権管理基本方針」を作成しました。 2 取組の成果 ベンチマーキングの実施結果を検討会で報告し、そこで得た課題を検討することによって、債権管理にかかる担当者のスキルアップが図れました。(債権回収実績 延べ60名 1億55万5,968円)
平成 23 年度以降(取組予定等) 引き続き、未収債権の回収及び処理にかかるノウハウの情報共有を図るとともに、部として統一的な方針のもと徴収事務を進めます。 また、ベンチマーキングの結果(全庁的な組織体制や役割分担等)を各部の未収金担当者へ情報提供するとともに、関係部局に対して収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりの検討を働きかけていきます。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (公共工事等)</p> <p>入札、契約制度の競争性、公共性、透明性を確保するため、当初設計時の現場精査などを十分行い、引き続き、当初設計の精度向上に取り組まれない。</p> <p>(農業基盤整備分野、水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公共工事等の積算に当たっては、事前の現場や構造計算書の確認を行い、当初設計の精度向上に努めております。</p> <p>しかし、公共工事においては、地質等の状況が事前調査で把握しきれないことなどから、設計図書と現地の不整合が生じ、設計変更が必要となる工事もあります。</p> <p>このため、工事途中にやむを得ない変更が生じた場合には「三重県建設工事設計変更要領」に従い、適正な業務の執行に努めております。</p> <p>また、適切な事務処理のために、複数監督員制や課長代理により、チェック体制の充実を図るとともに、担当者会議を実施し、地域機関担当職員の知識向上に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>この取組の結果、公共工事等における職員の意識向上及び、適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 23 年度以降においても、本年度と同様に、入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するため、事前の現場確認等、当初設計書の精度向上に努めるとともに、やむを得ず変更設計が必要となった場合は、「三重県建設工事設計変更要領」に従い適切に執行されるよう周知していきます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
<p>[共通意見] (公益法人制度改革)</p> <p>本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が、274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p>(経営企画分野)</p>
講じた措置
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成20年12月1日の法施行前より、法人の質問及び申請書類の確認依頼に対し、面談、電話及びメール等により随時相談に応じており、各法人が実施する移行検討会等に参加し、円滑に移行事務が行えるようサポートしています。</p> <p>また、平成22年度より各法人を訪問し、新制度の理解状況、公益又は一般への移行の方向性、移行時期等の確認を行い、移行事務の進捗状況を確認するとともに、移行期限を考慮し、早期申請していただくよう要請しております。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>農水商工部は37法人を所管していますが、そのうち、1法人が公益社団法人へ移行しており、現在2法人が移行申請中です。また、近日中に合併する法人や解散を予定する法人もあり、手続きが進みつつあります。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>各法人が平成25年11月末の移行期限までに円滑に移行事務を行えるよう、随時相談に応じる体制を維持し、法人が実施する移行検討会等に参加するなど、農水商工部が所管する法人全てが移行完了するまで、引き続き積極的に支援していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (認定農業者等中核的経営体の確保・育成)</p> <p>(1) 地域の農業を中心的に担っていくことが期待されている認定農業者等については、平成22年度末の認定目標数、2,700経営体に対し21年度末実績は2,276経営体であり、認定農業者等への農用地利用集積率については、22年度末の目標33.0%に対し20年度末実績は26.9%といずれも未達成となっている。このことから、今後一層、認定農業者等中核的経営体の確保と育成にかかる取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 農業経営を取巻く環境は、農産物価格が低迷等して非常に厳しい状況にあるので、次の取り組みにより認定農業者等の確保・育成に取り組みました。</p> <p>(1) 水田営農システムの推進 各農水商工環境事務所において、地域の農家が主体的に担い手へ農地集積の調整等を行い担い手を育てる仕組み(水田営農システム)づくりを、関係室で構成する推進チームにより進めました。 (各農水商工環境事務所)</p> <p>(2) 農地利用集積円滑化団体の設立推進 担い手へ農地が面的にまとまった状態で集積されるよう調整できる農地集積円滑化団体(H21年の農業経営基盤強化促進法改正により制度創設)の設立を市町、農協等と連携して進めました。 (各農水商工環境事務所)</p> <p>(3) 認定農業者の認定申請等への支援 地域の普及センターが、認定申請にかかる経営改善計画の作成支援、経営相談、技術支援、戸別所得補償制度等の研修を行うとともに、認定農業者等を会員とする担い手ネットワークへの加入促進とネットワークを利用して農政情報の提供等を行いました。 (農業経営室、各農水商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 新たに水田営農システムを80集落で確立するとともに、農地集積円滑化団体を16市町で設立することにより、認定農業者等へ農地集積を進める体制強化を図りました。 (各農水商工環境事務所)</p> <p>(2) 地域の普及センターが、中核農家を栽培技術指導、経営相談等の支援するとともに、担い手ネットワーク会員を拡大することにより情報提供等の機能強化を図りました。 (農業経営室、各農水商工環境事務所)</p> <p>(3) 平成22年度末の認定農業者等数は、本年度が5年ごとの更新となる認定農業者が例年以上に多く、高齢化等から更新されない方も多いこと等から、新規の認定者を確保するものの増加に至らない見込みです。また、平成21年度の農地利用集積率は、20年度に比べ1.4ポイント増加し28.3%となりました。 (農産振興分野)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例に基づく地域活性化プランの取組みへの支援を通じて、集落が主体的に土地利用調整を行い、認定農業者等へ農地を集積する取組を進めます。 (各農水商工環境事務所)</p> <p>(2) 本格実施される戸別所得補償制度の活用、農業改良普及活動等で認定農業者等の体質強化を進めるとともに、増加する高齢化等による経営からのリタイアに対応して、新規就農者等の育成・確保を図ります。 (各農水商工環境事務所)</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (集落営農の促進)</p> <p>(2) 県では集落営農の推進に取り組んでおり、土地利用の効率化、特定の担い手への土地や作業の集積を進めているが、平成22年度末の目標400集落に対して、21年度末実績は323集落であり、達成率は80.8%である。 このことから、効率的な集落、持続的な農業経営を促進していくため、目標達成に向けて一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 土地利用の効率化、担い手への農地集積等を進める集落の仕組み(水田営農システム)づくりにより集落営農を推進しています。平成22年度は、400集落の目標に対し新規集落の掘起しに向け、次の取組を行いました。</p> <p>(1) 県庁関係室で構成する水田農業構造改革プロジェクト会議や各農水商工環境事務所の水田農業構造改革推進チームによる支援を進めました。(農産振興分野、各農水商工環境事務所)</p> <p>(2) 集落営農推進大会や地域ごとに研修会等を開催し、集落リーダー育成、集落農家の啓発を進めました。(農業経営室、各農水商工環境事務所)</p> <p>(3) 各普及センターに専任の水田営農システム推進担当を配置し、目標集落を定めて集落状況調査や関係農家の意向調査を実施し、その結果を踏まえて、継続した集落の話し合いを通じて合意形成を図りました。(各農水商工環境事務所)</p> <p>(4) 戸別所得補償モデル対策、農地集積円滑化事業等の新しい政策に集落営農組織が的確に対応できるよう関係機関と連携して説明会等を開催しました。(農産振興分野、各農水商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果 集落リーダーの育成や集落での話し合いが進み、新たに80集落で集落営農を確立して、403集落となり目標を達成しました。(農産振興分野)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 県庁、各農水商工環境事務所において、関係室が連携して推進する体制を整えるとともに、市町等の関係機関とも連携して集落営農組織の設立や経営発展に取り組みます。(農産振興分野、各農水商工環境事務所)</p> <p>(2) 集落の主体的な取組を促進するため、集落リーダー等の人材育成・資質向上を図るとともに、組織経営の透明化や持続性を確保するため、法人化、6次産業化等を推進します。(各農水商工環境事務所)</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(地域特産品認証制度Eマーク、みえの安心食材表示制度の推進)

(3) 県内で生産された主原材料を使い、県内食品製造業者が製造した良質な農林水産物加工食品を知事が認証する「Eマーク」及び、県内で環境に配慮した生産方法、食の安全・安心を確保する生産管理の実施により生産した農産物等を第三者認証機関が認証する「みえの安心食材」マークについては、消費者に、地産地消、食の安全・安心に向けた食品を積極的に購入、消費することを促すうえで有効な手段であると考えられる。

これらの制度を推進するため、この2つのマークの特徴や相違点を消費者にわかりやすくPRし、消費者に浸透するよう小売店等が主体的に取り組む「地物一番」との連携等により、一層取組を効果的に進められたい。

(農産振興分野)

講じた措置**平成22年度**

1 実施した取組内容

平成21年度は、地物一番協賛の県内量販店の店頭において「Eマーク食品」及び「みえの安心食材」の展示、試食等の実施や、マークを貼って応募をいただくプレゼントキャンペーンを実施したほか、「Eマーク食品」「みえの安心食材」を使った料理&コンサートイベントを開催し両制度のPRに努めました。この結果、県民に対する認知度は次のようになりました。

認知度	Eマーク	みえの安心食材	地物一番
H21	50%	72%	76%

平成22年度は、「Eマーク食品」及び「みえの安心食材」の試食を通じたPRを、地物一番協賛の量販店に加えて直売所等の店頭にも拡大してきめ細かく実施するとともに、マークを貼って応募いただくプレゼントキャンペーンも引き続き実施しました。また、外食の際にも県民が両制度に接し、趣旨への理解を促進することをねらいとして、県内の28のレストラン、飲食店において「Eマーク食品」「みえの安心食材」を使った料理を提供いただくレストランフェアを実施しました。

2 取組の成果

平成22年度の県民アンケートによると、「Eマーク」の認知度は50%、「みえの安心食材」の認知度は72%（数値はH21年度のもの。今後2月に実施予定）となりました。

平成23年度以降（取組予定等）

- (1) 「Eマーク」及び「みえの安心食材」の認知度向上のため、量販店や直売所の店頭における取組を通じて、引き続き県民を対象としたPRを実施します。
- (2) 県内のレストランや飲食店などの事業者に対しても両制度のPRを行い、これらの食品や食材をはじめとした県産品が広く活用されていくよう働きかけていくとともに、県産食材等を活用した特色あるレストランや飲食店をブログ等を通じて県民に情報発信してまいります。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土地改良区の統合整備に向けた指導)</p> <p>(4) ほ場整備や農業用ため池などの維持・管理を行う土地改良区について、県では土地改良区統合整備基本計画に基づき、統合整備を進めてきているが、平成21年度末で154団体あり、そのうち活動が極めて不活発な団体が6団体存在する。 引き続き、市町と協力のうえ、不活発団体への指導助言等を行い、計画的に統合整備を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 活動が極めて不活発な6団体のうち関係者が判明しているのが4団体、残り2団体は関係者が判明していませんでした。 また、解散を行うには財産の有無を確認し、財産がある場合、引受先を決め総会による解散を目指すこととなりますが、昨年度までの調査で、関係者が判明している4団体のうち2団体と関係者が判明していない2団体のうち1団体については、財産が判明しています。 今年度は、財産の無い団体から解散を進めることとし、関係者が判明しており財産がない2団体について、今後の活動の有無や解散の意向を確認するとともに、関係者が判明していない2団体について町担当者との今後の対応方針について協議しました。</p> <p>(2) 土地改良区の統合整備については、伊賀市内の4土地改良区(仮称:上野土地改良区)および伊勢市内の5土地改良区で統合整備を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 関係者が判明しており財産がない2団体のうち1団体について、解散命令にむけた手続きに入るとともに、関係者が判明していない2団体のうち1団体について組合員を特定しました。</p> <p>(2) 上野土地改良区統合整備の仮調印を平成23年2月23日に行うとともに、伊勢市内の5土地改良区からなる統合整備推進協議会を平成23年度に立ち上げることが内定しました。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 関係者が判明している1団体の解散命令の手続きを進めるとともに、残りの5団体についても解散にむけた調査や関係者との調整を進めていきます。</p> <p>(2) 平成23年10月をめざして上野土地改良区の統合を行うとともに、平成23年6月に伊勢市内の土地改良区の統合整備推進協議会を立ち上げます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (土地改良施設の譲渡) (5) 県営土地改良事業により造成された農業用道路、農業用排水路などの土地改良施設については、事業完了に伴い、予定管理者である土地改良区及び該当市町に譲渡することとなっているが、平成22年3月末現在で163地区が未譲渡である。 今後も計画的に譲渡手続きを進められたい。 <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分野)</p>
講じた措置
平成22年度
1 実施した取組内容 (1) 土地改良施設譲渡実施計画を着実に推進するため、5月に土地改良施設を担当する課長会議を開催し、未譲渡の解消にむけた打合せを行いました。 また、6月に地域機関の用地課・事業課の担当者と個々の未譲渡について、未譲渡カルテをもとに未譲渡となっている原因の分析と取組方針の協議を行いました。 (2) 随時、予定管理者と協議を行い、12月末には、問題となっている事項について確認し、今後の方針を協議しました。
2 取組の成果 (1) 平成22年度目標である28件を4件上回る32件を譲渡しました。
平成23年度以降(取組予定等)
(1) 譲渡先である市町や土地改良区の理解を得るよう十分に説明を行い、譲渡処理を計画的に進めていきます。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (鳥獣被害の対策と関係機関との連携) (6) 環境森林部と農水商工部が連携し、総合的な対策を行うため平成21年4月に「三重県獣害対策プロジェクト」を設置し、また、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、市町が行う「集落ぐるみの獣害対策」を支援する体制により鳥獣害対策を進めているところである。 一方、鳥獣害による農林水産物の被害が年々増加していることから、関係機関がより一層連携を図り、さらに効果的な鳥獣害対策を進められたい。 (農業基盤整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 獣害対策は、生息地管理と個体数管理、被害対策を総合的に取り組むことが重要であることから、本庁では農水商工部と環境森林部による「三重県獣害対策プロジェクト」及び幹事会により、獣害対策、野生獣の生息管理等に関する施策などを進めてきました。 また、地域機関の農林水産商工環境事務所には、農政・普及室、森林・林業室、農村基盤室で構成する「地域獣害対策チーム」により、被害対策と捕獲などの生息管理を含めながら、地域や市町へ総合的に支援できる体制を構築し、市町や集落での獣害対策の取組を支援してきました。</p> <p>2 取組の成果 獣害につよい集落づくりに取り組み、モデル集落については、平成22年度末で50集落の目標を達成する見込みです。 獣害対策に取り組む人材を育成するため研修会を開催し、被害対策と捕獲対策を総合的に研修し、36名の地域リーダー等の育成に努めました。 9月を「農林産物の被害について考える月間」と定め、被害の状況を広く紹介するとともに、月間中に開催したフォーラムでは、保護や共生の立場から考える獣害対策についての講演や獣害対策の資料展示を行い、多くの関係者が出席しました。 農林業被害の軽減と個体数調整のため、イノシシ及びニホンジカについて、猟期の延長を盛り込んだ特定鳥獣保護管理計画を策定又は変更し、平成23年から猟期を3月15日(1ヶ月間)まで延長しました。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>平成23年度は、必要に応じて「三重県獣害対策プロジェクト」や「地域獣害対策チーム」に健康福祉部、県警本部などの参加を求めるとともに、「被害防除の推進」と「有害鳥獣捕獲の推進」を柱に効果的な獣害対策を進めてまいります。 このような体制により、被害対策と捕獲などの生息管理を組み合わせた総合的な取組を実施するとともに、人材育成や果樹、樹木の皮剥ぎ被害の調査・研究等も実施してまいります。</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (漁業協同組合の経営基盤の強化と合併促進) (7) 漁業協同組合の経営基盤の強化に向けて、県内の沿海地区漁協を平成26年度に1漁協に統合する協議を進めており、22年2月には外湾地区の12漁協が合併し、現在24漁協となっている。今後も、引き続き漁協系統団体等との連携を図りながら、合併の支援等に一層取り組まれない。 (水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 漁協合併への合意形成を図るため、県漁連等が開催する三重県漁協大会運営委員会、同大会運動方針検討部会に参加し、必要な助言・指導を行いました。</p> <p>(2) 平成22年2月に設立された三重外湾漁業協同組合の早期自立を促進するため、毎月1回開催される合併漁協実績検討会に参加し、必要な助言・指導を行なうとともに、財政的支援を実施しました。</p> <p>(3) 尾鷲市内の3漁協並びに紀北町内の2漁協の各々の合併推進協議会に参加し、必要な助言・指導を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県漁連等の系統団体は、平成22年10月19日に開催した第8回漁協大会において、平成26年度を目標年度とする「三重県1漁協の実現」を決議しました。</p> <p>(2) 三重外湾漁協の経営状況は、県も参画する毎月の検討会において把握され、順調に財務改善が図られるとともに、財務・経済システムが整備されたことで、業務の効率化や管理経費が削減されています。</p> <p>(3) 尾鷲市内の3漁協並びに紀北町内の2漁協は、県も参画する各々の合併推進協議会を開催し、合併に向けた協議を進めています。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、県漁連等の系統団体・国・関係市町等と連携のうえ、三重県1漁協の実現に向け必要な助言・指導を行ってまいります。</p> <p>(2) 三重県1漁協に先駆けて合併した三重外湾漁業協同組合の早期自立に向けた取組の支援を継続してまいります。</p> <p>(3) 尾鷲市内の3漁協並びに紀北町内の2漁協における各々の合併推進協議会に参画し、合併に向け必要な助言・指導を行ってまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (閉鎖性海域再生のための漁場環境保全創造事業の取組の推進) (8) 持続的漁業生産の推進を図るため、伊勢湾や英虞湾などの閉鎖性海域における漁場環境の保全や創造に取り組んでいるが、平成 21 年度においては、浅海域再生面積の目標値の達成ができなかった。 このため、今後一層、同事業に取り組むことにより、海の持つ自然浄化機能と多様な生物循環機能の再生に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 漁場環境保全創造事業は水産庁の補助（補助率：1/2）により、伊勢湾の干潟造成・覆砂や英虞湾の浚渫を実施しています。 平成 22 年度は、水産庁の公共事業予算の削減のなかで事業予算の確保や浚渫排土の処分に係る地元調整に取り組ながら事業を実施しました。</p> <p><取組状況></p> <p>○伊勢湾 ①津市御殿場沖海域：アマモ場造成の試験・調査 ②松阪沖海域：干潟・浅場の造成・再生、試験・調査（造成・再生面積を数値目標に算入） ③伊勢市二見沖海域：食用藻場造成試験（数値目標算入分は H20 年完了）</p> <p>○英虞湾 ①底質改善（浚渫）、底質モニタリング（底質改善面積を数値目標に算入）</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年度の浅海域再生面積は、10.1ha と目標（11.6ha）を達成できませんでした。</p> <p>【浅海域再生面積】</p> <p>○伊勢湾 ①松阪沖海域：干潟造成 5.2ha、覆砂 1.9ha</p> <p>○英虞湾 ①底質改善（浚渫）：3.0ha 合計：10.1ha</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も事業予算の確保や地元の理解を得られるよう努めるとともに、研究機関と連携して事業効果を検証し、自然の浄化機能と多様な生物循環機能の効果的な再生に取り組めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (緊急雇用・経済対策)</p> <p>(9) 県では、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、6 次にわたり総額 404 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。</p> <p>しかしながら、県内の経済情勢については、景気は着実に持ち直してきているものの、中小企業については依然厳しい状態が続いており、より効果的な経済対策が求められている。</p> <p>このため引き続き、県政の最優先課題として、「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、中小企業を取り巻く経営環境を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、経済対策等を迅速かつ総合的に進められたい。(商工・科学技術振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年度においては、定期的実施している県の景気動向調査、県産業支援センターが実施する景況調査のほかに、農水商工部等の職員による景況感調査を 5 月に電話等で 112 社に行い、8 月には 241 社に訪問調査を行いました。また、9 月には商工団体と連携して円高に関する緊急中小企業調査を行うことで、中小企業の経済・雇用情勢の実態把握に努めてきました。</p> <p>また、これらの情報を「三重県雇用・経済危機対策会議」並びに本会議経済部会を構成する産業団体、金融機関、国機関などの関係団体等とも情報共有し、連携して各者の取り組みを進めてきました。</p> <p>具体的には、「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、『中小企業等の経営安定化への支援』『地域経済活性化への支援』『将来に向けたチャンスづくり』を柱として、第 7 次から第 12 次にわたって切れ目のない総合的な緊急雇用・経済対策に取り組み、中小企業への資金供給の円滑化、技術開発や販路開拓の支援、さらには、今後成長が見込まれる分野へチャレンジするための設備投資の支援などに取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>経営安定化への支援では、国と連携して「一日中小企業庁 in 三重」(平成 22 年 5 月)や「ワンストップ・サービス・デイ」(平成 22 年 10 月、11 月)を開催し、金融相談などを実施するとともに、「セーフティネット資金(緊急資金)」により金融機関等と連携して中小企業への資金供給を行い、平成 23 年 2 月現在で保証承諾 15,067 件、3,335 億円、融資残高 12,095 件、2,192 億円となっています。</p> <p>また、地域経済活性化への支援では、オンリーワン企業育成技術開発をはじめとする技術開発支援や、「美し国・三重 農商工連携フェア」(平成 22 年 10 月)、「リーディング産業展みえ 2010」(平成 22 年 11 月)などの展示商談会等(約 270 社の県内企業が出展)による販路開拓・マッチングの支援により、多くの中小企業の取組を支援しました。</p> <p>さらに、将来に向けたチャンスづくりとして、緊急経済対策設備投資促進補助金を二度にわたり増額補正し、県内企業の中小規模の設備投資促進と新規雇用の確保に努め、約 35 億円の設備投資と、69 名の雇用を創出しました。</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

円高やデフレの長期化など、県内中小企業を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況であることから、平成 23 年度予算において、「第 13 次緊急雇用・経済対策」に取り組み、『中小企業等への緊急的な経営支援』『経済成長・雇用創出への布石づくり』を柱として、実施することとしています。

具体的には、中小企業等への緊急的な経営支援として、「中小企業金融対策事業」「小規模事業者等支援事業」等により、中小企業への資金供給の円滑化や経営指導などに引き続き取り組んでいくこととしています。

また、地域の経済成長への布石づくりとして、「緊急経済対策試作品づくり等支援事業」「中小企業販路開拓支援事業」「緊急経済対策設備投資促進事業」等により、中小企業の技術開発や販路開拓の支援、設備投資の促進など、新たなビジネス展開の促進にも取り組み、地域経済の活性化と地域の雇用回復につなげていくこととしています。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(農商工連携等による地域資源活用産業の振興)

(10) 農商工連携・地域資源活用産業を推進するため創設された「みえ地域コミュニティ応援ファンド」、「みえ農商工連携推進ファンド」については、平成21年度より本格的な稼働が始まったところである。

しかしながら、両ファンドで採択・事業化された商品については、中小事業者が主体であるため情報発信や販路開拓等が課題であると考えられることから、商品開発後のフォローアップ等を積極的に行われたい。

(商工・科学技術振興分野)

講じた措置**平成22年度**

1 実施した取組内容

平成22年度において、「みえ地域コミュニティ応援ファンド」では、26件(累計95件)、「みえ農商工連携推進ファンド」では6件(累計9件)の事業を採択しました。また、国においては、三重県内の事業者を対象に、中小企業地域資源活用促進法に基づく計画認定を2件(累計20件)、農商工連携促進法に基づく計画認定を3件(累計10件)を行っているところです。

以上のような事業採択と並行しつつフォローアップ支援として、

- (1) 両ファンドで採択・事業化された商品について、商品完成度を高めるため、「顧客に愛される商品づくり応援事業」により専門家・消費者によるモニター調査を平成23年1月に実施しました。
- (2) 販路開拓の支援では、地域資源を用いた商品等について「地域資源関連商品販路開拓促進事業」により、大都市圏の駅前において展示・即売会(三重の逸品会)を開催しました。
- (3) また、農商工連携に取り組む事業者の活動や商品の情報発信を行うため、平成22年10月に松阪農業公園(ベルファーム)において「美し国・三重 農商工連携フェア」を開催しました。

2 取組の成果

- (1) 「顧客に愛される商品づくり応援事業」においては、13社の商品についてモニター調査を実施し、今後の商品改良に役立つ提案を受けることができました。
- (2) 「三重の逸品会」においては、四日市(10月)、大阪(12月)、名古屋(2月)において1会場当たり20社、延べ50社の参加を得て、展示・即売会を開催し、大都市圏の消費者等に対する販路開拓を促進することができました。
- (3) また、「美し国三重 農商工連携フェア」においては、農商工連携等による地域資源関連商品を製造する県内事業者60社が出展し、フェアに来場した約8,100名に対して事業活動の情報発信を行い、商品の展示即売を行うことができました。

平成23年度以降(取組予定等)

平成23年度においても「みえ地域コミュニティ応援ファンド」では36件程度、「みえ農商工連携推進ファンド」では8件程度の事業採択を行う予定ですが、両ファンドの対象となる事業者は、地域の強みである地域資源を活用した商品を開発しているものの小規模なものが多いため、優れた商品であるにもかかわらず、商品自体の訴求力・認知度の向上、販路開拓といった取組を実施していく力がまだまだ弱い状況にあります。

このため、将来の情報発信や販路などを見通した事業となるよう、「果実運用型ファンドフォローアップ事業」により、事業の計画時点での相談や商品化する段階での専門家や消費者の意見を取り入れブラッシュアップする仕組みにより商品化を支援します。

また、両ファンドで採択・事業化された商品等の認知度向上や地域外への販路開拓のため、「地域資源関連商品ネット販売促進事業」によりインターネットを活用した販路開拓の支援を実施するとともに、「美し国・三重 農商工連携フェア」による情報発信に取り組みます。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(観光客満足度)</p> <p>(11) 平成21年度観光客実態調査における「観光客満足度」は、平成20年度結果と比べ全体で3.9ポイント減少し、18年度から減少傾向となっている。</p> <p>今後は、22年度から導入される国の観光統計基準も活用し、観光事業者、市町などとさらなる連携を行い、より魅力ある観光商品づくりを実施し、「観光客満足度」の向上に努められたい。</p> <p>(観光局)</p>
講じた措置
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成21年度調査における「観光客満足度」(「大変満足」もしくは「満足」と回答した人の割合)は、59.3%となり、平成20年度(63.2%)と比較して、3.9ポイント減少いたしました。内訳では、宿泊が0.4ポイント増加、日帰りでは3.1ポイントの減少となりました。</p> <p>回答者における日帰り客の割合は、昨年度と比較して、24%増加となっており、日帰り客は宿泊客に比べ、満足度が低位に留まる傾向にあることから、全体の満足度に影響していると考えられます。</p> <p>平成22年度においては、三重の観光プロデューサー等のノウハウを活用し、地域の資源を発掘し、磨き上げ、観光商品化につなげるとともに、市町や観光事業者と連携しながら、地域の「おもてなし向上」や「観光に取り組む人材の育成」等、地域の魅力を増進する観光地づくりを支援しました。</p> <p>また、観光客満足度(「大変満足」もしくは「満足」と回答した人の割合)については、より満足度を的確に反映できる数値となるよう算出方法の見直しを検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>より満足度を的確に反映できる数値となるよう満足度を点数化した評価点による新たな算出方法を見直しました。</p>
平成23年度以降(取組予定等)
<p>観光客満足度は、リピート率及びロコミ率とも密接な関わりがあり、持続的な観光地づくりに生かすための重要な指標であるため、国の観光統計基準の全国における導入状況を踏まえながら、より満足度を的確に反映できる指標を設定して取り組んでいきます。</p> <p>また、調査を通じて観光客から寄せられた意見や要望については、各施設にフィードバックを行い、様々な機会を通じて市町や観光事業者の方々との連携を強化するとともに、「おもてなしの向上」をはかる取り組みを推進していきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 貸付金

中小企業者等支援資金等の貸付金については、債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などによる未収金の回収に努めた結果、昨年度末と比較し約 1,700 万円減少し未収金解消への努力は認められるものの、貸付金全体で 3,343,988,401 円と依然として多額の未収金が残っている。

このため、債権者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向けさらに取組を強化されたい。

また、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金については、県に原資の一部を貸付けている中小企業基盤整備機構の指針に基づき、今後も引き続き適切な債権管理を行われたい。

なお、小規模企業者等設備貸与事業等にかかる（財）三重県産業支援センターへの原資貸付に関して、当該財団法人における未収金は昨年度末と比較し約 1 億 600 万円の大幅な増加となり、3 億 4,732 万 8,078 円が未収となっている。回収の見込みの無い未収金を償却処理した場合、県は損失補償契約に基づき補償費を支出していることから、未収金回収についての指導、支援についても引き続き取り組まれない。

(商工・科学技術振興分野、農産振興分野、水産振興分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

(金融経営室関係)

高度化資金等の貸付先である中小企業等については長引く世界的不況などの影響が極めて大きく、受注（来客）の減少、単価の下落、利益の縮減（赤字転落）など非常に厳しい経営状況となっており、貸付金の返済原資を生み出せなくなり、延滞に至っています。

(1) 高度化資金の債権管理については独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と協議しながら、中小機構の債権管理方針に従い、不良債権を再生支援先と回収処理先に分類を行うとともに、中小機構の債権管理アドバイザー制度も活用し、債権管理を進めています。

- ・延滞先に対しては、訪問、電話、書面等により未収金の入金督促を実施しています。
- ・延滞の未然防止対策として、組合等に対し事業などの改善指導及び条件変更にかかる手続き指導をしています。

※訪問・来庁相談回数 高度化：212 回（平成 22 年 12 月末）

- ・弁護士に回収業務等の委託を 5 件（平成 22 年 12 月末）行っています。

(2) 設備近代化資金の債権管理、未収金回収は平成 18 年度から引き続き民間の債権管理回収専門業者に委託しています。

※訪問・来庁相談回数 設近：87 回（債権管理回収専門業者分を含む）（平成 22 年 12 月末）

(3) 産業支援センターが実施している小規模企業者等設備貸与事業等にかかる未収金の回収については、毎月、県と産業支援センターとの間で債権管理に関する打ち合わせを行い、未収貸付先ごとに、回収状況や経営状況を把握するとともに、今後の効果的な回収方針（連帯保証人への請求や法的措置の実施等）を具体的に検討するなど、指導・支援を行っています。

※産業支援センターとの打ち合わせ回数 9 回（平成 22 年 12 月末）

(商工・科学技術振興分野)

(農業経営室関係)

未収金については、訪問・電話・書面等による督促を行い、回収を図りました。償還が困難な者とは、償還方法の相談を行い、分納等にも応じました。特に農業経営を継続している者については、償還方法の相談と併せて経営に関する相談にも応じました。

なお、代位弁済による回収が可能なる者については、三重県農業信用基金協会から代位弁済を受け、回収しました。

また、不納欠損処理が可能な者については、不納欠損処理を行いました。

※ 督促回数 52 回（うち 訪問・面談：13 回、電話：23 回、書面：16 回）

（農産振興分野）

（水産経営室関係）

沿岸漁業改善資金貸付金では、水揚の不振や魚価の低迷等による漁業経営の悪化から、平成 21 年度末で 2,796 万円（7 件）の未収金が発生しており、その延滞期間は長期化しています。

延滞先に対しては、書面・訪問・電話等により督促を実施し、未収金の回収を図りました。特に、現年度に延滞が発生した貸付先に対しては、早期に回収計画の策定を図り、確実に年度内に償還されるよう努めました。過年度に延滞が発生し、長期に渡り償還が滞っている貸付先に対しては、連帯保証人への督促を強化しました。

※督促回数 59 回（うち 訪問・面談：22 回、電話：29 回、書面：8 回）

（水産振興分野）

2 取組の成果

（金融経営室関係）

(1) (2) 平成 22 年度の過年度未収金回収額については、平成 22 年 12 月末現在、高度化資金：19 件、8,054 万円、設備近代化資金：20 件、318 万円でした。

(3) 産業支援センターの小規模企業者等設備貸与事業等の未収金回収については平成 22 年 12 月末現在 1,408 万円でした。

（農業経営室関係）

平成 21 年度末の未収金 5,837 万円（57 件）のうち、代位弁済及び不納欠損処理を含め、1,498 万円（5 件）の回収等を行いました。

しかしながら、元金が完済となった者に対する違約金及び平成 22 年度約定償還分の未収金が約 650 万円発生しました。

（水産経営室関係）

平成 21 年度末の未収金 2,796 万円（7 件）のうち 68 万円を回収し、うち 1 件は違約金を含めて完済となりました。また、平成 22 年度、新たに延滞が発生した貸付先 2 件につき早期の延滞解消に努め、年度内に償還させることができました。

しかしながら、長期の延滞先（1 件）の破産手続が開始され、新たに未収金が 444 万円発生したことから、平成 22 年度末の未収金額の合計は 3,172 万円と平成 21 年度末から 376 万円増加しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

（金融経営室関係）

(1) 高度化資金の債権管理については、中小機構の「債権管理アドバイザー相談」や「調査・アドバイザー業務」といった制度を活用し、中小機構と連携しながら、不良債権分類に従った適切な債権管理を行うと伴に、引き続き組合・組合員企業等を積極的に訪問し、事後指導等を行っていきます。

- ・延滞の未然防止の観点から短期的な対策として、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

- ・最終償還期限が到来しても一括返済できない場合には、一定の要件は必要ですが 10 年以内の償還期限の延長を検討します。

- ・すでに延滞になっているものの返済意思を示す貸付先には、分納を継続させるとともに、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。

- ・必要に応じて弁護士等の外部の専門家を活用して、法的措置を含めた債権回収を行います。

(2) 設備近代化資金の債権管理、未収金回収は引き続き債権管理回収専門業者（サービサー）に委託します。

(3) 小規模企業者等設備貸与事業等に係る産業支援センターとの債権管理上の打合せを引き続き毎月実施し、適切な指導、支援を行っていきます。

（農業経営室関係）

引き続き債務者の経営状況、経済状況を訪問・電話等により的確に把握し、早期に完済となるよう指導していきます。特に農業経営を継続している債務者については、経営改善への取組みを支援する

とともに、その進捗を的確に管理していきます。

(水産経営室関係)

引き続き長期の延滞先に対しては、債務者の経営状況等の適切な把握に努め、訪問・電話等による督促を強化するとともに、新たに延滞が発生した貸付先に対しては、長期延滞債権化を防止するため、債務者と面談のうえ回収計画を策定し、早期の延滞解消を図ります。

また、今後新たな延滞が発生しないよう、貸付審査にあたっては、債務者及び連帯保証人の償還能力及び保証能力を慎重に判断するとともに、貸付先に対して水産業普及指導員による積極的な指導援助を実施するよう努めてまいります。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ その他の収入未済</p> <p>雑入の収入未済が 114, 254, 573 円（対前年度比 82. 6%）あり、前年度と比べて 24, 071, 766 円減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画分野、農産振興分野、観光局）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>（測量業者談合弁償金）</p> <p>平成 14 年に、設計等業務にかかる入札・契約において談合に関係した 33 社（現在 2 社合併のため 32 社）に対し損害賠償請求を行いました。その結果、和解により平成 17 年 4 月末から一括又は分割により損害賠償金等の納付が始まり、平成 27 年 4 月末に完了する予定となっています。</p> <p>平成 22 年度は、分割払を継続中の 10 社（農水商工部関係分）について納付の通知を行い、収納管理を行いました。</p> <p>また、県土整備部担当室と連携し個々の業者の経営情報の収集に努めながら、毎月中旬に翌月納付分の納入通知を発送する文書において、必ず納付期限までに納付するよう周知しました。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画分野）</p> <p>（施設使用料）</p> <p>旧三重県中央卸売市場時に水産仲卸業者 1 者、関連商品売場事業者 2 者からの経営不振による施設使用料等に係る未収金で、平成 21 年度末未収金は施設使用料が 4, 946, 709 円、電気水道利用料金が 1, 157, 805 円の合計 6, 104, 514 円です。</p> <p>未収金回収にあたっては、電話等による催告を行うとともに、少額納付書発行により毎月納入をすすめました。</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野、地方卸売市場）</p> <p>（県営サンアリーナ使用料）</p> <p>平成 7 年に発生した使用料の未収分については、平成 14 年に債務履行を求める民事訴訟の勝訴判決を受け、これまでに 5 回に渡る預貯金の差し押さえを裁判所へ申し立てた結果、計 195, 434 円を収納しました。しかし、全ての未収分を解消するには至っていないことから、債務者の財産を明らかにして効果的な差し押さえを行うため、平成 20 年 4 月 23 日、静岡地方裁判所沼津支部へ民事執行法第 4 章に基づく「財産開示手続の申立て」を行いました。</p> <p>上記申し立てに対し、平成 20 年 5 月 15 日に静岡地方裁判所沼津支部から実施決定がなされ、同年 7 月 8 日に同支部において財産開示が実施されたものの、債務者の換価性のある財産は認められませんでした。</p> <p>債務者財産の再開示は、原則として 3 年を経過した後に行うこととなっているため、今年度については財産に関する調査は行いませんでしたが、債務者の状況については随時調査を行いました。</p> <p style="text-align: right;">（観光局）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>（測量業者談合弁償金）</p> <p>分割払を継続中の 10 社から、返済計画どおり順調に納付されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度以降分割納付対象額 102, 753, 593 円 ・ 平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月分割納付までの納付額 19, 187, 267 円 <p style="text-align: right;">（経営企画分野）</p> <p>（施設使用料）</p> <p>上記のとおりすすめましたところ 3 人の債務者は病気や高齢に加え、経済の停滞等の影響から収入が不安定なことから毎月納入には至りませんでした。12 月末までには 70 千円の回収を行いました。</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野、地方卸売市場）</p> <p>（県営サンアリーナ使用料）</p>

債務者の現在の所在、状況について再調査を行いました。

(観光局)

平成 23 年度以降 (取組予定等)

(測量業者談合弁償金)

和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていくとともに、個々の業者の経営情報の収集に努め、経営不安等の兆候があれば速やかに債権の保全が図れるよう努めていきます。

(経営企画分野)

(施設使用料)

3 人の債務者が病気や高齢であり、来年度も安定した収入が得られる見込みは少ないことから、本年度と同様に少額でも回収し、未収金を少しでも減少するように進めていきます。

(農産振興分野、地方卸売市場)

(県営サンアリーナ使用料)

今後も引き続き「債務者財産開示制度」を活用して、換価性のある財産の特定等が可能となった場合は、強制執行等の措置を講じていきます。

(観光局)

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 平成 21 年度末で契約違約金返還利息の収入未済額が 383,668 円ある。前年度と比べて 89,668 円増加（対前年度比 130.5%）しているので、一層の回収と発生防止に努められたい。 （伊勢農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>対象となる案件が 2 件あり、次のとおり実施しました。</p> <p>(1) 継続した案件</p> <p>現状を把握するため、次のとおり関係機関に確認を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿から会社の状況の確認（法務局） ・住民票と戸籍の確認（市役所） <p>(2) 新規の案件</p> <p>債務者の倒産が原因で発生した案件で、破産管財人と連絡をとり今後の対応を検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 継続した案件</p> <p>確認の結果、昨年度に確認した内容（商業登記簿：会社は未閉鎖、住民票・戸籍：移転されておらずそのまま）と変更がありませんでした。</p> <p>変更があれば、その情報を基に代表取締役の所在を調べ、連絡を取る計画でしたが、現状ではできませんでした。</p> <p>(2) 新規の案件</p> <p>破産管財人と連絡をとり、財産の換価及び資産調査の終了予定を把握しましたが、現時点で未収金の回収となる配当手続がされるまでには至りませんでした。</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 継続した案件</p> <p>所在不明のため連絡を取ることができないことから、引き続き、法務局と市役所で会社の状態、代表取締役の所在を確認します。</p> <p>(2) 新規の案件</p> <p>未収金の回収について、引き続き、破産管財人と協議します。</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務 イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 情報公開文書複写料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。</p> <p>(2) 財務会計システムの入力誤り及び現金日計表の確認もれにより、長期にわたり現金日計表に残額が記載されていた。</p> <p>(松阪農林商工環境事務所、尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 情報公開請求において、請求内容を十分に確認せず請求内容と異なる文書を複写し、徴収したことから、複写料の歳入戻出が生じました。このため、このような事態が生じないように複数人で開示内容を十分に確認してから開示を行うよう徹底を図りました。</p> <p>(松阪農林商工環境事務所)</p> <p>(2) 現金収入等が発生した際の調定時には、収入もれを防ぐため、複数人による確認作業を行っておりますが、今回の原因としては財務会計システムによる現金受入票発行処理を誤って二重に入力し、取消処理を失念していたため、長期にわたり現金日計表に残額が記載されていたものと考えられます。</p> <p>指摘後は定期的に現金日計表を出力し複数人で確認することで、再発防止に努めました。</p> <p>(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 複数人で内容確認を行うことにより、以後問題は発生しておりません。</p> <p>(松阪農林商工環境事務所)</p> <p>(2) 確認体制の強化により、同様の事案は発生しておりません。</p> <p>(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、請求内容を十分に確認してから開示が行われるように、注意喚起、意思統一を図ります。</p> <p>(松阪農林商工環境事務所)</p> <p>(2) 引き続き、適切な事務処理を行い再発防止に努めます。</p> <p>(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【緊急マッチング商談会開催事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(2) 【農林水産祭「実りのフェスティバル」三重県ブース設営委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)の原因については、平成 21 年 6 月 12 日～13 日に四日市市で開催された「元気な三重の農林水産まつり」に併せて事業を実施しましたが、5 月補正予算で予算措置された事業であったため、事務手続きに要せる期間が短く、まつり開催業務委託事業などの他の事務作業も多かったため、出納局事前検査を失念したものです。</p> <p>(2)の原因については、委託契約の執行伺い時に、出納局事前検査対象となる案件（設計金額 10 万円以上）であったことを見落とし、手続きを進めたことによるものです。</p> <p>監査の結果を受け、対象案件については、執行伺いの決裁を行うときに、「出納局事前検査必要」と記入すること及び財務経理室に合議を行う際に「出納局事前検査必要」の記載もれがないか確認するなど、決裁時のチェック体制を強化し、再発の防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 監査の結果以降、対象案件については出納局事前検査を受け、適正な事務手続きを実施しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)(2)引き続き適正な事務処理に努めます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(3) 【農業協同組合の概況データ収集および取りまとめ業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(経営企画分野)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 委託費に対する事前審査について再度周知を図るとともに、対象案件については、執行伺い合議時に財務経理室が「出納局事前検査必要」と記入し、担当者に注意喚起するよう改善するなど、チェック体制を強化して再発の防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果 以後の対象案件については出納局事前検査を受け、適正な事務手続きを実施しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き適正な事務処理に努めます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (4) 【農業改良資金管理事務の業務委託】 <ul style="list-style-type: none">・ 予定価格調書が作成されていなかった。・ 契約の履行完了時の検査において、概算払精算書、履行確認書が添付されていなかった。 (農産振興分野)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (4) 【農業改良資金管理事務の業務委託】 予定価格調書の作成及び概算払精算書、履行確認書の添付を行いました。 2 取組の成果 各職員に対し、事務処理が適正に執行されるよう周知し、改善を図りました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 平成 23 年度以降も、年度当初に改めて職員への周知・徹底を行うことなどにより、引き続き適正な事務処理に努めていきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (5) 【栽培・養殖漁業技術開発にかかる業務委託】 契約書に、個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。 (6) 【放流用アワビ種苗冬季成長促進緊急試験にかかる業務委託】 契約書に、個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (5) 【栽培・養殖漁業技術開発にかかる業務委託】 契約書に個人情報の保護に関する事項を加えました。 (6) 【放流用アワビ種苗冬季成長促進緊急試験にかかる業務委託】 契約書に個人情報の保護に関する事項を加えました。 2 取組の成果 各職員に対し、事務処理が適正に執行されるよう周知し、改善を図りました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 平成 23 年度以降も、年度当初に改めて職員への周知・徹底を行うことなどにより、引き続き適正な事務処理に努めていきます。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(7) 【三重の観光プロデュース業務委託】 予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>(8) 【外国語ホームページ保守管理業務委託】 予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>(9) 【「三重の中南勢」魅力再発見情報発信強化委託業務】 予定価格調書が封入されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(観光局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 会計事務の適正な処理について、予定価格調書の作成にあたっては、会計規則を遵守し、封筒に入れて封印するよう職員間に周知徹底を行い、指摘のあった事案以外の業務委託契約については、適切に処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果 業務委託契約等の執行について、適正に事務処理を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>職員の引継や研修を通じて、会計事務の適正な処理について周知徹底し、年度当初の事務処理が適正に行われるよう取り組みます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(10) 【農林水産省国有財産・開拓財産除草業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・起案に特命随意契約の該当条項及び該当理由の記載がなかった。 ・予定価格の積算根拠が明確となっていないかった。 <p>(11) 【平成 21 年度農業農村整備事業実施計画稲生地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起案に特命随意契約の該当条項及び該当理由の記載がなかった。 <p style="text-align: right;">(四日市農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(10) 出納局事前検査の受検もれがないよう、職員に事前検査の徹底を周知しました。また、担当課、総務企画課で二重の確認体制を敷き、再発防止に努めました。 随意契約の該当条項及び該当理由を記載しました。 予定価格の積算根拠が明確となる書類を添付しました。</p> <p>(11) 担当者の意識が薄かったため、起案に特命随意契約の該当条項及び該当理由の記載がありませんでしたが、今後は記載もれのないように周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(10) 出納局事前検査に対する職員の認識が高まりました。 不適切な事務が改善されました。</p> <p>(11) 平成 22 年度は該当するような案件がありませんでしたが、周知はされており、再発することはないと思われま。</p>
平成 23 年度以降（取組予定等）
<p>(10) 執行伺い決裁後、出納局事前検査を受検します。 不適切な事務が再発しないよう、平成 23 年度以降の担当者に引継ぎを行います。</p> <p>(11) 平成 23 年度に他地区で同様の案件が出てくる可能性があるため、その際には記載もれのないようにします。</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(12) 【朝見上地区換地業務委託】 精算事務において、起案・決裁文書の「公印・校合」印欄の押印がなかった。</p> <p>(13) 【雇用型農業法人モデル創出支援業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約事務において、施行伺い文書に設計金額・予算残額・支出科目等が記載されていないかった。 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格が記録されていないかった。 <p style="text-align: right;">(松阪農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(12) この事案は、本来公印を押して通知する文書を職員の失念により押印せずに送付していたものです。そのため、防止策として公文書管理規の内容を十分理解するとともに、文書の処理及び作成にあたっては校合の実施、公印の押印・省略等について確認・管理を徹底するため、副務者等によるチェック機能を充実させました。</p> <p>(13) 平成 21 年度緊急雇用経済対策事業として、急遽、事業が発生したことと契約事務に不慣れであったため適正な事務処理ができなかったため、職員に対し今後同様の事業を行う場合は「契約事務の手引き」等を確認し適正な事務処理に努めるよう周知徹底しました。 また、出納局事前検査については、職員に改めて検査必要案件を周知することで再発防止を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(12) 公文書管理規程を理解することにより、文書の処理及び作成に習熟することができました。 また、副務者等によるチェック機能を充実させたことにより、それ以降同様の事案の発生を防止することができました。</p> <p>(13) 事業執行に必要な会計上の事務について周知したことで、以後不適正処理は発生していません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(12) 文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう更なる自己研鑽、効果的な確認体制の整備を図っていきます。</p> <p>(13) 引き続き、会計事務に関する知識を情報共有することで再発防止に努めていきます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (14) 【廃試薬品等収集運搬処分業務委託】 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 <p style="text-align: right;">(中央農業改良普及センター)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 予定価格の積算を明確にするとともに、適正な予定価格を設定しました。 2 取組の成果 適正な事務処理がされるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 職員の契約事務に関する知識の向上を図り、適切に事務処理がなされるようにします。

部局名 農水商工部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(15) 【平成 21 年度農業研究所植物工場整備事業設計発注支援業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (農業研究所)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 当契約は公共工事の品質確保の促進に関する法律及び(財)三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準に基づき行われた1者随意契約であったため、担当者が出納局の事前検査を受けるのを忘れたもので、出納局の事前検査対象の用件を再度確認し、該当する執行伺いを行った際にはもれのないよう再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果 今年度、執行伺い決裁後の出納局事前検査のもれがなくなりました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>出納局の事前検査対象の用件を今後も確認し、該当する執行伺いを行った際にはもれのないよう再発防止に努めていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 国補工事 (1) 【宮川4工区その2地区 県営かんがい排水事業（一般）北浜線用水路その5工事】 三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理がされていなかった。 (伊勢農林水産商工環境事務所)
講じた措置
平成22年度 1 実施した取組内容 担当課において、軽微な設計変更が生じた場合、請負者と協議書を取り交わすことの打合せを行い業務内容の徹底を図りました。 2 取組の成果 担当課において、軽微な設計変更が生じた場合については、協議書が取り交わされるようになりました。
平成23年度以降（取組予定等） 担当課において、機会あるごとに打合せを行い業務内容の徹底を図っていきます。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(2) 【三木浦漁港県営広域漁港整備事業工事その3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の技術提案にかかる「総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）」が作成されていなかった。 ・三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理がされていなかった。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）」が作成されなかった原因として、「総合評価方式に伴う技術提案書の取扱」を熟知していなかったことが考えられるので、工事監督員等に「総合評価方式に伴う技術提案書の取扱」を配布し熟知させるとともに、今後は工事提出書類チェック表（監督員用）に予め記載しておき、必要書類のもれのないようにしました。 ・「軽微な設計変更」にかかる処理については、打合せ簿等による変更協議後の処理をしなかったためと考えられることから、今後は設計変更を伴う打合せ簿の決裁については、同時に「軽微な設計変更」の決裁を受けることにしました。 <p>2 取組の成果 要綱・要領等に基づき、適正な事務処理が図られるようになりました。</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等） 今後も、要綱・要領等に基づき、適正な事務処理に努めていきます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 補助金等</p> <p>(1) 【平成 21 年度カワウ食害対策事業費補助金】 関係補助金等交付要領に規定されている交付先からの状況報告書が提出されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 「カワウ食害対策事業費補助金」は県単独事業ですが、遂行状況の報告義務がある国庫補助事業と同様に、「水産資源室関係補助金交付要領」において、事業実施主体に状況報告書の提出を求める規定をおいていました。 そのため、要領の規定に従い、状況報告書を提出させました。 その上で、平成 22 年度は、「水産資源室関係補助金等交付要領」の規定に基づき、事業実施主体から状況報告書の提出を受けるとともに、平成 23 年度以降の状況報告書の必要性について検討し、提出を不要とするよう要領を改訂しました。</p> <p>2 取組の成果 要領の改訂により不必要な事務が軽減され、適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等） 改訂した要領に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <p>(1) 【第5回果樹担当者会議】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。</p> <p>(2) 【長原口池地区竣工式出席】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員に周知が徹底されていなかったため、補助事業に伴う旅行用務への補助事業名を記載するように再度周知するとともに、旅費担当者の事後確認を徹底しました。</p> <p>(2) 職員に周知が徹底されていなかったため、補助事業に伴う旅行用務への補助事業名を記載するように再度周知するとともに、旅費担当者の事後確認を徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 旅行命令の入力等に関する意識が向上するとともに、適正な事務処理が図られるようになりました。</p> <p>(2) 旅行命令の入力等に関する意識が向上するとともに、適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、職員への周知並びに旅費担当者の事後確認を実施します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <p>(3) 【「営農管理的アプローチによる鳥獣害防止技術の開発」成果発表会】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。</p> <p>(4) 【礁体製作工事段階確認】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。</p> <p>(5) 【津波高潮事業段階確認】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 職員及び決裁者に指示が徹底されていなかったことが原因であるため、所内会議等で周知し適正な事務処理を行うことを徹底しました。</p> <p>(4) 職員及び決裁者に指示が徹底されていなかったことが原因であるため、所内会議等で周知し適正な事務処理を行うことを徹底しました。</p> <p>(5) 職員及び決裁者に指示が徹底されていなかったことが原因であるため、所内会議等で周知し適正な事務処理を行うことを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 出張の用務が明確になり、旅費精算において適正な事務処理が図られるようになりました。</p> <p>(4) 出張の用務が明確になり、旅費精算において適正な事務処理が図られるようになりました。</p> <p>(5) 出張の用務が明確になり、旅費精算において適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(3) 今後も継続して適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(4) 今後も継続して適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(5) 今後も継続して適正な事務処理に努めていきます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 旅費 (6) 【えさプロ1系委託研究現地検討会】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。 <p style="text-align: right;">(畜産研究所)</p>
講じた措置
平成22年度 1 実施した取組内容 旅費請求のとき、旅費システムの行程検索で選択を誤り、そのまま支出してしまい戻入しました。平成22年度からは、総務事務集中化により業務が総務事務室に移行、総務事務システムを活用しています。 2 取組の成果 総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成23年度以降（取組予定等） 総務事務システムを活用して、旅費請求の適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 物品等購入 (1) 年度末に集中して物品を購入していた。 <p style="text-align: right;">(桑名農政環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 予算執行状況の把握の遅れなどから、結果的に物品の購入が年度末に集中しました。 予算執行状況の早期把握及び計画的な物品購入に努めました。 2 取組の成果 上記取組の結果、平成 23 年 1 月末で、消耗品費の令達額に対する発注率が 94.37%、備品購入費の令達額に対する発注率が 93.73%となり、その後も年度末に向けて計画的な執行を継続しました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 計画的な物品の購入に努め、適正執行に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 物品等購入 (2) 年度末に集中して物品を購入していた。 <p style="text-align: right;">(津農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 予算執行状況の把握の遅れなどから、結果的に物品の購入が年度末に集中しました。 支出担当機関との連絡を密に取り、予算執行状況の早期把握及び計画的な物品購入に努めました。 2 取組の成果 上記取組の結果、平成 23 年 1 月末で、物品の令達額に対する発注率が 86.27%となりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 計画的な物品の購入に努め、適正執行に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 物品等購入 (3) 年度末に集中して物品を購入していた。 <p style="text-align: right;">(伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 物品等購入については、予算の節減に努めるとともに計画的な発注に取り組み適正執行に努めました。 2 取組の成果 物品等（消耗品）購入額が、昨年度と比べて 20%減少しました。 年度末に購入した物品は、全体の 10%程度に抑えました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き、予算の節減に努めるとともに、計画的な発注をします。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 物品等購入</p> <p>(4) 年度末に集中して物品を購入していた。</p> <p>(5) 物品を購入するにあたり、不必要な分割発注が行われていた。</p> <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(4) 最終令達予算の把握の遅れなどから、結果的に物品の購入が年度末に集中しました。令達予算の早期把握に努め、計画的な物品購入に取り組みました。</p> <p>(5) 業務遂行上において、結果的に必要以上の分割発注となってしまいました。業務の計画的な執行に努め、それに必要な物品の発注について、適正な事務処理に留意しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(4) (5) 上記取組の結果、平成 23 年 1 月末で、消耗品費、備品購入費の令達額に対する発注率が 95.01% となっており、引き続き年度末に向けて計画的な執行に努めました。</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(4) 計画的な物品購入に努め、再発防止に努めます。</p> <p>(5) 業務の計画的な実行と確認体制の充実を図ります。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 物品等購入 (6) 年度末に集中して物品を購入していた。 <p style="text-align: right;">(中央農業改良普及センター)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 計画的な物品購入に努めました。 平成 23 年 2 月末現在で、消耗品費、備品購入費の令達額に対する発注率が 86.8%となっており、引き続き年度末に向けて計画的な執行に努めます。 2 取組の成果 計画的な物品の購入を進めました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 計画的な物品の購入に努め、再発防止に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 物品等購入 (7) 年度末に集中して物品を購入していた。 <p style="text-align: right;">(病虫害防除所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 計画的な物品の購入に努めました。 平成 23 年 3 月 23 日現在で、消耗品費、備品購入費の令達額に対する発注率が 100%となりました。 2 取組の成果 計画的な物品の購入を進めました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 計画的な物品の購入を進め、適正執行に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 物品等購入 (8) 支出負担行為日を遡って処理していた。 <p style="text-align: right;">(大阪事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 従来は請求書到着後に支出負担行為書（物品）を起案して執行していたため、支出負担行為決議番号が支出負担行為起案日順になっていませんでした。 このため、発注等支出負担行為の都度、支出負担行為書を起案するよう改めました。 2 取組の成果 支出負担行為決議番号が起案日順になるよう、改善を図りました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 計画的な物品の購入を進め、適正執行に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 平成 22 年度から、総務事務システムへの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、旅費請求の適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (2) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 (3) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 (4) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (2) (3) (4) 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (2) (3) (4) 平成 22 年度から、総務事務システムへの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) (2) (3) (4) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、旅費請求の適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (5) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、扶養手当の適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (6) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(商工・科学技術振興分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、扶養手当の適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (7) 賃金の支払いにかかる書類が整理されていなかった。 (8) 住居手当の事後確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(四日市農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (7) (8) 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (7) (8) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） (7) (8) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (9) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 (10) 扶養手当の認定時確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(松阪農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (9) (10) 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (9) (10) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） (9) (10) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (11) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行なわれていた。 (12) 通勤手当の通勤届書類の記載が不十分であった。 <p style="text-align: right;">(伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (11) (12) 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (11) (12) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） (11) (12) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (13) 賃金の支払いにかかる書類が整理されていなかった。 (14) 住居手当の認定簿の記載が不十分であった。 <p style="text-align: right;">(伊賀農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (13) (14) 総務事務センターにより確認されました。 担当職員等に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (13) (14) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) (13) (14) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (15) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (16) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった。 (17) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった。 <p style="text-align: right;">(中央家畜保健衛生所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (16) (17) 総務事務センターにより確認されました。 職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (16) (17) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) (16) (17) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (18) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった。 (19) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(農業研究所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (18) (19) 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (18) (19) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) (18) (19) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (20) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(工業研究所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (21) 賃金の支払いにかかる書類が整理されていなかった。 (22) 扶養手当の認定誤りがあった。 <p style="text-align: right;">(水産研究所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (21) (22) 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (21) (22) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) (21) (22) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 (1) 農業研究所、農業大学校等関係機関と旧庁舎の有効活用についての協議が十分されていない。 (病害虫防除所)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 農業研究所、農業大学校と旧庁舎の有効利用方策について協議しました。 2 取組の成果 関係機関との協議により、今後も連携を密にして活用方策の検討を進めていくことを確認しました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き、関係機関と連携し、有効活用について検討を行っていきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 (2) 三重県公有財産規則に基づく「公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。 (農業研究所)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 平成 21 年度の公有財産使用許可（貸付）台帳が作成忘れにより整理されていなかったもので、行政財産貸付（使用許可）申請書及び行政財産目的外使用許可の綴りと一緒に保管し、また、許可と同時に台帳の整理をすることとしました。 2 取組の成果 平成 22 年度は公有財産使用許可（貸付）台帳の作成及び整理もれはありません。
平成 23 年度以降（取組予定等） 今後とも、行政財産目的外使用許可の綴りと一緒に保管し、また、許可と同時に台帳の整理をするなど再発防止に努めていきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 (3) 行政財産の目的外使用許可にかかる管財室長への報告がされていなかった。 (水産研究所)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 公有財産の使用許可に係る報告を許可書の写しを添えて管財室長に報告しました。 2 取組の成果 公有財産規則に基づく適正な事務処理となりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き、公有財産規則に基づき適正な処理に努めていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失 (1) 財務端末機用 ID カード紛失 <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (背景) ・平成 21 年 8 月 12 日、会計担当職員が通常保管場所（会計担当職員使用机引き出し内）から財務端末機用 ID カードの紛失に気がきました。 ・平成 21 年 8 月 13 日 水産経営室長に報告。その後、室職員全員に確認しましたが、見つかりませんでした。 ・カードの保管場所は、施錠ができるようになっていますが、日ごろは施錠されず、また他の物品と混在している状況にあるなど、保管状況はよくない状況でした。 (取組) ・このため、専用ケースを定めてその中に保管するとともに、カード使用簿により使用者が明確になるようルール化し、保管場所の施錠、鍵の管理を明確化することを室全員に徹底し、取り組みました。 ・なお、平成 21 年 8 月、後日財務端末機用 ID カード(カード番号 5 番)が農水商工部内で発見されました。一時紛失の間において不正使用はありませんでした。 2 取組の成果 ・室員にカード管理の大切さが浸透し、専用ケースで保管し、使用前後にカード使用簿を使って管理する習慣が身につきました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 今後も財務端末機用 ID カードの適正な管理継続に取り組みます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失 (2) パソコン損傷（修理代 99,000 円） <p style="text-align: right;">（中央農業改良普及センター）</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 パソコンの損傷は、職員の不注意であり、このような事例が発生することのないよう、全職員に対し周知徹底しました。 2 取組の成果 物品管理に対しても責任と自覚が再認識されました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き物品の適正な管理に努めます。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失 (3) 農業研究所茶業研究室ほ場の排水路側溝蓋の盗難（取得価格約 34 万円） (農業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 茶業研究室では時間外、休日を含め、敷地内への進入路に施錠を行っていなかったこと、および、茶樹生育試験への悪影響を考え街灯などの照明は行っていなかったため、部外者の侵入があったと思われる。 平成 21 年 11 月 2 日の盗難を受け、直ちに以下の防犯対策を行いました。 (1) 施設・ほ場：新たに 3 カ所の施錠箇所を設置し、正門入り口を含め閉庁時の施錠を実施（平成 21 年 11 月） (2) 試験茶園作業道：新たに茶園作業道にセンサーライト 1 カ所を設置（平成 21 年 11 月） (3) 敷地内管理棟周辺の防犯用街灯（4 カ所）の夜間点灯を実施（平成 21 年 11 月） (4) 設置した側溝蓋の対策：数枚ずつ溶接止めし、盗難対策を実施（平成 22 年 3 月 15 日）</p> <p>平成 22 年度におきましても、引き続き施錠などの防犯対策を継続するとともに、年末年始の長期閉庁時においては職員による巡回を実施しました。（平成 22 年 12 月 29 日から平成 23 年 1 月 3 日）。</p> <p>2 取組の成果 防犯対策の実施および危機管理意識の職員への徹底により、その後金品亡失は発生していません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>施錠など防犯対策を平成 23 年度以降も継続して実施します。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 公共用地の未登記

別表のとおり

箇所名	平成 21 年度末未登記		平成 21 年度中処理分	
	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
桑名農政環境事務所	過年度 6 筆	1,659.33 ㎡		
四日市農林商工環境事務所	過年度 37 筆	15,474.59 ㎡	11 筆	2,894.18 ㎡
津農林水産商工環境事務所	過年度 19 筆	3,146.01 ㎡		
松阪農林商工環境事務所	過年度 82 筆	16,564.68 ㎡	11 筆	955.73 ㎡
伊勢農林水産商工環境事務所	過年度 297 筆	52,520.89 ㎡	1 筆	36.00 ㎡
伊賀農林商工環境事務所	過年度 328 筆	4,400.24 ㎡	26 筆	1,210.40 ㎡
熊野農林商工環境事務所	過年度 12 筆	1,186.46 ㎡	1 筆	463.55 ㎡
計	781 筆	94,952.20 ㎡	50 筆	5,559.86 ㎡

(農業基盤整備分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

用地担当課長会議を平成 22 年 5 月 17 日に開催し、「未登記解消第 7 次 5 カ年計画」の進捗状況の確認を行うとともに個別の内容について方針を協議しました。

また、6 月 2 日から 6 月 9 日にかけて土地調査票（未登記カルテ）の分析作業を実施し、関係者、関係団体との協議調整を行い解消に努めました。

12 月に進捗状況について確認しました。

2 取組の成果

27 件を処理しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

再測量や登記のための予算確保が必要ですが、関係者と事前調整を行い、緊急性のある案件や事前協議で処理の見通しの立った案件から解消していきます。

第 7 次 5 カ年計画（平成 19 年度から 23 年度）の処理目標である 215 件の達成を目指します。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 旅費の支給誤りにより歳出戻入を行っていた。 <p style="text-align: right;">(松阪農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 該当事案は、旅費支給対象外である研修参加について内容確認が不十分であったため、誤って旅費支給に至ったものです。そのため、平成 22 年度から研修等の出張命令時において、決裁者が研修参加希望者にその内容と目的を聴き取り確認を行っています。 さらに、旅費請求時には、決裁者及び経理担当者が支出科目等のチェックを行うことで誤支給防止に努めました。 2 取組の成果 研修等への旅費支給のチェックミスがなくなるとともに、研修参加への目的意識が高まりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 平成 22 年度と同様の取組を続けていきます。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 旅費、印刷製本費、通信運搬費の一部において、予算残額が不足しているにも関わらず支出していた。</p> <p style="text-align: right;">(中央家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 旅費については、職員研修センターでの研修旅費を超過して支出してしまったもので、後日更正しました。 印刷製本費は、牛の健康手帳の印刷部数が昨年度より増えた分を 12 月補正で見込んでいなかったため、赤字執行となってしまいました。不足分は、後日令達されています。 通信運搬費については、当初国費で令達されていましたが、国費では支出できない節であることが判明し、急遽国費の令達が吸い上げられたため、赤字執行となってしまいました。不足分は、後日県費で令達されています。 平成 22 年度の職員研修旅費については、本庁より必要額の照会が随時なされており、適正に執行しました。 12 月補正の見込額の積算について、必要額を精査し、不足額が生じないようにしました。</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年度について赤字執行となっているものはなく、適正に執行しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>予算については、県費が削減されていることから、必要額の令達が困難となることも考えられるので、経費節減に努めていきます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (3) 旅費の一部において、予算残額が不足しているのも関わらず支出していた。 <p style="text-align: right;">(大阪事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 事業目が大坂事務所費である旅費について補正予算の迅速な要求に努め、予算残額不足が生じないようにしました。 旅費の執行は今年度から総務事務センターで行うこととなりましたが、支出科目確認の際予算残額があるかどうかの確認を行っています。 2 取組の成果 総務事務システムの活用等により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 予算残額不足が生じないよう、今後も適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (4) 消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。 <p style="text-align: right;">(計量検定所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 請求金額の見誤りがないよう、複数職員による審査の徹底を図りました。 上記取組みにより、その後は過払いによる歳出戻入は生じていません。 2 取組の成果 この結果、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (5) 研修参加負担金の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 <p style="text-align: right;">(工業研究所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 当該案件は参加者が事前に決裁を行った資金前渡交付伺いにより、事前に参加負担金を支出していましたが、研修会後に主催者から負担金請求書の送付があったため、再度同じ経費を支出してしまい、歳出戻入を行ったものです。 その後、類似する名称・内容の研修会については参加者に支出前に確認する、研修会等参加負担金の支出については一覧表を作成して管理することにより、二重払いが無いよう留意しました。 2 取組の成果 平成 22 年度の支出においては同様の事例は発生していません。
平成 23 年度以降（取組予定等） 平成 23 年度以降についても同じ取組を引き続き行い、二重払いが無いよう取り組みます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (1) 自損事故（損害額：73,500円） <p style="text-align: right;">(商工・科学技術振興分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 県実施事業の説明のため県内事業者を公用車で訪問中、最初の訪問先での用務を終えて次の訪問先へ出発する際に、運転操作を誤って敷地内のコンクリート花壇に接触するという自損事故を起こしました。これは、時間の余裕がなかったこと等から、安全確認が不十分となり引き起こしたものであり、職員には厳重に注意・指導を行いました。 これまでも、部内において交通事故防止の注意喚起が行われてきたところですが、公用車の使用にあたっては、余裕を持った運行に努め、十分な安全確認を行うよう、注意喚起を行いました。 2 取組の成果 平成 22 年度における商工・科学技術振興分野の公用車での交通事故件数は 3 件（平成 23 年 3 月 31 日現在）であり、平成 21 年度の 5 件と比較して 2 件減少しています。うち 2 件では職員の過失は認められませんでした。
平成 23 年度以降（取組予定等） 今後も、所属のミーティング等において継続して注意喚起を行うなど、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、交通事故の防止と法令遵守の徹底に引き続き取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(2) 人身事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 77,575 円） （治療費等：県 0 円・相手 1,124,567 円）</p> <p style="text-align: right;">（四日市農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 事故の発生原因は、職員の交通安全に対する認識不足であり、次のとおり安全運転研修を受講しました。</p> <p>(1) 事故経験者及び自動車使用者（通勤）を対象者とし、交通安全研修センター（津）にて、実技指導を含む研修を受講しました。（受講者 20 名）</p> <p>(2) 上記(1)の研修を受講していない者を対象者（業務補助職員等を含め）とし、地区安全衛生委員（県民センター）主催の安全運転講習会を受講しました。（受講者 38 名）</p> <p>2 取組の成果 職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るため、次の取組をいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故、公用車の損傷等が無いよう周知徹底を図ります。 ・実技形式・講義形式の交通安全研修を実施します。 ・各室・各課で交通安全について話し合う場を設けたり、出張時の声かけを行う等、交通安全意識を高める努力を続けていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 自損事故（損害額：49,980円）</p> <p>(4) 自損事故（損害額：49,728円）</p> <p style="text-align: right;">(津農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員の交通事故については、公用・私用を問わず事故の縮減に取り組むべきこととして「室長会議」において再三の意識改革及び意識醸成を呼びかける等、事務所全体で取り組みました。</p> <p>(2) 事務所全体の問題として重く受けとめ、津警察署交通課長を講師とする等の研修を開催し、交通安全教育を周知徹底し交通事故の根絶に努めました。</p> <p>交通安全教育の受講に取り組んだ結果については、8月10日から9月1日まで(延べ4日間)に職員88名中84名が参加しました。</p> <p>(3) 交通マナーや交通安全意識の高揚を図るため、三重県交通安全研修センターでの、交通安全研修に6回延べ24名が参加しました。</p> <p>(4) 職員相互が安全運転を呼びかけながら取組「無事故・無違反チャレンジ123」へ、5チーム(延べ25名)が参加しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>交通安全は社会生活での常識であるとの認識にたち、交通事故防止への取組み、安全意識の醸成が図られました。</p> <p>しかしながら、公用車による事故発生状況は、平成21年度と同数の4件が発生しており、引き続き交通安全、交通事故防止に関して、今後なお一層取組を強化していく必要があります。</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事務所全体の問題として提起し、事務所での交通安全研修会の開催、三重県交通安全研修センター実施の研修会参加等、交通事故防止及び県有財産の管理意識の高揚に取り組みます。 ・交通事故防止の注意喚起は引き続き所を挙げて取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(5) 自損事故（損害額：100,940円）</p> <p>(6) 自損事故（損害額：129,055円）</p> <p style="text-align: right;">（伊勢農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>出張先の駐車場で、ハンドル操作を誤り入り口のポールに車体が接触。（平成21年7月1日 修理代100,940円）工事現場の監督中、サイドブレーキをきちんとかけなかったため駐車していた公用車が動き出し農業用排水路に落下。（平成22年2月16日 修理代129,055円）</p> <p>それぞれ、本人及び上司である課長・室長に厳重注意するとともに、交通事故防止について、室長会議（週1回）、課長会議（月1回）で注意を喚起した。</p> <p>所内全職員を対象とした交通安全研修を2回実施した。（平成22年11月2日参加者数 ①34人 ②31人）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。</p> <p>各種取組を行っているものの、平成22年度は現時点で既に3件の公用車における事故が発生しておりますので、今後なお一層取組を強化していきます。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>公用車の損傷防止のため次の取組をいたします。</p> <p>今後とも交通安全意識の高揚を図ることにより、交通事故、公用車の損傷等ないように室長会議（週1回）、課長会議（月1回）を通じて周知徹底を図ります。</p> <p>実技形式・講義形式の交通安全研修を主催し、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。各課・各室においては、毎週行うグループミーティングの場で交通安全について話し合いを行うなど、日常の声かけを徹底することにより、交通安全意識を高める努力を続けていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(7) 物損事故（負担割合：当て逃げとして処理）

（負担額：県 1,711 円・相手 ー円）

（伊賀農林商工環境事務所）

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

(7)については、交付金にかかる現地確認及び指導のため市へ出張途上に、対向車とサイドミラー同士が接触・損傷したものを。

- ・ 職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚
庁舎において開催される交通安全講習会へ、全職員を積極的に参加させました。
自動車での出張等の際には、職員互い同士で「気をつけて」等の声かけを実践し、さらには、『無事故・無違反チャレンジ 123』事業への積極的な参加を働きかけるなど、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。
また、所内全職員に対し、飲酒運転の防止、交通事故防止、交通安全運動の重点項目について、室長会議、課長会議等機会あるごとに注意を喚起してきました。

（参考）「チャレンジ 123」事業参加状況

平成 18 年度：11 チーム

平成 19 年度：14 チーム

平成 20 年度：13 チーム

平成 21 年度：14 チーム

平成 22 年度：13 チーム

2 取組の成果

職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。各種取組を行っているものの、平成 22 年度は現時点で既に 1 件の公用車における事故が発生しておりますので、今後なお一層機会あるごとに注意喚起をするとともに、研修会へ参加し、交通安全意識の高揚を図っていきます。

平成 23 年度以降（取組予定等）

継続して取り組んでいくことが重要ですので、引き続き、飲酒運転防止、交通事故防止、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ 123 への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(8) 自損事故（物損額：4,347円）</p> <p style="text-align: right;">（熊野農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(8) みかん園地巡回及び調査用務中に畑の隅に置いてあったコンテナに、公用車の右前バンパーが接触・損傷したものです。</p> <p>公用車など自動車による出張の際は、交通事故を起こさないよう十分に安全運転に努めるとともに、幅員の狭い道路などを走行する場合は特に細心の注意を払い運転するよう、周知徹底しました。</p> <p>庁舎において開催される交通安全講習会には、原則全職員を参加させるとともに、所長の率先実行取組みの一環として「無事故・無違反チャレンジ 123」事業へ、ほとんどの職員が参加するよう働きかけを行い（6チーム参加）、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。</p> <p>所内全職員に対し、交通事故の防止および法令遵守等の徹底について、室長会議など機会あるごとに注意を喚起してきました。</p> <p>地域の交通安全啓発活動「ミルミルウェーブ」に対しても6名参加しました。</p> <p>このように各種取組を行っているものの、平成22年度については現時点で既に2件の事故が発生しておりますので、今後なお一層の取組を強化していきます。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、交通安全意識の高揚を図るなど、交通事故を起こさないよう、公用車の損傷等のないよう、機会あるごとに職員に対し呼びかけるとともに、交通安全研修への積極的な参加を働きかけるなど、周知徹底を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(9) 自損事故（損害額 : 65,783 円）</p> <p>(10) 自損事故（損害額 : 47,250 円）</p> <p>(11) 物損事故（負担割合：県 40%・相手 60%） （物損額 : 県 41,055 円・相手 59,674 円）</p> <p style="text-align: right;">（中央農業改良普及センター）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(9)～(11)</p> <p>職員に対し、交通事故防止について、全員会議で注意喚起を行いました。 松阪県民センター主催の交通安全研修会、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加により、交通安全意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(9)～(11)</p> <p>職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理について、再認識し、意識の高揚が図られました。しかしながら、交通事故が発生しましたので、再度、交通安全の徹底を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(9)～(11)</p> <p>引き続き、交通安全研修、「無事故・無違反チャレンジ 123」に積極的に参加し、職員の交通事故防止及び県有財産管理の意識高揚を図っていきます。</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(12) 人身事故 (負担割合：県 90%・相手 10%) (物損額 : 県 58,500 円・相手 6,500 円) (治療費 : 県 142,940 円・相手 0 円)</p> <p>(13) 自損事故 (損害額 : 48,980 円)</p> <p style="text-align: right;">(水産研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(12)</p> <p>① 公用車をUターンさせようとしたところ、バイクが公用車左後部に接触し転倒したもので、平成 22 年 1 月 5 日示談が成立しています。</p> <p>② 事故経験者及び自動車使用者(通勤)を対象者とし、三重県交通安全研修センター(津)にて、実技指導を含む研修を実施しました。(平成 22 年 7 月 28 日実施 受講者 14 名)</p> <p>③ 所内で交通安全研修を実施し、上記(2)の研修を受講していない者を対象者(業務補助職員等を含む)とし全員受講させ交通安全意識の高揚を図りました。(浜島/12 月 7 日・9 日、鈴鹿/12 月 14 日、尾鷲/12 月 28 日)</p> <p>④ 年度当初、年末年始に交通事故の防止について、職員に周知しました。(4 月 1 日、12 月 28 日)</p> <p>⑤ 幹部会議(課長以上)に対して注意喚起を行いました。(12 月 6 日)</p> <p>(13)</p> <p>① 公用車をバックさせたところ、右側前部を雨どいに接触させバンパー、ライト部分が損傷したものです。</p> <p>② 取組内容は、上記(12)に同じ</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(12)、(13)</p> <p>① 交通安全研修を実施してから、事故はなくなりました。</p> <p>② 県有財産に対して責任と自覚が再認識され管理意識の高揚が図られました。</p> <p>③ 交通安全は社会生活での常識であるとの認識にたち、交通事故防止への取組み、安全意識の醸成が図られました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(12)、(13)</p> <p>① 交通安全研修等を実施して、交通安全意識の高揚に努めます。</p> <p>② 日頃からの意識の醸成も重要なことから、節目ごとに部内会議等を通じ交通安全の徹底を図るとともに、注意喚起を行うなど、日常的な交通安全啓発により、交通事故防止につなげていきます。</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況（三重県農業改良資金貸付事業等）</p> <p>(1) 決算時に多額の資金残高が生じ、滞留した資金が有効活用されず、そのまま翌年度に繰り越されている状況となっている。</p> <p>年間の資金貸付額と比較しても多額となっているため、今後、事業の実施にあたっては、決算時に多額の資金残高が生ずることのないよう、年度末の資金残高及び翌年度の資金の使用見込額を的確に把握し、資金需要に見合った額を予算化し、不要な額については国への納付や一般会計への繰出しを検討するなど、資金残高の管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>資金残高の大部分を占める農業改良資金分については、農商工連携に係る法人枠案件の3件を見込んだものでした。1件あたりの限度額が5,000万円と多額なため、多額の資金残高を生じる結果となりましたが、農商工連携を推進している背景もあり、必要な額であったと思います。</p> <p>平成22年10月以降、農業改良資金の貸付主体が都道府県から株式会社日本政策金融公庫に変更されたことにより、不要となる貸付原資（国からの補助金及び県費で構成）の国への返還及び一般会計への繰出しを平成23年度予算へ反映しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>資金残高の大部分を占めていた農業改良資金の貸付主体変更に伴い、不要となった貸付原資の国への返還及び一般会計への繰出しを平成23年度から行うため、資金残高の大幅な縮小が可能になります。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>農業改良資金の不要となった貸付原資について、国への返還及び一般会計への繰出しを行っていきます。</p> <p>今後も県が貸付業務を行う就農施設等資金については、引き続き適正な資金管理を行っていきます。</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況（三重県沿岸漁業改善資金貸付事業）</p> <p>(1) 決算時に多額の資金残高が生じ、滞留した資金が有効活用されず、そのまま翌年度に繰り越されている状況となっている。</p> <p>年間の資金貸付額と比較しても多額となっているため、今後、事業の実施にあたっては、決算時に多額の資金残額が生ずることのないよう、年度末の資金残高及び翌年度の資金の使用見込額を的確に把握し、資金需要に見合った額を予算化し、不要な額については国への納付や一般会計への繰出しを検討するなど、資金残高の管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（水産振興分野）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>今年度、国において沿岸漁業改善資金の適正規模及び国への納付等にかかる基準（※）が策定され、これに基づき、翌年度以降の資金需要額を踏まえた適正な資金規模及び国への納付や一般会計への繰出しの要否等について検討を行いました。</p> <p>※「沿岸漁業改善資金に係る資金規模の適正化について」（平成 23 年 1 月 27 日付け 22 水推第 937 号水産庁増殖研究部研究指導課長通知）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>国の基準に基づき資金規模を算定したところ、現在の資金規模は、国への納付や一般会計への繰出しが必要な状況にないことを確認しています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も引き続き、国の基準に基づき算定を行い、必要に応じて国及び一般会計への返納を検討するなど、資金規模の適正化に努めてまいります。また、貸付財源の有効活用を図るため、水産業普及指導員等と連携しながら沿岸漁業者や漁業協同組合等に対して資金制度のさらなる周知を図るなど、資金需要の掘り起こしに努めてまいります。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (8) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) ホームページにおける旅行業法の掲載内容について、更新や削除等の管理が適正に行われていない箇所があった。 <p style="text-align: right;">(観光局)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 過去から掲載されていたホームページ文書について、更新や削除等が行われていなかった部分については削除し、適切な表現に改めた内容を掲載しました。 2 取組の成果 ホームページの掲載内容が更新されるとともに、観光局ホームページとのリンク付けを行うことで、閲覧しやすくなりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 旅行業法の解釈及び運用に関する事務マニュアルの改訂や、引継、研修、対応事例の共有等を通じて職員間の認識統一を図り、適切に対応していきます。

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産管理や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 督促や催告の送付時期や滞納整理に関する規定をマニュアルに盛り込み、各建設事務所に周知しました。・ 各地域機関の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を開催しました。・ 徴収督促月間を定め、集中的な取組を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>適切な債権管理を行える体制が整い、県土整備部関係の収入未済額を平成 21 年度末の 172,699,511 円から、143,008,462 円に縮減できました。(平成 23 年 3 月末時点)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、収入未済縮減の取組を実施し、適切な債権管理に努めます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
[共通意見] (収入未済) 各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報提供するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。 <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 公営住宅使用料等の債権回収については、総務部から法的措置に関する支援を受け、長期滞納者に対する回収の取組を強化しました。 2 取組の成果 4 ヶ月以上の長期滞納者に対し、20 件の法的措置を行いました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 引き続き、収入未済縮減の取組を実施し、適切な債権管理に努めます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (公共工事等)</p> <p>入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するため、当初設計時の現場精査などを十分行い、引き続き、当初設計の精度向上に取り組まれない。</p> <p>(公共事業総合政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 20 年度から、地域機関において設計・積算を専門とする事業課と工事監督を専門とする工事課を設置し、専門性を高めるとともに工事内容の相互確認によるチェック体制の強化を図り、当初設計の精度向上に努めました。</p> <p>しかし、公共工事においては、地質等不可視部分の状況が事前調査で把握しきれないことなどから、設計図書と現地の不整合が生じ、変更設計が必要となります。</p> <p>このことから、事務所全体で設計内容の照査を行う「設計業務照査検討会」や、現地着工前に設計者・施工者・発注者が設計内容や現地の再確認を行う「工事監理連絡会」の充実に努めました。</p> <p>設計照査検討会 9 事務所 39 件 工事監理連絡会 7 事務所 12 件</p> <p>また、当初設計の精度向上、やむを得ない事情による設計変更及びそれに伴う変更契約等を適正に行うことを目的に定められた「三重県建設工事設計変更要領」の適切な運用について担当職員が参加する説明会等において周知を行いました。</p> <p>平成 22 年 6 月 積算基準説明会 (6 会場) 平成 22 年 4・8 月 県土整備部工事課長会議 平成 22 年 9 月 公共 3 部・企業庁技術管理代表者会議</p> <p>2 取組の成果</p> <p>当初設計書の精度向上及び設計変更における制度の適切な運用について周知し、担当職員の理解を深めることができました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>地域機関において「工事監理連絡会」、「設計業務照査検討会」を開催するとともに、事業課と工事課で相互チェックを行い、適切な当初設計書の作成に努めるよう、引き続き周知していきます。</p> <p>また、公共建設工事においてやむを得ず変更設計が必要となった場合は、「三重県建設工事設計変更要領」に従い適切に執行されるよう周知していきます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>[共通意見]</p> <p>(公益法人制度改革)</p> <p>本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県土整備部が所管する12の特例民法法人に対して、新制度の具体的な説明と意向の聴取調査を個別に実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成22年度中に、1法人から公益法人認定申請が提出され、公益認定されました。</p> <p>(2) また、他の法人についても新制度への移行に向けて、定款案の作成や諸手続の準備に取り組んでいます。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>県土整備部が所管する特例民法法人が円滑に新制度に移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努めます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (入札・契約制度)</p> <p>(1) 公共工事等の入札・契約制度については、総合評価方式の拡充、1者入札、低入札の取り扱い等の改善について、公共事業総合推進本部（事務局：県土整備部）により全庁的に進めている。国は、公共工事の入札及び契約手続きのたゆまぬ改善を進めるとしており、本県においても、引き続き、制度改正等の効果と検証を行い、入札・契約制度について継続的な改善の取組を着実に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(公共事業総合政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 低入札工事では、工事の品質低下、安全対策の不徹底、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化等が懸念されることから、ダンピング対策として、総合評価の価格評価点の改定（低入札価格による評価点が従来に比べ低くなる算定式に改定）や低入札価格調査（重点調査）の厳格化（下請業者や資材購入業者の取引実績を過去の契約書類等で確認するなど国土交通省の特別重点調査に準拠した調査方法に改正）を実施しました。</p> <p>2 取組の成果 平成 23 年 3 月末現在、低入札で契約した案件は 103 件ありますが、重点調査の対象となる予定価格の 75%以下で契約した案件は、昨年度の 18 件から 0 件になりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>公正性・透明性・競争性を確保したうえで、工事の品質確保と地域企業の育成を図るため、落札率や県内発注率の動向などの検証を行うとともに、さらなる改善と適切な運用に取り組めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定) (2) 土砂災害警戒区域等の指定について、県内の土砂災害危険箇所 16, 208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 521 箇所であり、また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定は 395 箇所となっている。 全国に比べ区域指定が遅れている状況にあるので、区域指定のために、着実に基礎調査を進めていくとともに、今後、区域指定にあたっては、危険性や区域指定の必要性について県民及び市町の理解を得て、早急に実施されたい。 (公共事業総合政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度 県内の土砂災害危険箇所は、全 29 市町のうち 27 市町に存在します。 区域指定を行うための事前調査である基礎調査には平成 14 年度から着手しており、平成 21 年度末までに 20 市町の約 2, 900 箇所を調査を実施しています。 区域指定については、平成 17 年度いなべ市において 17 箇所、平成 20 年度伊勢市において 75 箇所、平成 21 年度大台町において 429 箇所を土砂災害警戒区域に指定しました。 また、平成 21 年度大台町において 395 箇所を土砂災害特別警戒区域に指定しました。</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 基礎調査については、平成 22 年度は、予算を大幅に増額し、調査を実施しました。具体的には、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲市、熊野市、菰野町、大台町、紀北町の 15 市町において約 1, 550 箇所の基礎調査を実施しました。 (2) 区域指定については、平成 22 年度は、9 月 14 日付けで、四日市市において土砂災害警戒区域 42 箇所と土砂災害特別警戒区域 38 箇所を、10 月 12 日付けで、伊賀市において土砂災害警戒区域 64 箇所と土砂災害特別警戒区域 62 箇所を新たに指定しました。 (3) 地域住民への周知については、松阪市内と大台町内で平成 20 年度および平成 21 年度に基礎調査を実施した箇所について、土砂災害警戒区域等に指定するための地域説明会を 11 回開催し、地域住民の方々に区域指定への理解と協力を求めました。</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年度の指定により、県内の土砂災害警戒区域指定箇所数は 627 箇所に、土砂災害特別警戒区域指定箇所数は 495 箇所になりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等） 平成 20 年度から平成 22 年度に基礎調査を実施した市町において、新たに土砂災害警戒区域等の指定を行うために、関係市町及び地域住民に土砂災害の危険性や区域指定の必要性等の説明を行い、理解と協力を求めます。 また、平成 23 年度も引き続き、区域指定を行うための事前調査である基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (新道路整備戦略の見直しについて)</p> <p>(3) 平成15年度に策定された「新道路整備戦略」(平成15～29年度)については、19年度までの前期5年間を重点期間として、この間に供用できる箇所を重点的に整備し、重点期間が終了した時点で、社会経済情勢に弾力的に対応するために計画を見直すこととしていた。</p> <p>その後も公共事業の仕組みや予算の削減等国の道路整備に関する方向性を確認し、県財政への影響を把握していたことから、見直し作業を見合わせていた。</p> <p>22年6月に示した「新道路整備戦略の見直し方針について」により、22年度内を目標に財政状況や社会経済情勢など環境の変化を勘案しながら、計画見直しを行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路政策分野)</p>
講じた措置
<p><u>平成22年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>新道路整備戦略の見直しについては、公共事業費の削減や直轄国道の県への移管が議論され、道路事業の予算規模が示せないことや県管理道路が増加する可能性があるなど、道路事業をとりまく環境は非常に不透明な状況であるものの、新たに「道路整備方針」として平成22年度中でのとりまとめをめざしてきました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「道路整備方針」については、県内の道路全般に関する今後の方向性を見定め、県民ニーズや道路をとりまく情勢変化に弾力的に対応するために、バイパスや二車線整備などの抜本的な改良だけでなく局部的な改良などの柔軟な整備手法を加え、計画期間を短期的な3年間と定め、毎年度更新を行っていくものです。</p> <p>しかし、平成23年度当初予算は、今春に行われる統一地方選により骨格的予算として編成しており、一括交付金化の詳細が未確定であることなどから年度内の成案のとりまとめを見合わせました。</p>
<p><u>平成23年度以降(取組予定等)</u></p> <p>平成23年度の早い段階で策定できるよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (河川整備の計画的な実施と堆積土砂対策)</p> <p>(4) 三重県河川整備戦略では、河川整備の優先度を定め、ハード対策河川 30 河川を選定し、重点的に河川整備を行っている。 引き続き、河川整備事業を行っている地域機関と連絡を密にし、進捗管理に努め、計画的な河川整備を行われない。 また、河床の堆積土砂対策についても、防災上の観点から危険箇所の把握とその対応策等について、引き続き市町、地域機関等とも連携を図りながら、より一層取り組まれない。 (流域整備分野、公共事業総合政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県河川整備戦略は、県が管理する河川を対象に重要度、緊急性、効率性の各指標により優先度の評価を行い、平成 19 年からの 15 年間にハード対策、ソフト対策を実施する河川を選定した中長期計画です。この計画に基づき限られた予算の中で効率的、効果的な河川整備を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備事業は地域機関が設計、施工を行っており、地域機関との連携が必要不可欠です。この連携強化のために流域課長会議を 4 回開催し、連絡調整を行いました。(流域整備分野) ・ 予算ヒアリング時や現地視察により各事業実施河川毎に進捗状況を把握し、三重県河川整備戦略に沿った計画的な河川整備を進めました。(流域整備分野) <p>(2) 河川に土砂が堆積し、洪水時の安全性を低下させている箇所を把握するため、県内一斉に河川堆積土砂の状況を調査しました。(公共事業総合政策分野)</p> <p>(3) 河川の堆積土砂対策の実施において最も大きな課題となる残土処分地の確保のため、地域機関毎に「河川堆積土砂撤去推進調整会議」を設立し、市町等との連携強化を図りました。(公共事業総合政策分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 効率的・効果的な事業実施のために流域課長会議を開催し、意見交換と情報共有を行い計画的な河川整備を行いました。(流域整備分野)</p> <p>(2) 計画的な事業実施により本年度は、1 河川で事業を完了し、2 河川の河川整備計画を策定しました。(流域整備分野)</p> <p>(3) 各事業実施河川の進捗状況を把握し、県全体の河川整備状況を三重県総合計画に反映しました。(流域整備分野)</p> <p>(4) 河川の堆積土砂対策として、①砂利採取を活用して行う方法により約 10 万 m³(H23.3 時点)、②河川の維持管理等の県事業として行う方法により約 14 万 m³(平成 23 年 3 月時点)の撤去を行いました。(公共事業総合政策分野)</p> <p>(5) 砂利採取の活用については、「河川堆積土砂撤去方針」の試行期間が今年度末で終了するため、治水上、護岸への影響等を検証した上で、期間を 3 年間延伸することとしました。(公共事業総合政策分野)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 来年度以降も流域課長会議を開催して地域機関との連携を密にし、三重県河川整備戦略に沿って効率的、効果的な河川整備を行います。(流域整備分野)</p> <p>(2) 計画的に河川整備を行うために河川整備計画の策定を進めます。(流域整備分野)</p> <p>(3) 引き続き各事業実施河川毎の進捗状況を把握し、適切な進捗管理に努めます。(流域整備分野)</p> <p>(4) 来年度以降は市町等と連携を図りながら、平成 22 年度に実施した堆積土砂状況の調査を踏まえ、県単河川局部改良事業による河道掘削も積極的に取り入れて、河川の堆積土砂対策に取り組みます。(流域整備分野、公共事業総合政策分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事務事業の執行に関する意見 (木造住宅耐震化の促進)</p> <p>(5) 木造住宅の耐震診断については、全市町で実施されているものの平成 17 年度からは年間 3,000 件程度で推移し、20、21 年度については、年間 2,000 件弱と減少しており、21 年度の木造住宅の耐震診断率の目標 13.8%に対しても 12.6%となっている。</p> <p>また、耐震補強工事の進捗率についても、耐震診断を受けた累計戸数の 3.6%となっている。</p> <p>このような現状に鑑み、今後も市町や関係部局及び地域機関と連携して、さらなる制度の周知、広報に努め、耐震診断、耐震補強工事の進捗を促すよう取り組まれない。</p> <p>(住まいまちづくり分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>木造住宅の耐震診断や耐震補強の実施を促すため、普及啓発活動を積極的に行う必要があると考え、下記の取組を行いました。(3 月末時点)</p> <p>(1) 耐震診断啓発のための住宅団地訪問の実施 昭和 56 年以前の木造住宅の耐震化を促進するため、市町職員、建築士等と連携して個別訪問し、直接住民の方へ耐震化を働きかけました。(県内 18 団地(約 2,155 戸)の住宅を個別訪問)</p> <p>(2) 耐震補強相談会の開催 過去に耐震補強の必要性があると診断された住宅のうち、まだ耐震化されていない住宅にお住まいの方から希望者を募り、市町職員、建築士等と連携して個別の補強相談会を実施しました。(21 会場 193 名参加)</p> <p>(3) マスコミでの啓発(国際室、広聴広報室、防災危機管理部と連携) 三重テレビ等(10 回)、FM三重等(16 回)、新聞広告の掲載(5 回)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 木造住宅耐震診断等補助 昨年度に引き続き全市町が事業に取り組み、平成 23 年 3 月末の耐震診断率は目標である 16.6%に対して 14.8%で、平成 22 年度の耐震診断補助戸数は昨年度実績より 393 戸増の 2,333 戸でした。</p> <p>(2) 木造住宅耐震補強工事補助 昨年度に引き続き全市町が事業に取り組み、平成 22 年度の耐震補強工事補助戸数は昨年度実績より 113 戸増の 237 戸でした。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 木造住宅耐震診断等補助 平成 23 年度は目標を 3,000 戸とし、引き続き全市町で事業に取り組む予定です。</p> <p>(2) 木造住宅耐震補強工事補助 平成 23 年度は目標を 250 戸とし、引き続き全市町で事業に取り組む予定です。</p> <p>平成 23 年度は、木造住宅耐震補強補助について、従来の年齢、所得要件等の撤廃を行うことにより耐震化を促進したいと考えています。引き続き、市町職員、建築士等と連携し、各住宅に対する普及啓発活動を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (伊勢庁舎建築工事の円滑な推進と公共事業にかかるリスク管理)</p> <p>(6) 伊勢庁舎建築工事において、隣接地の宅地地盤の形状変化が生じており、その対応のため工事が一時中止し、大幅に遅れている。</p> <p>事業の進捗を図るにあたっては、事業依頼部局である総務部とも一層連携し、早急に発生要因を総合的に検証し、全体計画を含めた今後の対応策を明らかにして、さらに県民への説明責任を果たしたうえで、円滑な事業の推進に努められたい。</p> <p>また、本事業以外の公共工事においても問題が生じたことから、事業の進捗にかかるリスク管理について整理し、発生が予測される事案やその影響等を事前に把握をしたうえで、その発生防止や対応策の検討を行い、今後の公共事業の円滑な推進に資するよう取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(住まいまちづくり分野、道路政策分野、流域整備分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>伊勢庁舎建築工事の円滑な推進に向け、平成 22 年 2 月に県土整備部内に調査チームを設置し、宅地地盤の形状変化の原因調査を行い、総務部と技術的な調査資料を基に対策等について協議しました。</p> <p>伊勢庁舎建設工事における宅地地盤の形状変化の発生を受け、近隣住民の方を対象に、10 回の住民説明会を開催するとともに、宅地地盤の形状変化が生じた地権者等 11 名と移転補償交渉を実施しました。</p> <p>また、上記以外で過去に問題の生じた箇所についても、有識者のアドバイスに基づき適切な措置を講じたほか、調査による原因の把握、施工管理や業者指導の徹底、監督員増員による監督体制の強化といった対応策を実施し、円滑な事業の推進を図りました。</p> <p>さらに、その他の公共工事についてもこれまでに起こった事例やその問題点、対応などについて、地域機関と情報共有し、未然防止や発生時の情報提供に関する周知徹底をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>伊勢庁舎建築工事の円滑な推進に向け、調査チームによる原因調査を行った結果、基礎工事のために地下水を強制的に汲み上げたことが原因と特定しました。</p> <p>伊勢庁舎建設工事において宅地地盤の形状変化が生じた地権者等 11 名と移転補償交渉を行ったところ、すべての地権者等と合意に達しました。</p> <p>伊勢庁舎建設工事につきましては、平成 22 年 7 月 1 日から関係住民の理解を得て、基礎工事に部分着手し、11 月 15 日からは工事を再開しています。伊勢庁舎本館等建設工事については、平成 23 年 9 月末の竣工を見込んでいます。</p> <p>また、上記以外で問題の生じた箇所についても、実施した取組の結果、問題が生じた工事の施工状況については、詳細なフォローアップを図ることができました。</p> <p>さらに、その他の公共工事にかかるリスク管理については、地域機関との情報共有などにより事業の進捗に伴う危機意識が高まりました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>伊勢庁舎建築工事の円滑な推進に向け、隣接地宅地地盤の形状変化が発生しないよう注意を払い工事の完成に努めるとともに附属棟建築工事等の工事を進めます。</p> <p>公共事業にかかるリスク管理については、過去に問題が生じた事案の対応策等を参考にし、今後の事業執行に活用していきます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 債務不履行に基づく損害賠償等の収入未済額が 1,581,568 円あるので、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行い、平成 20 年度には債権の一部を回収しましたが、平成 21 年度末時点で、債権の大半が未回収となっていました。 ・ 平成 22 年度は、債務者である法人の代表者に対して、未払金の支払いを促すとともに、営業再開の意思の有無を確認しました。 ・ また、法人の財産が残存している可能性のある倉庫の調査を行いました。 ・ 各事務所の用地担当室の代表者を集めた会議において、再発防止のため、事業用地の地権者の債務不履行を予防するためにとるべき手順について、注意喚起を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体がなくなっています。代表者には営業再開の意思もないため、債務者から未収金を回収することができませんでした。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、債務者である法人の代表者に対して、未払い金の支払いを促し、営業再開の意思の確認を行い、未収金の回収に努めます。 ・ 用地担当職員を対象とした各種の会議において、再発防止のため、注意喚起を行います。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 公営住宅使用料等の収入未済額が 34,892,568 円（対前年度比 88.3%）あり、前年度と比べて 4,633,624 円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（住まいまちづくり分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃滞納者を対象に督促月を定め、電話による夜間催告、夜間の訪問を行いました。（5 月、11 月） ・ 県外に居住している退去滞納者及び連帯保証人に対しても督促を行いました。 ・ 嘱託員（2 名）による訪問催告を計画的に行いました。 ・ 4 ヶ月以上の長期滞納者に対し 3 月末までに 42 件の最終催告を行いました。その結果、20 件の法的措置を行いました。 ・ 平成 22 年度からは支払督促（裁判所が債権者の申し立てにより督促を行う）制度を活用しての未納家賃等の縮減に努めています。 <p>2 取組の成果</p> <p>過年度未収金が平成 21 年度末現在で 34,892,568 円ありましたが、平成 23 年 3 月 31 日現在で 23,787,804 円に縮減することができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 22 年度と同様に、滞納整理と発生防止を強力に進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃徴収督促月間（年 2 回）を定め、集中的な取組を行います。 ・ 県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行います。 ・ 長期滞納者への最終催告を 4 ヶ月以上の者に対して行い早期解消に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (ウ) 契約解除違約金等の債権管理にかかるマニュアルが作成されているが、このマニュアルには債権管理のための台帳（滞納整理票等）が示されていない。このため、他の未収金にかかるマニュアルを参考に台帳の様式を示し、督促や催告等の状況を記録することにより、適正な債権管理を行われたい。 <p style="text-align: right;">（経営企画分野）</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 滞納整理票の様式をマニュアルに盛り込み、各建設事務所に周知しました。 また、平成 23 年 3 月に経理・工事庶務担当者会議においてあらためて説明を行い、周知徹底を図りました。 2 取組の成果 適切な債権管理を行える体制が整いました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 今後も経理・工事庶務担当者会議等を通じ、当該マニュアルの周知徹底を行っていきます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分 (道路占用料等に係る債権管理)</p> <p>(エ) 「三重県道路占用料にかかる金融機関等預金滞納処分要領」等に基づき債権管理を行っているものの、地域機関において滞納整理票の整理、督促状の送付時期、延滞金などの事務処理が一部統一されていない。公平性の観点からも統一した事務処理を行うよう継続して指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">(公共事業総合政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成22年5月10日、各建設事務所の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を実施し、平成22年6月18日付けで督促状を発行するよう指示しました。</p> <p>平成23年2月21日に開催された管理課長会において、現年度の処理の継続及び新年度の調定事務、督促状の送付及び延滞金の徴収など統一的な事務処理を適切に行うよう改めて指示しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各建設事務所が標準的事務フローにより処理を行っています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 23 年度においても、年度当初（5月上旬頃）に各建設事務所の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を実施する予定です。</p> <p>今後も従前同様各建設事務所の担当者との連携を緊密にし、適切な徴収に努めます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (事務処理上不適切事案) (オ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表に残高が計上されたままになっていた。 <p style="text-align: right;">(住まいまちづくり分野)</p>
講じた措置
<u>平成 22 年度</u> 1 実施した取組内容 毎月末に現金日計表を打ち出してのチェックを行うこととしました。 2 取組の成果 履行確認が確実に行われ、同様の誤りはなくなりました。
<u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u> 同様の誤りが生じないように、引き続き毎月末に現金日計表を打ち出してチェックを行います。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が 10,219,781 円（対前年度比 98.5%）あり、前年度と比べて 155,430 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（各建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度当初時点での滞納者に対して督促状の送付、電話や訪問による催告を定期的に行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めるとともに、許可受者に対して許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。 ・ 各建設事務所の担当課長・担当者会議により、未収金解消に向けてなお一層取り組むことを徹底するとともに、平成 22 年 5 月～6 月を未収金解消対策期間として、県下一斉に電話催告、臨戸訪問などを集中的に実施し、未収金の解消に努めました。 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年 4 月に 10,219,781 円あった収入未済額が、平成 23 年 3 月末現在で、9,295,886 円に縮減しました。対前年度比 91.0%、923,895 円の減少となります。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>前年度よりも減少幅は大きくなっており、一定の成果を上げていることから、現在の取組方法を今後も継続していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 収入調定誤りにより歳入戻出を行っていた。 (桑名建設事務所)</p> <p>(2) 道路敷使用料等の収入調定事務が遅延していた。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 未納者に督促状が発付されていなかった。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(4) 行政財産の目的外使用にかかる土地使用料の収入調定が遅延していた。 (松阪建設事務所)</p> <p>(5) 申請手数料にかかる収入証紙の消込日を申請日ではなく許可日としていた。 (志摩建設事務所)</p> <p>(6) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (志摩建設事務所)</p> <p>(7) 河川使用料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (志摩建設事務所)</p> <p>(8) 現金の収納手続きについて、速やかに金融機関への収納が行われずに、事務所の金庫内に現金を長期間保管し、決算時にまとめて収納していた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(9) 岸壁荷揚場その他使用料等の収入未済にかかる滞納整理票が一部作成されていなかった。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(10) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重(倍額)に計上されていた。 (中勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 占用者が納付済の道路敷使用料の納入通知書を紛失したと誤認し、事務所に納付書の再発行を依頼したものです。再発防止に資するため、占用者に対して納付状況を再度確認するよう注意喚起することとしました。 (桑名建設事務所)</p> <p>(2)～(3)</p> <p>道路占用等許可更新事務が遅滞したことにより、それに伴う調定事務が適切な時期に行えなかったものです。このことから、許可更新事務を標準処理期間内に確実に完了することで、収入調定事務の適正化を図りました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(4) 業務の繁忙期に他の業務に追われ調定事務を失念していたものです。再発防止のため、担当者の予定表に調定事務予定日の入力を行い、通知メール等で確認をするようにしました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(5) 条例等を再度確認して、適正な事務処理の徹底を図りました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(6) 複数の担当者が確認することで、再発防止、適正な収入事務に努めました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(7) 条例等を再度確認して、適正な事務処理の徹底を図りました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(8) 情報公開に伴う収納事務で、調定行為は適正に行われたが、その後の現金の金融機関への収納事務を怠ったために発生したものです。調定事務を担い、現金を扱う職員に対して、現金収納事務を適正に行うよう徹底するとともに、毎月末現在の現金日計表で調定・収納を確認し、収納もれがないよう努めました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(9) 要領に基づく債権管理を徹底し、全ての督促状発送案件について、滞納整理票を作成しました。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(10) 主担当一人が入力・確認を行っていたため、二重計上に気がつかなかったものです。事務処理の誤りを未然に防止するため、副務者と相互確認を行うようチェック体制を強化しました。 (中勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組を行った結果、同様の事例は発生していません。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、確実な事務処理に留意し、不適切事案の発生防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【下水道普及啓発業務委託】 (流域整備分野)</p> <p>(2) 【開発許可システム維持管理業務委託】 (住まいまちづくり分野)</p> <p>(3) 【宅地建物取引業免許事務等電算処理業務】 (住まいまちづくり分野)</p> <p>(4) 【草刈業務委託】 (松阪建設事務所) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(1)～(4)共通)</p> <p>(5) 【広幅機保守点検業務委託】 (松阪建設事務所) 予定価格を単価で記載すべきところを総額で記載していた。</p> <p>(6) 【海岸清掃業務委託】 (志摩建設事務所) 委託契約書の条項に定められた「海岸清掃業務実施要領」による経費精算書が添付されていなかった。</p> <p>(7) 【尾鷲港港湾施設清掃業務委託】 (尾鷲建設事務所) 特命随意契約を行っているが、契約額の総額を他者に再委託していた。</p> <p>(8) 【二級河川銚子川清掃業務委託】 (尾鷲建設事務所) 特命随意契約を行っているが、契約額の総額を他者に再委託していた。</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(3) 執行伺いの決裁時におけるチェックもれが原因であったため、執行伺いの決裁時に、起案の欄外に「事前検査要」と記載するなどして、経営支援室とのダブルチェックを行い、事務処理上のミスの再発防止に努めました。(流域整備分野・住まいまちづくり分野)</p> <p>(4) 三重県HPにより県民に公告している内容に基づき契約しており、担当課で起案していることもあって検査対象ではないと考えておりました。受検の必要性を再認識し、適切な事務を行っております。(松阪建設事務所)</p> <p>(5) 広幅機は毎年債務負担行為を設定したうえで契約事務を執行してきており、債務負担行為限度額との比較の意味で総額の予定価格を記載していたものです。指摘後、総額の予定価格に月額単価を併記しました。(松阪建設事務所)</p> <p>(6) 複数の担当者が様式の添付もれ防止について確認するとともに、決裁過程での点検確認を強化しました。(志摩建設事務所)</p> <p>(7)～(8) 他事務所の状況等を聴き取りし、委託方法について検討中です。また、委託の積算方法見直しのために今年度委託分の報告内容を分析する予定です。(尾鷲建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3) 決裁過程でのチェックを厳格化することで事務処理上のミスを防止できており、同様の事例は発生していません。(流域整備分野・住まいまちづくり分野)</p> <p>(4)～(5) 同様の事例は発生していません。(松阪建設事務所)</p> <p>(6) 様式の添付について点検を強化し、適正な管理を行った結果、同様の事例は発生していません。(志摩建設事務所)</p> <p>(7)～(8) 委託理由を精査するとともに、委託先の役割、再委託先の役割を明確にした上で、契約内容を見直しました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(6) 平成 22 年度に取り組んだことを引き続き実施し、再発防止を図ります。</p> <p>(7)～(8) 実施した取組内容を継続し、適正な契約事務の遂行に努めます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【一般国道 166 号国補道路交通安全対策（道路情報提供装置設置）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間接工事費に機器間接費が全額計上されていなかった。 ・ リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(松阪建設事務所)</p> <p>(2) 【一級河川木津川他 1 河川公共土木施設維持管理工事】</p> <p>三重県建設工事公表要領に基づく「契約変更後」の公表がされていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(伊賀建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) ・ 積算実施の前には、積算基準を再確認するようにしました。また、業者見積との差額要素を的確に把握するようにしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル認定製品にかかるチェックリストの添付を徹底しました。 <p style="text-align: right;">(松阪建設事務所)</p> <p>(2) 三重県建設工事公表要領に基づき、変更契約後に変更契約書の写しを閲覧に供すべきところ、その事務を怠った事案です。再発防止のため、契約締結後の公表時点において、複数人で公表もれがないかチェックした上で公表事務を実施することにしました。</p> <p style="text-align: right;">(伊賀建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 取組内容を実施した結果、同様の事案は発生しておりません。</p> <p style="text-align: right;">(松阪建設事務所)</p> <p>(2) 取組内容を実施した結果、公表事務は適正に行われており、同様の事案は発生しておりません。</p> <p style="text-align: right;">(伊賀建設事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、工事発注の積算段階において積算基準の確認やチェックリストの添付を徹底することにより、適切な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(松阪建設事務所)</p> <p>(2) 三重県建設工事公表要領に基づき、公表もれの案件が生じないように引き続き注視しながら、適切な事務執行に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(伊賀建設事務所)</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 県単工事

(1) 【一般地方道鈴鹿関線県単独道路改良工事】

工事着手後に、地元調整不足から工事を5か月間中止していた。(鈴鹿建設事務所)

(2) 【一般国道166号県単災害防除施設工事(辻原工区)(その2)】

・ 「総合評価方式技術提案履行確認書(検査時)」において、履行状況のチェックがされていなかった。

・ 「総合評価方式技術提案履行確定通知書」の起案において、履行状況のチェックがされていなかった。

・ 施工体制点検マニュアルに基づく施工体制点検チェックリストにかかる「提出書類の点検」を複数回実施しているが、記録が最終回しか記載されていなかった。(松阪建設事務所)

(3) 【一般地方道松阪環状線(徳和跨線橋)他5橋地方特定道路整備(耐震補強)工事】

施工体制点検マニュアルに基づく施工点検チェックリストにかかる「提出書類の点検」において、「点検年月日」欄が記入されていなかった。(松阪建設事務所)

(4) 【主要地方道一志嬉野線地方特定道路整備工事その1】

施工体制点検マニュアルに基づく施工体制点検チェックリストにかかる「提出書類の点検」を複数回実施しているが、記録が最終回しか記載されていなかった。(松阪建設事務所)

(5) 【一般地方道名張青山線地方特定道路整備(橋梁上部)工事】

当初設計時の計上もれにより変更が生じていた。(伊賀建設事務所)

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

(1) 地元調整不足が原因であることから、地元市や自治会長等との関係者との連絡を密にし、調整に努めました。(鈴鹿建設事務所)

(2)～(4)

「施工体制点検マニュアル」は平成21年3月に点検様式の決裁及び保存について明確化され、完成時に検査員の確認を受けることなどの改正が図られました。

各工事について適正に点検を実施していたが、チェックリストに記載する際パソコンに登録していたため、上書き保存を行ってしまったことが原因です。このため「施工体制点検マニュアル」に基づき、適正な点検記録の整備、記載もれなどの防止について対策を講じました。

(松阪建設事務所)

(5) 当初設計の検算にあたって、課内でのチェックを充実させるとともに、誤りや計上もれなどの同様の単純ミスが発生しないよう他の課員とも情報共有を進め、適正な事務処理に努めました。

(伊賀建設事務所)

2 取組の成果

(1) 地元調整不足を原因とする工事の中止は発生していません。(鈴鹿建設事務所)

(2)～(4)

「施工体制点検マニュアル」に基づき、点検、確認、書類の保管を行った結果、同様の事例は発生していません。(松阪建設事務所)

(5) 設計書作成時に職員が単純ミスをしないよう心掛けた結果、同様の事例は発生していません。(伊賀建設事務所)

平成23年度以降(取組予定等)

実施した取組内容を継続し、適正な事務処理の遂行に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 調査、設計業務委託 【主要地方道名張曾爾線県単道路改良（地質調査）業務委託】 工法変更を行っているが、変更理由を記述しているものの、簡略化されていた。 (伊賀建設事務所)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 やむを得ず、設計変更を行う業務については、変更理由を明確に記述するよう所属内会議等で周知を図るとともに、施行伺いの決裁時に変更内容の確認を行うこととしました。 2 取組の成果 設計変更が伴う業務について適切な処理が行われた結果、同様の事例は発生していません。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き、適正に事務を行い、同様の事案が発生しないように努めます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 旅費</p> <p>(1) 【現場調査及び総合評価技術ヒアリング（北の谷川国補砂防工事）】 旅行命令書の用務先に記載もれがあった。 (公共事業総合政策分野)</p> <p>(2) 【用地交渉】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 【材料確認検査】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった (松阪建設事務所)</p> <p>(4) 【アドバイザー意見聴取】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった (中勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 用務先が複数あったにも関わらず、旅費請求額に影響がないため、用務先の記載を一部省略してしまっただけであり、用務先を正確に記載するよう職員に対して周知徹底をしました。 また、所属における旅行命令時の確認に加え、旅費精算時での確認も慎重に行うよう、今回の指摘内容について総務事務センターへ申し送りを行いました。 (公共事業総合政策分野)</p> <p>(2) 全職員に対して、旅行命令書に補助事業名を記載するよう周知徹底し、所内会議で各課長に確認をするよう命じました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 旅行命令書について事業名を記載するよう職員に周知徹底しました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(4) 経理担当との連携を密にし、科目入力誤りのないよう周知しています。 (中勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 所属や総務事務センターにおいて旅行内容の確認を慎重に行うことで、適切に事務処理が行われています。 (公共事業総合政策分野)</p> <p>(2) 全職員に補助事業名を記載するよう周知するとともに、各課長に確認するよう命じたことで事務が改善された結果、同様の事例は発生していません。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 事業名の記載が職員に浸透した結果、適切に事務処理が行われています。 (松阪建設事務所)</p> <p>(4) 経理担当との連携を密にしたことで、誤りがなくなりました。 (中勢流域下水道事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き適切に事務を行い、同様の事例が発生しないように努めます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>【県土整備部に対する意見】</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>カ 物品等購入</p> <p>(1) 見積合せを省略する場合の選定基準となる「事業者選定要領」で定められた購入ローテーション表への記載がされていなかった。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2) 同種の消耗品を購入するにあたり、不必要な分割発注が行われていた。 (松阪建設事務所)</p> <p>(3) 原材料品を購入するにあたり、同時期に分割発注を行っていた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(4) 同種の消耗品を購入するにあたり、不必要な分割発注が行われていた。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(5) 支出負担行為日を遡って処理していた。 (尾鷲建設事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 購入ローテーション表への購入記録の記載を徹底しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2) 警報局用回転灯について故障、損傷箇所を発見した都度、物品を購入し交換修理を行っていましたが、調査点検作業を1月～2月に実施し、修理用品を一括購入して3月中旬までに作業を完了することとしました。</p> <p>施錠できる保管場所が確保できなかったことから、グレーチングを逐次購入していましたが、ガレージ等施錠のできる箇所の整理整頓を実施し、保管場所を確保することができました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(3) 5万円未満の原材料品（デリネーター）を二日続けて同じ業者に発注した事例です。指摘以降、計画的な発注と、購入予定金額が5万円以上のものは、原則として物件等電子調達システムによるなど金額に応じた適正な方法により調達することを徹底しました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(4) 現在の物品の在庫状況と今後の使用見込量の的確な把握に努めるとともに、物品の購入にあたっては、物品発注依頼簿で同種の消耗品の購入が重ならないよう管理を徹底することにより、効率的で適切な発注処理を行いました。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(5) 県民センターで処理している事務費関連の物品購入については、支出負担行為日順に見積額等の情報を県民センターに伝えることを徹底しました。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県少額物品・役務等調達基準に基づき、適正な事務処理を行っており、同様の事例は発生していません。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2) 事務を改善した結果、同様の事例は発生していません。 (松阪建設事務所)</p> <p>(3) 実施した取組により、物品等の調達事務は適正に行われています。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(4) 実施した取組により、不必要に分割したような発注はなくなりました。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(5) 実施した取組により、負担行為日を遡った処理はなくなりました。 (尾鷲建設事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>効率的で適切な事務を行い、同様の事例が発生しないように努めます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 人件費	
事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(1) 扶養手当の認定誤りによる過払いがあった。	(住まいまちづくり分野)
(2) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。	(住まいまちづくり分野)
(3) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。	(住まいまちづくり分野)
(4) 通勤手当の事後確認書類が添付されていなかった。	(四日市建設事務所)
(5) 賃金の支払いにかかる書類が整理されていなかった。	(四日市建設事務所)
(6) 扶養手当の資格喪失の認定において、メモの添付だけで認定を行い、届出書類が添付されていなかった。	(津建設事務所)
(7) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。	(伊勢建設事務所)
(8) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。	(伊勢建設事務所)
(9) 報酬の過払いによる歳出戻入を行っていた。	(志摩建設事務所)
講じた措置	
<u>平成 22 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1) 総務事務センターを通じて該当職員から戻入を行い、再発防止のために総務事務センターに速やかに申し送りを行いました。	(住まいまちづくり分野)
(2) 該当職員に必要な書類の提出を求め、確認をし、再発防止のために総務事務センターに速やかに申し送りを行いました。	(住まいまちづくり分野)
(3) 該当職員に必要な書類の提出を求め、確認をし、再発防止のために総務事務センターに速やかに申し送りを行いました。	(住まいまちづくり分野)
(4) 当該事務は平成 22 年度から総務事務センターに移管済みです。	(四日市建設事務所)
(5) 賃金の支払いにかかる書類については、複数の担当者で確認することで、再発防止に努めました。	(四日市建設事務所)
(6) 当該事務は、以前から県民センターが行っていたものであり、平成 22 年度から総務事務センターに移管済みです。	(津建設事務所)
(7) 当該事務は平成 22 年度から総務事務センターに移管済みです。	(伊勢建設事務所)
(8) 当該事務は平成 22 年度から総務事務センターに移管済みです。	(伊勢建設事務所)
(9) 複数の担当者で確認することで、再発防止に努めました。	(志摩建設事務所)
2 取組の成果	
(5) 上記の取組を実施した結果、同様の事例は発生していません。	(四日市建設事務所)
(9) 支出時の確認を強化したことにより、同様の事例は発生していません。	(志摩建設事務所)
<u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u>	
平成 22 年度同様に適正な事務の執行に取り組み、同様の事例が再発しないよう努めます。	

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産（土地）の未利用が、31,728.30㎡ある。 （経営企画分野、公共事業総合政策分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県が所有する不用となった廃川敷・廃道敷（河川や道路の付け替えなどによって行政財産としての用途がなくなり生じた土地）を処分する場合、一般の土地取引とは異なり種々の制約があるため、それらの制約や土地にかかる諸条件等を踏まえ、処分可能なものについては鋭意処分手続きを進めました。その主な取組の内容は以下のとおりです。また、売却を目的として造成された港湾の普通財産についても、一般競争入札による売却の手続きを進めました。</p> <p>(制約) a 河川法や道路法などの公物管理法の適用を受けている物件は処分できないこと 公物管理法の適用を受けている場合は、法令に定める要件のもと、適用除外にするための一定の手続きが必要であり、それには所定の期間を要すること</p> <p>b 処分に当たっては、数量（面積）及び価額を確定するための測量や分筆登記が必要であり、その費用を要すること</p> <p>c 土地の形状・面積やその所在が一般の不動産流通市場における「商品」としての条件を必ずしも満たしておらず、売りに適していない物件が多いこと 等</p> <p>(取組) a 道路及び河川等の区域の変更及び用途廃止</p> <p>b 測量及び分筆の実施</p> <p>c 一般競争入札の実施</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度中に新たに生じた財産を含め、取組の成果は以下のとおりです。（平成 22 年度末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の実施：2 件（計 13,746.99㎡）（入札不調） ・随意契約による売却：9 件（計 11,882.73㎡） ・随意契約による交換：3 件（計 174.23㎡）
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、一般競争入札を行うべき物件については入札の実施を図り、また、公共事業の代替地としての活用や隣接土地所有者等への売却、公共利用を行う市町への貸付等を進め、県有普通財産の有効活用を図っていきます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(4) 財産管理等の状況	財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
イ 金品亡失	
(1) 公用車の損傷	(修理代 67,672 円) (津建設事務所)
(2) 公用車の損傷	(修理代 35,175 円) (松阪建設事務所)
(3) 携帯電話の破損	(取得価格不明) (志摩建設事務所)
(4) 公用車の損傷	(修理代 27,584 円) (志摩建設事務所)
(5) 公用車の損傷	(修理代 81,585 円) (志摩建設事務所)
(6) セキュリティワイヤーの損傷	(損害額 5,124 円 カタログ価格) (伊賀建設事務所)
講じた措置	
<u>平成 22 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1)	所属職員に所属内会議等を通じて、平成 22 年 5 月 18 日付け出納局会計支援室「平成 21 年度金品亡失(損傷)について」及び平成 22 年 6 月 1 日付け総務第 04-48 号・出納第 04-15 号総務部長・出納局長「金品の適正な管理について(依命通知)」の趣旨の周知、徹底による注意喚起を行い、公有財産に対する管理意識の高揚を図りました。(津建設事務所)
(2)	損傷事例を所属内会議等で職員に周知し、公有財産に対する管理意識の高揚を図りました。(松阪建設事務所)
(3)～(5)	所属内会議等を通じ、全職員に対して、より一層の公用の備品に対する意識の徹底を図りました。(志摩建設事務所)
(6)	セキュリティワイヤーの鍵がなかったため、職員が備品と認識せずにワイヤーを切断してしまった事案であり、全職員に対して適正な鍵の管理とセキュリティワイヤーが備品であることの意識付けを徹底しました。(伊賀建設事務所)
2 取組の成果	
(1)	職員の金品管理等公有財産に対する意識が高揚した結果、同様の事例は発生していません。(津建設事務所)
(2)	職員の金品管理等公有財産に対する意識が高揚した結果、同様の事例は発生していません。(松阪建設事務所)
(3)～(5)	備品の保安管理について、意識の徹底を図った結果、同様の事例は発生していません。(志摩建設事務所)
(6)	取組内容を実施した結果、その後鍵やワイヤーは適切に管理されています。(伊賀建設事務所)
<u>平成 23 年度以降(取組予定等)</u>	
今後も、全職員に対して金品の適正な取り扱い、保管・管理について、意識・自覚を高めるよう所属内会議等を通じ注意を喚起し、同様の事例が発生しないよう努めます。	

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 5,187 筆、1,317,361.19m² ある。 (経営企画分野) (各建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未登記対策については、平成 14 年度から年度毎に処理目標を定めるなどして取組を強化してきましたが、引き続き本年度も処理目標 (55 筆) を定め、案件毎に登記処理可能性等を分析した結果による「平成 17 年度以降の処理方針」に則って、未登記処理を促進しました。 ・ 意見交換を行う担当者会議の開催などを通じて、未登記案件の処理態勢の充実を図りました。 ・ 目標の確実な達成のため、登記の処理計画の進捗状況を詳しく把握し、処理計画の着実な推進を図りました。 ・ 効率よく着実に未登記処理を行うため、未登記処理の推進体制の再構築について検討を行い、平成 23 年度から、公共用地室において、経験年数の少ない担当者への助言指導を行う体制を強化することにより、処理態勢の充実を図ることとしました。 ・ 未登記処理については、次のことから、処理困難な案件が多く残っています。 <ul style="list-style-type: none"> a 分筆登記のために地権者や隣接地権者による境界確認が必要で (場合によっては広域的な土地の測量が必要)、多数の関係者の説明等に日時を要すること b 相続や担保権の登記抹消等の問題が重なったりすること 等 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度における未登記処理の目標を 55 筆として土地の調査・測量・登記手続を鋭意進めた結果、最終的に 71 筆の処理を行うことができました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き「平成 17 年度以降の処理方針」に則って平成 23 年度の処理目標を定めるなどして、専門団体等と協議しながら、未登記処理に取り組みます。 ・ 地域機関の担当者に対しては、不動産登記業務に関する研修会の開催や担当者会議での意見交換などのほか、公共用地室において、地域機関の担当者の経験不足を補い未登記処理に適切な助言指導を行う体制を強化することにより処理態勢の充実に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 予算令達額以上の支出負担行為や支出命令を行っていた。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 郵券証紙類出納簿（郵便切手等）の決裁、押印もれが散見された。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 修繕料等の支払先の誤りにより歳出戻入を行っていた。(伊勢建設事務所)</p> <p>(4) 工事請負費の口座名義人誤りにより歳出戻入を行っていた。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(5) 研修参加負担金を資金前渡で支出しているが、出金されずに通帳内に約1か月間残っているものがあつた。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(6) 郵券証紙出納簿の決裁が、毎日行われていなかった。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>(7) 納品書、請求書の日付が記入されていないために、受付印を押印することにより処理しているものが散見された。(中勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘された事項については、工事費の枠付けの連絡があつた時点で、予算の担保ができていますと考え、財務電算上に令達が反映されていない状況で支出処理を行っていたことが原因でした。このため、枠付けの情報を所内で共有し、令達確認をしてから支払うように努めています。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 郵券証紙類を払い出す際の毎回の出納簿の決裁を徹底しました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 担当職員の注意喚起を促すとともに、課内でのチェック体制を強化しました。(伊勢建設事務所)</p> <p>(4) 口座番号誤りなどで支払い不能となつた場合には、相手方に対し、振込口座の通帳を現物確認するとともに、口座情報の内容確認を慎重に行つた上で、正確な口座情報を連絡するように依頼しました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(5) 資金前渡で支出命令した際には、予定表等に支払日を記録して出金もれがないようにしました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(6) 郵券証紙出納簿を払い出す際の毎回の決裁を徹底しました。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>(7) 関係事業者に対して、納品書等の日付の記入を徹底するよう指示しました。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 枠付け時点で予算確保ができていたという誤つた認識を改めた結果、同様の事例は発生していません。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 取組内容を実施した結果、決裁、押印もれは発生していません。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 取組内容を実施した結果、同様の事例は発生していません。(伊勢建設事務所)</p> <p>(4) 取組内容を実施した結果、同様の事例は発生していません。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(5) 取組内容を実施した結果、同様の事例は発生していません。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(6) 取組内容を実施した結果、決裁もれは発生していません。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>(7) 物品購入事務適正化の主旨が関係事業者に周知された結果、同様の事例は発生していません。(中勢流域下水道事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 22 年度に実施した取組内容を継続し、適切な事務処理を行い、再発防止に努めていきます。</p>

監査の結果

2 財産等に関する意見

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一般職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(道路政策分野)

(四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所、北勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

(1) 研修会の実施

安全運転講習会等を実施し、職員に対して安全運転、交通事故への注意喚起を行いました。

(2) 過去の事故発生傾向の分析及び注意喚起

平成 17 年度以降の県土整備部における交通事故発生傾向を、月別、曜日別、時間帯別、事故形態別などで分析し、特に注意すべきポイントを示したうえで、本庁室長会議や地域機関総務室長会議等で注意喚起を行い、所属への周知を徹底し、交通事故の発生防止に努めました。

(3) 無事故・無違反チャレンジ 123 への参加

運転免許を取得している 5 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する無事故・無違反チャレンジ 123 への積極的な参加を呼びかけました。また、公用車を運転する前には、職員同士が安全運転を心がけるよう、互いの声掛けに取り組みました。

(4) メールマガジン「交通安全通信」の発信

定期的に情報を発信することで、交通事故の防止・安全運転を推進しました。

2 取組の成果

本庁及び地域機関職員対象に安全運転講習会等を実施するとともに、常に交通安全に対する意識高揚を図るため、メールマガジン「交通安全通信」(3 回)の配信や「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加(90 チーム・450 名参加)に努めましたが、小規模な自損事故の増を主な原因に平成 21 年度より事故件数が増加しました。引き続き、安全運転、交通事故防止への取組、注意喚起を行っていきます。

	21 年度	22 年度
自損事故	13 件 (59%)	20 件 (63%)
物損事故	7 件 (32%)	8 件 (25%)
人身事故	2 件 (9%)	4 件 (12%)
計	22 件	32 件

平成 23 年度以降(取組予定等)

平成 22 年度に引き続き、安全運転講習や注意喚起、無事故・無違反チャレンジ 123 への参加などを通じて、安全運転意識の高揚、事故発生防止に着実に取り組んでいきます。

部局名 県土整備部

監査の結果
1 財務等に関する意見 (7) 特別会計の処理状況 流域下水道事業特別会計 (1) 国補北勢流域下水道（北部）事業、国補北勢流域下水道（南部）事業、国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）事業等において、工事の遅延等により繰越事業が 36 億 6,760 万円発生している ので、円滑な事業の推進を図られたい。 <p style="text-align: right;">（流域整備分野）</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 ・ 本庁、事務所合同で「工事進捗管理会議」を定期的に 6 回開催し、工事の発注予定や進捗状況について情報共有を図りながら、工事進捗と工事内容を精査し、予算の執行管理を徹底しました。 ※ やむを得ず繰越した予算には、債務負担工事の初年度又は中間年度の予算を翌年度に繰越した ものもあり、工事の完成時期自体には影響を及ぼさない部分もあります。 2 取組の成果 ・ 会議での意見交換を通して、繰越の原因となる発注の遅れや工事遅延の理由を洗い出し、本庁 と事務所対策を検討することができました。その結果、工事発注計画を見直すなどの取り組み を行い、事業の進捗を図ることができました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き、同様の取組を行い、予算の適切な執行を図っています。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8)その他</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 総合評価方式一般競争入札の対象である工事案件について、価格競争による一般競争入札を実施しているが、実施する理由が記載されていない事例があった。(松阪建設事務所)</p> <p>(2) 総合評価方式一般競争入札の対象である工事案件について、価格競争による一般競争入札を実施しているが、実施する理由が記載されていない事例があった。(志摩建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 価格競争による一般競争入札の実施理由については、口頭で競争入札審査会に承認を得ていたが、簡易総合評価方式の対象工事指定の内申書の様式を理由書として用い、文書で競争入札審査会に内申し、一般競争入札を実施した経緯が分かる資料として保存するようにしました。(松阪建設事務所)</p> <p>(2) 総合評価方式一般競争入札の対象である工事について、価格競争による一般競争入札を実施する場合には、理由書を添付し、一般競争入札を実施した経緯が分かる資料として保存するようにしました。(志摩建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 事務所内で取組の周知徹底を図り、適切な事務処理に努めました。 なお、平成 22 年度には総合評価方式一般競争入札の対象案件を、価格競争による一般競争入札で実施した案件はありませんでした。(松阪建設事務所)</p> <p>(2) 事務所内で取組の周知徹底を図り、適切な事務処理に努めました。 なお、平成 22 年度には総合評価方式一般競争入札の対象案件を、価格競争による一般競争入札で実施した案件はありませんでした。(志摩建設事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 22 年度の取組を引き続き推進し、適切な事務の執行に努め、同様の事例の発生防止に努めます。</p>

部局名 出納局

監査の結果
[共通意見] (収入未済) 各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。 <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 収入未済となっている損害賠償請求（1件）について、相手方に納付の意志がないため、損害賠償金の支払いを求めて訴えを提起しました。 2 取組の成果 現在も係争中であり、総務部法務・文書室や訴訟事務を委任した弁護士に相談・協議して、相手方の主張への反論など適切に対処しています。
平成 23 年度以降（取組予定等） 裁判で県の訴えが認められるよう、今後も適切に対処していきます。

部局名 出納局

監査の結果
[共通意見] (収入未済) 各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。 <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 収入未済の収納促進については、歳入によって事情が異なるため、個別の要綱で規定し、対応しているところです。 しかし、財政の健全化や債権確保の公平性の点においても収入未済の収納促進は重要な項目であることから、未収金の適切な回収及び督促の根拠規定について、各所属への情報提供ツールである「出納かわら版」平成 22 年 8 月号において周知しました。 2 取組の成果 全所属と出納員等に対してメール配信したことにより、収入未済の収納促進についての意識が高まったと考えています。
平成 23 年度以降（取組予定等） 適切な債権管理について、今後は出納員研修や昇任時会計研修等の場を利用して周知していきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (会計支援体制の充実)</p> <p>(1) 会計事務の適正化については、地域駐在の設置、事前・事後検査及び物品検査の実施、相談機能の強化、職員研修の充実など取り組まれているところであり、その結果、平成21年度の会計相談件数及び出納局検査における指導件数は減少傾向となっている。 しかしながら、会計知識の不足に起因する軽微なミスや、所属のチェック体制の不備による誤った事務処理などが依然として発生している。 このような状況を踏まえ、会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じたOJT(職場内研修)研修等の支援体制を一層充実されたい。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局では、地方自治法及び三重県会計規則等に基づく会計事務について、不明な点や疑問点について相談業務を行うとともに、適正な会計事務の執行という観点から収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務について、検査を行っています。</p> <p>(2) 本庁では、部局毎の担当者を設け、地域では、平成 21 年度から機動力を強化するために地域駐在を 4 地域 (5 庁舎) に集約・拠点化し、本庁・総合庁舎は年 2 回抽出検査を、また、単独所属は原則毎月 1 回悉皆検査とすることで所属の実態など必要に応じ弾力的に回数を調整し、各所属を訪問して検査・相談を行っています。さらに、各所属の要請に応じOJT研修を行うなど、身近なところで、きめ細やかな支援を行っています。</p> <p>(3) 平成 21 年 2 月に会計検査院が実施した国庫補助事業事務費の検査における指摘に対応し、不適切な会計事務処理の未然防止と法令遵守・公金意識の高揚を図るため、平成 21 年 11 月から、賃金、旅費、需用費の補助目的確認等検査、および無通告の検査を含む物品の現物確認・納品状況等に関する検査を実施しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度は引き続き日常的に所属を訪問することにより、より身近なところで支援を行う体制としたことから、平成 22 年度の相談件数は 9,618 件となり、平成 21 年度 8,173 件と比較し大幅に増加しました。一方、平成 22 年度の指導件数は 173 件で、平成 21 年度 160 件と比較し 13 件増加しており、引き続き事前検査や相談等により不適切な会計事務処理の未然防止に努める必要があります。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、出納局検査のあり方を見直すとともに、所属の会計事務処理体制に応じた支援を充実します。</p> <p>(1) 事前検査終了後、所属において執行向のあとの見積徴収から契約締結までの事務が適正に行われるよう、注意すべき事項をまとめたチェック表や契約書のひな形を整理するとともに、支出までの一連の手続きを継続した検査で確認します。</p> <p>(2) 事後検査については、年 2 回の抽出検査 (原則 2~3 日/回) を基本としますが、毎月職場を訪問し、OJT研修や検査後のフォローアップを充実します。また、地域駐在等に財務システム、電子調達システムの模擬環境パソコンを整備して研修等を実施します。</p> <p>(3) 様々な研修の機会に、会計事務担当職員等の法令遵守・公金意識を醸成することにより自主・自立を促します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 物品の金品亡失(損傷)について、平成21年度は前年度に比べて2件減少しているものの、181件の発生と依然として多い状況である。 引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任について指導されたい。 (出納分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局が実施する物品検査時(毎月及び年1回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における防止・啓発策の聴き取りを行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の態様等の聴き取りを行い、適正な管理がされているかの確認と注意喚起を行いました。</p> <p>(2) 出納局が主催する各種研修や月1回発行する「出納かわら版」において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、また態様によっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の醸成に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出納局主催研修 新任出納員研修(4月6、8日)、新任会計職員研修(4月9～15日、5月17、19日、6月7～11日)、警察学校研修(6月18日)等 ・ 出納かわら版の発行(6月号) <p>(3) 金品亡失(損傷)の状況を把握するため、2ヶ月毎に各部局から提出される報告書を取りまとめ、各部局にその状況をフィードバックするとともに、亡失(損傷)件数が増えている部局に対してはその原因や部局による防止策等の聴き取りを行い、防止策の周知徹底を図るよう注意喚起を行いました。</p> <p>(4) 各所属に対して金品を亡失(損傷)した際には、その態様により厳正な対応を行う場合があることを総務部と連名で依命通知し、物品の適正な管理を促しました。</p> <p>(5) 新たな防止策として、金品の適正管理の徹底をはかるため、県の損害額30万円以上の案件について金品亡失を発生させた所属長に文書指導を実施することとし、平成22年10月29日付けで各所属長あて通知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>総務部との連名による依命通知や新たな防止策に関する通知、出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行った結果、平成22年4月～平成23年1月の金品亡失に関する報告件数は、対前年同時期比でやや減少しました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう引き続き意識啓発等を行います。</p> <p>また、各部局がより一層主体的に金品亡失(損傷)の防止策を講じ、職員一人ひとりの適正な金品管理意識を醸成するよう働きかけます。</p>

部局名 出納局

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>雑入（弁償金）の収入未済額が平成21年度に新たに発生し、21,871,353円あるので、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（出納分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 （発生原因）</p> <p>平成 21 年 8 月 4 日、三重県が単価契約をしていた法人の代表取締役が、平成 21 年 1 月 28 日頃から同年 6 月 26 日頃までの間、「NEC」の類似商標を外装箱に表示したトナー・カートリッジを三重県に販売し、日本電気株式会社の商標権を侵害したとして、商標法違反の疑いで三重県警察に逮捕されました。</p> <p>同年 8 月 20 日に、津簡易裁判所の略式命令が出され、その後、相手方の罰金刑が確定しました。罰金刑確定に伴い、模造品納入によって県が被った損害について、平成 22 年 3 月 31 日付けで損害賠償請求書を相手方へ送付しました。しかし、納付期日を過ぎても賠償請求額が納付されないため、未収金となりました。（損害賠償請求金額 21,871,353 円）</p> <p>（訴えの提起）</p> <p>相手方に損害賠償金の支払いを求め、平成 22 年 9 月 13 日に津地方裁判所へ訴えを提起しました。</p> <p>（発生防止策）</p> <p>物品等の納品検査時には適正に履行確認を行うよう、研修会等で注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県の訴えに対し、相手方は「全部否認あるいは争う」と主張し、現在（平成 23 年 3 月末）までに 4 回の口頭弁論が行われました。その際、総務部法務・文書室や訴訟事務を委任した弁護士に相談・協議して、相手方の主張への反論など適切に対処しています。</p> <p>なお、こうした断固とした姿勢を示すことによって、不法行為発生の抑止力につながっていると考えています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>裁判で県の訴えが認められるよう、今後も適切に対処していきます。</p> <p>また、今回の事例について出納員研修や昇任時会計研修等の場で周知し、注意喚起していきます。</p>

部局名 出納局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失 (1)～(2) パソコンの損傷 (キーボード交換 修理代 0円) <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 職員の不注意によるパソコンの損傷事案が発生したため、出納局全職員に対して机の上に飲み物を置かない等の注意喚起を行い、公有財産に対する管理意識の高揚を図りました。 2 取組の成果 職員の公有財産に対する管理意識が高まりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 今後も、全職員に対し注意喚起を行い、適正な財産管理に努めます。

部局名 出納局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) その他 三重県会計規則においては督促の規定がなく、地方自治法第231条の3第1項及び地方自治法施行令第171条の規定に基づき、個別の要綱で規定し対応している状況である。 しかしながら、収入の項目によっては、要綱を定めていない場合もあり、適正な事務処理を促進するためにも、督促等の債権管理についての全庁的な取扱について各担当部局に周知されたい。 (出納分野)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 督促に関する規定は地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び地方自治法施行令第 171 条に定められていること、また、収入未済への対応については債権によって事情が異なることから、督促等の債権管理については個別の要綱で規定することとし、会計規則では規定を設けていません。 しかし、こうした督促すべき根拠規定が十分認知されていないことも考えられることから、未収金の適正な回収及び督促の根拠規定について、各所属への情報提供ツールである「出納かわら版」平成 22 年 8 月号において周知しました。 2 取組の成果 全所属と出納員等に対してメール配信したことにより、十分な周知効果が得られたと考えています。
平成 23 年度以降（取組予定等） 適切な債権管理について、今後は出納員研修や昇任時会計研修等の場を利用して周知していきます。

部局名 企業庁

監査の結果
[共通意見] (収入未済) 各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 企業庁における収入未済は、1 事業者、636,300 円です。 当該事業者へは督促、給水停止、最終催告等の措置をとりましたが、納付されないため簡易裁判所に支払督促申立を行いました。 2 取組の成果 当該事業者からは、支払督促に対する異議申立が提出されたため、裁判で判決を求めることとしています。
平成 23 年度以降（取組予定等） 裁判の結果を待って債権回収手続きを進めます。

部局名 企業庁

監査の結果
[共通意見] (収入未済) 各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 企業庁における収入未済は、1 事業者、636,300 円です。 企業庁では過去に債権回収の経験がないため、他部局における債権回収のノウハウ等の情報提供を受け対応を進めました。 2 取組の成果 現在も債権回収に至らず、裁判で判決を求めることとしています。
平成 23 年度以降（取組予定等） 裁判の結果を待って債権回収手続きを進めますが、必要な場合は他部局にノウハウの提供を依頼します。 また、情報提供依頼があった場合は情報を提供し共有を図ります。

部局名 企業庁

監査の結果
[共通意見] (公共工事等) 入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するため、当初設計時の現場精査などを十分行い、引き続き、当初設計の精度向上に取り組まれない。
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 職員に対して当初設計の際には現場調査、設計期間、調整期間を十分確保したうえで設計を行うとともに、設計内容についてもこれまで以上にチェック体制を強化するよう周知徹底を図りました。 また、本庁決裁工事案件については、企業庁以外の職員も含む企業庁建設工事検討委員会を開催し、当該工事内容や契約方法等について検討することにより適正な執行を図っています。 2 取組の成果 当初設計の精度に関する職員の意識が高まりました。 また、本庁決裁工事案件については、企業庁建設工事検討委員会の中で企業庁以外の職員からのアドバイスを受けることにより、設計等の精度向上につながりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き、入札・契約に関する事務処理全般において、適正に行うよう努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業の民間譲渡)</p> <p>(1) 水力発電事業の民間譲渡については、鋭意取り組まれてきたところであるが、新たに中部電力株式会社の運転監視システムの整備が必要となったことなどから、譲渡の時期が平成25年度または26年度に延期されることとなった。 譲渡時期が再び延期されることのないよう、中部電力株式会社及び関係機関との協議を着実に進めるとともに、協議の進捗状況について、県民に対し十分な情報提供を行われたい。 (経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 中部電力(株)との総合調整部会、設備部会、用地部会において、譲渡価格、地域貢献、設備・用地などの課題ごとの協議を進めました。また、県庁関係部局による譲渡価格検討部会、流量回復運用ルール策定作業部会を開催し、検討を進めました。</p> <p>(2) 水力民間譲渡に伴う地元関係団体などとの協議を進めました。</p> <p>(3) 水力民間譲渡にかかる地元説明会(大台町3地区)を6月下旬から順次開催し、地域貢献課題の方向性などを説明しました。 また、協議の進行状況について、関係市町、関係団体に説明するとともに、企業庁ホームページに掲載しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 地域貢献の取組課題14項目のうち、かんがい補給の取組など11項目については、継承する方向で中部電力(株)に理解を得ました。 また、残りの3項目のうち、三浦湾への緊急発電放流については、大台町などへの説明の結果、譲渡条件としないこととして整理しました。さらに、森林環境保全事業や奥伊勢湖環境保全対策については、県が譲渡価格の中から事業費を負担することにより両事業を継続することとして整理しました。</p> <p>(2) 老朽化設備の前倒し補修などの設備改修や境界確認、用地測量等を進めました。</p> <p>(3) 譲渡価格については、公平性、透明性を担保できる適切な価格となるよう様々な要素を踏まえて検討を行い、中部電力(株)とは固定資産帳簿価格から国庫補助金相当分を差し引いた105億円を譲渡価格とすることで協議を進めることとしました。</p> <p>(4) 譲渡時期を平成25年度又は平成26年度として、運転監視システム整備の施工手順などを協議する中で、整備に伴う発電ロスを最小限に抑える必要から、施工準備の整った発電所から段階的に譲渡することとし、平成24年度末から3年間かけて平成26年度末に完了させることで整理しました。</p> <p>(5) これまでの協議を踏まえ、譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期などの譲渡譲受に関する方向性を確認するため、平成23年3月31日に中部電力(株)と確認書を取り交わしました。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 譲渡譲受に向けて、課題解決の見通しを付けたうえで、仮契約となる基本合意を6月頃に締結できるよう、関係部局と連携して中部電力(株)や関係機関との協議を進めるとともに、引き続き必要な課題解決に取り組めます。</p> <p>(2) 引き続き、協議の進捗状況について、関係市町、関係団体等に対して適宜説明を行うとともに、企業庁のホームページに掲載します。</p>

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の運営体制)</p> <p>(2) RDF焼却・発電事業は、地方公営企業法上の法定事業である水力発電事業の附帯事業として運営されているが、水力発電事業が中部電力株式会社に譲渡された後は、企業庁が附帯事業として運営していくことができなくなる。 このため、関係部局と協議を進め、水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の運営体制について明確にされたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業については、前年度までに関係部が協議した結果、平成 28 年度までは企業庁が引き続き地方公営企業法の任意適用事業として運営する方向性が示されましたが、企業庁が運営していくための様々な課題について検討を進めました。</p> <p>2 取組の成果 引続き企業庁で運営する際に生ずる課題の洗い出しを次のとおり行いました。 (課題の洗い出し結果)</p> <p>① 一般会計から公営企業への支出について、法令上（公営企業法等）の整理 ② 環境森林部と企業庁がRDF焼却・発電事業を一体となって進めるための運営体制の整理 ③ 電気事業会計の清算手法及び新会計の開始手法の整理</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>水力発電事業の譲渡後の運営主体について、企業庁が地方公営企業法の任意適用事業として運営していくための課題の解決を目指して、関係部と協議を進めます。</p>

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方) (3) RDF焼却・発電事業の平成29年度以降の事業のあり方について、目途とする22年度末までに関係市町等との合意が得られるよう、早急に課題の解決に取り組まれない。 (経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方については、県と市町で構成するRDF運営協議会理事会を2回、あり方検討作業部会を8回開催し、事業主体や費用負担など、13項目の課題について協議しました。</p> <p>2 取組の成果 平成29年度以降の事業のあり方については、最終的に13の課題が全て整理されることが必要ですが、 (1) 4月に開催した理事会で、平成29年度以降、県内5製造団体(13市町)での新たな枠組みにおいて事業を継続することとなりました。 (2) 8月に開催した理事会で、平成29年度以降の継続期間は、4年間(平成32年度末)とすることを前提に、残された費用負担などの課題を整理することになりました。 (3) 費用負担については、当初は、「平成29年度以降、県が事業主体となる場合には、RDF処理に必要な経費は市町に負担いただきたい」という県の考え方に対して、市町は、「県が事業主体となったうえで、新たな費用負担を市町に求めないこと」を要望したことから、双方の意見に隔たりがありました。 こうした状況を踏まえ、3月1日の第15回あり方検討作業部会において、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額(継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費)を県と市町とで半分ずつ負担することなどを内容とする新たな提案をし、合意に向けて協議を進めています。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>平成29年度以降事業のあり方について、4月にRDF運営協議会理事会・総会を開催し、県・市町間で合意できるよう、協議を進めます。</p>

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (RDF処理委託料の段階的改定と経営改善)</p> <p>(4) RDF処理委託料については、平成21年度から毎年度段階的に引き上げる激変緩和措置を講じながら、28年度に収支が均衡するようとしたところである。 20年度以後3年度毎に収支計画の見直しが行われるが、市町の財政状況も厳しいことから、収支不足額が増加しないよう、引き続き経営改善に努められたい。 (経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 経営改善については、収入面で、可能な範囲で売電料金の高い時間帯である昼間時間に多くの売電を行うなど、日々の運用の中で効率的な発電運用に努め、できる限り多くの売電収入の確保に努めました。また、支出面では、RDFの受入体制の見直しによる経費の削減をするとともに、事務所の管理費や事務費の節減などに努めました。 また、平成20年11月6日のRDF運営協議会総会決議では、平成20年度から28年度までの収支計画は3年ごとに見直すこととなっているため、総務運営部会を5回開催し、収支計画の見直しや23年度からの処理委託料改定について協議しました。</p> <p>2 取組の成果 収支計画については、企業庁では、引き続き事務所経費など支出の削減に努めるものの、今後の市町からのRDF搬入見込量が現計画の90%程度にとどまるため、売電収入は減少し、現収支計画を見直さざるを得なくなりました。このため、総務運営部会での協議を重ね、3月1日に次のとおり整理しました。</p> <p>(1) 新収支計画の平成20年度から28年度までの収支の不足見込額は、現収支計画の19億円から4.1億円悪化し、23.1億円とする。</p> <p>(2) 平成23年度から28年度までの処理委託料について、23年度から毎年923円/tずつ加算し、収支計画の最終年度となる28年度の収支均衡単価を10,908円/tとする。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>収支計画の見直しや平成23年度からの処理委託料改定について、4月にRDF運営協議会理事会及び総会を開催し、承認を得るよう進めます。 また、引き続き、収入面ではできる限り多くの売電収入を得るため、効率的な発電に努め、費用面では安全の確保を大前提として経費の節減に努めることにより、収支の改善を目指します。</p>

部局名 企業庁

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (工業用水道事業の需要拡大)</p> <p>(5) 北伊勢工業用水道事業については、平成 21 年度に契約水量が 3,730m³/日増加したものの、22 年 3 月 31 日現在において、112,340m³/日の未契約水量が存在する。 中伊勢工業用水道事業については、21 年度に契約水量が 3,200m³/日減少し、22 年 3 月 31 日現在において、15,510m³/日の未契約水量が存在する。 厳しい経済状況の下ではあるが、企業誘致部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(事業分野)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 工業用水道事業の需要拡大の取組としては、3 年ごとに既存の企業に対しアンケート調査を実施し、工業用水の給水の検討を希望する企業に対し、給水に必要な工事費や料金の説明等を行う営業活動に努めています。 本年度はアンケート調査の実施年であり、101 社に対しアンケート調査を実施し、その内、工業用水の給水の検討を希望する 4 社に対して工事費等の説明を行いました。 また、企業立地部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し、給水条件を明確にするとともに、迅速かつ的確に対応し需要拡大に取り組んでいます。</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年度は北伊勢工業用水道事業で 6 社、中伊勢工業用水道事業で 1 社、合計 7 社 (16,060 m³/日) の新規給水 (増量を含む) を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>今後も企業立地部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し、給水条件を明確にするとともに、迅速かつ的確に対応し、需要拡大に取り組んでいきます。 今後も厳しい状況は続くと思われませんが、引き続き、工業用水道事業の需要拡大に積極的に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (施設改良の推進)</p> <p>(6) 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されている。 このような状況の中、県民のライフラインの確保、ユーザー企業への給水障害防止のため、水道事業、工業用水道事業の水管橋、主要施設等の耐震化を引き続き進められたい。 また、平成17年度から21年度までの5年間に、水道事業で15件、工業用水道事業で22件の漏水が発生し、水道事業で2件、工業用水道事業で1件の給水障害が生じているので、引き続き施設設備の老朽劣化対策を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 企業庁では、水の「安全・安定」供給を実現するため、水管橋や主要施設の耐震補強工事などの耐震化対策と管路や設備機器の更新工事などの老朽劣化対策を計画的・重点的に実施しています。 平成22年度は、工法の見直しなどを行ったことにより、工業用水道事業において一部耐震化に遅れが生じたものの、着実に対策を進めました。</p> <p>2 取組の成果 耐震化対策及び老朽劣化対策について、下記の工事を実施しました。</p> <p>① 耐震化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山村水管橋（四期）耐震補強工事の完成（水道事業）（工業用水道事業） ・ 嘉例川水管橋（二期・前期）耐震補強工事の完成（工業用水道事業） ・ 内部川水管橋（四期）耐震補強工事の実施（水道事業）（工業用水道事業） 他 <p>② 老朽劣化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多気浄水場薬品注入設備機器取替工事の完成（水道事業） ・ 長太加圧ポンプ所電気設備取替工事（四期）の完成（工業用水道事業） ・ 配水管布設替工事（四日市市内）の実施（工業用水道事業） 他
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>水の「安全・安定」供給を実現するためには、施設を計画的に整備し、適切に維持管理していくことは不可欠であり、今後も、耐震化対策や老朽劣化対策を計画的・重点的に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (長期債務の繰上償還)</p> <p>(7) 企業庁では、水道事業及び工業用水道事業において、従来から高金利企業債の借換や繰上償還、並びに水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施し、平成21年度までに約180億6,100万円の支払利息を軽減している。</p> <p>19年度から21年度までの3年間の特例措置として実施された公的資金補償金免除繰上償還制度が、22年度から3年間延長されることから、引き続き制度を積極的に活用し、支払利息の軽減に努められたい。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金の繰上償還についても、引き続き水資源機構に対し積極的に要望されたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>企業債については、公的資金補償金免除繰上償還制度が平成22年度から3年間延長されることに伴い、国に対して繰上償還の申請を行った結果、12月にその承認を得ることができました。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金については、工業用水道事業において、平成22年9月に12億4,700万円の繰上償還を実施するとともに、水資源機構に対して平成23年度以降の繰上償還について、要望を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>企業債については、延長された公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき、平成22年度から24年度までの3年間で15億7,500万円(水道事業4億2,200万円、工業用水道事業11億5,300万円)の繰上償還を行う予定であり、平成22年度は11億2,800万円(水道事業1億4,800万円、工業用水道事業9億8,000万円)の繰上償還を実施しました。</p> <p>また、この繰上償還に伴い、約3億6,000万円(水道事業1億2,200万円、工業用水道事業2億3,800万円)の支払利息が軽減される見込です。</p> <p>水資源機構割賦負担金については、工業用水道事業において、平成22年9月に12億4,700万円の繰上償還を実施したことにより、今後、約2億1,600万円の支払利息が軽減される見込です。</p> <p>なお、水資源機構に対して繰上償還の要望を行った結果、平成23年度は、12億2,500万円の繰上償還額の内示がありました。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>企業債については、延長された公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき、平成23年度は2億4,300万円(水道事業7,000万円、工業用水道事業1億7,300万円)、24年度は、2億400万円(水道事業2億400万円)の繰上償還を行う予定です。</p> <p>なお、工業用水道事業の年利率5%以上6%未満の企業債については、資本費要件等から公的資金補償金免除繰上償還制度の対象外となっています。このため、資本費要件等の緩和を関係省庁に対し要望していきます。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金について、平成23年度は12億2,500万円の繰上償還を行う予定ですが、23年度で水資源機構割賦負担金の繰上償還が終了する予定であることから、引き続き、繰上償還を行うことができるよう、水資源機構に対して要望を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (技術管理業務の包括的な民間委託と技術継承、指導監督者の育成)</p> <p>(8) 工業用水道事業では、平成 21 年度から全ての浄水場において技術管理業務の包括的な民間委託が開始され、水道事業においても、24 年度から技術管理業務の包括的な民間委託を開始することが計画されている。</p> <p>水道事業の包括的な民間委託にあたっては、工業用水道事業での実績をあらゆる観点から十分に検証し、委託による効果を県民に対し十分説明するとともに、用水供給事業を行う事業者としての責任を全うできるよう万全を期されたい。</p> <p>また、民間委託の拡大に伴い、受託業者に対する指導監督能力が一層求められることから、業務にかかる知識やノウハウの継承、職員の資質向上に重点的に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>委託の検証については、水道用水供給事業の浄水場等への技術管理業務の包括的な民間委託の導入について、平成 24 年度からの段階的な導入を目標に、業務効率の向上や安全性の確保等の観点から、工業用水道事業の技術管理業務の包括的な民間委託の実施状況等の検証を行い、課題への対応等を整理してきました。</p> <p>また、他県の状況について、県営の水道及び工業用水道事業における包括的な民間委託の実情について調査を行いました。</p> <p>技術継承や監督員の育成については、水道設備点検基礎技術研修等の現場機器の取扱い研修を行うことなどにより、現場業務に即した指導監督能力の維持・向上を図るとともに、受託事業者に対する分かりやすい指導が行えるよう、作業マニュアルの改善などに取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>検証の結果、包括的な民間委託開始以降、給水支障につながるような大きなトラブルは発生しておらず、安全性は引き続き確保されています。</p> <p>しかしながら、浄水処理に直接関連のない環境整備業務などを含めて一括委託発注していることから、効率性向上、受託事業者の創造性発揮につながっていないなどの課題が抽出されました。</p> <p>また、他県の状況を調査した結果、包括的な民間委託については、導入事例が少なく入札状況も多くが 1 者応札となっていること、運転監視業務については、導入実績も多く競争性が発揮されていることが確認できました。</p> <p>以上のような結果を踏まえ、安全性確保の観点から、関係機関等との調整が必要な業務については、引き続き企業庁職員により実施していきます。委託範囲に含める技術管理業務については環境整備業務などを対象外とし、設備の保守点検などの「浄水処理に直結する運転監視業務を中心とする一体的な業務」とします。また、各水道事務所の運営・管理形態が異なることから、水道事務所の運営・管理形態に応じた導入や拡大を段階的に進めていきます。</p> <p>ベテラン職員を講師として実践を交えた研修を開催し、技術継承につながりました。また、職員自らが講師となって研修を進める事により、プレゼンテーションスキルも向上しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>次期委託の発注に向けて、「安全・安定」供給を検証し、抽出された課題を解決しながら段階的に包括的な民間委託を進めることで、民間企業の成熟度の向上を促し、将来の事業継続性を高めていきます。</p> <p>なお、水道事業への包括的な民間委託の導入にあたっては、関係ユーザー等に対して導入の方法、時期、効果等について説明を行っていく予定です。</p> <p>包括的な民間委託の拡大とともに、職員が現場経験を積む機会が減少していきますが、引き続き OJT の充実や研修の実施により監督員の育成に取り組むことで、指導監督に必要な能力の維持、向上を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (次期中期経営計画の策定)</p> <p>(9) 現在検討を進めている次期中期経営計画(平成23年度～26年度)は、水力発電事業の民間譲渡、RDF焼却・発電事業の運営体制等、今後の企業庁のあり方を示す重要な計画である。 計画の策定にあたっては、これまでの課題、問題点を十分に検証するとともに、県民に水と電気を「安全・安定」供給するため、危機管理への対応、技術力の向上策等についても十分留意されたい。 (経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 次期中期経営計画の策定(重点的な取組等)</p> <p>① 現行の中期経営計画(平成19年度～22年度)の検証 成果指標や財務指標をもとに取組状況の検証を行った結果、経営改善については、市水道事業への一元化などが実現できました。一方、計画的な施設改良の推進については、耐震化に一部遅れが生じました。残った課題としては、水力発電事業の民間譲渡に伴う設備改修や未登記土地の問題、譲渡後におけるRDF焼却・発電事業のあり方などがあります。</p> <p>② 次期の中期経営計画(平成23年度～26年度)の作成 現行の中期経営計画の検証を踏まえたうえで、4年間の具体的な取組について検討しました。また、成果指標について、現行の計画をもとに取組目標がより明確化する項目等を検討しました。</p> <p>(2) 危機管理の取組 危機管理マニュアルや企業庁独自の参集体制に基づく研修・訓練を実施し、職員の危機管理意識や能力の向上を図りました。</p> <p>(3) 技術力向上の取組 実務に即した現場機器の取扱い研修を行うなど現場の指示監督に適した能力の維持・向上に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 次期中期経営計画の策定(重点的な取組等) 引き続き、「企業庁のあり方に関する基本的方向」に沿った経営改善の取組や、計画的な施設改良の推進などを重点的・計画的に進めることができるよう計画に反映しました。また、成果指標について、施設改良の進捗がよりの確に行えるよう、「設備の更新率」などの項目を追加しました。</p> <p>(2) 危機管理の取組 水と電気の「安全・安定」供給が図られるよう、非常時における訓練や危機管理意識の向上に努めた結果、給水障害など大きなトラブルは発生しておらず、的確な維持管理が行えました。今後も、災害や危機発生時に迅速な対応がとれるよう、継続した取組を計画に位置付けました。</p> <p>(3) 技術力向上の取組 各職場でOJTを実践できる人材を育成することができました。今後も、職員のニーズを反映した研修を実施し、技術継承がより効果的に行われるよう計画に位置付けました。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 重点的な取組等 水力発電事業の民間譲渡やRDF焼却・発電事業のあり方などの経営改善の取組については、関係部局と連携し、諸課題の解決を図りながら進めます。施設改良の取組については、主要施設の耐震化対策や、耐用年数が経過した電気・計装・機械設備の更新などを着実に実施していきます。</p> <p>(2) 危機管理の取組 定期的に研修・訓練などを実施するとともに、その結果を検証していきます。</p> <p>(3) 技術力向上の取組 引き続き、計画的な研修や実践的なOJTを実施するとともに、業務上必要な資格の取得支援などを行います。</p>

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務 地域機関分 工業用水使用料の収入未済額が 636,300 円(対前年度比 142.9%)あり、前年度と比べて 191,100 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止に一層努められたい。 (北勢水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 当該事業者(1社)は、平成 20 年 10 月から料金未納が続いたため、督促状の送付や訪問により督促を行いました。しかし、料金が納付されなかったことから、平成 21 年 7 月 1 日に給水停止の措置をとりました。この間の収入未済額は、平成 20 年度(9月～3月分)の 445,200 円に 21 年度(4月～6月分)の 191,200 円を加えた 636,300 円となっています。 その後、当該事業者からの分割納付の申出を承認しましたが、1 回目の納付がされなかったため、平成 22 年 12 月 24 日に工業用水道事業室において簡易裁判所に支払督促申立(法的措置)を行いました。 当該事業者からは、支払督促に対する異議申立があり、平成 23 年 3 月 11 日に意見陳述が行われ、4 月 8 日に判決が言い渡されることとなりました。 また、新たな未収金の発生を防止するため、電話や督促状の発行による督促を徹底しています。</p> <p>2 取組の成果 分割納付誓約書に従い納付する約束がなされましたが、その後も未納が続いたため、工業用水道事業室より簡易裁判所へ支払督促申立を行い、法的手続を進めています。 なお、当該事業者以外の収入未済については、納付の督促を徹底していることもあり、発生しておりません。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>裁判の結果を待って、財産等の確認ができれば差し押さえ等料金徴収のための強制手続きを行っていきます。 また、新たな未収金の発生を防止するため、電話や督促状の発行による督促を徹底していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【財務会計システム保守業務】 ・執行伺（見積徴取伺）が起案されていなかった。 ・予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>(2) 【工事実地検査業務】 執行伺い起案文書に「年度開始前の契約の準備行為である」旨が明記されていなかった。 (経営分野（3事業会計共通）)</p> <p>(3) 【清掃業務委託】 日常清掃に従事する者は、水道法及び同法施行規則に基づき6か月ごとに健康診断書を提出しなければならないが、提出されていなかった。</p> <p>(4) 【浄化槽の保守点検に関する業務委託】 業務の内容に保守管理・維持管理を含むことから、支払科目は委託料とするべきところを手数料で支払っていた。 (南勢水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成22年度執行分（平成22年3月24日契約締結）は執行伺、予定価格調書とも作成し、適正に処理しています。再発防止のため会計実地検査、担当者会議で会計事務処理について周知徹底を図りました。</p> <p>(2) 平成22年度執行分（平成22年4月8日契約締結）は「年度開始前の契約の準備行為である」旨記載しています。再発防止のため会計実地検査、担当者会議で会計事務処理について周知徹底を図りました。</p> <p>(3) 水道法、同施行規則及び業務委託契約書を再度確認し、事務処理について周知を図るとともにチェック体制の再確認を行いました。</p> <p>(4) 会計事務処理について周知徹底を図るとともに、再発防止のためのチェック体制の再確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 平成22年度執行分からは適正に処理しています。</p> <p>(3) 水道法及び同法施行規則に基づき適正に処理しています。</p> <p>(4) 上記取組実施後支払科目の誤りはありません。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き適正な事務処理に努めます。</p>

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補事業</p> <p>(1) 【揖斐川水管橋下部工耐震補強工事（二期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地での状況把握が不十分であり、このことに伴う増額変更がされていた。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">（北勢水道事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>国土交通省の平成 14 年度の測量データを使用して 18 年度に工事を発注したことから、調査から発注までの間に発生した洪水等の影響による河川の形状変動に伴い、埋め戻し量の増加による増額変更を行いました。</p> <p>このため、現在は工事発注前の事前調査検討を強化することで契約後の大きな変更が伴わないように努めています。</p> <p>また、企業庁では、設計金額が 2 億円以上の当初契約、変更契約について、「企業庁建設工事検討委員会」を平成 21 年 10 月に設置し、工事のより適正な執行を図るよう改善しています。</p> <p>設計書作成時に添付する必要があった「リサイクル認定製品にかかるチェックリスト」については、平成 15 年 8 月 29 日付けの事務連絡の趣旨を職員に周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 21 年 10 月に「企業庁建設工事検討委員会」を設置しており、適正な工事の執行を行うべく審議しています。なお、今年度は、軽微な変更以外、大きな変更は発生していません。</p> <p>設計書の作成にあたっては、「リサイクル認定製品にかかるチェックリスト」添付を確認しています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 22 年度の取組内容を継続していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単事業</p> <p>(1) 【ゆめが丘浄水場管理本館室内整備工事】 三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理が一部されていなかった。 (事業分野 (水道事業会計))</p> <p>(2) 【伊勢送水ポンプ所ポンプ制御盤改良工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p> <p>(3) 【多気浄水場その他電気設備等点検工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 (南勢水道事務所)</p> <p>(4) 【脱塩洗灰処理施設溶解槽集塵機等修理工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p> <p>(5) 【脱塩洗灰処理施設ポンプ等修理工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 「契約事務の手引」等を周知し、事務部門、工事部門で、事務処理のもれや添付書類のもれがないよう担当者に再確認を行い再発防止に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果 その後の発注工事においては、適正に処理されています。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>今後も、契約事務の執行について周知徹底を図り適正な事務処理に努めます。</p>

部局名 企業庁

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <p>(1) 【国の予算編成提言活動】 復命書が作成されていなかった。 (事業分野(水道事業会計))</p> <p>(2) 【建設技術講習会】 昼食代を公費で立替払いしていた。 (南勢水道事務所)</p> <p>(3) 【二次過熱器工場検査立会】 復命書の記載が不十分であった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p>
講じた措置
<p><u>平成22年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 同一目的で複数の室から複数人で出張したもので、企画した室が復命書を作成していたため、作成を省略しましたが、今後は、出張した場合、所属で必ず復命書を作成するように周知徹底しました。</p> <p>(2) 研修に係る昼食代(主催者指定)を負担金で支出し、本人に支払われる旅費雑費で調整し精算していましたが、個人負担分については本人が直接主催者あて振り込むよう改めるとともに、会計事務、旅費事務について周知を図り、再発防止のためチェック体制の再確認を行いました。</p> <p>(3) 検査立会時間が午前中であったことから前泊による旅費を支出しました。 今後、復命書に立会検査の詳細な時間を記入する等、職員に周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 今回のような複数の室から複数人で出張するなど、特殊な場合でも、必ず復命書を作成するよう周知しました。</p> <p>(2) 旅費規程、会計規程に基づき適正に処理しています。</p> <p>(3) その後の復命書において、詳細な時間の記載を確認しています。</p>
<p><u>平成23年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 引き続き、復命書の作成について、遺漏のないよう注意していきます。</p> <p>(2) 旅費については総務事務システムにより対応することになりましたが、引き続き今後も会計規程等を遵守し適正な事務処理に努めます。</p> <p>(3) 引き続き復命書に時間等の詳細を記入するようにします。</p>

部局名 企業庁

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。(三瀬谷発電管理事務所) (2) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (3) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿に、従事した月日、内容が記載されていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 平成 22 年度は、総務事務システムでその都度決裁処理を行っています。 なお、平成 21 年度については、 (1)(2) 職員が特殊勤務を行う都度、口頭報告や行動計画表に記載するなどし、所長は内容を確認していました。 (3) 特殊勤務実績簿の編綴誤りのため、予備監査時に提出することができませんでしたが、内容については適正に記載してあることを確認しています。 2 取組の成果 総務事務システムにより適正に処理しています。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き総務事務システムにより適正に処理します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) リース機器等庁有外物品の準備品出納簿への記載方法が所属により異なっていた。 (経営分野 (3 事業会計共通))</p> <p>(2) 準備品の出納について、所定の出納簿様式により、記載されていなかった。</p> <p>(3) 平成 20 年度以降購入の準備品 3 件について、準備品表示票が貼付されていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度 1 筆 13.2 m² (北勢水道事務所)</p> <p>(2) 過年度 2 筆 181 m² (志摩水道事務所)</p> <p>(3) 過年度 15 筆 (三瀬谷発電管理事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 保守管理の責任を持つリースや借入れの物品については、準備品台帳に記載するよう統一しました。</p> <p>(2) 平成 16 年度から異なった様式に記載していたため、所定の出納簿様式に改めました。</p> <p>(3) 準備品へ準備品表示票を貼付しました。</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 現在未登記となっている 1 筆について地権者に対し相続問題を解決するよう働きかけ、早期に所有権移転登記ができるよう取り組みました。</p> <p>(2) 現在未登記となっている 2 筆のうち、1 筆について相続関係者と面談及び電話により未登記解消に向け所有権移転登記の承諾を依頼しました。もう 1 筆については、司法書士に依頼し相続関係調査を行っています。</p> <p>(3) 現在未登記となっている 15 筆のうち、戸籍が残っておらず相続人を特定することができない(相続人不存在) 4 筆及び共有名義で相続人が多数存在する(相続人多数) 2 筆を除く 9 筆について、地権者及び相続関係者に対し寄付による所有権移転登記の承諾を依頼しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 全ての事務所でリース物品は準備品台帳へ記載しています。</p> <p>(2)(3) 準備品を適正に管理しています。</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 所有権移転登記の要請を行っていますが、相続問題の解決に目途がたっていない状況です。</p> <p>(2) 所有権移転登記の承諾を依頼した 1 筆について相続関係者から所有権移転の承諾を得ることができ、所有権移転登記が完了しました。</p> <p>(3) 所有権移転登記の承諾を依頼した 9 筆のうち、7 筆について地権者及び相続関係者の承諾が得られ、所有権移転登記が完了しました。</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

- (1) 現在、総務省で地方公営企業の会計制度の見直しが進められており、「リース会計の導入」も検討されていることから、新制度に合わせて三重県企業庁会計規程の当該項目の整理を行います。
- (2)(3) 引き続き適正な事務処理に努めます。

イ 公共用地の未登記

- (1) 引き続き、地権者に対し所有権移転登記の要請を行い、所有権移転登記が早期に完了できるよう取り組んでいきます。
- (2) 相続関係人が多数（一部不明）の 1 筆については、相続人の調査を進めるとともに、司法書士の助言を仰ぎ対応を検討していきます。
- (3) 引き続き、地権者及び相続関係人に対し、寄付による所有権移転登記の承諾を要請し、所有権移転登記を目指します。
また、相続人不存在の 4 筆については、弁護士等の指導を仰ぎ対応策を検討していきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 支払区分誤りにより印刷製本費の会計更正を行っていた。 (経営分野 (3 事業会計共通))</p> <p>(2) 支出科目の報告誤りにより人件費の会計更正が必要となった。</p> <p>(3) 手数料支払いにあたり、納付書による現金納付のところを収入証紙での納付と誤ったことによる収入証紙代の歳出戻入を行っていた。</p> <p>(4) 研修参加費用の振込手数料金額を窓口納付の場合で積算していたため、実際のATM振込での手数料との間に差額が生じたことにより歳出戻入を行っていた。 (北勢水道事務所)</p> <p>(5) 手数料の請求金額の誤りにより過払いし歳出戻入を行っていた。</p> <p>(6) 利用料にかかる支出負担行為書について、決裁手続きをとらずに支払い処理をしていた。</p> <p>(7) 検査記録調書において、物品(新聞・定期刊行物等)の検査をした旨の認印が押印されていなかった。 (南勢水道事務所)</p> <p>(8) 所出納員を補助するための現金取扱員の任命がされていなかった。</p> <p>(9) 資金前渡交付伺を作成していなかった。 (三瀬谷発電管理事務所)</p> <p>(10) ETCカードを誤って公務外に利用したことにより歳出戻入を行っていた。</p> <p>(11) 平成21年8月10日に誤払いした高速道路使用料について、22年2月12日まで歳出戻入の手続きを行っていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(7)、(9) 企業庁会計規程、運用方針に基づく事務処理の周知を図るとともに、複数の職員で確認する等チェック体制の再確認を行い再発防止を図りました。</p> <p>(8) 企業庁会計規程第4条に基づき平成22年度現金取扱員を任命しました。</p> <p>(10) 自家用車使用にて、公務でETCカードを使用したが、抜き忘れて通勤で使用してしまったため、今後、再発防止に努めるよう厳重注意をしました。</p> <p>(11) 平成21年12月にも公務外使用の報告があったため、2件をまとめて処理しましたが、金額等が確認でき次第、速やかに処理するように改めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(9)、(11) 会計事務に関する職員の意識が高まり、適正な事務処理に努めています。</p> <p>(10) ETCカード利用簿による利用状況の確認と、利用時の注意喚起を行うことにより、再発防止に努めています。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1)～(9)、(11) 引き続き会計事務等に関する知識・能力の向上を図り、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(10) 引き続き、ETCカード利用時には注意喚起を行い、再発防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%）（物損額：県 29,100 円・相手 17,835 円） （北勢水道事務所）</p> <p>(2) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%）（物損額：県 7,663 円・相手 1,024 円） （中勢水道事務所）</p> <p>(3) 物損事故（負担割合：県 50%・相手 50%）（物損額：県 2,410 円・相手 0 円）</p> <p>(4) 自損事故（損害額 180,285 円） （三瀬谷発電管理事務所）</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 （企業庁全体としての取組） 公用車の運行管理に関して、企業庁職員が交通事故を起こさないために、交通ルール・マナーを習得し、安全運転ができることを目指す「交通安全セミナー」を三重県交通安全研修センター（津市）において2 回開催しました。 さらに、企業庁の緊急自動車を運転する職員を対象として、安全な運転を確保するために、「緊急自動車交通安全研修」を1 回開催し、運転にあたってのルールや注意点などの必要な交通安全教育を実施しました。 なお、所属長会議等において、各所・室での交通安全意識の向上とともに、県有財産の取扱いに関する意識啓発を依頼し、各所・室では全体会議や朝礼等の際に意識啓発を行いました。 また、三重県生活・文化部主催の「無事故・無違反チャレンジ123」に企業庁全体で26 チーム130 人の職員が参加し（職員参加率51%）、事故防止の意識醸成に取り組んだ結果、無事故無違反達成率は92%でした。（参考：県機関等の平均達成率は89%） （北勢水道事務所の取組） おりにふれて交通事故への注意を喚起するとともに、交通安全研修への参加を促しました。 また、所属内において四日市南署へ講師を依頼し交通安全講習を行いました。 （中勢水道事務所の取組） 交通事故当事者の職員に対しては、所属長が面談を実施し、事故の状況・原因・その要因について聴取するとともに、事故防止や安全運転についての助言を行いました。 また、三重県交通安全センターにおいて交通安全セミナーに参加することや無事故・無違反チャレンジ 123 に参加し交通事故防止の啓発を行いました。 さらに、所内会議、所内交通安全研修、朝礼を通じ管内事故多発箇所及び交通事故過失割合並びに制動距離等の説明を行い、事故防止を図りました。 （三瀬谷発電管理事務所の取組） 交通事故当事者に対しては、所属長が面談を実施し、事故の状況・原因等について聴き取り、事故防止に向け交通安全意識及び県有財産の管理意識を高めるよう指導助言を行いました。 また、所内会議・職場安全衛生委員会・朝礼等において、「交通事故防止」、「交通安全」、「県有財産の取扱い」について注意喚起を行い、職員の交通安全、県有財産の管理についての意識の高揚を図りました。 さらに、松阪県民センター主催の「交通安全研修」へ全職員が参加するとともに、所内でも全職員対象の交通安全研修を開催し、自動車運転業務を遂行する上で常識として知っておかなければならない義務と責任の理解と必要な知識や技術の習得を図りました。</p> <p>2 取組の成果 （企業庁全体としての取組） 上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成 22 年度においては、企業庁全体で公用車事故が3 件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事</p>

故防止の取組を一層強化していく必要があります。

(北勢水道事務所の取組)

上記のとおり安全意識の向上に努めましたが、平成 22 年度においても交通事故が 1 件発生していることから、引き続き交通安全の啓発に努めています。

(中勢水道事務所の取組)

上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めたところ平成 22 年度においては、公用車の事故は発生していません。

(三瀬谷発電管理事務所の取組)

上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成 22 年度において、公用車事故が 1 件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。

平成 23 年度以降（取組予定等）

(企業庁全体としての取組)

公用車の運行管理に関して、引き続き企業庁職員を対象とした「交通安全セミナー」等を開催し、職員の交通安全意識の高揚に取り組みます。

(北勢水道事務所の取組)

引き続き、機会あるごとに交通安全啓発を行うとともに、平成 23 年度も所属内において交通安全講習を行います。

(中勢水道事務所の取組)

引き続き、各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めます。

(三瀬谷発電管理事務所の取組)

引き続き、交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚を図るため、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修等への積極的な参加を働きかけます。

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見]</p> <p>(収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月 20 日に、個別に作成していた未収金対策関係の方針・指針等をすべて「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策を実施できるようにしました。</p> <p>平成 22 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、病院事業庁内の未収金担当者会議を 3 回開催し、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1)回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②理由無く支払わないものについては、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③特に回収が困難な債権については、弁護士法人へ回収業務を委託しました。</p> <p>(2)発生防止対策</p> <p>①入院患者に対し、「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を配布し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②会計職員が、診療部や患者相談窓口などと病院内で連携して、公費負担制度等の説明と申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との間で、未収金についての情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月までに 59 件の法的措置を実施しました。(平成 21 年度は 86 件実施) ・平成 23 年 3 月までに約 1 億 360 万円の債権を、弁護士法人へ回収委託しました。
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>法的措置及び弁護士法人への回収委託等の事務については、本庁（県立病院経営室）主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止対策に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めてまいります。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>[共通意見]</p> <p>(収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月 20 日に、個別に作成していた未収金対策関係の方針・指針等をすべて「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策を実施できるようにしました。</p> <p>平成 22 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、病院事業庁内の未収金担当者会議を 3 回開催し、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1)回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②理由無く支払わないものについては、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③特に回収が困難な債権については、弁護士法人へ回収業務を委託しました。</p> <p>(2)発生防止対策</p> <p>①入院患者に対し、「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を配布し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②会計職員が、診療部や患者相談窓口などと病院内で連携して、公費負担制度等の説明と申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との間で、未収金についての情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月までに 59 件の法的措置を実施しました。(平成 21 年度は 86 件実施) ・平成 23 年 3 月までに約 1 億 360 万円の債権を、弁護士法人へ回収委託しました。
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>法的措置及び弁護士法人への回収委託等の事務については、本庁（県立病院経営室）主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止対策に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めてまいります。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 県立病院改革</p> <p>県立病院改革については、総合医療センターの特定地方独立行政法人化、志摩病院の指定管理者制度の導入に向けての手続きが今年度から進められている。</p> <p>病院の運営形態の変更にあたっては、健康福祉部との業務分担を明確にし、患者や地域住民に対し十分な情報提供を行い、理解を得ながら着実に進められたい。</p> <p>また、現在病院に勤務している職員に不安を与えないよう配慮されたい。</p> <p>さらに、運営形態の変更に向け、累積欠損金、過年度未収金、退職給与引当金等の財務の取り扱いについて、十分に検証し整理されたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 22 年 3 月に決定された「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、病院機能の回復と地域医療の維持のため、健康福祉部との役割分担を明らかにした上で連携しながら、各病院の改革にかかる取組を進めてきました。</p> <p>また、こうした取組の職員への説明については、病院別に延べ 24 回開催した説明会や、個別面談・グループ面談の実施等により、情報提供を行うとともに、意見等の聞き取りを行いました。</p> <p>なお、運営形態の変更にに向けた累積欠損金等の財務上の取り扱いについては、病院事業庁内で検討を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>志摩病院の指定管理者制度の導入については、平成 22 年 12 月に指定管理者（公益社団法人 地域医療振興協会）を指定し、平成 23 年 3 月に基本協定を締結しました。総合医療センターの独立行政法人化については、特定独法化にかかる総務省の理解を得たうえで、法人の定款を制定するとともに、法人化後の人事給与や財務会計などに関する具体的な制度設計に着手しました。</p> <p>また、職員説明会や面談の実施を通じて、職員の意見・要望や意向を詳細に把握することにより、身分移行に伴う処遇条件に関する具体的な検討・調整業務等を円滑に進めることができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>県立病院改革の具体的な業務について、病院事業庁と知事部局が一体的に推進するため、平成 23 年度においては、病院事業庁・健康福祉部併任の「理事」及び「独立行政法人化総括特命監」を配置し、より円滑に取組を進めていきます。</p> <p>また、改革を進めるにあたっては、患者や地域住民の皆様の御理解、御協力を得ることが必要不可欠であり、今後、中期目標を策定する過程でのパブリックコメントの実施や、指定管理後の病院運営に関する住民説明会の実施など、関係者の御意見を聞き取るとともに、機会を捉えて情報を提供していきます。職員に対しても、運営形態の変更に際する疑問や不安を解消し、安心して業務に専念できるよう、引き続き職員説明会や個人面談を実施するなどして、きめ細かく丁寧に対応していきます。</p> <p>なお、運営形態の変更に伴う累積欠損金や退職給与引当金等の財務上の取扱いについては、一般会計に対し、資金的支援を求めることも含め、必要に応じて専門家の支援も得ながら適切に対応してまいります。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>平成 21 年度の病院事業会計の収益的収支は 10 億 1,750 万円の純損失となり、前年度に比べ 3 億 2,624 万円収支は改善したものの、依然多額の赤字となっている。</p> <p>23 年度末までは、県営で各病院の運営を行っていく方針であることから、経営の改善及び県立病院としての役割、機能の充実に向け、当面の目標を設定し、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上に努められたい。</p> <p>また、一志病院、こころの医療センター、県立病院経営室については、今後、県から示される 24 年度以降の組織体制に基づき、早期に新たな中期経営計画を策定されたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年 3 月に「県立病院改革に関する基本方針」が決定されたものの、年度末となっていたことから、病院事業庁といたしましては、平成 22 年度当初は、「当面の運営方針（平成 22 年）」を策定し、当面の病院運営を行うとともに、経営改善や県立病院としての役割、機能の充実等に努めてまいりました。しかしながら、安定的な病院運営を行っていくうえで、複数年を見据えた経営計画の策定が必要であることから、平成 22 年 12 月に、今後も県立県営が継続されるこころの医療センターと、当面、県立県営で運営されることとなる一志病院、病院事業庁（県立病院経営室）について、平成 22 年度から平成 24 年度までの中期的なビジョンと戦略及び具体的な行動に向けた取組を取りまとめ、「中期経営計画（平成 22～24 年度）」を策定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年 12 月にこころの医療センター、一志病院、病院事業庁（県立病院経営室）について、「中期経営計画（平成 22～24 年度）」を策定するとともに、当該中期経営計画に基づく「平成 22 年度年度計画」を策定しました。</p> <p>なお、中期経営計画の対象となっていない総合医療センター、志摩病院については、引き続き「当面の運営方針（平成 22 年度）」に基づいて病院運営を行っています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>こころの医療センター、一志病院及び病院事業庁（県立病院経営室）については、引き続き「中期経営計画（平成 22～24 年度）」に基づく「平成 23 年度年度計画」を策定し、経営改善や県立病院としての役割、機能の充実等に努めていきます。</p> <p>なお、総合医療センターと志摩病院については、平成 24 年度から経営形態が変更となることから、平成 23 年度においても、「当面の運営方針（平成 23 年度）」を策定し、経営改善や県立病院としての役割、機能の充実等に努めていくこととしています。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>2 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>ア 平成 21 年度に 7 対 1 看護基準を新たに取得し、安心して質の高い医療・看護を提供しているところであるため、この看護基準の安定維持に努めるとともに、D P C（診断群分類包括評価）の適正な運用や費用の節減等により、経営の改善に引き続き取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(総合医療センター)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 看護スタッフの確保と定着について</p> <p>看護スタッフの確保については、さまざまな就職説明会の開催及び参加、院長や看護部長などによる積極的な学校訪問、潜在看護師向け再チャレンジ研修の実施などを行いました。</p> <p>また、看護スタッフの定着については、卒後臨床研修制度のシステム化やスタッフのきめ細かなメンタルフォローを充実させるなどの取り組みを実施し、離職防止に努めました。</p> <p>(2) 収支改善への取り組みについて</p> <p>収益に関しては、診療報酬改定やD P C（診断群分類包括評価）の適正な運用を図り、病院スタッフ全員の理解を深めるため、医師や看護師等を対象とした説明会を定期的で開催して、より一層の収益確保に向けて取り組みました。</p> <p>一方、費用については、薬品・診療材料などの各種経費の抑制、X線画像のフィルムレス化の推進、ジェネリック（後発）医薬品使用率の向上などに努め、引き続き病院全体で収支の改善に取り組みました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、スタッフの確保と定着に努めるとともに、病院全体で収支の改善に取り組んでまいります。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>2 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>イ 平成21年度に病棟の施設基準を再編し、精神科における救急・急性期医療の充実を図っているところであるため、この施設基準の安定維持に努めるとともに、精神科救急患者への対応や、患者の社会復帰支援等、県立精神科病院としての役割・機能の充実に向けた取組を引き続き進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(こころの医療センター)</p>
講じた措置
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) スタッフの確保と定着について</p> <p>人材の確保については、看護師就職説明会やホームページ等を活用した後期臨床研修医の募集、初期臨床研修医やコメディカル・看護実習生の受入を積極的に行うとともに、採用後については、専門医や指定医などの資格取得に向けた支援などを行いました。</p> <p>また、人材の育成についても、ここ数年、病院の重点事業として取り組んでおり、人材育成ビジョンの策定やそれに伴う人材育成プログラムの企画・立案を行い、それらに基づく人材育成研修を実施することにより、臨床力の向上に努めました。</p> <p>(2) より良い精神科医療サービスの提供について</p> <p>収支の健全化を図り、より良い精神科医療サービスを提供するため、人材の育成・確保に努めました。併せて、精神科救急患者への対応や、患者・家族の立場に立った医療提供体制の見直しを行い、患者の早期社会復帰支援、各種相談支援援助に引き続き努めました。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、看護スタッフの確保と定着に努めるとともに、よりよい精神科医療サービスの提供について取り組んでまいります。</p>

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>2 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>ウ 平成19年度から取り組んでいる家庭医療の実践が地域に定着しつつあるため、家庭医療医の育成を図るとともに、訪問診療、予防医療の充実など、地域の医療ニーズに合った取組を引き続き進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(一志病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 家庭医療を行う医師の育成について</p> <p>当院では、平成19年度から三重大学医学部と連携し、研修医や医学生を対象に、当院の医療現場をフィールドとした研修を行うことにより、身近な病気を中心に、けがや心の悩み、病気の予防など幅広い診療能力を有する医師（家庭医）の育成に取り組んでいるところです。</p> <p>医療が高度化、専門化する一方で、総合的な診療（家庭医療）の必要性も高まってきていることから、平成22年度についても家庭医の育成に引き続き取り組みました。</p> <p>(2) 地域の医療ニーズへの対応について</p> <p>当院が診療圏とする津市西部地域は、過疎化、高齢化の進展が著しく、こうした地域で最も必要とされる総合的な診療（家庭医療）の提供に引き続き取り組むとともに、地域において強い要望がある在宅での療養を支援するため、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等にも積極的に取り組みました。</p> <p>なお、介護分野の訪問看護等に対するニーズに応えるため、平成22年6月に条例改正を行い対応できるようにした結果、訪問看護、訪問リハビリテーションの件数は飛躍的に増加しました。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、総合的な医療（家庭医療）を行う医師の育成について取り組むとともに、地域の医療ニーズに答えるため、総合的な診療（家庭医療）の提供や、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等にも積極的に取り組んでまいります。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 事業の執行に関する意見 (2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定 エ 地域医師会等との連携や市民ボランティアによる院内活動など、地域医療の充実に向け努力しているところであるが、医師不足による入院稼働病床数の減少、救急患者受入体制の縮小などが表面化しているため、健康福祉部と十分に連携しながら医師を確保し、診療体制の維持及び経営の改善を図られたい。 <p style="text-align: right;">(志摩病院)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (1) 診療体制の維持について 医師確保対策として、三重大学への依頼を重ねるとともに、過去に在籍した医師や志摩地域出身医師への働きかけ、医師募集サイトへの掲載などの実施、また、環境整備としての地域手当支給率の加算や、医師公舎の確保などに取り組みました。 指定管理者の指定議決以降は、指定管理者に対して医師の前倒し配置の要請を行いました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 引き続き、指定管理者に対して医師の前倒し配置の要請を行うとともに、健康福祉部、三重大学など関係機関とより一層の連携を図りながら、医師確保・定着及び診療体制維持に取り組んでまいります。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務 (未収金の回収と発生防止について)</p> <p>平成 21 年度末における診療費自己負担金の過年度収入未済額が、4 病院合計で約 1 億 8,854 万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成 21 年度中に約 2,100 万円を回収しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、平成 21 年度においては、約 2,700 万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月 20 日に、個別に作成していた未収金対策関係の方針・指針等をすべて「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策を実施できるようにしました。</p> <p>平成 22 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、病院事業庁内の未収金担当者会議を 3 回開催し、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1) 回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②理由無く支払わないものについては、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③特に回収が困難な債権については、弁護士法人へ回収業務を委託しました。</p> <p>(2) 発生防止対策</p> <p>①入院患者に対し、「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を配布し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②会計職員が、診療部や患者相談窓口などと病院内で連携して、公費負担制度等の説明と申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との間で、未収金についての情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月までに 59 件の法的措置を実施しました。(平成 21 年度は 86 件実施) ・平成 23 年 3 月までに約 1 億 360 万円の債権を、弁護士法人へ回収委託しました。
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>法的措置及び弁護士法人への回収委託等の事務については、本庁 (県立病院経営室) 主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止対策に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めてまいります。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【看護研修ステップⅢ実施委託】 (県立病院経営分野)
支払事務において、請求書に基づかずに支払いを行っていた。
- (2) 【消防設備保守点検業務委託】 (総合医療センター)
契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。
- (3) 【診療情報管理士業務委託】 (こころの医療センター)
契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (4) 【細菌検査室キャビネット点検業務委託】 (こころの医療センター)
・ 契約書に収入印紙が貼付されていなかった。
・ 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (5) 【生化学自動分析装置保守点検業務委託】 (こころの医療センター)
・ 契約の締結に際し納税確認がされていなかった。
・ 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (6) 【CR システム保守点検業務委託】 (こころの医療センター)
契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (7) 【純水装置点検業務委託】 (こころの医療センター)
・ 契約書に収入印紙が貼付されていなかった。
・ 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (8) 【生化学自動分析装置保守点検業務委託】 (一志病院)
契約書に本来契約の目的 (内容)、守秘義務、再委託、仕様等必要事項が記載されていなかった。
- (9) 【医事電算システム患者属性情報連携作業委託】 (一志病院)
業務完成時において、契約相手方から履行完了の報告がされていなかった。
- (10) 【自動制御装置保守点検業務委託】 (一志病院)
業務完成時において、契約相手方から履行完了の報告がされていなかった。
- (11) 【寝具供給業務委託】 (一志病院)
・ 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。
・ 契約書に収入印紙が貼付されていなかった。
- (12) 【放射性廃棄物廃棄業務委託】 (志摩病院)
予定価格が設定されていなかった。

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

- (1) 支払時の精査を行うことで、再発防止に努めました。
- (2) 当該契約については、委託業者に説明して了解の上「個人情報の保護に関する事項」を送付しました。また、以後の契約については添付を徹底するよう、職員に対し注意喚起を行いました。
- (3)、(6) 契約の履行完了時には、履行を確認していましたが履行確認書を作成しておりませんでした。今後は、履行確認後に履行確認書を作成いたします。
- (4)、(7) 指摘された契約書については収入印紙を貼付しました。
今後は、印紙税法に基づいた適切な処理を行ってまいります。また、契約の履行完了時には完了検査を行っていましたが、履行確認書を作成しておりませんでした。今後は、完了検査終了後に履行確認書を作成いたします。
- (5) 契約の締結に際しては、三重県病院事業庁会計規程に基づき、納税証明書の提出を求め納税確認を行いました。
また、契約の履行完了時には完了検査を行っていましたが、履行確認書を作成しておりませんでした。今後は、完了検査終了後に履行確認書を作成いたします。
- (8) 目的（内容）、守秘義務、再委託、仕様等の記載すべき必要事項を整理のうえ、本契約に適用する契約書の様式を改めることで適切に対応いたしました。
- (9)、(10) 履行完了に伴う報告書の提出について、委託仕様書に明記し、今後は、契約相手方から履行完了の報告を受けるよう適切に対応いたしました。
- (11) 指摘された契約書については収入印紙を貼付しました。
予定価格の設定については、平成 23 年度の入札時に積算根拠を明確にいたします。
- (12) 次回委託時には、事前に参考見積を徴するなどして予定価格を適切に設定いたします。

2 取組の成果

業務委託契約事務にあたっては、競争性・公正性・透明性の確保に一層努めるよう周知徹底を図り、適正で正確な契約手続が実施できるよう改善しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

引き続き、業務委託契約の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 旅費 【第8回全国病院事業管理者・事務責任者会議】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。 <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
講じた措置
平成22年度 1 実施した取組内容 該当旅費の不適切な部分については是正を図るとともに、旅費について、行程検索ソフトを使うなどチェック機能の強化を図りました。 2 取組の成果 平成22年度の旅費の執行については、行程の確認や復命書の確認等に留意し、適正な事務処理を実施しました。
平成23年度以降(取組予定等) 引き続き、職員に対して職員旅費規程の周知徹底を図るとともに、必要な事務手続きや書類の作成に留意して、旅費の適正執行に努めてまいります。

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 賃金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(県立病院経営分野)</p> <p>(2) 報酬の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(県立病院経営分野)</p> <p>(3) 扶養手当の加算額が支給されていなかった。(県立病院経営分野)</p> <p>(4) 通勤手当を過払いしていた。(県立病院経営分野)</p> <p>(5) 高速道路利用者の通勤届が提出されていなかった。(県立病院経営分野)</p> <p>(6) 高速道路利用者の事後確認が実施されていなかった。(県立病院経営分野)</p> <p>(7) 賃金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(一志病院)</p> <p>(8) 通勤手当を過払いしていた。(志摩病院)</p>
講じた措置
<p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2) (7) チェック機能の強化を図り、再発防止に努めました。</p> <p>(3) 未支給となっていた加算分については再計算の上、該当職員に支払を行いました。</p> <p>(4) (8) 該当分について、該当職員に返還を依頼しました。併せてチェック機能の強化を図り、再発防止に努めました。</p> <p>(5) (6) 該当職員に必要書類の提出を依頼し、適正な処置を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度の手当の執行については、支給要件の確認や証明書の添付等に留意して、適正な事務処理を実施しました。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、手当の執行について、必要な事務手続きや書類作成等に留意して、適正な執行に努めて参ります。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア パソコン、プリンターに備品表示票が貼付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
講じた措置
<u>平成 22 年度</u> 1 実施した取組内容 当該備品に備品表示票の貼付を行うとともに、他の備品についても貼付がなされていることを確認いたしました。 2 取組の成果 平成 22 年度の財産管理等の執行については、必要な書類の作成や送付、台帳の管理等、適正な事務処理を実施しました。
<u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、財産管理等について、必要な事務手続きや書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 研修費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (県立病院経営分野)</p> <p>(2) 診療材料費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (こころの医療センター)</p> <p>(3) 貯蔵品のたな卸表が作成されていなかった。 (こころの医療センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 支払時にチェック機能の強化を図り、再発防止に努めました。</p> <p>(2) 診療材料費等の支払いにおいて、誤払いの発生を防ぐため、支出負担行為額と請求書の額を二人でチェックすることとしました。</p> <p>(3) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、事業年度末に貯蔵品（薬品、診療材料等）について、たな卸を行い、たな卸表を作成することといたしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度の事務については、適正な事務処理を実施しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、事務の執行について、必要な手続きや書類作成等に留意して、適正な事務処理とチェック体制の継続に努めて参ります。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果（平成 22 年度定期監査の結果を記載）
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車等の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (こころの医療センター)
講じた措置
<u>平成 22 年度</u> 1 実施した取組内容 飲酒運転の厳禁とともに安全意識及び県有財産管理意識の高揚を含め、職員に対し徹底した注意喚起を行いました。 2 取組の成果 平成 22 年度において、同様の公用車の交通事故等は発生していません。
<u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u> 今後も飲酒運転の厳禁とともに、安全意識及び県有財産管理意識の高揚を含め、職員に対し徹底した注意喚起に取り組んでまいります。

部局名 議会事務局

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 政務調査費の適正な執行</p> <p>21年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、海外の政務調査にかかる調査雑費の地域区分を誤って計上している事例や按分率を誤って計上しているなど返還を要する事例、証拠書類等の写しが添付されていないなど取扱いに改善を要する事例等が見受けられた。</p> <p>これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、今後とも、政務調査費が適正に執行されていることが確認できるよう努められたい。</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>議員及び会派においては、収支報告書を議長に提出した後においても、常にその支出内容等について再調査や見直しが行われております。</p> <p>平成 21 年度分についても議会図書室で閲覧を開始した後の平成 22 年 7 月以降、旅費のうち四日市港管理組合議会からの支給分と重複計上していたもの 2 件、海外政務調査時の調査雑費の地域区分の誤りによるもの 1 件、自家用車の移動距離の計上誤りによるもの 1 件のほか、事務所水道代の按分率を誤っていたもの 1 件、宛名の違う領収書を誤って添付して議員あての正しい領収書に差し替えたもの 1 件の修正届が提出され受理しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各議員及び会派から提出された政務調査費収支報告書修正届を審査し、29,810 円の返還を新たに求め、平成 22 年 9 月 1 日までに全て収納しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>旅費については会派分と個人分、政務調査活動と公務との重複計上や、交通費等の計算誤り、添付すべき証拠書類等の有無など、政務調査費収支報告書の確認作業については、もれがないよう複数人で行うなどの措置を引き続き講じていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア. 業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会広報に関する勉強会業務委託 随意契約の理由が具体的に記載されていなかった。 ・傍聴受付業務委託 執行や契約伺い等がなされておらず、相手方の見積書のみをもって業務を委託していた。 ・FAX 保守管理料（2台） 予定価格が記録されていなかった。 <p>イ. 旅費 議会改革にかかる意見交換の随行旅費について、旅費請求書に航空機利用の必要性が明記されていなかった。</p> <p>ウ. 物品購入 執行伺い決裁後の出納局検査を受けていなかった。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>ア. 業務委託</p> <p>事業担当課には、業務を委託により実施しようとする場合には、契約方式等を明確にしたうえで、執行伺い、契約締結伺いなどの事務処理を適正に行うよう指示を徹底しました。また、随意契約等の場合で予定価格調書の作成を省略した場合には、契約締結伺いに設定された予定価格の記録を徹底するよう指示し、平成 22 年度分から改善しました。</p> <p>イ. 旅費 特別承認が必要な旅行については、事前に必ず書面により旅行命令権者の承認を取るよう再度職員に徹底しました。</p> <p>ウ. 物品購入 必要な案件については、執行伺い決裁後の出納局検査を徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 支出に関する事務 それぞれの会計事務等の担当職員に適正な会計処理手続きについて、再度指導確認することにより適正な会計処理について認識させることができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 支出に関する事務 引き続き適正な会計処理について、職員に徹底を図っていきます。</p>

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務に関する意見 (2) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 報酬、報償費の過払いにより歳出戻入を行っていた。
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (2) 人件費 本会議写真撮影者に対する報償費については、従事時間の取扱いを誤った（休憩時間を控除しなかった）ものであり、平成 21 年度中に戻入の手続きをとりました。なお、再発防止にむけ事業担当者の履行確認内容がより明確になるよう履行確認書類の様式の変更を行いました。 また嘱託員報酬については、勤務実績の把握が適正に行なわれていなかったもので、同じく平成 21 年度中に戻入手続きをとりました。なお、平成 22 年度からは総務事務システムの稼動により所属長による勤務実績の確認を徹底しました 2 取組の成果 (2) 人件費 平成 21 年度中の戻入手続きにより、報償費、報酬とも最終的に適正な金額を債権者に支払うことができました。なお、報償費支払いにかかる履行確認内容の明確化が図れました。また、総務事務システムの稼動により非常勤職員の勤務実績管理が効率的かつ適正に行えるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） (2) 人件費 引き続き総務事務システムを有効に活用するとともに、適正な会計処理について見直しや改善を図っていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務に関する意見 (3) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 ② 出納員の事務引継書に記載している現金の金額が、実際の金額と相違していた。
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (3) 事務管理体制 ① 依頼旅費による旅費計算の誤りであり、平成 21 年度中に戻入手続きをとりました。再発防止に向け、再度担当職員への旅費制度等の確認徹底を図りました。 ② 平成 21 年度中の現金取扱い状況を再度確認した結果、事務引継書への金額記載誤りであることが判明したため、事務引継書の訂正を行うとともに、担当職員に事務処理の適正化について再度指導しました。 2 取組の成果 (3) 事務管理体制 経理担当職員に対して、旅費制度及び会計事務の適正処理に関して再徹底が図られました。
平成 23 年度以降（取組予定等） (3) 事務管理体制 引き続き適正な旅費制度の運用及び会計事務の処理に努めていきます

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (事務局職員の専門性の向上)</p> <p>(1) 地方分権の進展等に伴い、県が処理すべき事務は今後さらに高度化・多様化すると考えられ、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の審査など、財務報告の信頼性の確保の観点も重要となっており、監査委員事務局においても外部専門家に委託しその知見を活用する対策を行っている。</p> <p>今後、監査委員による監査体制の強化を図るうえで、監査委員事務局職員の能力は重要な要素であり、事務局職員の資質向上の観点から、専門性を高めるための研修を充実していくとともに、個々の職員が習得した知識を組織全体で共有し、組織全体の底上げを図るため局内専門研修を行うなど専門性の向上に一層努められたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>全国や三重県における専門研修に継続して参加しているほか、職員各自が事務局業務遂行に有益なテーマを選定し、外部研修や自治体への実地調査等を通じて一人一課題研究を行いました。</p> <p>また、監査における能力を高めるため、転入者を対象とする初任者研修において監査のこころ構えなどについて研修するとともに、予備監査や日常の業務においてOJT訓練を行いました。</p> <p>一方、監査業務の一部を公認会計士に外部委託し、共同して監査にあたることによって業務の専門性を高めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>一人一課題研究は監査委員事務局のホストコンピュータに入力することによって、事例や職務上の疑問を職員相互で情報共有することが可能となり、組織全体の専門能力向上に資することができたほか、予備監査や日常のOJTによって監査技術の継承と専門性の向上に役立てることができました。</p> <p>また、公認会計士とともに監査を実施することによって職業的専門家の着眼点を習得するとともに、公認会計士の意見を監査報告の集約手続きの中で事務局全体として共有できました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>事務局職員が経験や能力に合わせて専門的知識の向上等を図るため、局内職員間の情報の共有化に引き続き努めるとともに、平成 23 年度も予備監査等業務の一部を公認会計士に委託することにより、監査の質的向上に努めていきます。</p>

部局名 人事委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【平成 21 年度警察官 A 試験にかかる教養試験問題作成委託】 予定価格の省略理由が起案に記載されていなかった。</p> <p>(2) 【平成 21 年度職員採用試験及び事前選考にかかる性格検査の判定業務委託】 予定価格の省略理由が起案に記載されていなかった。</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【獣医師の採用等にかかる調査】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(人事委員会事務局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>予定価格が省略できる場合について再度確認を行い、省略する場合には理由を起案に記載することについて、周知徹底を図りました。</p> <p>イ 旅費</p> <p>既に支払った旅費と最も経済的な経路による旅費との差額について、戻入手続を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>上記の取組により、担当職員及び関係職員の意識向上を図り、適切な事務執行が図られました。</p> <p>イ 旅費</p> <p>旅費の支出について、関係規定を遵守し、適切な事務執行が図られました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>ア 業務委託</p> <p>引き続き、契約事務に関する知識・能力を高め、適切な事務執行に努めます。</p> <p>イ 旅費</p> <p>旅費事務が総務事務センターへ集中化されたため、今後は総務事務センターでの支給となります。</p>

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p> <p>(経営企画分野、教育支援分野、学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (三重県高等学校等修学奨学金)</p> <p>① 平成 17 年度に本格的な返還が始まってから、貸与者が返還する額が増加していく中で、昨今の経済状況の悪化等の影響もあり、未収金についても増加しています。このことから、「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、滞納の段階に応じて下記のとおり返還指導を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返還依頼書及び督促状の送付や電話督促のほか、長期滞納者の自宅訪問 ・ 長期滞納者の連帯保証人に対する代位弁済請求 <p>② ①の取り組みを効果的に実施するため、未収金対策を担当する嘱託員 2 名により、毎週時間差勤務による電話督促や定期的な個別訪問をしました。</p> <p>③ 県外在住の返還者等からの円滑な返還を図るため、ゆうちょ銀行に返還金受入専用口座を開設しました。</p> <p>④ 県による返還指導では改善がみられない長期延滞債権について、回収業務の民間委託を行い回収体制を強化したところ、平成 21 年度に比べて回収額が増加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度 平成 21 年当初委託額 10,025,676 円、回収額 2,032,276 円、回収率 20.2% ・平成 22 年度 平成 22 年当初委託額 14,880,842 円、回収額 3,548,885 円、回収率 23.8% <p>⑤ ④の民間委託を行っても回収が見込まれない債権を対象に、支払督促等の法的措置の実施に向けた準備を進めています。</p> <p>(高等学校授業料)</p> <p>① 平成 22 年 4 月から県立高校の授業料は無償となりましたが、過年度の未収については、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」(平成 16 年 1 月策定)に基づき、学校全体で未収の解消に取り組みました。</p> <p>② 平成 21 年度に引き続き平成 22 年度は、卒業生や退学者に対する授業料の未収金解消に向けた統一的な取組を行い、校長・教育長名による督促、弁護士名による督促、弁護士名による内容証明郵便督促など、収納の促進を図りました。</p> <p>③ 資力があるにもかかわらず支払いに応じない者に対しては、弁護士や学校関係者と協議して支払督促を実施するなど、各学校において未収解消への取組みが円滑に進められるよう統一的な対策を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度支払督促・・・6 件申立て (債権総額 472,267 円、回収総額 303,943 円、未回収 168,324 円) (内訳) 4 件：完納 (計 288,867 円) 2 件：債務名義を取得し預金差押等 (計 12,076 円)。納付依頼継続中 ・平成 22 年度支払督促・・・2 件申立て (債権総額 29,400 円、回収総額 0 円、未回収 29,400 円) (内訳) 1 件：債務名義取得 (19,600 円) 1 件：手続中 (9,800 円) <p>(雑入：教職員恩給及び退職年金過払い分)</p> <p>教職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことから発生するので、事件後直ちに教育委員会の職員が「住民基本台帳ネットワーク」を閲覧することができるよう担当部に取扱いの改正を求め、以降、支払時ごとに受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしております。</p> <p>現在、過払い状態となっている 3 件のうち悪質である 1 件については、平成 21 年 11 月 6 日に津警</p>

察署に告訴（平成22年1月26日起訴）したことから、平成22年5月11日懲役2年4月の実刑判決が出され、現在本人は服役中であります。また、これと平行して平成22年1月14日、津地方裁判所に訴えの提起（民事訴訟）を行い、債権を認めた勝訴判決が平成22年8月14日に確定しました。その後も本人と協議するも、返還について芳しい状況になく、平成23年1月28日付けで13金融機関23支店に対し債権差押命令の申立を行い、そのうち3金融機関3支店に債権があることを確認し計107,900円の預金差押を執行しました。

なお、残る2件のうち1件については、徴収努力により全額回収したところですが、あと1件については全く資力が無く、分納誓約に従って自宅訪問により督促等を行い、着実な債権回収に努力しました。

（三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金）

当該の未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が修学を継続できず退学に至ったため、返還が発生したものです。当該滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うとともに、滞納者が貸与を受けていた当時の在籍校と連携し、滞納者の現状把握等を行うなどの債権管理に努めました。過去から引き続き滞納している者に対しては、家庭訪問を試みましたが既に転居しており、その後、改めて転居先に督促状を送付しましたが、住居の特定はできませんでした。また、新たに滞納した者については保護者と交渉して納付書を送付するなど、未収金の回収に努めました。

（進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金）

- ① 「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組みるとともに、平成22年度から専任の嘱託員を配置し、収納促進に努めました。
- ② 納期限までに納付しない債務者に対して、返還依頼書（4・7・10・1月）により返還を促しました。
- ③ 返還依頼書に応じない債務者に対して、電話（5・8・11・2月）により督促しました。
- ④ 返還依頼書及び電話による督促に応じない債務者に対して督促状（5・8・11・2月）により返還を督促しました。

（スクールカウンセラー通勤手当返還金）

当該の未収金については、債務者との協議の結果、平成17年6月14日に、平成17年6月から平成18年3月までの間で分割納付するとの承諾を得ました。しかし、一度も履行されなため、平成18年2月13日付けで当時の南勢志摩教育事務所長から督促状を送付しましたが、平成18年2月22日に債務者から南勢志摩教育事務所長に対して、納付に応じられない旨の連絡がありました。

その後、各教育事務所が廃止されたことから教育委員会事務局が当該未収金を引き継ぎ、平成18年12月27日付け、平成20年2月18日付け、平成21年2月12日付けで、再三債務者に対して督促状を送付しましたが、納付がありませんでした。その後、債務者が転居したため、確認のために公用で照会を行ったところ転居先の住所が判明しました。平成22年5月25日付で、現住所に督促状を送付しましたが、不在のため返送されました。

平成22年6月14日には、時効の発生の起算日（平成17年6月14日）から5年が経過し、時効が成立しました。（公法上の債権）

（収入未済の収納促進に係る情報共有などの取組）

債権回収業務の民間委託の実施にあたっては、他部局の先行した取組を参考としたほか、法的措置の実施についても他の都道府県における先進的な事例を参考とするなど、効果的な未収金の回収手法に関する情報収集とその活用に努めました。

2 取組の成果

（三重県高等学校等修学奨励金）

- ① 未収金対策を担当する嘱託員2名による、定期的な個別訪問の実施、電話等によるきめ細かい返還指導等の結果、過年度未収金の回収率が向上しました。
- ② 返還金受入専用口座（ゆうちょ銀行）を開設した結果、県外在住や金融機関の営業時間内に納められない返還者からの返還金を受け入れることが可能となり、収納促進が図られました。
- ③ 長期延滞債権については、債権回収を民間委託した結果、県による指導では改善がみられなかった返還者から定期的に収納されるようになりました。

（高等学校授業料）

授業料の未収金解消に向けた統一的な取組を行った結果、過年度未収金の平成22年度回収額は8,881,276円（平成23年2月末現在）となりました。

（雑入：教職員恩給及び退職年金過払い分）

事件発覚以降、「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を行っていることから以後の過払いは皆無となっています。なお、津警察署に告訴した件については、平成22年5月11日に懲役2年4月の実刑判決（求刑3年6月）が出され確定しています。こうした一連の裁判活動と法的措置により、今年度は1,767,900円を徴収しました。次に、残る2件のうち、1件については、平成22年12月に過払い分全額を回収しました。あと1件についても、自宅訪問を実施するなど分納の履行について厳格に対応しています。こうした取組の結果、平成23年3月末現在の合計収納状況は、平成22年度収納額1,892,466円、未済額は9,867,287円となりました。

（三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金）

再三にわたり督促を行ってきましたが、現時点で新たな返還金は得られていません。

（進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金）

- ・高等学校等進学奨励金返還金の未収金のうち357,250円を収納しました。
- ・大学等進学資金貸付金返還金の未収金のうち581,000円を収納しました。

（平成23年3月末現在）

（スクールカウンセラー通勤手当返還金）

口頭・文書による督促を定期的に行ってきましたが、平成22年6月14日に時効が成立したため、不納欠損手続きを行いました。

（収入未済の収納促進に係る情報共有などの取組）

債権管理及び回収にかかる体制づくりや、民間への回収委託や法的措置といった取組については、他部局や他の都道府県の先進的な事例を参考にすることで、より効果的に実施することができ、未収金の収納に一定の成果を挙げることにつながりました。

平成23年度以降（取組予定等）

（三重県高等学校等修学奨励金）

- ① 「三重県高等学校等修学奨励金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき継続的に返還業務に取り組み、専任の嘱託員によるきめ細かい返還指導等を行っていきます。
- ② 県による返還指導では改善がみられない長期延滞債権について、継続的に回収業務の民間委託を行い、回収体制の強化を図ります。
- ③ ②の民間委託を行っても回収が見込まれない債権については、支払督促等の法的措置を実施します。
- ④ 奨学金申請の際に、返還の意識付け、重要性等の周知徹底を図るため、受付担当の学校関係者をはじめ申請者に対し、説明会等機会あるごとに周知を図っていきます。

（高等学校授業料）

平成22年4月からの授業料無償化の影響から滞納件数の減少が予想されるものの、未納期間が長期化することで、対応困難な債権の増加が懸念されます。こうしたことから下記の措置を講じていきます。

- ① 引き続き学校において電話及び文書等による督促を行うとともに、県教委としても授業料未収対策の年間スケジュールを策定することで学校における滞納整理の進捗状況を適格に管理し、滞納期間の長期化を防止します。
- ② 困難案件については、弁護士等専門家の助言のもと、随時、法的措置を講じていきます。

（雑入：教職員恩給及び退職年金過払い分）

教職員恩給及び退職年金過払い分のうち勝訴した1件については、強制執行（差押え）による積極的な回収を図るとともに、残り1件についても訪問等による督促、分割収納を進め未収金の解消に努めていきます。

（三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金）

今後も、「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校とも連携しながら返還金の回収に努めていきます。

（進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金）

引き続き、「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促を行うことにより収納促進に努めていきます。

（スクールカウンセラー通勤手当返還金）

今後も、再発防止に向けて適切な事務処理の執行に努めていきます。

部局名 教育委員会

監査の結果
<p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。</p> <p>(経営企画分野、教育支援分野、学校教育分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>債権回収業務の民間委託の実施にあたっては、他部局の先行した取組を参考としたほか、法的措置の実施についても他の都道府県における先進的な事例を参考とするなど、効果的な未収金の回収手法に関する情報収集とその活用に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>債権管理及び回収にかかる体制づくりや、民間への回収委託や法的措置といった取組については、他部局や他の都道府県の先進的な事例を参考にすることで、より効果的に実施することができ、未収金の収納に一定の成果を挙げることにつながりました。</p>
平成 23 年度以降（取組予定等）
<p>引き続き、効率的な債権回収にかかる情報収集を行い、収納促進の具体的な取組に活用していきます。</p>

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見]</p> <p>(公益法人制度改革)</p> <p>平成20年12月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は、施行日から5年間の移行期間内に一般社団(財団)法人となるか、公益社団(財団)法人となるかの選択が必要となっている。</p> <p>本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>教育委員会事務局が所管する特例民法法人に対しては、面談、電話、ファックス、メールなどにより随時相談を受け付けており、また、法人への実地検査の機会をとらえ、それぞれの事務所において相談を受けるなどの支援を行ってきました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ほとんどの特例民法法人は移行の方向性を定め、手続の準備またはそれに向けての協議を進めていると聞いています。</p> <p>(平成22年12月1日現在で行ったアンケートでは 公益法人への移行予定が23法人、一般法人への移行予定が18法人、解散等が13法人、未定が18法人となっています。)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>各特例民法法人が期間内に円滑に新制度へ移行できるよう、それぞれの法人の意思を尊重しつつ、引き続き、各法人との連絡を密にし、各種機会をとらえ、電話や面談による支援を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県立高等学校の再編活性化)</p> <p>(1) 県立高等学校の再編活性化については、平成 13 年度に「県立高等学校再編活性化基本計画」を策定し、現在、具体的な実施内容を示した「県立高等学校再編活性化第三次実施計画」(平成 20 年度～23 年度)に基づき、取組を進めている。</p> <p>第三次実施計画の進捗状況やこれまでの取組を検証し、課題等を明らかにしたうえで、関係機関との連携を密にし、引き続き県立高等学校の特色化、魅力化に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 適正規模化：県内 4 つの地域と昴学園において、地元関係者や保護者等で構成する「地域協議会」を開催し、各地域の再編活性化策について協議するとともに、「県立高等学校再編活性化基本計画（以下、「現基本計画」）」及び「県立高等学校再編活性化第三次実施計画（以下、「第三次実施計画」）」の実施状況の確認、検証を行いました。(計 25 回開催（ワーキングも含む))</p> <p>(2) 定時制・通信制課程：学習者の多様なニーズに対応するため、「定時制通信制高等学校再編活性化協議会」を開催し、定時制通信制ネットワークの整備等について協議するとともに、「現基本計画」や「第三次実施計画」についての検証を行いました。(北部南部各計 3 回づつ開催)</p> <p>(3) 中高一貫教育については、有識者、保護者及び教育関係者で構成する「中高一貫教育推進会議」を開催し、県内 3 地域の連携型中高一貫教育の実践を検証・評価し、改善充実を進めるとともに、今後の県内中高一貫教育のあり方について研究を推進しました。(計 2 回開催)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の「地域協議会」等を開催し、各地域の再編活性化策について協議を行うことにより、現状の課題等について情報共有することができました。また、「現基本計画」及び「第三次実施計画」については、進捗や課題等の情報共有を図り、次期計画に向けての協議を行うことができました。</p> <p>《平成 14 年度から平成 22 年度までの状況》</p> <p>(1) 県立高校全日制課程の適正規模化</p> <p>①大規模校の解消 1 学年 9 学級以上の学校 15 校 (平成 13 年度) → 4 校 (平成 22 年度現在)</p> <p>②小規模校の再編活性化 1 学年 2 学級以下の小規模校を含む地域に、地域の教育関係者や PTA 代表、有識者等で構成する「協議会」や「分科会」を設置し、今後の高等学校のあり方について具体的な検討を実施。</p> <p>ア 尾鷲工業高校を尾鷲高校へ統合 (H15)</p> <p>イ 南島、度会、南勢 3 校を統合し、南伊勢高校として校舎制を実施 (H16)</p> <p>ウ 南伊勢高校南島校舎 (H19)、尾鷲高校長島校 (H20) を募集停止</p> <p>エ 上野農業、上野工業、上野商業 3 校を統合し、新たに総合専門高校として伊賀白鳳高校を設置 (H21)</p> <p>オ 宮川高校と相可高校を統合、宮川高校の募集停止 (H22)</p> <p>(2) 専門学科の拠点化、整理統合</p> <p>①商業学科について、四日市商業高校、津商業高校を拠点化し、桑名高校 (H14)、神戸高校 (H17) の商業科を募集停止。</p> <p>②家庭学科について、久居農林高校、四日市農芸高校を拠点化し、津東高校食物教養科 (H15)、桑名高校家政科 (H16) を募集停止。</p> <p>③工業学科について、松阪工業高校工業化学科を拠点化し、伊勢工業高校工業化学科を募集停止 (H18)。</p> <p>(3) 定時制通信制ネットワークの整備</p> <p>①鳥羽高校定時制課程を伊勢まなび高校に統合、鳥羽高校定時制課程の募集停止 (H17)。</p> <p>②平成 18 年度、定時制と通信制を併設した新しいタイプの高校として北星高校を開校。</p> <p>③神戸高校定時制と亀山高校定時制は、平成 23 年度に飯野高校に統合・併設を決定。新しく設置する「定時制課程」について具体的な準備を開始。</p>

④県北部、南部に定時制通信制高等学校再編活性化協議会を設置し、定時制通信制ネットワークのあり方を検討。

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 最終年度である「第三次実施計画」を着実に推進し、「地域協議会」での協議を踏まえ、生徒の多様なニーズに対応した高等学校の特色化・魅力化を進めていきます。
また、「次期再編計画（基本計画及び実施計画）」については、平成 23 年度以降に策定する方向で進めていきます。
- (2) 引き続き、定時制通信制ネットワークの整備、県内中高一貫教育のあり方について研究を進めていきます。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用の促進)</p> <p>(2) 平成21年6月1日現在の障がい者雇用率は1.70%と、前年度に比べて、0.13ポイント向上しているが、法定雇用率2.0%が達成されていないので、一層、積極的な雇用促進に努められたい。 (教育支援分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない状況です。その現状において、次のような取り組みを行いました。</p> <p>(1)平成22年4月採用・人事異動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員採用選考試験において、障がい者を対象とした特別選考を実施（平成12年度実施試験から）しました（障がいのある教員の採用：1人）。 ・小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象とした採用試験を実施（平成19年度実施試験から）しました（障がいのある小中学校事務職員の採用：1人）。 ・県事務職員（事務局、県立学校）については、全庁的な職員採用試験により、障がい者の採用が決定されていることから、全庁的な人事配置・異動の中で、教育委員会事務局の事務職員及び県立学校の事務職員の配置を総務部と協議しました（事務職員の異動：実人員は1増（2増、1減）であるが、障がいの程度の関係から、障がい者雇用状況調査上は3人相当の増）。 <p>(2)障がいのある教職員の状況調査（毎年度6月1日現在の状況）において、教職員個人全員に調査票を配布し、本人同意のうえ、障がいの状況を申告する方法により、より確実に状況を把握・確認しました。（この方法は平成19年度から継続的に行っています。）</p> <p>(3)教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない状況であることから、教員養成段階で教育職員免許状所有者の拡大を図ることが重要です。このことから、教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がいを有する学生の教育職員免許取得の促進を働きかけていきました。 → 毎年度継続して、関係大学を訪問（平成21年度は36校に働きかけを実施）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成22年6月1日現在の障がい者雇用率は、一定向上し1.84%（前年比+0.14ポイント、全国平均1.77%）という状況となっています。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 教員採用選考試験において、引き続き、障がい者を対象とした特別選考を設定し、障がいのある教員の採用を積極的に進めていきます。</p> <p>(2) 教員以外の職種においても、小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象とした採用選考を実施するなど、引き続き障がい者の採用を進めていきます。</p> <p>(3) 教育委員会事務局及び県立学校への障がい者の配置拡大を総務部に要請します。</p> <p>(4) 教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない現状であることから、引き続き教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がいのある学生の教育職員免許取得の促進を働きかけていきます。</p> <p>(5) 今後、短時間労働職員（週20時間以上30時間未満、かつ1年以上雇用が見込まれる職員）が、雇用率制度の対象となることから、対象範囲を広げて調査票を配布し、本人同意のうえ、障がいの状況を申告する方法により、より確実に状況の把握・確認を実施します。</p>

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県立特別支援学校整備第二次実施計画の策定) (3) 「県立特別支援学校整備第一次実施計画」(平成19年度から22年度)に基づき、児童生徒の増加に伴う学校等の整備や長時間通学の解消に向けた取組を進めているところである。 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」策定にあたっては、第一次実施計画の進捗状況や現状における特別支援学校の課題等を整理し、その結果を的確に第二次実施計画に反映されたい。 (学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 桑名、員弁地域では、知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、平成24年4月の開校を目途に県立特別支援学校を桑名高等学校衛生看護分校に整備することとし、移転先である県立桑名高等学校の施設改修を進めました。</p> <p>② 西日野にじ学園過密化解消のため、鈴鹿市、亀山市在住の知的障がい児童生徒を対象として、平成20年4月から杉の子特別支援学校に、知的障がい教育部門を設置するとともに、平成22年4月に、石薬師高等学校内に杉の子特別支援学校石薬師分校を開校しました。</p> <p>③ 訪問教育については、医療・福祉関係との連携やスクーリング等での指導のため、肢体不自由特別支援学校において行うこととし、現在の児童生徒の在籍状況を踏まえ、西日野にじ学園(知的障がい教育部門)の訪問教育を平成22年4月から北勢きらら学園(肢体不自由教育部門)に配置変更しました。</p> <p>④ 通学に長時間を要する児童生徒がいることから、通学時の安全確保と保護者の負担軽減の観点から、スクールバスの計画的な配備を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 桑名、員弁地域に特別支援学校の整備を進めるために、県立桑名高等学校に設置する衛生看護科の施設改修と看護科備品及び消耗品の整備を進めました。</p> <p>② 「県立特別支援学校整備第一次実施計画」に基づき、関係機関との間で調整を進めました。平成22年4月、石薬師高等学校内に杉の子特別支援学校石薬師分校を開校すると同時に、プロジェクト会議を開催し、教育環境の整備を進めました。</p> <p>③ 訪問教育については西日野にじ学園(知的障がい教育部門)の訪問教育を北勢きらら学園(肢体不自由教育部門)に配置変更したことにより、医療・福祉との連携が密になり、体調面が安定した状態での教育活動のもと、重症心身障がいの指導内容の充実につながりました。</p> <p>④ スクールバスを増車したことで、通学時間の短縮につながりました。</p> <p>⑤ 平成20年3月に策定した「県立特別支援学校整備第一次実施計画(以下「第一次実施計画」という)に基づき、児童生徒の増加による緊急課題や地域における課題への対応を進めるとともに、特定課題に対する関係者間の協議を進めました。</p> <p>⑥ 「三重県における特別支援教育の推進」(基本計画)や「県立特別支援学校整備第一次実施計画」の課題や視点を踏まえ、対応が求められている地域については引き続き、特別支援学校の整備を行うこととし、三重県教育改革推進会議教育振興ビジョン第1部会において検討を進め、平成22年11月に「県立特別支援学校整備第二次実施計画」を策定しました。</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

- ① 桑名、員弁地区における特別支援学校の整備を進めるために、桑名高校衛生看護分校跡地の施設改修や備品及び消耗品の整備を行います。
- ② 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」をもとに、関係者間の連携を図りながら、特別支援教育体制の一層の充実及び特別支援学校の整備に取り組みます。
 - ・ 特別支援学校東紀州くろしお学園本校の施設面を含めた機能統合について、可能な限りの早期の整備の検討を進めます。
 - ・ 松阪地域におけるセンター的機能を担う拠点校としての特別支援学校の整備を検討するとともに、特別支援学校玉城わかば学園の適正規模化を図ります。
- ③ 稲葉特別支援学校の訪問教育を平成 23 年 4 月から城山特別支援学校において行うこととし、医療・福祉との連携により、一人ひとりの障がいの特性に応じた教育の充実を図ります。
- ④ 通学にスクールバスが必要な児童生徒の通学時間の短縮に向け、通学環境の整備について引き続き検討を進めます。
- ⑤ 盲学校と聾学校のあり方については、それぞれ県内唯一の視覚障がいと聴覚障がい教育の専門教育機関として、センター的機能が発揮されています。盲学校については、社会福祉分野との連携において、教育と福祉との本来的な機能分担等、今後の方向性について検討します。聾学校においては、就労につながる高い専門性が発揮できるよう体制整備を進めます。
- ⑥ 寄宿舎においては、地理的な通学条件や集団生活による効果を見据えた機能集約を進め、それぞれの障がい種別や地域ニーズに配慮しつつ総合的・計画的に検討します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (特別支援教育の充実)</p> <p>(4) 平成18年10月に策定した「三重県における特別支援教育の推進について(基本計画)」を基に「校内委員会」の設置等特別支援教育の校内体制整備の充実に取り組んできている。 しかしながら、高等学校における「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成割合が低いことから、整備されている「校内委員会」や「実態把握の実施」が実効性のあるものとなっているか検証するとともに、高等学校における特別支援教育の理解を進め、特別支援教育の必要な生徒を的確に把握し、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成に努め、特別支援教育の校内体制整備の一層の充実を図られたい。 (学校教育分野)</p>																																																							
<p>講じた措置</p>																																																							
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 高等学校における特別支援教育の校内体制整備の現状 高等学校における校内体制の整備状況 (単位：%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>校内委員会 の設置</th> <th>実態把握 の実施</th> <th>コーディネータ ーの指名</th> <th>個別指導 計画作成</th> <th>個別教育支援 計画策定</th> <th>巡回相談 員の活用</th> <th>専門家チーム の活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>18.5</td> <td>32.3</td> <td>6.2</td> <td>3.1</td> <td>3.1</td> <td>18.5</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>98.6</td> <td>46.9</td> <td>81.3</td> <td>15.6</td> <td>15.6</td> <td>42.2</td> <td>45.3</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>100.0</td> <td>71.9</td> <td>100.0</td> <td>28.1</td> <td>26.6</td> <td>65.6</td> <td>34.4</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>100.0</td> <td>82.5</td> <td>100.0</td> <td>31.7</td> <td>28.6</td> <td>71.4</td> <td>66.7</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>100.0</td> <td>84.1</td> <td>100.0</td> <td>46.0</td> <td>39.7</td> <td>76.2</td> <td>71.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 毎年9月1日現在</p> <p>(1) 県立高等学校に在籍する発達障がいのある生徒の学校生活支援及び進学就労支援の充実に取り組みました。また、「高等学校における発達障がいのある生徒の指導事例集 (Vo1.1)」を作成しました。</p> <p>(2) 高等学校における特別支援教育の充実を図るため、県立高等学校3校に「発達障がい支援員」を配置し、各学校からの要請に応じて定期的な巡回相談、「個別の教育支援計画」の作成に係る指導及び助言、発達障がいに配慮した授業改善に係る指導及び助言等を行いました。</p> <p>(3) 発達障がい支援員による教育相談を実施し、そこで明らかになったニーズに応じて、発達障がい支援員、言語聴覚士、医師等による専門家チームを編成し、発達障がいに有効なソーシャルスキルトレーニングや言語指導、学びの支援等を展開しました。</p> <p>(4) 高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会議を実施し、各校間の情報交換により、指導・支援のあり方について協議を行い、専門性の向上に努めました。</p>									校内委員会 の設置	実態把握 の実施	コーディネータ ーの指名	個別指導 計画作成	個別教育支援 計画策定	巡回相談 員の活用	専門家チーム の活用	H18	18.5	32.3	6.2	3.1	3.1	18.5	18.5	H19	98.6	46.9	81.3	15.6	15.6	42.2	45.3	H20	100.0	71.9	100.0	28.1	26.6	65.6	34.4	H21	100.0	82.5	100.0	31.7	28.6	71.4	66.7	H22	100.0	84.1	100.0	46.0	39.7	76.2	71.4
	校内委員会 の設置	実態把握 の実施	コーディネータ ーの指名	個別指導 計画作成	個別教育支援 計画策定	巡回相談 員の活用	専門家チーム の活用																																																
H18	18.5	32.3	6.2	3.1	3.1	18.5	18.5																																																
H19	98.6	46.9	81.3	15.6	15.6	42.2	45.3																																																
H20	100.0	71.9	100.0	28.1	26.6	65.6	34.4																																																
H21	100.0	82.5	100.0	31.7	28.6	71.4	66.7																																																
H22	100.0	84.1	100.0	46.0	39.7	76.2	71.4																																																
<p>2 取組の成果</p> <p>(1) 県立高等学校においては、「個別の指導計画」の作成が進むとともに、発達障がいの特性に応じた具体的な指導方法の工夫が進められました。また、発達障がい支援員が対応した事例をまとめた、「高等学校における発達障がいのある生徒の指導事例集 (Vo1.1)」を各校に配布し、職員研修での活用が図られました。</p> <p>(2) 県立高等学校からの要請に応じて、特別支援学校の地域支援部及び発達障がい支援員、言語聴覚士、医師等による専門家チームを派遣し、小中学校在籍中に通級指導教室等において指導を受けてきた生徒に対し、学びの支援、教育相談等を行いました。校内委員会の設置とコーディネーターの指名については100%を維持し、「個別の指導計画」の作成率は、平成20年度28.1%、平成21年度31.7%、平成22年度46.0%と上昇しています。</p> <p>(3) 発達障がい支援員を活用する学校及び継続的に派遣要請がある学校が増加しました。</p>																																																							

「発達障がい支援員の派遣回数推移」

年 度	H19	H20	H21
派遣回数(回)	372	402	494

「派遣内容の推移」

年度	H19	H20	H21
教員への指導助言	109	238	286
心理検査の実施	4	18	28
本人・保護者との相談	24	52	89
研修会講師	28	22	25

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 平成 22 年度各県立高等学校に配布した「高等学校における発達障がいのある生徒の指導事例集 (Vol.1)」活用し、校内での職員研修をより一層推進し、専門性の向上に努めます。
- (2) 高等学校に在籍する発達障がいのある生徒に対する巡回相談では、二次障がいにかかる相談が多くなっていることから、専門性の高い発達障がい支援員による巡回相談と、医師、臨床心理士、学校心理士等からなる専門家チームによる支援体制の充実を図ります。
- (3) 発達障がい支援員による高等学校の巡回相談を実施し、コーディネーター連絡協議会等における情報交換も踏まえ「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成活用を進めながら、授業場面における適切な指導及び必要な支援の充実を図ります。
- (4) 発達障がいのある児童生徒の増加から、発達障がい支援モデル地域（3 地域）における指導・支援体制に関する研究を実施し、小・中学校の情報の高等学校への円滑な移行支援方法を研究します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (学力及び体力の向上)</p> <p>(5) 平成19年度から「全国学力・学習状況調査」、平成20年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が実施されている。</p> <p>平成21年度の調査結果においても、全国平均を下回っている項目が多くあったことから、これまでの取組を検証し、課題等を整理したうえで、授業の改善、指導力を高める研修の推進や体育・保健体育の授業の工夫改善などの支援を充実させ、学力の定着と体力の向上により一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育分野、社会教育・スポーツ分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 (学校教育分野)</p> <p>(1) 児童生徒の学力の定着・向上を図るため、授業改善を中心として、効果的な指導や評価の在り方等について実践的研究を進める市町や学校の取組を支援するとともに、「授業改善支援プラン」を作成するなどして、その成果の検証・普及に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学力アドバンス事業」指定地域:平成22年度 21市町 <p>(2) 各市町が独自に実施する学力向上に向けた学力調査やその結果に基づく研究会・研修会の取組を支援し、学力向上に向けた取組の一層の推進を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学力調査活用事業」指定地域:平成22年度 14市町 <p>(3) 小学校で国語科・算数科を中心に「学力向上計画」を作成し、学校全体で学力の定着・向上のためのシステムづくりを進め、計画的・継続的に課題の改善を図る取組を推進しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小学校における学力定着調査研究事業」指定地域:平成22年度 15市町 <p>(4) 「学力向上推進会議」を開催し、学力向上に向けた市町の取組の方法や成果等について情報交換を行うとともに、児童生徒の学力の定着・向上に対する取組のあり方について協議を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日:平成22年7月20日 ・場所:三重県総合教育センター ・参加者:32名 平成22年10月26日 三重県総合教育センター 25名 <p>(5) 「小学校の学力定着支援会議」を開催し、小学校で作成している「学力向上計画」をもとに、学校全体で学力の定着・向上のためのシステムづくりと課題の改善を図る取組のあり方について協議を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日:平成22年10月26日 ・場所:総合教育センター ・参加者:17名 <p>(6) 「授業力改善セミナー」を開催し、小中学校の教員を対象に、教員一人ひとりの授業力の向上及び学校全体での組織的、継続的な授業改善の取組の充実を目指した講演及びワークショップを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日:平成22年12月4日 ・場所:津市芸濃総合文化センター ・参加者:306名 <p>(7) 「平成22年度三重県教育研究指定校等合同発表会」を開催し、文部科学省及び県教育委員会が実施している学力の定着・向上等に関する事業の各指定校が、研究の内容、方法、成果等を、県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日:平成23年2月3日 ・場所:三重県総合教育センター ・参加者:117名 <p>(8) 「平成21年度三重県教育研究指定校等実施報告集」を作成し、全市町等教育委員会及び全小中学校に配付しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配付時期:平成22年 ・配付部数:2冊×30市町等教育委員会、1冊×561小中学校 <p>(9) 「授業改善支援プラン2010」を作成し、全市町等教育委員会及び全小中学校に配付しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配付時期:平成23年3月 ・配付部数:2冊×30市町等教育委員会、6冊×395小学校、3冊×166中学校 <p>(社会教育・スポーツ分野)</p> <p>「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果において、本県の子どもの体力の状況は、少しずつ上昇傾向にあるものの、依然全国の状況と比較して低位にあり、子どもたちの興味・関心・意欲が高まる魅力ある授業づくりと、日常的な運動習慣の確立をめざした子どもたちの運動機会の拡充を課題として捉え、以下の取組を進めました。</p> <p>(1) 学校体育担当者研究協議会の実施</p>

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図ることができるようにするため、授業における実践事例の共有や今後に向けた諸課題について協議することを通して、体育担当者をはじめとした教員の資質の向上を図りました。

○小学校・・・県内3会場（北・中・南）で開催（8月5日、6日、10日）

【参加者数：363名】

○中・高等学校・・・1会場で開催（9月13日）【参加者数：183名】

(2) 子どもの体力向上推進研究協議会の実施

研究協議会において、新体力テストの内容及び実施方法、結果の有効利用等も含め、より効果的な実践について研究協議を行いました。

○県内の6会場（四日市、松阪、伊賀、尾鷲、津、志摩）で開催

（4月15日、16日、19日、22日、26日、27日）【参加者数：260名】

(3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業の実施

子どもの体力の向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果の詳細な分析を行うとともに、各学校における子どもの運動習慣、生活習慣の改善や体力の向上等に資する具体的方策を提案し実施しました。（文部科学省委託事業）

○子どもの体力向上支援委員会の設置・運営（県）

○地域部会の設置・運営（3市：四日市市、鈴鹿市、津市）

○実践研究校（6校）

・四日市市・・・日永小学校、河原田小学校

・鈴鹿市・・・長太小学校、飯野小学校、合川小学校

・津市・・・芸濃中学校

(4) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業の実施

体育の授業や運動部活動等の活性化を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさ、爽快感などを体験する機会を豊かにすることにより、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資することを目的に、外部指導者を学校へ派遣しました。【外部指導者数：107名】

(5) 小学校体育活動サポートに係る緊急雇用創出事業の実施

小学校の体育科の授業や体育的行事・休み時間等における体育活動等のサポートや指導ができる人材を配置し、子どもたちの運動機会の拡充を図りました。（平成22年度新規）

○前期（5月～10月）・・・13名

○後期（11月～3月）・・・22名

2 取組の成果

（学校教育分野）

- (1) 学力アドバンス事業の指定地域においては、「授業改善支援プラン」を活用した取組や、授業方法等の工夫・改善を図り、児童生徒の学力の定着・向上に向けた取組等が進められています。
- (2) 学力調査活用事業実施校においては、全国的に広く実施されている到達度検査を用いて学力調査を実施し、その結果を全国平均と比較する等により、学校全体の学力の状況や個人の学習内容の定着状況を把握し、それをもとに「弱み」を克服するための指導が重点的に行われるようになりました。また、保護者に対して、検査結果、指導方法の工夫・改善等について、学校日より、懇談会、家庭訪問等、多様な方法で説明が行われるようになりました。
- (3) 小学校における学力定着調査研究事業の指定地域においては、すべての小学校で国語科・算数科を中心に「学力向上計画」を作成するとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得、家庭学習の習慣化等について学校全体でシステムづくりを進め、計画的・継続的に課題を改善する取組が進められるようになりました。
- (4) 市町等教育委員会や学校における学力向上に向けた取組を「学力向上推進会議」や「三重県教育研究指定校等合同発表会」等を通じて推進するとともに、「三重県教育研究指定校等実施報告集」の配付により、各学校において児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな授業実践や教員の指導力の向上を目指した取組等が進められるようになりました。
- (5) 小中学校の教員を対象とした「授業力改善セミナー」を通して、授業改善を進める学校の取組の一層の推進を図ることができました。
- (6) 客観的な学力調査等を実施する市町においては、委員会を設置して調査結果をもとに学力の定着や向上について検討し、その結果を各学校に提言するという取組が増えてきました。また、調査結果をホームページや広報等で公表する市町も増えてきました。

（社会教育・スポーツ分野）

平成22年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県の結果は、平成21年度との比較

において、体力合計点は校種や男女の別にかかわらず、上回りました。また、種目別においても全8種目のうち、小学校第5学年男子が4種目・女子が6種目、中学校第2学年男子が6種目・女子が5種目上回りました。このことから、本県の児童生徒の体力については、緩やかな上昇傾向にあると考えられます。

(1) 学校体育担当者研究協議会

実技を伴う講習会や実践事例の共有を通して、体育・保健体育担当教員の授業における指導力向上を図り、各学校における授業の工夫改善に取り組みました。

(2) 子どもの体力向上推進研究協議会

新体力テストの適切な実施方法及び結果の有効活用等の研究協議を通して、各学校における効果的な体力向上の取組に活かしました。

(3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業

実践研究校による調査結果を踏まえた体力向上の取組を実践事例及び体力向上プログラムとしてまとめ、県内の小中学校へ還流し、各学校における体力向上の取組に活かしました。

(4) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業

地域の人材を学校へ派遣することにより、生徒の運動機会の拡充が図られ、保健体育の授業や運動部活動の活性化が図られました。

(5) 小学校体育活動サポートに係る緊急雇用創出事業の実施

小学校体育活動サポート員を配置することにより、授業や体育的行事・休み時間等における子どもたちの運動機会の拡充が図られました。

平成23年度以降（取組予定等）

（学校教育分野）

- (1) 「全国学力・学習状況調査」の結果等から、児童生徒の学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、指導方法の工夫・改善に活かすことにより、児童生徒の学力の定着・向上が図られるよう、市町等教育委員会に積極的に指導・助言していきます。
- (2) 県事業を委託する市町のモデル校に学力向上アドバイザーを派遣し、校長や教員に、国語、算数・数学、理科を中心とした授業改善の方策や、組織的・継続的な研修の進め方等について指導・助言を行うなどにより、学力向上に向けた学校のPDCAサイクルの確立を支援します。
- (3) 県事業を委託する市町のモデル校において、学習支援員による補充的な学習や発展的な学習を実施し、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、それらを活用する力を育成します。
- (4) 県事業を委託する市町のモデル校において、客観的な学力調査等を実施することにより、取組の成果を検証し、その結果を継続的な教育指導の改善に確実につなげる取組を徹底します。
- (5) 「学力向上推進会議」を開催し、各市町の学力向上に向けた取組の情報交換を行うとともに、モデル校の取組の成果を県内全域に普及することにより、各学校における学力の定着・向上の取組を一層充実します。
- (6) 「三重県教育研究指定校等合同発表会」を開催し、平成23年度の文部科学省及び県教育委員会の各研究指定校が、研究の内容、方法、成果等を、県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行うことにより、取組の成果の普及を図ります。
- (7) 「三重県教育研究指定校等実施報告集」を作成し、各市町等教育委員会及び各小中学校に配付することにより、研究指定校の取組の成果の普及を図ります。
- (8) 小中学校の教員を対象に、学力向上に向けたセミナーを開催し、教員の指導力の一層の向上を図ります。

（社会教育・スポーツ分野）

(1) 指導者の資質向上に関する取組

授業に活かせる体力向上プログラムの実践講習や、児童生徒の運動意欲向上等に関する研究協議を充実していきます。

○「学校体育担当者研究協議会」小学校は県内全域で3日間、中・高等学校は1日間実施

○「子どもの体力向上推進研究協議会」県内の6会場で実施

(2) 効果的な体力向上プログラムの開発

「子どもの体力向上学校支援事業」（平成22年度3市6校）を更に充実させ、効果的な活用方法の研究や実践資料を、県内の学校へ提供し、各学校の体力向上に向けた取組を支援していきます。

(3) 児童生徒の運動機会の拡充に向けた取組

○「子どもたちの元気づくり推進事業」を実施（新規）

体力向上に関する取組を進める小中学校に、専門的スキルを有する体育活動支援員（10人）を配

置し、休み時間や放課後等を活用し、子どもたちの運動機会を拡充するとともに、体育の授業のサポートにも活用して、授業の工夫改善を図ります。

○「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」の実施

運動部活動や保健体育科における武道の指導に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として学校へ派遣し、運動部活動と保健体育科の授業の充実を図ります。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (いじめ、不登校、暴力行為児童生徒への対策の推進) (6) 平成21年度いじめの認知件数は、260件(20年度:362件)、21年度不登校児童生徒数も1,794人(20年度:1,909人)といずれも減少しているが、依然として高い水準にある。また、21年度暴力行為は、822件(20年度:799件)と増加している。 今後とも生徒指導を中心的にリードする教員を養成し、学校の生徒指導体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、より効果的な相談指導・配置に努め、早期発見・早期対応の取組を、一層推進されたい。 (学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① いじめ・暴力行為等の問題行動に関わる喫緊の支援が必要な学校に、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー(S S W)等の派遣を行い、学校配置のスクールカウンセラーと連携して児童生徒等への直接支援を行っています。</p> <p>② 「学校非公式サイト」の検索データ等を基にして、校種別の教育プログラムを作成しています。また、ネットに依存する児童生徒の内面にある課題について、その背景等を分析するとともに、「ネット啓発チーム」を養成して、ネット依存についての理解を深め、子どもを見守る体制を構築しています。</p> <p>③ いじめ・暴力行為等の問題行動への対応を充実させるため、生徒指導リーダー教員養成講座(小・中・高ともに年間2回)を開催しています。</p> <p>④ 生徒指導上の諸問題の課題解決に役立つと思われる取組について、先導的に実施して、いじめ、不登校などの未然防止に取り組んでいます。</p> <p>⑤ 教育支援センターの指導員等の資質向上を行うため、教育支援センター指導員実践交流会を年間5回開催しています。</p> <p>⑥ 教育相談体制の充実のため、平成22年度はスクールカウンセラーを245校(小65校・中155校・県立25校)に、ハートフル相談員を小学校39校に配置するとともに、小学校及び中学校教育相談担当者等を対象とした講習会を開催しています(小・中とも年間1回)。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① いじめ・暴力行為等の問題行動の事例が多様化・複雑化してきている中、学校だけでは対応が困難な事例に対しては、生徒指導特別指導員やS S Wの派遣による支援を行うことで、再発防止や未然防止に効果が見られました。</p> <p>② 「学校非公式サイト」の検索とその結果を基にした指導等によって、問題のある学校非公式サイトの出現を抑制することができました。また、県内の保護者10人を「ネット啓発リーダー」として養成して、講座を実施。家庭の役割の重要性、保護者の関わりの大切さを見つめ直す声が寄せられています。</p> <p>③ 個々の教職員の意識を深めるとともに、暴力行為やいじめ等の問題行動への対応に関するスキルアップ、関係機関との適切な連携を図ることができました。</p> <p>④ スクールカウンセラー等の配置校数については充実しましたが、配置時間数については減らす結果となったため、各学校において、「校内の教育相談体制の充実」など、スクールカウンセラーのより効果的な活用方法について調査研究を進めていきます。</p> <p>⑤ 不登校児童生徒の事例が複雑化・多様化していることなどから教育支援センターの資質向上を行うとともに民間施設も含めた他機関との連携のあり方を構築していくことが必要です。</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に係る教育実践をさらに充実させるために以下の取組を中心に行います。

- ① 事案の多様化・複雑化に対応するため、生徒指導特別指導員、S S W、教育支援センター指導員等の更なる資質向上に努めるとともに、校種間や関係機関との連携をすすめていきます。
- ② 児童生徒の問題行動や多様化する保護者・地域住民からの要望など、学校だけでは解決できない問題に対応するため、S S W、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員を含めた「学校問題解決サポートチーム」を事案ごとに編成し、指導・助言にあたりるとともに、弁護士等の法律の専門家と連携して支援していきます。
- ③ 事案については様々な背景が考えられることから、スクールカウンセラーや教職員等の資質向上を図り、教育相談体制の充実に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (外国人児童生徒教育の支援)</p> <p>(7) 県内の公立小中学校及び県立高等学校における日本語指導を必要とする外国人児童生徒数は、1,659人(平成21年度)と前年度に比べ46人増加している。また、近年、外国人児童生徒の広域化、流動化が見られる。</p> <p>現在、日本語指導や学校生活への適応指導の充実に取り組んでいるが、広域化、流動化に対応した取組や外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけ、学校生活により適応できる取組を市町等教育委員会との役割分担を明確にして、連携しながら進められたい。</p> <p>また、高校進学を希望する生徒も増加していることから、進学機会拡大を図るため、引き続き必要な環境整備を支援されたい。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度の状況としましては、県内の公立小中学校及び県立高等学校における日本語指導を必要とする児童生徒は、9月現在で1,651人となり、前年度と比べ14人の減少となっています。 ・ 外国人児童生徒が日本語を理解し、自己実現を図るための指導をしている学校を支援するために、10名の外国人児童生徒巡回相談員を配置しました。平成22年度の外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問回数は、3月末現在で2,048回となっています。 ・ 外国人児童生徒や保護者からの学校生活や就学等について、電話やインターネットメールによるポルトガル語の教育相談を実施しています。平成22年度の相談回数は、3月末現在で173回となっています。 ・ 県内7市に「外国人児童生徒教育支援センター事業」を委託し、来日間もない外国人児童生徒に対して日本語指導や学校生活への適応指導を行うための「初期適応指導教室」の開設や、外国人児童生徒の進路を保障するための「進路ガイダンス」等の取組を支援しました。7市において進路ガイダンスが開催され、外国人の子どもや保護者に進路の情報が提供されました。 ・ 児童生徒が互いの異なる文化や習慣を理解・尊重し、協力し合って共生社会づくりをめざす教育を推進するため、全小中学校の管理職を対象とした研修会を実施しました。また、各小中学校の外国人児童生徒教育担当者を対象とした悉皆の研修会を実施し、561名の教職員等が参加しました。 ・ 巡回相談員の指導技術の向上のために年間7回の学習会を開催し、各学校における課題等について協議を行い、その後の指導に役立てています。 ・ 不就学となっている外国人の子どもの就学の促進を図るとともに、学校や初期適応指導教室等における日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援するため、外国人の子どもの就学支援等を行う就学支援員を日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍が多い7市を中心に配置しました。 ・ 外国人児童生徒の受入体制が十分整備されていない市町や学校には、外国人児童生徒教育コーディネーターを2名配置し、受入体制の確立を図りました。外国人児童生徒教育コーディネーターの訪問実績は、3月末現在で94回(9市町16校)となっています。 ・ 教員向けの「日本語指導の手引き」を作成・配付し、外国人児童生徒の日本語指導を支援します。 <p>(2) 関係機関、団体との連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県生活・文化部国際室が開催する庁内多文化共生政策ネットワーク会議に参加し、庁内の関係部局と情報交換を行い連携を図っています。 ・ 「外国人児童生徒教育検討会議」を外国人児童生徒の在籍が多い7市(桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市)の担当者等を集めて開催し、課題の共有と解決に向けての取組について協議しています。 ・ 市町教育委員会と連携して、外国人生徒やその保護者を対象に「進路ガイダンス」を県内7ヶ所で開催しました。 <p>(3) 高等学校入学者選抜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜を、英語関連学科等や履修計画が立てやすい単位制の高等学校を中心に17校21学科・コースで実施しました。本制度は、外国人生徒が受検する場合、学

力検査を軽減し、自国語（または英語）又は日本語による作文と面接（ただし、高等学校長の判断により簡単な基礎学力検査を課すことができる。）で選抜することとしています。また、これまで「5人以内とする」としていた特別枠入学者選抜の募集枠を、平成22年度選抜より「原則として5人以内とする」に変更しました。

2 取組の成果

- ・ 外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問や電話、インターネットメール等の相談活動が充実し、当該児童生徒の学校生活への適応指導及び教職員への支援が図られました。
- ・ 多文化共生のための教育が行われるよう、全小中学校の管理職や教職員を対象にした研修会を実施し、外国人児童生徒が在籍していない学校においても、多文化共生の視点に立った教育の必要性について認識が持てるようになりました。
- ・ 「進路ガイダンス」を実施することにより、外国人生徒の進路選択を支援することにつながりました。
- ・ 特別枠入学者選抜を実施することにより、学ぶ意欲がありながら、日本語の力が十分でない外国人生徒に、学ぶ機会を保障することにつながりました。特別枠入学者選抜の募集枠を「原則として5人以内とする」と変更したことにより、各高等学校において弾力的な運用ができるようになりました。

平成23年度以降（取組予定等）

- (1) 外国人児童生徒に対して日本語指導や学校生活への適応指導を行うため、11名の巡回相談員を学校に派遣します。
- (2) 外国人児童生徒教育専門員を配置し、電話及びインターネットを活用して、県内各地の外国人児童生徒や保護者等からの教育相談に対応します。また、外国人児童生徒教育の充実を図るため、研修会等の資料の作成や指導・助言を行います。
- (3) 小中高等学校の外国人児童生徒教育の担当者を対象とした会議を開催し、日本語指導や多文化共生の教育等について理解を深めるための支援を行います。
- (4) 外国人児童生徒の学力の向上を図るため、学習言語としての日本語の習得に関する調査研究を行います。
- (5) 外国人児童生徒教育に関する専門的な知識や技術を持つコーディネーターを学校等に派遣し、外国人児童生徒教育の充実に向けた総合的な取組の推進を図ります。
- (6) 初期適応指導教室の運営や外国語が話せる支援員の配置等、市町の取組を支援し、外国人児童生徒の受入体制を充実していきます。
- (7) 外国人生徒やその保護者を対象とした「進路ガイダンス」を市町教育委員会と連携して、引き続き、開催します。
- (8) 外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜を、引き続き、17校21学科・コースで実施します。
- (9) 地域の状況や生徒・保護者のニーズを踏まえながら、特別枠入学者選抜実施校や募集枠について検討していきます。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (キャリア教育の充実と就労支援)</p> <p>(8) 平成22年7月末現在の県内新規高等学校卒業予定者の求人状況は、就職希望者数4,389人に対し、県内の求人数は2,810人となっており、非常に厳しい雇用状況となっている。</p> <p>引き続き、各教育委員会等との連携を一層密にし、小・中・高等学校の各段階に応じたキャリア教育を推進し、勤労観、職業観の育成を図りたい。</p> <p>また、不安定就労者や就職未内定者が増加していることから、就職支援相談員等を活用し、就労支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) キャリア教育の充実</p> <p>ア キャリア教育推進地域を指定し、小・中・高における各学校段階を通じた系統的なキャリア教育の実践研究を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四日市地域、津地域、多気地域、松阪地域、大台地域、伊賀地域、東紀州地域 <p>イ 各高校の特色に応じた多様なキャリア教育を支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ 38校、「日本版デュアルシステム」の推進 5校 ・各学科の専門性を活かし、地域や産業界等と連携した学習活動 7校 ・外部人材を活用したキャリアデザインサポート講習 24校 <p>ウ キャリア教育推進のリーダーとなる教員を養成する講習を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎講習 232名参加 専門講習 17名参加 <p>(2) 就労支援</p> <p>ア 外部人材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援教員 7名、就職支援相談員 4名、就労支援総合マネージャー 6名 <p>イ 就職対策支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職対策の事業所訪問に係る旅費の支援 41校 ・合同就職面接会(5回)、就職情報交換会(2回)、企業展の開催に係る会場費等を支援 <p>ウ 高校生内定獲得緊急支援事業(新事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就活ゼミ 69名、就業サポート 26名 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 県内7地域の市町等教育委員会、小・中・高が連携し、各地域の実情に応じたキャリア教育の充実を図るとともに、生徒の変容や成果・検証を行った。</p> <p>(2) 各高校の特色に応じたキャリア教育に取り組むことにより、生徒の職業や仕事についての理解、自己の可能性や適性の理解、働くことへの動機づけが深まり、自立できる力の育成につながった。</p> <p>(3) 県内全ての公立小中学校・高校から、本年度までの4年間に延べ800名を超える教員がキャリア教育推進の研修に参加し、キャリア教育の意義を理解するとともに、キャリアカウンセリングスキルを向上させた。</p> <p>(4) 就職支援や求人開拓に課題を抱える県立高校に、企業等で人事部門等の経験を有する外部人材を配置し、生徒のニーズにあった求人開拓や面接指導等を行い、就職希望者の就職内定につなげた。</p> <p>(5) 平成23年2月末現在、県立高等学校卒業予定者の就職内定率は94.3%と、前年同期に比べ2.0ポイント上昇しましたが、就職未内定者は231人となっており、厳しい雇用状況となっています。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>児童生徒が、勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を身につけ、将来、自立した社会人として、人生設計し、積極的に社会参加できるようにするため、各学校段階を通じた系統的なキャリア教育の取組を推進する県立学校及び小・中学校の実践を支援するとともに、地域等との連携を図りながら、県立高校の特色に応じた多様なキャリア教育の実践を拡充していきます。</p> <p>また、引き続き厳しい雇用情勢が続くことが予想される中、就職に係る外部人材の増員や求人開拓のための事業所訪問を拡充することで、就職を希望する高校生の進路実現が図られるよう支援してい</p>

きます。さらに、高校生一人ひとりの適性と職業のマッチングを図るとともに、着実に内定が得られるよう、教職員の就職指導のスキルの向上を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (教育相談体制等の充実)</p> <p>(9) 総合教育センターでの教育相談件数は、平成 21 年度 7,537 件で前年度の 8,673 件から 1,136 件の大幅な減少となっている。</p> <p>相談内容が複雑化・多様化しているなか、対象外の相談を減らしていったことと、一次的教育相談を受ける各学校等での初期対応が適切に行われ、教育相談員専門研修を実施している効果が表れてきている結果であるが、今後も引き続き、当センターが教育相談の中核的役割としての機能を発揮して、学校の教育相談体制を支援していくために、より高度で専門性を備えた体制の充実を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(研修分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 21 年度に引き続き、臨床心理相談専門員を 6 人配置し、学校や地域の相談機関において解決困難な二次的教育相談を中心に、プレイセラピーやカウンセリングを通して子どもや保護者を直接支援するとともに、教職員やスクールカウンセラー、教育支援センター担当者等への心理臨床的視点からの指導・助言を行いました。また、臨床心理相談専門員を校内研修会等へ派遣することを通して、学校支援を行いました。</p> <p>学校の教育相談体制の充実を目指して、教育相談の専門性を有する教職員を養成するため教育相談専門研修(基礎講座 3 日間 2 講座、中級講座 5 日間 2 講座、上級講座 5 日間 2 講座)を実施するとともに、上級講座修了者等を対象とする教育相談継続的支援研修会(ケース・カンファレンス 6 回、サプリメント講座 6 回)を実施しました。また、心理臨床的視点からの子ども理解を進めるために教育相談講演会(2 回)、教育相談地域支援研修会(6 回)等の研修会も実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>教育相談件数は 7,293 件でした。昨年度の後半より、特に電話相談における対象外の相談を積極的に整理してきた経緯から、244 件減少しているものの、依然として教育相談のニーズは高く、より一層ニーズに応えていく必要があると考えられます。</p> <p>平成 22 年度の教育相談専門研修上級講座の修了者数は 46 人、教育相談継続的支援研修会は 454 人、教育相談講演会は 368 人の参加者があり、一次的教育相談を受ける学校等の支援が引き続き進んでいると考えられます。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>依然として高い教育相談のニーズに応えるため、引き続き臨床心理相談専門員を 6 人配置し、学校等では解決困難な二次的教育相談を実施するとともに、臨床心理相談専門員の校内研修会等への派遣等、学校等の教育相談体制を支援できる総合教育センターの相談体制を維持していきます。</p> <p>学校等の教育相談体制の中核を担う教職員を養成するために、引き続き教育相談専門研修を実施するとともに、より多くの教職員のニーズに応える教育相談テーマ別研修を構築します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (教職員研修参加状況の検証と研修に参加しやすい環境の整備)</p> <p>(10) 研修を通して教職員の資質向上を図るため、教職員一人あたりの研修参加回数を目標として掲げており、平成 21 年度実績で 2.52 回 (目標 2.65 回) となっている。 教職員が学校現場を離れての研修が年々困難になってきていることから、IT を活用したネット DE 研修や長期休業期間中の研修講座の充実を図っているところである。 全教職員に研修機会を確保し、教職員全体の資質向上を図ることが重要であることから、教職員一人ひとりの研修の参加状況を検証し、より研修に参加しやすい環境を整備されたい。 (研修分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 校長等との対話を通じて個々の教職員が身につけるべき資質が明らかになり、それに対応して一人ひとりの教職員が主体的・計画的に資質能力を向上させることができるよう、以下のとおり研修機会の確保に努めました。</p> <p>(1) 教職員の資質の向上に向けた研修講座案内の作成と周知 個々の教職員が自らの資質の向上に必要な研修講座を適切に選択できることを目的とした研修案内を作成し、総合教育センターの Web ページに掲載するとともに、各学校に配布し活用を促しました。さらに、教職員一人ひとりの資質の向上を促すための研修のメニューがわかるように、メール通信で研修講座に関する新しい情報を流すとともに、案内チラシを作成し、様々な会議や研修講座、訪問先の学校で配布しました。</p> <p>(2) e-ラーニングシステムを活用したネット DE 研修の活用 メール通信での PR を行ったり、メール送信時の署名欄に PR を添えたりするなど周知に努めています。さらに、新たな講座の充実とともに、状況の変化により内容が古くなった講座についてはリニューアルを行うなど、常に教職員のニーズにあった内容になるよう努めました。平成 22 年度末で、192 講座が受講できるようになっています。</p> <p>(3) 集合研修における長期休業期間中への集中化による機会の確保 子どもたちが学校にいる間に学校を離れて研修に出ることが難しくなっている現状をふまえ、長期休業中への研修の集中を実施しました。(平成 21 年度 57.0% 平成 22 年度 60.6%)</p> <p>(4) 地域分散型研修の充実による研修機会の確保 総合教育センター以外で実施する研修(地域分散型研修)を充実させることで、津市から離れた地域の教職員の参加意欲を高めました。さらに、市町等の教育委員会や教育研究所等との連携で実施するブロック別研修については、電子黒板の使用法など各地域の課題に応じた研修も実施しています。(平成 21 年度 150 講座 平成 22 年度 137 講座)</p> <p>(5) 教職員の研修参加状況の検証 初任者研修、教職経験 5 年研修、教職経験 10 年研修では、受講対象者一人ひとりの研修参加状況を各回ごとに把握するとともに、所属校から提出される実施報告書や本人の「振り返りシート」等により研修効果の検証を行っています。内地留学や教員研修センターで行われる中央研修などの派遣研修に参加した教職員については、研修履歴をもとに学校内での教育の推進役を任せたり、県教育委員会が実施している講座の講師を依頼したりするなど研修の効果的な活用を図ってきました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) e-ラーニングシステムを活用したネット DE 研修の活用 ネット DE 研修については、勤務校を離れることなく研修できることや、時間の制約がなく自分の都合の良い時間に研修できること等の利点があり、集合研修と組み合わせて実施することにより効果を上げています。平成 22 年度は、13,354 人の利用者がありました。平成 23 年度においても、今日的な課題を中心に、12 講座を加える予定です。</p> <p>(2) 集合研修における長期休業期間中への集中化による機会の確保 長期休業期間中の研修が定着しつつあり、今年 7 月 21 日から 8 月 31 日までの受講者数は、約 9,300 人となっています。</p> <p>(3) 地域分散型研修の充実による研修機会の確保 平成 22 年度、137 講座の地域分散型研修を計画することができました。この数値は 5 年前(平成 18 年度)の 107 講座と比較しても増加しています。</p> <p>(4) メール通信の発行や、研修案内チラシによる研修情報の提供</p>

校長が教職員の人材育成を行う際にアドバイスできるための研修情報を送ることで、学校における人材育成支援をより行いやすいようにすることができたと考えます。

メール通信や研修案内チラシ等を通じて学校に様々な研修情報を提供しました。その結果、校長が、教職員の育成支援を行う際、個々の教職員の資質向上に必用な研修について指導・助言しやすい環境を整えることができました。

(5) 教職員の研修参加状況の検証

段階を踏んで繰り返し受講することにより、レベルアップを図ることが求められる専門性の高い研修講座については、各回の参加者と参加状況を所属長に伝え、学校における人材の活用と研修効果の波及を促進しました。教育相談専門研修においては、このような手だてを講じることにより、600人以上が講座を修了しています。

平成23年度以降（取組予定等）

今後、学校内で校長等との対話が進み、各教職員が身につけるべき資質が一層明確になってきます。このことに対応して、Web ページやメール通信の活用により、教職員が自ら必要とする研修をより適切に選択できるよう情報提供に努めます。また、教職員がより興味を持って受講できるような学校配布一覧表や個々の研修の案内チラシを活用することにより実施講座の周知に努めます。

さらに、ネットDE研修や地域分散型研修などにより、総合教育センターでの集合研修に参加するのが困難な教職員の研修機会の確保・拡充を図っていきます。また、長期休業期間中への研修の集中については、平日に実施する集合研修とのバランスを考えることで、より多くの教職員が参加できるようにします。

なお、一部の講座において行っている参加状況の把握とその活用について、さらに検討を加えるとともに、一人ひとりの研修の参加状況を把握するために、抽出でアンケートを実施することの検討を始めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、82,220,719円（対前年度比129.0%）あり、前年度と比べて18,501,011円増加している。各奨学金などの返還金については、滞納整理に関する要綱などに基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に一層努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県高等学校等修学奨学金返還金 (経営企画分野) ・ 雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分） (教育支援分野) ・ 進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金 (学校教育分野) ・ 三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金 (学校教育分野) ・ スクールカウンセラー通勤手当返還金 (学校教育分野) <p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(三重県高等学校等修学奨学金)</p> <p>① 平成17年度に本格的な返還が始まってから、貸与者が返還する額が増加していく中で、昨今の経済状況の悪化等の影響もあり、未収金についても増加しています。このことから、「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、滞納の段階に応じて下記のとおり返還指導を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返還依頼書及び督促状の送付や電話督促のほか、長期滞納者の自宅訪問 ・ 長期滞納者の連帯保証人に対する代位弁済請求 <p>② ①の取り組みを効果的に実施するため、未収金対策を担当する嘱託員2名により、毎週時間差勤務による電話督促や定期的な個別訪問をしました。</p> <p>③ 県外在住の返還者等からの円滑な返還を図るため、ゆうちょ銀行に返還金受入専用口座を開きました。</p> <p>④ 県による返還指導では改善がみられない長期延滞債権について、回収業務の民間委託を行い回収体制を強化したところ、平成21年度に比べて回収額が増加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度 平成21年当初委託額10,025,676円、回収額2,032,276円、回収率20.2% ・ 平成22年度 平成22年当初委託額14,880,842円、回収額3,548,885円、回収率23.8% <p>⑤ ④の民間委託を行っても回収が見込まれない債権を対象に、支払督促等の法的措置の実施に向けた準備を進めています。</p> <p>(雑入：教職員恩給及び退職年金過払い分)</p> <p>教職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことから発生するので、事件後直ちに教育委員会の職員が「住民基本台帳ネットワーク」を閲覧することができるよう担当部に取扱いの改正を求め、以降、支払時ごとに受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしております。</p> <p>現在、過払い状態となっている3件のうち悪質である1件については、平成21年11月6日に津警察署に告訴（平成22年1月26日起訴）したことから、平成22年5月11日懲役2年4月の実刑判決が出され、現在本人は服役中であります。また、これと平行して平成22年1月14日、津地方裁判所に訴えの提起（民事訴訟）を行い、債権を認めた勝訴判決が平成22年8月14日に確定しました。その後も本人と協議するも、返還について芳しい状況になく、平成23年1月28日付けで13金融機関23支店に対し債権差押命令の申立を行い、そのうち3金融機関3支店に債権があることを確認し計107,900円の預金差押を執行しました。</p> <p>なお、残る2件のうち1件については、徴収努力により全額回収したところですが、あと1件については全く資力が無く、分納誓約に従って自宅訪問により督促等を行い、着実な債権回収に努力しました。</p> <p>(三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金)</p> <p>当該の未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が修学を継続できず退学に至ったため、返還が発生したものです。当該滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うとともに、滞納者が貸与を受けていた当時の</p>
--

在籍校と連携し、滞納者の現状把握等を行うなどの債権管理に努めました。過去から引き続き滞納している者に対しては、家庭訪問を試みましたが既に転居しており、その後、改めて転居先に督促状を送付しましたが、住居の特定はできませんでした。また、新たに滞納した者については保護者と交渉して納付書を送付するなど、未収金の回収に努めました。

(進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金)

- ① 「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組むとともに、平成22年度から専任の嘱託員を配置し、収納促進に努めました。
- ② 納期限までに納付しない債務者に対して、返還依頼書(4・7・10・1月)により返還を促しました。
- ③ 返還依頼書に応じない債務者に対して、電話(5・8・11・2月)により督促しました。
- ④ 返還依頼書及び電話による督促に応じない債務者に対して督促状(5・8・11・2月)により返還を督促しました。

(スクールカウンセラー通勤手当返還金)

当該の未収金については、債務者との協議の結果、平成17年6月14日に、平成17年6月から平成18年3月までの間で分割納付するとの承諾を得ました。しかし、一度も履行されないため、平成18年2月13日付けで当時の南勢志摩教育事務所長から督促状を送付しましたが、平成18年2月22日に債務者から南勢志摩教育事務所長に対して、納付に応じられない旨の連絡がありました。

その後、各教育事務所が廃止されたことから教育委員会事務局が当該未収金を引き継ぎ、平成18年12月27日付け、平成20年2月18日付け、平成21年2月12日付けで、再三債務者に対して督促状を送付しましたが、納付がありませんでした。その後、債務者が転居したため、確認のために公用で照会を行ったところ転居先の住所が判明しました。平成22年5月25日付で、現住所に督促状を送付しましたが、不在のため返送されました。

平成22年6月14日には、時効の発生の起算日(平成17年6月14日)から5年が経過し、時効が成立しました。(公法上の債権)

2 取組の成果

(三重県高等学校等修学奨学金)

- ① 未収金対策を担当する嘱託員2名による、定期的な個別訪問の実施、電話等によるきめ細かい返還指導等の結果、過年度未収金の回収率が向上しました。
- ② 返還金受入専用口座(ゆうちょ銀行)を開設した結果、県外在住や金融機関の営業時間内に納められない返還者からの返還金を受け入れることが可能となり、収納促進が図られました。
- ③ 長期延滞債権については、債権回収を民間委託した結果、県による指導では改善がみられなかった返還者から定期的に収納されるようになりました。

(雑入：教職員恩給及び退職年金過払い分)

事件発覚以降、「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を行っていることから以後の過払いは皆無となっています。なお、津警察署に告訴した件については、平成22年5月11日に懲役2年4月の実刑判決(求刑3年6月)が出され確定しています。こうした一連の裁判活動と法的措置により、今年度は1,767,900円を徴収しました。次に、残る2件のうち、1件については、平成22年12月に過払い分全額を回収しました。あと1件についても、自宅訪問を実施するなど分納の履行について厳格に対応しています。こうした取組の結果、平成23年3月末現在の合計収納状況は、平成22年度収納額1,892,466円、未済額は9,867,287円となりました。

(三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金)

再三にわたり督促を行ってきましたが、現時点で新たな返還金は得られていません。

(進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金)

- ・高等学校等進学奨励金返還金の未収金のうち357,250円を収納しました。
- ・大学等進学資金貸付金返還金の未収金のうち581,000円を収納しました。

(平成23年3月末現在)

(スクールカウンセラー通勤手当返還金)

口頭・文書による督促を定期的に行ってきましたが、平成22年6月14日に時効が成立したため、不納欠損手続きを行いました。

平成 23 年度以降（取組予定等）**（三重県高等学校等修学奨学金）**

- ① 「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき継続的に返還業務に取り組み、専任の嘱託員によるきめ細かい返還指導等を行っていきます。
- ② 県による返還指導では改善がみられない長期延滞債権について、継続的に回収業務の民間委託を行い、回収体制の強化を図ります。
- ③ ②の民間委託を行っても回収が見込まれない債権については、支払督促等の法的措置を実施します。
- ④ 奨学金申請の際に、返還の意識付け、重要性等の周知徹底を図るため、受付担当の学校関係者をはじめ申請者に対し、説明会等機会あるごとに周知を図っていきます。

（雑入：教職員恩給及び退職年金過払い分）

教職員恩給及び退職年金過払い分のうち勝訴した1件については、強制執行（差押え）による積極的な回収を図るとともに、残り1件についても訪問等による督促、分割収納を進め未収金の解消に努めていきます。

（三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金）

今後も、「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校とも連携しながら返還金の回収に努めていきます。

（進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金）

引き続き、「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促を行うことにより収納促進に努めていきます。

（スクールカウンセラー通勤手当返還金）

今後も、再発防止に向けて適切な事務処理の執行に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 県立学校分</p> <p>(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が 16,211,932 円（対前年度比 123.9%）あり、前年度と比べて 3,130,374 円増加しているため、引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱などに基づき、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校授業料 (該当県立高等学校 43 校) ・ 弁償金 (該当県立高等学校 1 校) ・ 学校開放事業電気使用料等 (該当県立高等学校 5 校) <p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (高等学校授業料)</p> <p>① 平成 22 年 4 月から県立高校の授業料は無償となりましたが、過年度の未収については、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」（平成 16 年 1 月策定）に基づき、学校全体で未収の解消に取り組みました。</p> <p>② 平成 21 年度に引き続き平成 22 年度は、卒業生や退学者に対する授業料の未収金解消に向けた統一的な取組を行い、校長・教育長名による督促、弁護士名による督促、弁護士名による内容証明郵便督促など、収納の促進を図りました。</p> <p>③ 資力があるにもかかわらず支払いに応じない者に対しては、弁護士や学校関係者と協議して支払督促を実施するなど、各学校において未収解消への取組みが円滑に進められるよう統一的な対策を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度支払督促・・・6 件申立て (債権総額 472,267 円、回収総額 303,943 円、未回収 168,324 円) <p style="margin-left: 40px;">(内訳) 4 件：完納 (計 288,867 円) 2 件：債務名義を取得し預金差押等 (計 12,076 円)。納付依頼継続中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度支払督促・・・2 件申立て (債権総額 29,400 円、回収総額 0 円、未回収 29,400 円) <p style="margin-left: 40px;">(内訳) 1 件：債務名義取得 (19,600 円) 1 件：手続中 (9,800 円)</p> <p>(弁償金) 自宅訪問や文書による督促を行い、未収金の解消に取り組みました。</p> <p>(学校開放事業電気使用料等) 当該未収金のうち、県立学校体育施設開放事業に係る光熱水費負担金については、来校時あるいは電話にて、当該利用団体の代表へ納付に関する周知を行うように努めています。また、自動販売機等光熱水費負担金については、自動販売機の使用に係る光熱水費を算出し、設置者に納入の通知を行い、期限内納付を遵守させるように努めています。</p> <p>収入未済となった原因は、未収となった利用団体に適正な納付意識が薄かったこと、学校と利用者側との連絡・利用者側における内部の連絡が行き届かなかつたことなどによるものであり、再三にわたり納付勧告・督促を行ったものの未収となったため、未収金の状況を早期に把握して適切に対処していくことが重要と考えます。</p> <p>平成 22 年度においても、引き続き未収金の解消に取り組むとともに、納期限が近づいてきた案件については、収納状況を把握して納期限が来ていない場合であっても、納付を忘れていないかを相手方に確認し、未納である場合は早期に納付することを促しました。また、収入事務と学校施設開放利用承認事務について、同じ職員が担当するなど、承認から光熱水費負担金の収納までの事務の一体的な処理を図る中で、承認にかかる書類のやりとり、電話連絡等での収納の働きかけも効率的に行い、収入未済が発生しないように努めました。</p> <p>2 取組の成果</p>

(高等学校授業料)

授業料の未収金解消に向けた統一的な取組を行った結果、過年度未収金の平成 22 年度回収額は 8,881,276 円（平成 23 年 2 月末現在）となりました。

(弁償金)

自宅訪問や文書による督促を行いました。現在のところ納付はない状況です。

(学校開放事業電気使用料)

光熱水費負担金の収入未済額については、全額収納しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）**(高等学校授業料)**

平成 22 年 4 月からの授業料無償化の影響から滞納件数の減少が予想されるものの、未納期間が長期化することで、対応困難な債権の増加が懸念されます。

こうしたことから次の措置を講じていきます。

- ① 引き続き学校において電話及び文書等による督促を行うとともに、県教委としても授業料未収対策の年間スケジュールを策定することで学校における滞納整理の進捗状況を適格に管理し、滞納期間の長期化を防止します。
- ② 困難案件については、弁護士等専門家の助言のもと、随時、法的措置を講じていきます。

(弁償金)

学校と連携しつつ、弁護士等専門家と相談しながら収納に努めていきます。

(学校開放事業電気使用料等)

県立学校体育施設開放事業の光熱水費負担金については、利用団体に対して利用申請時に三重県立学校体育施設開放要綱等の遵守を徹底するよう、周知に努めていきます。

また、自動販売機等光熱水費負担金を含め、平成 22 年度と同様に収納状況を定期的に確認し、収納されていない場合は、電話による督促等を行っていきます。特に 3 月分については納期限を前倒しするなどして年度内納付の徹底を図り、未納がある団体に対しては必要に応じて施設利用時にも督促を行っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

イ 県立学校分

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 現金納付された授業料の収納処理が遅延していた。(桑名西高等学校)
- (2) 指定金融機関等への払込当日にまとめて現金受入票及び現金収納票を起票しているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。(桑名西高等学校)
- (3) 学校開放事業光熱水費負担金について、納付期限を過ぎた納付が散見された。(桑名西高等学校)
- (4) 授業料減額対象者1名分の調定減額及び口座振替額の変更を失念したため、6か月分過大徴収となり、歳入戻出を行っていた。(桑名工業高等学校)
- (5) 現金納付された授業料の収納処理が遅延していた。(川越高等学校)
- (6) 生産物売払代金の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重に計上されていた。(四日市農芸高等学校)
- (7) 授業料の現金受入れに際し、受入れた日の翌日等に「現金受入票」の処理を行っていたため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。(四日市商業高等学校)
- (8) 授業料の現金収納に係る納付書の領収印欄に押印がされていなかった。(亀山高等学校)
- (9) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重に計上されていた。(津西高等学校)
- (10) 授業料の現金受入れに際し、受入れた日の翌日等に「現金受入票」の処理を行っているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。(みえ夢学園高等学校)
- (11) 学校開放事業光熱水費負担金について、納付期限を過ぎた納付が散見された。(松阪高等学校)
- (12) 入学料の収入証紙の消印を押印していないものがあつた。(松阪高等学校)
- (13) 授業料の現金受入れに際し、受入れた日の翌日等に「現金受入票」の処理を行っているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。(松阪商業高等学校)
- (14) 現金納付された授業料等の収納処理が遅延していた。(松阪商業高等学校)
- (15) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(宮川高等学校)
- (16) 授業料滞納整理記録簿の整理が一部行われていなかった。(伊勢まなび高等学校)
- (17) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(伊勢まなび高等学校)
- (18) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(明野高等学校)
- (19) P T A会費等を県の歳入として受入れたことにより歳入戻出を行っていた。(南伊勢高等学校)
- (20) 授業料の減免申請手続きについて、6月以降決裁が行われておらず、申請者に対し減免審査結果通知書が送付されていなかった。(水産高等学校)
- (21) 平成21年4月17日に授業料の調定変更が行われた以後、授業料減免や退学、休学に伴う減額調定変更が行われていなかった。(水産高等学校)
- (22) 他校へ転学した生徒から誤って授業料を徴収したことにより歳入戻出を行っていた。(水産高等学校)
- (23) 授業料滞納整理記録簿の整理が行われていなかった。(水産高等学校)
- (24) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(あけぼの学園高等学校)
- (25) 授業料、雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(上野高等学校)
- (26) 授業料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(名張高等学校)
- (27) 目的外使用に係る使用料の収納が遅延していた。(尾鷲高等学校)
- (28) 授業料の現金受入れに際し、受入れた日の翌日等に「現金受入票」の処理を行っているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。(木本高等学校)

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| (29) 授業料の事務処理誤りにより歳入戻出を行っていた。 | (木本高等学校) |
| (30) 雇用保険料、授業料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 | (紀南高等学校) |
| (31) 現金納付された物品売払代金の収納処理が遅延していた。 | (西日野にじ学園) |
| (32) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 | (熊野少年自然の家) |
| (33) 授業料等の事務処理誤りにより歳入戻出を行っていた。 | (書面監査 11校) |

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。

一方、県立学校においては、自主的な取り組みとして学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループを平成 22 年度に計 8 回開催し、学校における会計事務の問題点と改善について検討を進めました。具体的な取組は次のとおりです。

また、内部牽制の充実及び指導監督の徹底を図るためにチェックを強化するという観点から、県立学校の事務長向け会計事務勉強会を県内 6 地区（北勢、中勢、松阪、伊勢、伊賀、紀州）において計 7 回開催し、対象者 71 名のうち 66 名が出席しました（出席率 93%）。勉強会では出納局職員をアドバイザーとして招き、出納検査や定期監査における指導事項の内容や会計事務におけるチェックポイントを説明するとともに、他校における事例の共有や共通する課題の整理なども行いました。

さらに、県立学校事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を充実するため、自主的な取組として事務職員の有志により立ち上げた「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」を県庁内の統合サーバーに移設し、プロジェクトメンバーを募って運営体制の強化及び内容の充実を図りました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (5) (8) (14) (31) 授業料等の現金収納にかかる事務処理誤り（処理遅延、領収印もれ）

受け入れた現金の収納処理が遅延しないよう、校内の連絡体制の強化と事務書類の確認体制の強化を図り、現金納付後速やかに正確な収納処理を行うよう努めました。

- (2) (6) (7) (9) (10) (13) (28) 現金日計表における事務処理誤り（受入日と実際の領収日の不一致、受入額の二重計上）

現金受入の有無及び日計表を随時確認することにより、再発防止に取り組みました。また、時間外に現金を受け入れた場合は、現金受入票を手書き処理するなど、事案に対応して適切な事務処理に努めました。

- (3) (11) 学校開放事業光熱水費負担金の期限後納付

債権者（学校体育施設開放事業の利用団体）が納期限を失念していたことが原因ですが、収納状況の把握が十分でなかった面もあるため、定期的に収納状況を確認し、未収となっている場合は来校時あるいは電話により当該利用団体への督促を行って早期に収納されるよう努めました。

- (4) (15) (17) (18) (19) (22) (24) (25) (26) (29) (30) (32) (33) 授業料、雇用保険料等の事務処理誤りによる歳入戻出

授業料については登録事務誤りや学校内で生徒在籍状況の把握が不十分であったことに原因であると思われるため、複数による確認を徹底するとともに、教職員の情報共有を密にするよう努めました。また、雇用保険料については率の改定についての認識不足が原因であると思われるため、制度改正等において見落としのないよう細心の注意を払うとともに、複数名によるチェック体制を強化しました。

- (12) 入学料の収入証紙の消印もれ

担当者が押印の確認を怠ったために生じたことから、押印後、再度消印の有無を確認することにしました。

- (16) (20) (21) (23) 授業料の減免、滞納整理に係る事務処理誤り

授業料減免申請者あて減免審査結果通知、授業料減免や退学・休学者に伴う減額調定変更及び授業料滞納整理記録簿の整理については、各種要綱やマニュアルに基づいて適切な事務

処理を行いました。また、事務室における会計事務の情報共有に努め、会計事務研修の受講等に参加するなど再発防止に向けて取り組みました。

(27) 目的外使用に係る使用料の収納遅延

土地使用料の収納管理が不十分であったことから、収納が遅延する結果となったため、平成 22 年度は毎月収納状況を確認し、収納未済となっている債務者に対し電話により納付を促しました。

2 取組の成果

(1) (5) (8) (14) (31) 複数名によるチェックと担当教員と事務室との連携が強化され、適切な収納処理事務が確保されました。

(2) (6) (7) (9) (10) (13) (28) 現金受入については適切に処理し、誤りは発生していません。

(3) (11) 収納状況の確認と未納者への催告に取り組んだ結果、速やかに納付されるように改善されました。

(4) (15) (17) (18) (19) (22) (24) (25) (26) (29) (30) (32) (33) 収入事務について、より適切な事務処理が行われるよう改善されました。

(12) 再度確認を行うことにより、証紙消印を含めてより正確に事務処理が行われるようになりました。

(16) (20) (21) (23) 各種規定や事務取扱要綱等、遵守すべき規定を確認し、チェックを強化することで適切な事務処理が行われるよう改善されました。

(27) 平成 22 年度はすべて、納期限内に納付されています。

平成 23 年度以降（取組予定等）

ワーキンググループによる取組の結果、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、出納局に対して「出納局ポータルサイトの充実」「新任会計事務職員への重点的な支援」などを要請し、現行における各所属の要望を受けた相談・支援に加えて、会計事務を担当する職員の習熟度に対応した O J T（職場内研修）研修を含め、必要に応じた支援の充実を図っていきます。

(1) (5) (8) (14) (31) 今後も再発防止に向けて、チェックの継続と校内の情報共有に努めていきます。

(2) (6) (7) (9) (10) (13) (28) 現金を受領した場合は、速やかに適切な収納処理を行うとともに、時間外における処理についても十分か確認のうえ行うよう努めていきます。

(3) (11) 引き続き毎月ごとの納付を周知するほか、未収金の確認回数を増やし、未納者が早期の納付と期限内納付の遵守について理解するよう努めていきます。また、年度初めに利用団体へ期限内納付についてのお知らせを行うなどの方策についても検討していきます。

(4) (15) (17) (18) (19) (22) (24) (25) (26) (29) (30) (32) (33) 引き続き財務会計システム及び現金受入複数名によるチェック・確認を徹底し、適切な事務処理を行うよう努めていきます。

(12) 今後も、事務処理後の確認を徹底していきます。

(16) (20) (21) (23) 引き続き複数によるチェックを行い適切な事務処理に努めるとともに、担当の教職員とも連携を密にし、より円滑に事務が処理できるよう努めていきます。

(27) 毎月収納状況を確認し、収納未済となっている債務者に対し督促を行っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【三重県教職員人事管理システム仕様変更業務委託】 (教育支援分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (2) 【教員免許管理システム運営管理業務委託】 (教育支援分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (3) 【県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託】 (学校教育分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (4) 【栄養教諭を中核とした食育推進事業委託】 (学校教育分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (5) 【就学支援等に関する研修支援事業業務委託】 (学校教育分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (6) 【平成21年度競技力向上特別事業委託】 (社会教育・スポーツ分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (7) 【桑名西高等学校消防用設備等点検・報告業務委託】 (桑名西高等学校)
請求書の相手方住所や職氏名が契約書記載のものと異なっていた。
- (8) 【一般廃棄物の収集及び運搬委託】 (桑名西高等学校)
契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。
- (9) 【桑名北高等学校管理普通教室棟耐震補強改修に伴う構内電話仮設業務委託】 (桑名北高等学校)
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・契約書、仕様書に定める業務完了報告書、現場代理人、着工及び竣工の届出が徴取されていなかった。
- (10) 【防火・排煙設備点検及び不良箇所調査業務委託】 (桑名北高等学校)
契約書に定める業務完了報告書が徴取されていなかった。
- (11) 【消防用設備等点検業務】 (桑名工業高等学校)
契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。
- (12) 【2棟エレベーター点検保守業務委託】 (亀山高等学校)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (13) 【消防用設備点検・保守業務委託】 (亀山高等学校)
予定価格が誤って記載されていた。
- (14) 【一般廃棄物収集運搬処理委託業務】 (亀山高等学校)
契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。
- (15) 【廃棄物収集及び処理業務委託】 (津工業高等学校)
・契約書に契約金額の記載がされていなかった。
・予定価格の積算根拠が明確となっていない。
- (16) 【浄化槽及び汚水処理装置の維持管理委託】 (津工業高等学校)
予定価格の積算根拠が明確となっていない。
- (17) 【一般廃棄物収集運搬等業務委託】 (みえ夢学園高等学校)
・契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。
・仕様書に基づく産業廃棄物処理にかかるマニフェストが受託者から交付されていなかった。
- (18) 【理科の廃薬品・廃液処理の委託】 (白山高等学校)
随意契約理由が具体的に記載されていなかった。
- (19) 【学籍ソフトのカスタマイズ等の委託にかかる契約】 (白山高等学校)
委託業務完成時に、委託業者から完成報告書を徴取していなかった。
- (20) 【一般廃棄物、産業廃棄物収集運搬処分業務委託】 (松阪高等学校)
・予定価格の積算根拠が明確となっていない。
・契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。
- (21) 【消防用設備等点検・報告業務委託】 (松阪工業高等学校)

- 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。
- (22) 【浄化槽維持管理委託】 (松阪商業高等学校)
契約準備行為を行っているが、見積通知に「落札決定の効果は、予算執行時において生じる。」旨の条件が記載されていなかった。
- (23) 【学校用地測量業務】 (相可高等学校)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (24) 【浄化槽清掃・保守点検業務委託】 (宮川高等学校)
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・予定価格が設定されていなかった。
- (25) 【廃棄物処理業務委託】 (宮川高等学校)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (26) 【学校医に関する業務にかかる委託契約】 (昴学園高等学校)
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・随意契約の理由が記載されていなかった。
- (27) 【快刀乱麻のメンテナンス業務及びこれに付帯する業務委託契約】 (昴学園高等学校)
契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (28) 【平成21年度 介護福祉系列の授業科目「社会福祉実習」に伴う校外実習】 (昴学園高等学校)
契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (29) 【県立学校消防用設備等・報告業務】 (宇治山田高等学校)
契約書に定める実施責任者の設置について、書面で提出されていなかった。
- (30) 【消防用設備等点検・報告委託業務】 (明野高等学校)
・電子入札の条件として、落札候補者には必要な技術者の資格確認の書類の提出を求めているが、提出されていた書類は、下請（予定）業者の技術者のものであった。
・再委託について書面による承認をしていなかった。
- (31) 【合併浄化槽維持管理業務（度会校舎）】 (南伊勢高等学校)
業者作成の仕様書を契約書に添付しているが、事務処理の経緯が不明確であった。
- (32) 【合併浄化槽維持管理業務】 (鳥羽高等学校)
・業者からの入札書の提出期間に誤りがあった。
・当初委託仕様書の水質検査項目等に記載もれがあり、契約変更を行っていた。
- (33) 【エレベータ保守点検業務委託】 (鳥羽高等学校)
業者からの見積書の提出時期に誤りがあった。
- (34) 【電話設備保守点検】 (水産高等学校)
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・契約準備行為の旨の記述が執行伺起案に記載されていなかった。
・契約事務において、業務委託内容の仕様書が作成されておらず、見積書提出期限の記述もなく、見積書提出依頼文書もなかった。
- (35) 【消防用設備点検・報告委託業務】 (水産高等学校)
契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。
- (36) 【レクリエーション講座実技指導及び講義業務委託】 (あけぼの学園高等学校)
予定価格が記録されていなかった。
- (37) 【成績管理システムソフトウェア保守業務委託】 (尾鷲高等学校)
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。
- (38) 【福祉実習委託】 (尾鷲高等学校)
契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (39) 【消防用設備等点検・報告業務委託】 (木本高等学校)
契約書に定める委託業務履行確認書が受託業者あて交付されていなかった。
- (40) 【2学年修学旅行（引率教員分）入場料取り扱い委託】 (木本高等学校)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (41) 【中継ポンプ槽及び分離槽清掃】 (盲学校)
「執行伺い」と「契約締結伺い」とで、記載されている随意契約理由にかかる適用条号が相違していた。
- (42) 【昇降機（エレベーター）保守点検業務委託】 (度会特別支援学校)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。

(43)【平成21年度「青少年劇場小公演」実施委託契約】
随意契約の理由が具体的に記載されていなかった。

(東紀州くろしお学園)

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

平成22年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成22年10月25日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。

教育委員会事務局における取組としては、平成22年4月8日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、また、平成23年2月21、22日に出納局職員を講師とした契約事務担当者向けの会計事務研修を実施したほか、出納局による支出後検査で指導のあった事項について該当所属を含めた事務局内に対し、以後の事務処理において適切な執行に努めるよう周知するなど、会計実務のレベルアップに取り組んでいます。また、業務委託において、出納局が実施する事前検査の対象案件のうち、当該検査を受けずに契約締結を行った案件が散見されたことを受けて、事前検査の制度やその対象案件に関する認識が十分でないと考えられることから、事前検査を徹底するよう契約事務に携わる職員に対して再度周知を図りました。また、事前検査の対象で検査を受けていなかった案件について、事後であっても出納局のチェックを受けて、指導事項がある場合は今後の契約事務の参考とするよう努めました。

一方、県立学校においては、自主的な取り組みとして学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループを平成22年度に計8回開催し、学校における会計事務の問題点と改善について検討を進めました。具体的な取組は次のとおりです。

内部牽制の充実及び指導監督の徹底を図るためにチェックを強化するという観点から、県立学校の事務長向け会計事務勉強会を県内6地区（北勢、中勢、松阪、伊勢、伊賀、紀州）において計7回開催し、対象者71名のうち66名が出席しました（出席率93%）。勉強会では出納局職員をアドバイザーとして招き、出納検査や定期監査における指導事項の内容や会計事務におけるチェックポイントを説明するとともに、他校における事例の共有や共通する課題の整理なども行いました。

また、県立学校事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を充実するため、自主的な取組として事務職員の有志により立ち上げた「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」を県庁内の統合サーバーに移設し、プロジェクトメンバーを募って運営体制の強化及び内容の充実を図りました。

業務委託を含む契約事務について、起案文における誤りが多く見受けられることから、総合文書管理システムにテンプレート（定型書式）機能が追加されることに着目し、事務提要ウィキのプロジェクトメンバー及び事務局職員が作成した起案文例を事前登録することで、より多くの県立学校事務職員が活用して適切な事務処理を行うための環境づくりに努めました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- ① 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかったことについては、事前検査を含めた契約事務の流れについて再度確認を行うとともに、契約事務に携わる職員に対して改めて周知徹底を図りました。再発防止のため、契約事務を計画的に実施し複数の職員で的確に確認するなどチェック機能の強化に努めました。
- ② 契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかったことについては、委託契約で個人情報の保護に関する事項の記載が必要な案件であるかの見極めが難しく、統一した取扱いが求められる状況が続いていました。平成22年12月24日付けで生活・文化部長から個人情報取扱事務を外部委託する際の講ずべき措置について通知されたことを受けて、教育委員会においても平成23年1月7日付けで個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する際には、「三重県個人情報取扱事務委託基準」に基づき、適正な措置を講じるよう通知しました。また、個人情報取扱事務以外の委託についても、業務における守秘義務等の適正な措置を講じるよう併せて通知しました。
- ③ 契約書や仕様書に定める書類が徴取されていなかったことや、受託業者に交付されていなかったことについては、職員の会計知識が不足していたことや所属内のチェックが不十分であったことに起因するため、会計事務に関する研修会に積極的に参加するなどして会計知識の向上を図るとも

に、契約書の条項・仕様書を遵守し、委託業務契約を遂行するために必要な書類を徴取・交付するようチェックの強化に努めました。

- ④ 予定価格の積算根拠が明確となっていなかったことについては、明確な根拠をもって適切な予定価格を算定するよう改善を図りました。

また、予定価格が未設定、または誤って記載されていたことについては、契約締結に至るまでの確認を徹底し、会計規則及び運用方針を遵守して適切な契約事務を行うよう努めました。

- ⑤ 随意契約の理由が未記載、または具体的に記載されていなかったこと、執行伺いと契約締結伺いにおける適用条号が相違していたことについては、随意契約理由を含む契約事務の内容について、複数による確認を徹底して適切に記載するよう改善を図りました。
- ⑥ 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかったことについては、履行確認書の作成を省略できる契約において誤りが多く見られることから、支出の前提となる履行確認の重要性を再認識するなど、会計知識の向上に努めるとともに、検査結果が確実に記録されるよう、決裁におけるより一層のチェックの徹底を図りました。
- ⑦ 入札・見積及び契約に関する書類の誤りについては、事務処理における確認が不十分であったことが原因であるため、必要な事項は正しく記載することや、執行伺いから契約に至る事務処理について遺漏がないか複数名によるチェックを的確に行い、再発を防止することに取り組みました。

2 取組の成果

学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループによる取組の結果、県立学校事務長の会計事務に潜在するリスク管理への認識が深まり、チェック強化について一定の効果がありました。

- ① 検査要領に基づき、執行伺いの決裁後に出納局の事前検査を受けるよう確認を行い、適正な事務処理に努めるよう、職員の意識の向上が図れました。
- ② 個人情報取扱事務を外部委託する際には、適正な措置を講じるよう改善されました。
- ③ 契約書や仕様書に定める徴取や交付が必要な書類については、適切に処理するよう改善されました。
- ④ 予定価格の設定については適切な算定を行い、より一層確認のうえ事務処理が行うよう改善されました。
- ⑤ 随意契約理由の記載にあたっては、具体的な理由を含めて適切に処理することができました。
- ⑥ 契約の履行完了時の検査結果を適切に記録するよう、確認の徹底が図れました。
- ⑦ 執行伺いから入札（見積）、契約に至る事務処理について、各段階でのチェックを徹底し、会計規則等の規定を遵守するよう改善されました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

平成 23 年度以降も、契約及び支出に関する事務について適切な事務処理に努めるとともに、学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループによる取組の成果を受けて、事務局と県立学校が連携してより一層会計事務をレベルアップさせるための環境づくりに取り組んでいきます。

ワーキンググループによる取組の結果、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、出納局に対して「出納局ポータルサイトの充実」「新任会計事務職員への重点的な支援」などを要請し、現行における各所属の要望を受けた相談・支援に加えて、会計事務を担当する職員の習熟度に対応した O J T（職場内研修）研修を含め、必要に応じた支援の充実を図っていきます。

- ① 引き続き、事前検査対象となる案件を正確に認識し、執行伺いの決裁後において速やかに検査を受け、適切な事務処理の確保に努めていきます。
- ② 業務委託の契約については、個人情報取扱事務の可能性を勘案し、必要な場合は個人情報の保護に関する事項を契約書に明記していくなど事務を的確に執行していきます。
- ③ 契約書や仕様書の内容を正確に認識し、書類の徴取や交付にもれや誤りがないよう留意して事務処理に努めていきます。
- ④ 引き続き、予定価格の根拠となる積算を明確にするよう努めるとともに、予定価格の設定において適切な処理の徹底を図っていきます。
- ⑤ 引き続き、随意契約理由をより明確に記載するよう取り組みます。
- ⑥ 今後も、契約における履行確認を適切に行い、検査結果を正確に記録するよう努めていきます。
- ⑦ 必要な確認を怠らないよう注意し、適切な事務処理に努めていきます。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金等</p> <p>(1) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】 (亀山高等学校) 交付先の「亀山高等学校給食会」の会則がなく、団体としての体制に不備があった。</p> <p>(2) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】 (みえ夢学園高等学校) ・実績報告書が期日までに提出されていなかった。 ・額の確定前に精算払いを行っていた。</p> <p>(3) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】 (松阪工業高等学校) 交付申請、交付決定、実績報告、額の確定がすべて同日になっていた。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適切な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。</p> <p>定時制課程を設置する県立高等学校に対しては、平成 22 年 4 月 13 日の定通教頭会及び 5 月 6 日の定通校長会において、夜食費補助事業に係る適正な事務処理の徹底について周知を図りました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) について 会則を作成し、団体としての適正な体制整備を行いました。</p> <p>(2) 及び(3) について 「夜間定時制高等学校夜食費補助金事業実施要領」に基づき、適切な事務処理に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>指摘のあった未作成の書類については作成されるなど、いずれの学校においてもより適正な事務処理が行われるよう改善されました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>夜食費補助事業にかかる事務について、「夜間定時制高等学校夜食費補助金実施要領」に基づき、今後も適切な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 旅費

- (1) 【先進地視察】 (桑名西高等学校)
 ・自宅から駅までの経路が旅費請求内訳書に記載されていなかった。
 ・旅費の支給誤りがあった。(2件)
 ・復命書の記載が不十分であった。
- (2) 【第12回全国環境学習フェア】 (桑名西高等学校)
 旅費請求書に航空運賃の支払額を確認できる書類が添付されていなかった。
- (3) 【第57回全工協研究協議会北海道大会】 (桑名工業高等学校)
 ・旅行命令と実際の行程が一致していなかった。
 ・復命書の記載が不十分であった。
- (4) 【第14回全国高等学校総合学科教育研究大会】 (いなべ総合学園高等学校)
 旅費の支給誤りがあった。
- (5) 【第2回全国高等学校情報教育研究大会】 (いなべ総合学園高等学校)
 復命書の記載が不十分であった。
- (6) 【赴任旅費】 (いなべ総合学園高等学校)
 旅費の支給誤りがあった。
- (7) 【工業教員の技術向上のための講習講座(土木)】 (四日市中央工業高等学校)
 公務出張に使用する自家用車使用届出書が提出されていなかった。
- (8) 【企業訪問】 (四日市中央工業高等学校)
 公務出張に使用する自家用車使用届出書が提出されていなかった。
- (9) 【インターンシップ巡回】 (四日市中央工業高等学校)
 公務出張に使用する自家用車使用届出書が提出されていなかった。
- (10) 【ALT派遣】 (白子高等学校)
 旅行命令を受けた発着地と実際の発着地が異なっていた。
- (11) 【第40回日本吹奏楽指導者クリニック】 (白子高等学校)
 精算時のシステムへの入力誤りによる旅費の支給誤りがあった。
- (12) 【平成21年度子どもの体力向上指導者養成研修】 (津高等学校)
 事前に旅行命令権者の有料道路、駐車場利用料金の承認が得られていなかった。
- (13) 【平成21年度全国福祉高等学校長会第15回総会・研究協議会、福祉担当教員等研究協議会】 (みえ夢学園高等学校)
 復命書の記載が不十分であった。
- (14) 【第37回全国理数科教育研究大会】 (松阪高等学校)
 最も経済的な経路による行程となっていなかった。
- (15) 【第31回東海地区高等学校商業実務総合競技大会】 (松阪商業高等学校)
 旅行命令権者の「自家用車等による児童・生徒の輸送申請書」の承認が得られていなかった。
- (16) 【園芸福祉に関する研修】 (相可高等学校)
 ・事前に旅行命令権者に通常の経路以外の方法の特別承認が得られていなかった。
 ・復命書の記載が不十分であった。
- (17) 【全国校長会教育課程研究協議会】 (宮川高等学校)
 旅費の支給誤りがあった。
- (18) 【スクールカウンセラー連絡会議】 (宇治山田高等学校)
 公務出張に使用する自家用車使用届出書が提出されていなかった。
- (19) 【駿台予備校夏期教育研究セミナー】 (宇治山田高等学校)
 概算旅費の復命精算が遅延していた。
- (20) 【第34回全日本高等学校書道教育研究会埼玉大会】 (宇治山田高等学校)
 旅行命令書の用務先に記載もれがあった。
- (21) 【全国高等学校農場協会近東支部大会、近畿・東海地区高等学校農業教育研究大会】

- (明野高等学校)
出張用務の内容や必要性、参加の是非や参加人数を十分検討せず出張を行っていた。
- (22) 【第 60 回近畿高等学校家庭科研究大会】 (明野高等学校)
復命書の記載が不十分であった。
- (23) 【第 48 回学校体育研究大会】 (尾鷲高等学校)
最も経済的な経路による行程となっていなかった。

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (2) (4) (6) (11) (17) 旅費の支給誤りについては、過払い分は速やかに歳出戻入の処理を行うとともに、未払い分は追給の処理を行いました。また、航空運賃など実費額が支給される場合は、確認できる書類を添付するよう十分に留意し、職員に対しては旅費請求に関する意識を高めるため、旅費制度の内容について周知徹底を図りました。
- (1) (20) 旅費請求内訳書及び旅行命令書に記載もれがあったことについては、システム入力について、すべての用務地や正しい経路を入力するよう周知徹底しました。
- (1) (3) (5) (13) (16) (22) 復命書の記載が不十分であったことについては、復命書の記載について職員会議等で校内に周知を図り、不十分なものについては業務の内容や所感等の記載や関係資料を添付するよう個別に指導を行うなど、適切な事務処理が行われるよう取り組みました。
- (3) (10) 旅行命令と実際の行程の不一致、旅行命令の発着地と実際の発着地が異なっていたことについては、旅行者の旅行命令に対する認識が不十分であったことに起因するため、再発防止のため入力方法・旅費制度等を改めて指導しました。
- (7) (8) (9) (18) 公務出張に使用する自家用車使用届出書が所属長に提出されていなかったことについては、「自家用車による出張の承認等に関する基準」には年度ごとに改めて承認を受けることとされているが前年度以前に承認されたものから車種変更等がなければ引き続き承認されているものと誤って認識していたものです。このため職員全員分の届出書を点検し、前年度の提出しかなない者は届出書を提出させました。
- (12) (15) (16) 事前に旅行命令権者の承認が必要な事項については、旅行命令時に旅行行程や特別承認等について充分確認を行い、適正な事務処理を行うよう努めました。
- (14) (23) 県外出張先での乗り換えについて、複数経路が考えられる事案でありましたが、最も経済的な通常の経路を選択せずに旅費の支給を受けていたため、適切な経路により再計算し、戻入を行いました。
- 平成 22 年度から総務事務システムで旅費の精算請求が行われていますが、旅費請求は最も経済的な経路による精算が原則であることを周知徹底するとともに、事務職員による入力支援等を行い、再発防止に努めています。
- (19) 旅行者と旅費担当者の両者が復命精算は完了したものの思い込みにより発生した事案であるため、旅行前と旅行後に、復命精算速やかに行うよう注意喚起を行いました。
- (21) 当該出張については過去の慣例により参加していたため、必要性を再検討しました。

2 取組の成果

- (1) (2) (4) (6) (11) (17) 職員の旅費支出に対する責任意識が高まり、請求誤りによる戻入の事例は発生していません。また、旅費請求書に添付すべき書類について、不備や疑問点がある場合は総務事務室が確認を行い、修正や追加提出等の処理を適切に行ったうえで旅費の支払が行われています。
- (1) (20) 旅費請求については総務事務システムによる処理に移行し、請求額に対する疑問点等があれば、その都度照会があり支払前に確認、対処が図られています。また、旅行命令の用務先をすべて記載することにより、旅行経路が明確になり出張状況を十分に把握することができるようになりました。
- (3) (4) (13) (16) (22) 復命書の記載内容や添付資料について、適切に処理されるとともに、職員間の

情報共有の促進にも役立つなど、意識の向上も図ることができました。

- (3) (10) 平成 22 年度から総務事務システムが稼働したことにより、入力が適切に行われるよう、職員の意識が向上しました。
- (7) (8) (9) (18) 受検年度(H21)分においては、自家用車を公務出張に使用する者全員分の届出書が整理されました。平成 22 年度からは総務事務システムが稼働し、自家用車使用に際してはシステム登録が必須となり、登録後直ちに届出書を提出するよう職員に周知したので、対象者全員分の届出書が提出されています。
- (12) (15) (16) 必要な事項が承認され、旅費事務が適切に処理されました。
- (14) (23) 適切な旅費精算が行われるように改善しました。また、平成 22 年度から総務事務室で旅費審査が行われることも関連し、職員の旅費事務への関心が高まりました。
- (19) 同様の復命精算の遅延は発生していません。
- (21) 必要最小限の参加者とするとともに、参加者はそれぞれ別の分科会に参加するよう見直しを行いました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) (4) (6) (11) (17) 引き続き、総務事務室と連携を図りながら旅費の適切な支出に努めていきます。
- (1) (20) 今後も、旅行命令及び旅費請求に関するシステム入力を適切に行うよう周知していきます。
- (3) (4) (13) (16) (22) 引き続き復命書の内容については詳細に記載するよう、職員に対して周知徹底を図っていきます。
- (3) (10) 総務事務システムでの入力が定着しつつありますが、入力方法、旅費制度等について正しく認識するように努めていきます。
- (7) (8) (9) (18) 今後も、年度初めての自家用車使用出張の際に行う総務事務システム登録時に出力される届出書を、確認書類とあわせて直ちに事務室担当者に提出させ、承認を行うことを徹底していきます。
- (12) (15) (16) 引き続き、旅行命令の際は旅行行程や内容等のチェックを行い適正に執行されるように取り組みます。
- (14) (23) 今後も、旅費について服務（命令・復命）を中心に周知を徹底するとともに、総務事務システムにおける精算について入力支援や情報提供等を行っていきます。
- (19) 引き続き、旅行後は速やかに復命精算するよう周知していきます。
- (21) 出張については、その必要性に鑑み、最小限の人数とするように努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 物品等購入</p> <p>(1) 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 (桑名西高等学校)</p> <p>(2) 年度末の消耗品購入において、早期に計画調整を行わなかったため入札を行えず、見積合せを実施しているものが一部あった。 (四日市商業高等学校)</p> <p>(3) 年度末に集中して物品購入を行っていた。 (亀山高等学校)</p> <p>(4) 支出負担行為日を遡って処理していた。 (松阪高等学校)</p> <p>(5) 年度末に集中して物品購入を行っていた。 (宇治山田高等学校)</p> <p>(6) 支出負担行為日を遡って処理していた。 (伊勢工業高等学校)</p> <p>(7) 契約事務（物件関係）に係る事業者選定取扱要領に基づくローテーション表が作成されていなかった。 (木本高等学校)</p> <p>(8) 支出負担行為日を遡って処理していた。 (紀南高等学校)</p> <p>(9) 校舎等の修繕について、比較的短期間に複数件数を同一の事業者が発注している例が見られた。 (紀南高等学校)</p> <p>(10) 支出負担行為日を遡って処理していた。 (埋蔵文化財センター)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。</p> <p>一方、県立学校においては、自主的な取り組みとして学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループを平成 22 年度に計 8 回開催し、学校における会計事務の問題点と改善について検討を進めました。具体的な取組は次のとおりです。</p> <p>内部牽制の充実及び指導監督の徹底を図るためにチェックを強化するという観点から、県立学校の事務長向け会計事務勉強会を県内 6 地区（北勢、中勢、松阪、伊勢、伊賀、紀州）において計 7 回開催し、対象者 71 名のうち 66 名が出席しました（出席率 93%）。勉強会では出納局職員をアドバイザーとして招き、出納検査や定期監査における指導事項の内容や会計事務におけるチェックポイントを説明するとともに、他校における事例の共有や共通する課題の整理なども行いました。</p> <p>さらに、県立学校事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を充実するため、自主的な取組として事務職員の有志により立ち上げた「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」を県庁内の統合サーバーに移設し、プロジェクトメンバーを募って運営体制の強化及び内容の充実に努めました。</p> <p>物品購入を含む契約事務について、起案文における誤りが多く見受けられることから、総合文書管理システムにテンプレート（定型書式）機能が追加されることに着目し、事務提要ウィキのプロジェクトメンバー及び事務局職員が作成した起案文例を事前登録することで、より多くの県立学校事務職員が活用して適切な事務処理を行うための環境づくりに努めました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>① 予定価格の積算根拠が明確でなかった案件については、起案から決裁に至る段階での見落としや不注意に起因するものであることから、各段階でのチェックを徹底し、予定価格の設定の根拠となる積算が適正に行われるよう努めました。</p> <p>② 年度末の消耗品購入において、早期に計画調整を行わなかったために入札を行えず、見積合せをしたものが一部あったことについては、物品が必要となる時期を早期に把握するとともに、年度末までの発注目標を策定し（2 月末までに 90%以上）、物品購入が年度末に集中することなく適正な</p>
--

契約事務を行うよう努めました。

- ③ 年度末に集中して物品購入を行っていたことについては、年度当初から校内における購入要望をとりまとめ、計画的な購入を行うよう努めました。
- ④ 支出負担行為日を遡って処理していたことについては、支出負担行為日に財務会計システムに入力した内容に誤りがあり、取消して再度入力したことが原因であるため、複数の職員によるチェックを徹底するよう取り組みました。また、複数の職員が支出事務を行う所属については、物品等購入の支出処理方法が統一されていなかったため、今年度から簡易伺を使用できるものは支出負担行為整理兼支出命令書により処理する方法に統一することにしました。
- ⑤ 契約事務（物件関係）にかかる事業者選定取扱要領に基づくローテーション表が作成されていなかったことについては、平成22年4月に制定された三重県少額物品・役務等調達基準（地域機関）に基づき、事業者選定ローテーション表を作成しました。
- ⑥ 校舎等の修繕において、比較的短期間に複数件数を同一の事業者が発注していたことについては、平成22年度から緊急を要する理由があるものを除き、計画的に修繕を行い特定の事業者が発注が集中しないよう努めました。

2 取組の成果

学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループによる取組の結果、県立学校事務長の会計事務に潜在するリスク管理への認識が深まり、チェック強化について一定の効果がありました。

- ① 予定価格の設定については、根拠となる積算を明確にするよう改善しました。
- ② 物品の購入について必要となる時期を把握し、発注が年度末に集中しないよう、適正な執行に留意しつつ発注目標の達成に努めているところです。（2月8日現在 約73%）
- ③ 購入の要望と必要性を的確に把握し、計画的に物品購入を行いました。
- ④ 財務会計システムにおける支出負担行為整理事務については、入力にあたって誤りがないよう留意し適切に処理しました。また、物品等購入の支出処理方法が統一されたことにより、適切な事務処理が行われるように改善しました。
- ⑤ 事業者選定ローテーション表を作成し、適正に事業者を選定して物品を購入するよう改善しました。
- ⑥ 同一の事業者が発注が集中しないよう、計画的な修繕の執行に努めて適正な事業者選定を行いました。

平成23年度以降（取組予定等）

ワーキンググループによる取組の結果、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、出納局に対して「出納局ポータルサイトの充実」「新任会計事務職員への重点的な支援」などを要請し、現行における各所属の要望を受けた相談・支援に加えて、会計事務を担当する職員の習熟度に対応したOJT（職場内研修）研修を含め、必要に応じた支援の充実を図っていきます。

- ① 今後も、予定価格の設定については根拠となる積算内容を明確するよう努めていきます。
- ② 引き続き、物品の購入時期について早期に要望を把握し、適正な調達を行うよう取り組みます。
- ③ 引き続き、年度末に物品購入が集中しないよう、計画的な執行に努めていきます。
- ④ 支出負担行為整理事務については、今後も発注後速やかに財務会計システムに入力するよう努め、適切な整理事務が行われるよう取り組みます。
- ⑤ 事業者選定については、今後も三重県少額物品・役務等調達基準（地域機関）によるローテーション表に基づき適切に行っていきます。
- ⑥ 引き続き、校舎等の修繕については緊急を要する理由がある場合を除き、計画的に執行して適切な事業者選定を行うよう努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 勤務地の異動に伴い年度途中で通勤届を変更しているが、異動後も前勤務地までの通勤手当（定期代・2ヶ月分）を誤って支給していた。（教育支援分野）
- (2) スクールカウンセラーの報酬について、勤務実績報告に記載された勤務日・勤務時間数と出勤簿に押印された日時が一致していない事例があった。（白子高等学校）
- (3) 通勤手当の通勤距離の測定が誤っていた。（亀山高等学校）
- (4) 住居手当の認定誤りがあった。（津高等学校）
- (5) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。（津工業高等学校）
- (6) 通勤手当の通勤距離の測定が誤っていた。（津工業高等学校）
- (7) 賃金の単価改正による計算誤りにより歳出戻入を行っていた。（久居農林高等学校）
- (8) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。（白山高等学校）
- (9) 特殊勤務手当が休暇取得日に支給されていた。（松阪商業高等学校）
- (10) 扶養手当の戻入手続きが遅延していた。（鳥羽高等学校）
- (11) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。（水産高等学校）
- (12) 通勤手当の支給について、経済的かつ合理的な通勤経路に基づき支給されていない案件があった。（あけぼの学園高等学校）
- (13) 通勤手当の認定誤りにより歳出戻入を行っていた。（尾鷲高等学校）
- (14) 通勤手当の認定誤りにより追給を行っていた。（尾鷲高等学校）
- (15) 通勤手当の認定に誤りがあった。（盲学校）
- (16) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。（城山特別支援学校）
- (17) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。（西日野にじ学園）
- (18) 通勤手当の認定誤りにより歳出戻入を行っていた。（西日野にじ学園）
- (19) 賃金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。（西日野にじ学園）
- (20) 扶養手当の認定誤りにより歳出戻入を行っていた。（東紀州くろしお学園）
- (21) 通勤手当の認定誤りによる歳出戻入を行っていた。（東紀州くろしお学園）
- (22) 扶養手当の認定時書類が添付されていなかった。（熊野少年自然の家）

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

平成22年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成22年10月25日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

(1) 諸手当及び賃金の支払に関する事務処理誤り

平成22年度は基本的な事務処理が総務事務システムに移行したことにより、所属における認定等の事務処理はなくなりましたが、事案の多くが職員の誤った認識や処理の遅れに起因したものであることから、不明な点やシステムの操作については総務事務室やコールセンターへ確認を行うよう周知しました。

(2) スクールカウンセラーの勤務実績と出勤簿との不一致

当該校のカウンセラーは月に2～3回の来校で、時間数も相談の内容により毎回一定ではなく確認が不十分なまま、出勤簿の押印欄や時間を間違えて実績報告を行いました。報酬の支給額に誤りはありませんでしたが、カウンセラーに出勤簿と実績報告を確認するよう求めるとともに、支払担当も支出時に確認するように改善しました。

(3) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁

1ヶ月分をまとめてパソコンで作成していた事案がありました、手書きで毎日決裁を得るよう改善しました。特殊勤務手当は、平成22年4月から総務事務システムによる申請となり、必ず申請のある度に電子決裁を行うこととなりました。

2 取組の成果

- (1) 人件費に関する事務処理全般について、教職員が適切に入力すること及び決裁におけるチェックの重要性に関する認識が高まりました。
- (2) 平成22年度から出勤簿の処理は総務事務システムに移行しましたが、勤務実績と報告の内容が一致するよう確認を行い、誤りがないよう改善されました。
- (3) 本人が総務事務システムを使って自己申請することになったため、システムの入力方法等をサポートすることにより、申請誤りが少なくなるよう努めて、適正に処理されるようになりました。

平成23年度以降（取組予定等）

- (1) 諸手当の認定、事後確認、実績簿等の事務処理について、総務事務室と調整・協議を行い、教職員が処理できる環境づくりを支援していきます。
- (2) 引き続き勤務実績と報告の内容について誤りのないよう確認していきます。
- (3) 総務事務システムによる処理について、教職員が適宜・適切な入力を行うとともに決裁時のチェックを徹底するよう努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

- (1) 菰野高等学校の学校用地の一部について、使用にかかる権利関係が未整理であり、さらに菰野町との確約書に基づく国有地の払い下げが履行されていない。(教育支援分野)
- (2) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が作成されていなかった。(教育支援分野)
- (3) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(桑名西高等学校)
- (4) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(四日市中央工業高等学校)
- (5) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(神戸高等学校)
- (6) 建物等の解体撤去された分について、公有財産台帳に計上されていなかった。(亀山高等学校)
- (7) 学校が把握している津市排水路にかかる占用面積と市の申請面積が異なっていた。(津工業高等学校)
- (8) 重要物品のうち使用されていないものがあつた。(津工業高等学校)
- (9) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が作成されていなかった。(みえ夢学園高等学校)
- (10) 破損したパソコン2台を在庫のまま保管していた。(松阪高等学校)
- (11) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が作成されていなかった。(松阪商業高等学校)
- (12) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(相可高等学校)
- (13) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が作成されていなかった。(昴学園高等学校)
- (14) 教育財産目的外使用許可にかかる手続きについて、使用料の免除理由が起案に明記されていなかった。(宇治山田高等学校)
- (15) 教育財産目的外使用にかかる自動販売機の光熱水費の請求先が使用許可者となっていなかった。(宇治山田高等学校)
- (16) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(宇治山田高等学校)
- (17) 重要物品のうち使用されていないものがあつた。(尾鷲高等学校)
- (18) 教育財産に係る定期報告が行われていなかった。(尾鷲高等学校)
- (19) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(木本高等学校)
- (20) 教育財産目的外使用許可にかかる建物使用料の算定誤りがあつた。(紀南高等学校)
- (21) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(盲学校)
- (22) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(埋蔵文化財センター)
- (23) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(熊野少年自然の家)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) 菰野高等学校の学校用地については、菰野町に対して、地権者からの用地取得の検討を進めるとともに、権利関係の明確化を図るよう働きかけを行いました。
- (6) (18) 公有財産台帳、定期報告書の一部に不備があったことについては、適切に整理、報告が行われるように事務処理に努めました。
- (2) (3) (4) (5) (7) (9) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (19) (21) (22) (23) 教育財産目的外許可関係の一部に不備があったことについては、財産管理について職員の理解を図り、適正な事務処理に努めました。
- (20) 教育財産の目的外使用許可に係る建物使用料算定誤りについては、再算定を行い相手方に通知しました。
- (8) (10) (17) 破損したパソコンは廃棄しました。また、使用しない重要物品は、物品の確認を行い、不用物品等の処分を進めていきます。

2 取組の成果

- (1) 菰野町は、当該用地を買い取ることについて、現在の財政状況から困難な状況であるとしています。
- (6) (18) 一部に不備のあった書類については作成され、適切な事務処理が行われるよう改善されました。
- (2) (3) (4) (5) (7) (9) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (19) (21) (22) (23) 未作成、一部不備のあった書類については作成され、適切な事務処理が行われるよう改善されました。
- (20) 建物使用料は納付され完納となりました。
- (8) (10) (17) 不用な物品はなくなりました。また、産業振興備品などの重要備品は、今後の使用を考慮し適切に対応していきます。

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 菰野高等学校の学校用地について、無償での借り受け分は継続するとともに、地権者からの用地取得の検討及び地権者との権利関係の整理に向けて、菰野町と協議していきます。
- (6) (18) 台帳管理について、財産の異動に対応した適正な事務処理を行います。
- (2) (3) (4) (5) (7) (9) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (19) (20) (21) (22) (23) 財産管理等にかかる事務について、今後も職員の理解を図り、適切な事務処理に努めます。
- (8) (10) (17) 物品の管理状況について、定期的に確認・整理を行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 金品亡失

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 公用車フロントガラスの損傷 (修理費 109,109 円) | (研修分野) |
| (2) パソコンの損傷 (修理費 73,500 円) | (桑名西高等学校) |
| (3) 校舎内トイレでの火災の発生 (修理費 92,400 円) | (いなべ総合学園高等学校) |
| (4) 溶解炉の損傷 (修理費 299,985 円) | (四日市工業高等学校) |
| (5) パソコンの損傷 (修理費 82,950 円) | (四日市商業高等学校) |
| (6) パソコンの損傷 (修理費 82,950 円) | (四日市商業高等学校) |
| (7) パソコンの損傷 (修理費 78,750 円) | (津高等学校) |
| (8) 公用車の損傷 (修理費 13,020 円) | (津西高等学校) |
| (9) パソコンの損傷 (修理費 78,750 円) | (松阪高等学校) |
| (10) パソコンの損傷 (修理費 76,650 円) | (相可高等学校) |
| (11) 公用車フロントガラスの破損 (修理費 48,800 円) | (宮川高等学校) |
| (12) パソコンの損傷 (修理費 21,000 円) | (上野高等学校) |
| (13) パソコンの損傷 (修理費 73,500 円) | (名張高等学校) |
| (14) パソコンの損傷 (修理費 21,000 円) | (木本高等学校) |
| (15) 公印の破損 (取得価格 6,300 円) | (稲葉特別支援学校) |
| (16) パソコンの損傷 (8台 修理費 575,400 円) | (書面監査 7校) |
| (17) 窓ガラスの破損 (4枚 修理費 53,855 円) | (書面監査 2校) |

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

金品の適正な管理については、かねてから注意喚起しているところですが、依然として金品亡失(損傷)が多数発生していることを踏まえて、平成 22 年 6 月 14 日付け文書により、改めて教育委員会事務局各所属及び県立学校あてに現金及び物品の適正な管理について指導監督を徹底し、職員の自覚を促すよう通知しました。

また、平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) 公用車の使用にあたっては日頃より交通安全意識の徹底を図るとともに、適正な使用に向けて一層の注意喚起を促しておりました。フロントガラスの損傷については、指定の駐車区画への駐車中に発生したものであり、事前の予見は困難であったと考えますが、出張先での公用車の駐車についてより一層注意するよう職員に促しました。
- (2) (5) (6) (7) (9) (10) (12) (13) (14) (16) パソコンの損傷については、職員の不注意により飲料をキーボード上にこぼしたり、ふた閉じの際にマウスを端末上に置いてあったことなどにより発生したものです。教職員に対しては、これまででもパソコンの管理及び周辺環境の整理に努め、飲料などこぼさないように注意喚起を行ってきましたが、依然として同様の事案が発生していることから、改めて職員会議等でパソコンの使用に当たっては常に細心の注意を払うとともに、机上の整理整頓を行うことなどを周知し、再発防止の徹底を図りました。
- (3) 校舎内トイレでの火災発生については、職員による見回りを強化するとともに、生徒に対し集会・防災訓練等の機会において防火意識を高める指導を行いました。また、職員に対し火元後始末の確認徹底を促しました。
- (4) 溶解炉の損傷については、実習中に炉内が高温になったことにより発生したのですが、耐火壁を修復し、電極と接合部が高温でも緩まないよう修繕を行いました。また、実習機器の取扱い

を適正に行うよう、溶解炉を使用する全教職員が操作手順の再確認を行いました。

- (8) (11) 公用車の損傷については、臨時労務員の校内草刈り作業中に、草刈機回転刃による飛び石が公用車（軽四輪トラック）後部ガラスにあたり破損したものです。関係職員に注意喚起のうえ、車輛に関しては機具・資材等の運搬時でのガラス破損予防を含め、金網を取り付けるなど再発防止策を講じました。また、フロントガラスの破損については、案件発生時に職員会議、ガルーン等で注意喚起を行い、それ以降も他所属からの金品亡失の事案が周知されるたびに、同様の方法等で物品の管理について職員の注意が持続するように努めました。
- (15) 公印の破損については、職員の体が机の上に置かれた公印箱に触れ、公印箱ごと落下して公印が損傷したもので、机横の通路幅が狭いことが原因と考えられます。そのため、事務室内を整理整頓するとともに、一定の通路幅が確保できるよう、職員の机配置を大幅に変更しました。
- (17) 窓ガラスの破損については、何者かが校内に侵入するために窓ガラスを割ったものと思われます。防犯対策を充実するため、被害のあった県立学校では窓ガラスや一般道からの出入口に防犯対策工事を施したほか、侵入感知式のブザーやセンサーライトの設置などに取り組みました。また、校長から教職員全員に対して、防犯意識の一層の向上を促すとともに、生徒に対しては部室の使用及び施錠確認の徹底（ドア・窓）と部室の施錠管理について周知徹底を図りました。同時に、貴重品や私物等の保管についても再度管理を徹底するよう指導しました。

2 取組の成果

- (1) 以後同様の事例は発生していません。
- (2) (5) (6) (7) (9) (10) (12) (13) (14) (16) パソコンを含めた物品の適正管理について、注意喚起と指導を行ってきた結果、当該校における職員の意識は向上していますが、平成22年度においても各県立学校で不注意によるパソコンの損傷事案が発生しています。このことから、平成23年1月24日の県立学校長会議において、パソコン損傷の防止と適正な管理に努めることについて、改めて教職員に周知徹底するよう通知しました。
- (3) 学校内で防火意識が高まり、以後火災に類する事案の発生は起こっていません。
- (4) 実習機器は操作手順に従い適正に取扱われており、支障なく実習が行われました。
- (8) (11) 日常的な意識が向上したことにより、以降の公用車の損傷はありません。
- (15) 取組の結果、余裕ある通路幅が確保できたとともに、併せて職場環境も改善した。
- (17) 防犯に関する取組により、部外者の侵入に対する物理的な抑止力と、教職員の防犯意識が高まりました。しかし、平成22年10月17日に格子を破壊され、窓ガラスを割り侵入された事案が発生しました。昨年の盗難被害を踏まえ、貴重品や私物等は鍵をかけて保管していたため被害はありませんでした。更なる取り組みとして、面格子復旧時にアングルを入れ補強するなど、外部からの侵入対策の充実に努めました。併せて、警察へ夜間等の安全パトロールの強化を依頼しました。

平成23年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き県有財産の適正な管理・使用の徹底に努めます。
- (2) (5) (6) (7) (9) (10) (12) (13) (14) (16) 平成23年度以降も、不注意による損傷をなくしていくため、適正な物品管理を行うよう、随時、注意喚起を行うなどして周知していきます。物品の損傷等は注意意識が低下した時に生じることが多いため、今後も職員に対し「公費で購入した財産は適正な管理を行う必要がある」という意識を日頃から持つように高めていきます。特にパソコンの保管方法及び管理、取り扱いには十分注意を払うように、再発防止の徹底を図っていきます。
- (3) 引き続き防火啓発と見回り等の継続により、校内での防火体制の強化を図っていきます。
- (4) 実習機器の取扱いは操作手順に従い適正に行われるよう、機器を使用する教職員は実習の前に操作手順の再確認を行います。
- (8) (11) 今後も、公用車に限らず物品全般の適正管理について、管理職等から適時注意喚起を行っていきます。また、草刈作業時の飛び石対策として、作業時間の工夫、作業用セーフティネット等の調達にて安全対策の向上を図っていきます。
- (15) 引き続き整理整頓に努めていきます。
- (17) 設備面での防犯機能強化と、教職員の防犯意識向上に引き続き取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 誤って県費で支出したことにより歳出戻入を行っていた。 (桑名北高等学校)</p> <p>(2) 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (四日市中央工業高等学校)</p> <p>(3) 公印使用について、起案文書の公印、校合欄に公印取扱主任者、校合者の認印がないものがあつた。 (四日市商業高等学校)</p> <p>(4) 負担金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (四日市商業高等学校)</p> <p>(5) 報償費、旅費の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。 (北星高等学校)</p> <p>(6) 公印使用について、起案文書の「公印、校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印がないものがあつた。 (白子高等学校)</p> <p>(7) 起案文書に、決裁日、文書の日付が記載されていなかった。 (白子高等学校)</p> <p>(8) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (亀山高等学校)</p> <p>(9) 消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (津高等学校)</p> <p>(10) 使用料及び賃借料等の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (みえ夢学園高等学校)</p> <p>(11) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (白山高等学校)</p> <p>(12) 会計事務自己検査要綱に基づく、会計事務自己検査が1期分しか行われていなかった。 (宇治山田高等学校)</p> <p>(13) 光熱水費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (上野高等学校)</p> <p>(14) 光熱水費の支払方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。 (名張桔梗丘高等学校)</p> <p>(15) 個人情報等が流出する事態が発生していた。 (西日野にじ学園)</p> <p>(16) 事務処理誤り等により歳出戻入を行っていた。 (書面監査 15校)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成22年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成22年10月25日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。</p> <p>一方、県立学校においては、自主的な取り組みとして学校諸課題(会計事務適正化)にかかるワーキンググループを平成22年度に計8回開催し、学校における会計事務の問題点と改善について検討を進めました。具体的な取組は次のとおりです。</p> <p>内部牽制の充実及び指導監督の徹底を図るためにチェックを強化するという観点から、県立学校の事務長向け会計事務勉強会を県内6地区(北勢、中勢、松阪、伊勢、伊賀、紀州)において計7回開催し、対象者71名のうち66名が出席しました(出席率93%)。勉強会では出納局職員をアドバイザーとして招き、出納検査や定期監査における指導事項の内容や会計事務におけるチェックポイントを説明していただくとともに、他校における事例の共有や共通する課題の整理なども行いました。</p> <p>さらに、県立学校事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を充実するため、自主的な取組として事務職員の有志により立ち上げた「事務提要ウィキ(職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト)」を県庁内の統合サーバーに移設し、プロジェクトメンバーを募って運営体制の強化及び内容の充実を図りました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1)(2)(4)(5)(8)(9)(10)(11)(13)(14)(16) 事務処理誤り等により歳出戻入を行っていたことについては、支払相手先や請求書の内容確認が不十分であったことや、県費負担に関する認識や支出金額の算定方法が誤っていたことなどによるものです。いずれの事案についても、会計規則等に定めるとおり歳出戻入の処理を行いましたが、今後、同様の事案が発生しないようチェック機能を強化するとともに、支出に関して必要な事項が経理担当者に伝達されるよう、校内における</p>

情報共有の徹底を図りました。

- (3) (6) (7) 起案文書の公印、校合欄に公印取扱主任者、校合者の認印がないまま公印を使用していたことについては、事務室内で公文書の取扱に関して確認が不十分であったことが原因であるため、公印の押印にかかる重要性を再度認識し、校合印、公印取扱主任者の認印がもれていないか確認の徹底を図りました。また、起案文書について総合文書管理システムで決裁日、文書の日付を登録したものの、起案文書に記載するのを失念して決裁日、文書の日付が記載していなかったため、起案文書における日付の確認を徹底することにしました。
- (12) 会計事務自己検査要綱遵守の徹底を図るとともに、未実施であった自己検査2期分を行いました。
- (15) 当該校の教諭宅に侵入盗の被害にあい、現金等とともに本校生徒の個人情報等の入ったハードディスクと印刷物が盗難されたため、生徒の個人情報等が流出する事態が発生しました。
このため、当該校において危機管理対応を行うとともに、次の再発防止措置の取組を行いました。
- ・全職員に対し、個人情報の取り扱い及び一元管理の方法について改めて周知徹底しました。
 - ・全職員、各分掌等において個人情報の管理状況を点検しました。
 - ・規程の遵守の徹底ならびに情報管理体制の見直しに努めるとともに、個人情報保護及び危機管理に関する研修を実施しました。

2 取組の成果

学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループによる取組の結果、県立学校事務長の会計事務に潜在するリスク管理への認識が深まり、チェック強化について一定の効果がありました。

- (1) (2) (4) (5) (8) (9) (10) (11) (13) (14) (16) 再発防止に向けた取組の結果、歳出戻入が発生する事態を未然に防止するとともに、事務職員と教員の連携が強化され、適切な事務処理が確保されるようになりました。
- (3) (6) (7) 公文書取扱事務の取扱いを再確認して、公印の押印、決裁日や文書の日付を含めた起案文書の処理にあたっては誤りがないよう改善しました。
- (12) 会計事務自己検査を要綱に定める時期に遅滞なく実施しました。
- (15) 個人情報保護及び危機管理に関する職員の意識が向上しました。

平成23年度以降（取組予定等）

ワーキンググループによる取組の結果、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、出納局に対して「出納局ポータルサイトの充実」「新任会計事務職員への重点的な支援」などを要請し、現行における各所属の要望を受けた相談・支援に加えて、会計事務を担当する職員の習熟度に対応したOJT（職場内研修）研修を含め、必要に応じた支援の充実を図っていきます。

- (1) (2) (4) (5) (8) (9) (10) (11) (13) (14) (16) 支出に係る事務について、今後も支出命令書を含めた事前チェック及び支出内容や債権者に関する情報共有を徹底し、適切な事務処理を図っていきます。
- (3) (6) (7) 起案文書についてはチェックを徹底するとともに、文書事務について研修をするなどの取り組みにより、より一層適切な事務処理に努めていきます。
- (12) 引き続き、会計事務自己検査要綱を遵守し、適切に自己検査を実施していきます。
- (15) 今後も、個人情報保護及び危機管理に関する職員の意識向上を図っていきます。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(2) 人身事故 (負担割合：県 90%・相手 10%) (物損額：県 268,644 円・相手 892,500 円) (治療費等：県 0 円・相手 1,637,888 円) (昴学園高等学校)</p> <p>(2) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 261,242 円) (明野高等学校)</p> <p>(3) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 80,955 円) (明野高等学校)</p> <p>(4) 自損事故 (損害額 49,350 円) (明野高等学校)</p> <p>(5) 自損事故 (損害額 50,000 円) (埋蔵文化財センター)</p> <p>(6) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 31,500 円・相手 266,238 円) (熊野少年自然の家)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についての通知(7月、11月)の中で、交通事故に対する注意喚起を呼びかけ、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(2) 県立学校校長会議や教頭会議、市町等教育長会議において、交通事故の件数や事例をもとに、交通事故防止についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、安全意識が高揚したと思われれます。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>本年度の取組内容を継続して実施し、機会あるごとに注意喚起することで職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、教育に対する県民の信頼を確保します。</p>

部局名 海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 支出に関する事務 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 旅費 旅費請求書に航空運賃の支払額を確認できる書類が添付されていなかった。 (2) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 社会保険料の過払いにより歳出戻入を行っていた。 海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (1) 経理担当者及び出納員が出納局主催の新任会計職員研修、会計事務説明会、出納員研修に参加し、会計事務に関する知識の習得に努めています。 (2) 支出命令等の確認時には制度等を理解し、先入観を持つことなく確認するよう心がけています。 2 取組の成果 今年度の支出において誤払いはありませんでした。
平成 23 年度以降（取組予定等） ・引き続き会計事務に関する研修には積極的に参加し、会計事務に関する知識の習得に努めます。 ・支出命令等の確認には誤払い等が生じないよう常に意識をもち確認していきます。

部局名 警察本部

監査の結果
[共通意見] (収入未済) 各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債権者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。 (警務部 会計課、交通部 交通指導課)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 債権の分類毎に対応方針を整理し次のように行いました。 【放置違反金】 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、督促状を发出し、放置違反金の納付を催促しました。 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を发出するとともに、専従班により電話又は車両使用者宅を訪問面接して納付の催促をしました。最終督促状によっても納付されない未納者に対し、専従班により滞納処分を行い強制徴収をしました。 【弁償金】 関係者に対し、電話による催促を複数回実施しました。 2 取組の成果 放置違反金については、未済額のうち、平成 23 年 3 月末現在、5,942,000 円が納付され、収入未済額は 32,942,000 円となりました。 弁償金については、現年度分 (48,607 円) については、平成 22 年 6 月に納入され収入未済額は、247,800 円となりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 【放置違反金】 文書、電話、訪問等による催促をより強化するとともに、担当者による滞納処分を行い、収入未済額の減少及び発生の防止に努めます。 【弁償金】 今後も関係所属と連携を密にして、債務者等に対する働き掛けを継続して実施し、未収金の納付に努めます。

部局名 警察本部

監査の結果
[共通意見] (収入未済) 各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。 (警務部 会計課、交通部 交通指導課)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 収入(放置違反金)は、道路交通法に基づくものであるから、その性質上、全庁的な仕組みづくりが困難であるが、債権回収に関する会議等に参加し、他部局等の債権回収にかかるノウハウを吸収するとともに、警察本部内では、会計課・交通指導課を軸に債権回収の情報を共有し、債権を適正かつ確実に管理・回収することに努めました。 2 取組の成果 適正かつ確実な債権管理・回収を行うために必要となる基本的な法的知識から債権回収の実務まで、債権管理をテーマとした講演型法務研修に出席しました。 また、放置違反金の対策については、全国的に取組が行われています。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 警察本部内における債権管理の情報共有と債権管理・回収に関する会議等に参加することはもとより、他部局との連携を図り、債権回収のノウハウについて情報交換を行い、収入未済に係る収納促進を図っていきます。

部局名 警察本部

監査の結果
[共通意見] (公益法人制度改革) 平成 20 年 12 月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は、施行日から 5 年間の移行期間内に一般社団（財団）法人になるか、公益社団（財団）法人になるかの選択が必要となっている。 本県においては、22 年 4 月 30 日現在、2 法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が 274 団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 (警務部 警務課)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 公安委員会の所管する公益法人（特例民法法人）は 9 法人であり、各法人に対し、公益法人又は一般法人への移行に向けた指導等を行っています。平成 21 年度に 1 法人が公益社団法人に移行し、平成 23 年度に 1 法人が公益法人への移行を予定しています。 残り 7 法人は、公益法人又は一般法人への移行申請に向け、準備を行っており、助言等を行っています。 2 取組の成果 公安委員会の所管する公益法人（特例民法法人）9 法人のうち、1 法人は、既に公益社団法人に移行（平成 21 年度）しており、1 法人は、平成 23 年度から公益財団法人に移行する予定です。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き、公安委員会の所管する公益法人（特例民法法人）に対し、公益法人又は一般法人への移行に向けた指導等を実施し、迅速な移行を促進します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止と検挙率の向上)</p> <p>(1) 平成21年の刑法犯認知件数は25,540件であり、第二次戦略計画の施策目標項目「刑法犯認知件数」の目標値24,000件であることから、その達成状況は0.94にとどまっている。 また、凶悪犯の検挙率についても、21年は70.8%と、前年と比べて17.4ポイント低下している。 このため、地域との連携を密にし、犯罪の抑止と検挙率の向上により一層取り組まれたい。 (生活安全部 生活安全企画課、刑事部 刑事企画課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 街頭活動の強化 制服警察官によるパトロールのほか、警笛を活用した指導・警告を積極的に実施するなど、街頭活動を強化するとともに、緊急雇用創出事業を活用して、警備員による顕示性のあるパトロール活動や広報啓発活動等を実施しました。</p> <p>(2) 防犯ボランティア活動の活性化と定着化 地域住民等による防犯ボランティア活動の活性化と定着化を図るため、新たに結成された、大学生等で構成される防犯ボランティア団体等と連携した防犯パトロール活動や広報啓発活動等を実施しました。</p> <p>(3) 企業等と連携した防犯ネットワークの構築 車上ねらいや、部品ねらい等、多発する自動車関連犯罪の被害防止を図るため、三重県自動車販売協会との間で、「「大事なクルマをまもろう！運動」推進の店に関する協定」を締結したほか、警察官を騙るオレオレ詐欺等が発生した場合に、金融機関との間の迅速な情報共有により被害を防止する、「振り込め詐欺金融機関即応ネットワーク」を構築しました。</p> <p>(4) 犯罪抑止バトンリレーの実施 警察署をブロック別に分け、「みんなでつなGO！地域の絆」をスローガンに、期間を定めてリレー形式で、犯罪抑止のための広報啓発活動等に集中的に取り組む「犯罪抑止バトンリレー」を実施するとともに、市町長に対し、生活安全部長及び管轄警察署長連名の書簡を手交し、自治体と連携した取組みを促進しました。</p> <p>(5) 捜査支援システムの整備 県民しあわせプラン第二次戦略計画における重点事業の一つとなる捜査支援システムの整備事業において、平成22年度中、新規に2基の整備を計画し、警察活動基盤の強化を図りました。</p> <p>(6) 刑事指導室の新設及び捜査技能伝承官の運用 大量退職期を迎え、多くのベテラン捜査員が退職し、経験が少ない若手捜査員が増加している現状から、様々の技能やノウハウを若手捜査員に伝承し、捜査能力向上を図るために、刑事企画課に刑事指導室を新設し、再任用警察官による現場指導係を運用して警察活動基盤の強化を図りました。 また、再任用警察官以外にも、退職したベテラン捜査員2名を捜査技能伝承官として任用し、捜査技能・手法の伝承を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 制服警察官や、緊急雇用創出事業を活用した警備員による街頭活動を強化したほか、防犯ボランティア団体等地域との連携を密にした対策を強化したところ、平成22年中の刑法犯認知件数は、23,425件と、前年比で2,115件(約8.3%)減少しました。その結果、第二次戦略計画の施策目標項目「刑法犯認知件数」の目標値24,000件以下を達成することができました</p> <p>(2) 捜査支援システムを平成21年度当初予算で2基の整備を行ったほか、刑事指導室の新設や捜査技能伝承官等のベテラン捜査員等による伝承教養、実戦的総合訓練、実戦塾等の実施により、若手警察官を始めとした警察官の捜査技能・知識の向上、現場執行力等の向上など警察活動基盤の強化を図ったところ、平成22年中の刑法犯検挙率は27.7%であり、前年と比べ1.8ポイント増加しました。</p>

特に、平成 22 年中の凶悪犯検挙率は 80.7%で、前年と比べ 9.9 ポイント増加し、県民しあわせプラン第二次戦略計画で示した目標数値 80%以上を達成しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 平成 23 年街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進
管内の犯罪発生状況をきめ細かく分析した上で、街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための警察活動を強化するとともに、情報発信活動等各種支援を積極的に推進し、地域住民等による自主的な防犯活動の定着を図ります。
- (2) 緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施
地域住民の安全・安心を図るため、警備業者に委託し、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールやコンビニエンスストア等における駐留警戒及び広報啓発活動を行う「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」を実施し、各種犯罪の防止を図ります。
- (3) 三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の運用
子どもが危険を感じて駆け込んできた場合の保護活動のほか、通学路等における子どもの見守り活動や警察と事業所間における情報伝達ネットワークの構築等を行う事業所等を「子ども安全・安心の店」として警察が認定する制度を運用して、地域住民による子どもの見守り活動の活性化を図り、子どもの安全・安心を促進します。
- (4) 科学捜査力を活かした、より客観的証拠重視の捜査を展開するため、捜査支援システムの拡充整備の取組、IT 技術を駆使した「新通信指令システム」の構築・整備による警察活動基盤の強化を図り、犯罪抑止及び検挙の向上を図ります。
- (5) 引き続き、刑事指導室及び捜査技能伝承官を効果的に運用するほか「新任専務員育成プログラム」を積極的に活用して、若手捜査員の捜査能力向上を図ります。
- (6) 実戦的総合訓練等の指導体制や内容を改善・整備して、現場対応措置訓練、事件捜査指揮訓練などの各種教養訓練の強化を進めるほか、既存警察官を効果的に配置・運用するなど、警察活動の人的基盤を強化して、刻々と変化する現場状況に的確に対処する現場執行力の向上を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生防止)</p> <p>(2) 平成 21 年の交通事故死者数は 112 人で、過去最少の水準で推移したものの、前年に比し 2 人増加しており、また、人口 10 万人当たりの死者数も、全国ワースト第 10 位(都道府県別)であり、過去 10 年を見ても常にワースト上位にある。</p> <p>今後は、従前の発生防止策の取組効果を検証のうえ、県内における交通死亡事故の特徴である高齢者死亡事故が多いこと、シートベルト非着用死者が多いこと、飲酒運転などの悪質危険違反が多いことなどの実態を踏まえ、より効果的な発生防止対策に一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(交通部 交通企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>交通事故、とりわけ交通死亡事故の特徴等を踏まえて、高齢者の交通事故抑止対策、シートベルト着用促進対策、速度抑制対策及び飲酒運転根絶対策を重点に交通事故抑止対策を推進しました。</p> <p>(1) 交通安全教育・啓発活動</p> <p>ア 警察署ごとに協議会を設立し、地域ぐるみで交通安全教育を行う「高齢者交通安全教育ステップアップ事業」を推進しました。</p> <p>イ 子どもや高齢者を重点対象として、交通安全アドバイザーにより交通教室などを行う「民間委託による交通安全教育・啓発活動事業」を推進しました。</p> <p>ウ 緊急雇用創出事業を活用して高齢者宅への交通安全訪問指導を強化するとともに、高齢ドライバー安全運転大会を開催するなど、高齢者の交通事故防止対策を推進しました。</p> <p>(2) 交通安全施設の整備</p> <p>高齢者等に配慮した交通安全施設の整備に努め、高齢者利用施設周辺等において、横断歩道の設置や信号機の整備を推進しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機の整備 40 基 ○ 横断歩道の設置 166 本 <p>(3) 交通指導取締り等の実施</p> <p>飲酒運転、最高速度違反などの悪質危険違反や被害を軽減するためのシートベルト着用義務違反の取締りを推進したほか、毎月 21 日を「高齢者の交通安全の日」として設定し、高齢者に対して集中的な街頭指導活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年中の交通事故死者数は 135 人で、死傷者多数の重大事故が連続したことなどから、前年と比べてプラス 23 人と大幅に増加しました。特に高齢死者は 71 人(前年比+6 人)で、全交通事故死者数に占める割合も約 53%と高くなりました。しかし、交通人身事故発生件数や負傷者数は前年と比較して減少し、県民しあわせプランの取組目標である「交通事故死傷者数 15,200 人以下」を達成しました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>高齢死者が多く、全交通事故死者数に占める割合も高いことから、引き続き高齢者対策を重点に、次のとおり総合的な交通事故抑止活動を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全教育・啓発活動 ○ 交通安全施設の整備 ○ 交通指導取締り

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(1) 放置違反金の収入未済額が、38,884,000 円（対前年度比 88.1%）あり、前年度と比べて 5,244,000 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生の防止に努められたい。</p> <p>また、過年度分にかかる放置違反金の収入未済額については、前年度と比べて 8,984,000 円（対前年度比 151.3%）増加しており、徴収すべき延滞金も増大している。道路交通秩序を維持する観点からも、一層取組みを強化されたい。</p> <p>さらに、公用車損傷による賠償金としての弁償金の収入未済額が 296,407 円あり、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（交通部 交通指導課、警務部 会計課）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>【放置違反金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分（財産の差押え）を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付を催促しました。</p> <p>(2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を発出するとともに、専従班により電話又は車両使用者宅を訪問面接して納付の催促をしました。</p> <p>(3) 最終督促状によっても納付されない未納者に対し、専従班により滞納処分を行い強制徴収をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>放置違反金の未済額は、38,884,000 円ありましたが、平成 23 年 3 月末現在、上記取組みにより 5,942,000 円が納付され、収入未済額は 32,942,000 円となりました。</p> <p>【弁償金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公用車の損傷に係る関係所属と連携を図り、関係者に対し、電話による催促を複数回実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 現年度分（48,607 円）については、平成 22 年 6 月に納入されました。</p> <p>(2) 過年度分については、債務者が所在不明となっており、納入には至っていません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>【放置違反金】</p> <p>文書、電話、訪問等による催促をより強化するとともに、担当者による滞納処分を行い、収入未済額の減少及び発生の防止に努めます。</p> <p>【弁償金】</p> <p>今後も関係所属と連携を密にして、債務者等に対する働き掛けを継続して実施し、未収金の納付に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 駐在所電気代の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (いなべ警察署)</p> <p>(2) 駐在所電気代の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (四日市西警察署)</p> <p>(3) 歳入額の誤りにより歳入戻出を行っていた。 (亀山警察署)</p> <p>(4) 光熱水費等の分担金の積算誤りにより歳入戻出を行っていた。 (鈴鹿警察署)</p> <p>(5) 消耗品費等の分担金の積算誤りにより歳入戻出を行っていた。 (鈴鹿警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)、(2)は、駐在所の電気代私費分の計上を誤ったため、駐在所光熱水費分担金の過納となったものです。</p> <p>書類点検を複数の者が行い、チェック機能の強化に努めました。</p> <p>(3)は、払出済の拾得保管金を誤って歳入としてしまったものです。</p> <p>拾得物の受入・払出について、複数の職員により確認点検を行い、適正な収入事務に努めました。</p> <p>(4)、(5)は、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費及び消耗品費の分担金の積算を誤り、過納となったものです。</p> <p>複数職員による実効のあるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)とも、複数職員によるチェック機能の重要性が再認識されるとともに、職員相互間の牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めたことで、その後、同様の事案の発生はありません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)とも、引き続き、複数職員によるチェックを確実に実施することにより、職員相互間の牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】</p> <p>契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。 (津警察署)</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【中部管区警察学校巡査部長任用科（第70期）教養】</p> <p>復命書の記載が不十分であった。 (交通部 交通機動隊)</p> <p>(2) 【捜査用務】</p> <p>旅行命令書に用務先が記載されていなかった。 (四日市北警察署)</p> <p>ウ 物品購入等</p> <p>(1) 【契約事務（物件関係）に係る事業者選定取扱要領の運用】</p> <p>選定及び見積り合わせの結果が、契約事務（物件関係）に係る事業者選定取扱要領に規定されたローテーション表に記録されていなかった。 (警務部 会計課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成22年度</u></p> <p>ア 業務委託</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>廃棄物収集の委託業務は、履行されていたものの、確認結果の記録がもれていたものです。廃棄物収集の委託業務が完了した際には、業務担当者と会計課担当者が立会し、業務検査記録書に双方が履行を確認した後に、担当者印を押印することを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>双方が立会し、担当者が押印することにより、双方に履行確認の義務を課すこととなり、契約業務のより確実な履行及び履行確認を促すことができました。</p> <p>イ 旅費</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 中部管区警察学校巡査部長任用科（第70期）教養</p> <p>中部管区警察学校への入校（旅行）に際し、復命書に帰宅時間の記載もれがあったものです。職員に対し、確実な記載を徹底するとともに、担当者を始め、複数の職員によるチェックの強化を図りました。</p> <p>(2) 捜査用務</p> <p>職員の県外への出張に際し、旅行命令書に用務先の記載もれがあったものです。確実な記載を徹底するとともに、複数の職員によるチェックの強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の意識高揚が図られるとともに、担当者等による旅費支出に係るチェックが強化されるようになりました。</p> <p>ウ 物品購入等</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>業者の選定については、均等発注していたものの、ローテーション表の記録をしていなかったものです。業者選定情報をローテーション表に記録しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>記録されたローテーション表に基づき業者選定を行うことで、より公平性・透明性が担保できるようになりました。</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

引き続き、履行確認を徹底し、契約業務の適正な執行に努めます。

イ 旅費

(1)、(2)とも、今後とも、確実な記載を徹底するとともに、旅行者等と綿密なやりとりを行い、チェック機能の強化を維持し、適正な事務処理に努めます。

ウ 物品購入等

引き続き、ローテーション表に記録された情報に基づく、適正な業者選定による発注業務を実施します。

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 通勤手当の認定通勤経路が複数認められていた。 (交通部 運転免許センター)</p> <p>(2) 報償費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (四日市北警察署)</p> <p>(3) 報酬の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (津南警察署)</p> <p>(4) 住宅手当の事後確認が不十分であった。 (大台警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、同一区間における認定経路について、複数の経路を認定していたものです。複数の認定をしていた経路の見直しを行い、統一したものとしました。</p> <p>(2)は、報償費の支給の規定が廃止されたが、誤ってそのまま支給していたものです。必要な書類とその内容について、複数の職員で精査し、誤りのないように徹底しました。</p> <p>(3)は、会議出席者に対する報酬にいて、急遽の欠席者に対して誤って支払っていたものです。関係部門間の緊密な連携を図るとともに、事前及び事後確認の徹底に努めました。</p> <p>(4)は、住居手当の事後確認について、関係書類の確認が不十分となったものです。関係書類を複数の職員で精査し、誤りのないことを確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)、(2)、(4)とも、手当の認定等に係る支給要件について再認識し、複数の職員による確認を徹底することにより、チェック機能の強化を図ることができました。</p> <p>(3)は、関係部門間の連携が強化されるとともに、確認の徹底が図られました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)、(2)、(4)は、引き続き、職員の意識の高揚を図り、チェック機能の強化を維持し、適正な事務を推進します。</p> <p>(3)は、今後も関係部門間の緊密な連携に努め、会議出席者の事前・事後の出欠の確認を徹底します。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 金品亡失

(1) 公用車の損傷(修理代	119,490円)	(四日市南警察署)
(2) 公用車の損傷(修理代	91,266円)	(鈴鹿警察署)
(3) 公用車の損傷(修理代	68,727円)	(津警察署)
(4) 公用車の損傷(修理代	18,795円)	(松阪警察署)
(5) 公用車の損傷(修理代	92,809円)	(松阪警察署)
(6) 公用車の損傷(修理代	117,690円)	(鳥羽警察署)
(7) 公用車の損傷(修理代	130,452円)	(鳥羽警察署)
(8) 公用車の損傷(修理代	71,421円)	(熊野警察署)
(9) 公用車の損傷(修理代	10,500円)	(伊賀警察署)
(10) 公用車の損傷(修理代	6,825円)	(名張警察署)

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

(1)は、警察署駐車場に駐車していた公用車のフロントガラス等が何者かに損壊されたものです。公用車の管理の徹底について指導しました。

(2)は、駐車場内において、不審者に対して職務質問を行おうとしたところ、車両で逃走を図った相手により、駐車中の公用車の助手席ドアに衝突され、損傷したものです。

適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公務中における交通事故防止について指導しました。

(3)は、車両で逃走中の被疑者の進路をふさぐため、公用車を路上に停車していたところ、当該車両により、公用車の右前部に接触され、損傷したものです。

適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公務中における交通事故防止について指導しました。

(4)は、台風が接近している際に公用車で警戒警備中のところ、強風で飛んできた看板が公用車に当たり、前照灯等が損傷したものです。

適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公用車の管理の徹底について指導しました。

(5)は、不審者に対して職務質問を行おうとしたところ、車両で逃走を図った相手により、駐車中の公用車に衝突され、後部ボディー等を損傷したものです。

適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公務中における交通事故防止について指導しました。

(6)は、警察署駐車場に駐車中の公用車に、台風の強風により飛んできた物件が当たり、フロントガラス等が損傷したものです。

公用車の管理の徹底について指導しました。

(7)は、警察署駐車場に駐車中の公用車に、台風の強風により飛んできた物件が当たり、フロントガラス等が損傷したものです。

公用車の管理の徹底について指導しました。

(8)は、交通事故処理を終え、公用車で帰署途中、台風の強風により飛んできた浜石が当たり、フロントガラス等が損傷したものです。

適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公用車の管理の徹底について指導しました。

(9)は、警察署駐車場に駐車していた公用車の前照灯が何者かに損壊されたものです。

公用車の管理の徹底について指導しました。

(10)は、小型警ら車で警ら中、助手席の窓ガラスが突然粉砕したものです。(原因不明であるが、飛び石等が考えられる。)

適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公用車の管理の徹底について指導しました。

2 取組の成果

公有財産の管理に対する意識が高まったほか、公用車の交通事故防止の意識が高まるとともに、防衛運転の心掛けが図られました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

引き続き、警察職員としての自覚と公有財産の管理意識の高揚を図るとともに、交通事故防止及び防衛運転に関する指導・教養を実施します。

監査の結果

2 財務等に関する意

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(桑名警察署)
- (2) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(桑名警察署)
- (3) 光熱水費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(桑名警察署)
- (4) 燃料費等の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(いなべ警察署)
- (5) 請求書の誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。(いなべ警察署)
- (6) 消耗品費の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。(四日市北警察署)
- (7) 燃料費の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。(四日市北警察署)
- (8) 通信運搬費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(四日市南警察署)
- (9) 委託料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(四日市南警察署)
- (10) 使用料及び賃借料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(四日市南警察署)
- (11) 旅費の行程誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。(四日市西警察署)
- (12) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(亀山警察署)
- (13) 使用料及び賃借料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(津警察署)
- (14) 消費税分の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(松阪警察署)
- (15) 支払先の誤りにより歳出戻入を行っていた。(伊勢警察署)
- (16) 委託料等の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(伊勢警察署)
- (17) 旅費の行程誤りによる誤払いにより歳出戻入が散見された。(鳥羽警察署)
- (18) 旅費の出張の取りやめの手続きを行わなかったことによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。(鳥羽警察署)
- (19) 光熱水費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(紀宝警察署)
- (20) 旅費の誤払いより歳出戻入を行っていた。(紀宝警察署)
- (21) 旅費の行程誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。(伊賀警察署)
- (22) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(名張警察署)

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

(1)は、消耗品の購入において、仕様の記載が誤っていたため、これを取り消して、再度支出負担行為を行うべきところ、取り消しを失念したため、誤って二重の支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(2)は、赴任旅費の支給に当たり、4/1付け赴任の職員に対し、前年度でもって廃止された旅費日当を誤って支払ったものです。

関係規定の研鑽に努めるとともに、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(3)は、電気料金の支払いに当たり、3枚の請求書の合計金額の計算を誤り、支出命令を行ったものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(4)は、燃料費について、消費税の計算を誤った請求書により、支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(5)は、印刷物の作成契約において、契約単価と異なる単価で計算された請求書により、誤って支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(6)は、消耗品の契約先が変わったものの、以前の契約先のまま支払い手続を行い、誤った債権者に支払いしていたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(7)は、燃料費の契約先が変わったものの、以前の契約先のまま支払い手続を行い、誤った債権者に支払いしていたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。
(8)は、盗難車両の引上げ代について、後日所有者が判明し、同人がこの代金を負担したため代金の戻入を行ったものです。

関係者との緊密な連携を図り、適正な手続に努めました。

(9)は、留置人診療費について、相手方からの請求が重複してされたため、誤って二重の支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(10)は、E T Cの利用料金について、財務端末の入力ミスのため、誤って支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(11)は、県外への出張に際し、経路を誤って、支払いをしたものです。

関係規定の研鑽に努めるとともに、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(12)は、通訳人依頼旅費について、旅行回数を錯誤し、支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(13)は、私有車の公務使用において、関係書類への走行距離の転記を誤ったため、使用料及び賃借料を誤って支払いをしたものです。

職員に対し、適正な書類の作成について指導するとともに、担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(14)は、留置人診療費について、消費税の計算を誤った請求書により、支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(15)は、留置人診療費について、債権者を誤り、支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(16)は、消耗品について、消費税の計算を誤った請求書により、支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(17)は、県警察学校への入校に際しての旅費について、出発地及び帰着地を誤り、支払いをしたものです。

関係規定の研鑽に努めるとともに、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(18)は、出張を取りやめたものの、旅行命令の取り消しを失念したため、誤ってそのまま支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(19)は、光熱水費について、契約単価と異なる請求書により、誤って支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(20)は、旅費（赴任旅費等）について、J R閑散期の調整もれにより、誤って支払いをしたものです。

関係規定の研鑽に努めるとともに、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(21)は、県警察学校への入校に際しての旅費について、経路を誤り、支払いをしたものです。

関係規定の研鑽に努めるとともに、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(22)は、依頼旅費について、夜間着との認識誤りから、加算額の支払いをしたものです。

関係規定の研鑽に努めるとともに、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

2 取組の成果

(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(14)、(15)、(16)、(18)、(19)については、複数職員による確実なチェックの重要性が再認識されたことにより、チェック機能が強化され、より適正な事務手続が進められています。

(2)、(11)、(17)、(20)、(21)、(22)については、関係規定の研鑽による知識の涵養が図られるとともに、複数職員による確実なチェックの重要性が再認識されたことにより、チェック機能が強化され、より適正な事務手続が進められています。

(8)、(12)、(13)については、適正な会計業務の推進について認識されるとともに、複数職員による確実なチェックの重要性が再認識されたことにより、チェック機能が強化され、より適正な事務手続が進められています。

平成 23 年度以降（取組予定等）

(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(14)、(15)、(16)、(18)、(19)については、引き続き、チェック機能の強化に努め、関係規定に基づいた適正な事務手続を進めます。

(2)、(11)、(17)、(20)、(21)、(22)については、引き続き、関係規定の研鑽により担当者のレベルアップを図るとともに、チェック機能の強化に努め、関係規定に基づいた適正な事務手続を進めます。

(8)、(12)、(13)については、関係職員との緊密な連携を図るとともに、チェック機能の強化に努め、関係規定に基づいた適正な事務手続を進めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

- | | |
|---|-----------|
| (1) 物損事故 (負担割合：県.. 20%・相手.. 80%)
(負担額：県.. 13,895 円・相手.. 425 円) | (警察本部) |
| (2) 物損事故 (負担割合：県.. 85%・相手.. 15%)
(負担額：県.. 26,350 円・相手.. 124,950 円) | (警察本部) |
| (3) 物損事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%)
(負担額：県.. 0 円・相手.. 139,450 円) | (警察本部) |
| (4) 物損事故 (負担割合：県.. 70%・相手.. 30%)
(負担額：県.. 76,091 円・相手.. 85,723 円) | (警察本部) |
| (5) 物損事故 (負担割合：県.. 25%・相手.. 75%)
(物損額：県.. 16,747 円・相手.. 42,250 円) | (桑名警察署) |
| (6) 自損事故 (損害額.. 60,606 円) | (桑名警察署) |
| (7) 物損事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%)
(物損額：県.. 0 円・相手.. 29,925 円) | (いなべ警察署) |
| (8) 物損事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%)
(物損額：県.. 0 円・相手.. 142,050 円) | (四日市北警察署) |
| (9) 自損事故 (損害額.. 166,280 円) | (津警察署) |
| (10) 物損事故 (負担割合：県.. 15%・相手.. 85%)
(物損額：県.. 14,878 円・相手.. 84,307 円) | (津警察署) |
| (11) 自損事故 (損害額.. 213,583 円) | (津警察署) |
| (12) 物損事故 (負担割合示談中) | (津警察署) |
| (13) 自損事故 (損害額.. 641,632 円) | (松阪警察署) |
| (14) 物損事故 (負担割合：県.. 20%・相手.. 80%)
(物損額：県.. 8,211 円・相手.. 9,444 円) | (松阪警察署) |
| (15) 物損事故 (負担割合：県.. 20%・相手.. 80%)
(物損額：県.. 36,925 円・相手.. 57,000 円) | (大台警察署) |
| (16) 物損事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%)
(物損額：県.. 13,461 円・相手.. 96,443 円) | (伊勢警察署) |
| (17) 物損事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%)
(物損額：県.. 0 円・相手.. 63,776 円) | (伊勢警察署) |
| (18) 自損事故 (損害額.. 133,535 円) | (鳥羽警察署) |
| (19) 物損事故 (負担割合：県.. 40%・相手.. 60%)
(物損額：県.. 1,323 円・相手.. 11,760 円) | (鳥羽警察署) |
| (20) 自損事故 (損害額.. 3,927 円) | (紀宝警察署) |
| (21) 物損事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%)
(物損額：県.. 49,610 円・相手.. 169,008 円) | (伊賀警察署) |
| (22) 人身事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%) (物損額：県.. 0 円・相手.. 336,696 円)
(治療費等：県.. 0 円・相手.. 172,049 円) | (名張警察署) |
| (23) 物損事故 (負担割合示談中) | (名張警察署) |
| (24) 自損事故 (損害額.. 235,922 円) | (名張警察署) |

講じた措置**平成 22 年度**

1 実施した取組内容

警察の業務は、犯罪捜査、交通取締り等、車両を使用することが多く、警察本部が管理する車両は、年々、増加し、平成 23 年 3 月末現在、四輪車 988 台、二輪車 266 台、合計 1,254 台に及んでいます。また、現場臨場に際して地理不案内の場所や狭い道路を走行せざるを得ない現状にあることなどが公用車の交通事故の発生要因と考えています。

交通事故の防止対策としては、事故の発生実態を踏まえた上で、指導教養を徹底するなど、継続的に事故防止対策を実施しています。

具体的には、

- ・ 運転技能に応じた認定を行う車両運転技能認定制度の運用
- ・ 交通事故を起こした職員を対象に運転適正検査、運転シミュレーター講習等の実施
- ・ 交通事故防止意識の高揚を図るための実戦塾の開催
- ・ 運転技能訓練の反復実施
- ・ 同乗者による安全確認の徹底

などの施策を実施しています。

2 取組の成果

公用車による交通事故の発生件数は、ここ数年、横ばい傾向で推移していますが、損害賠償額が減少傾向にあることから、重大な事故が減少しているものと認められます。

平成 23 年度以降（取組予定等）

引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導教養を継続するなど、交通事故防止対策を徹底します。

監査委員公表第5号

平成22年1月15日に包括外部監査人から提出のありました平成21年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、三重県知事から平成23年4月5日付けで通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

平成23年4月28日

三重県監査委員	植	田	十	志	夫
三重県監査委員	中	森	博	文	
三重県監査委員	北	川	裕	之	
三重県監査委員	田	中	正	孝	

平成21年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>・ 全般的な監査結果</p>		
<p>(1) 指定管理者制度による住民サービスの向上と行政コストの削減について【意見】</p>		
<p>今回監査対象とした施設の中には、提出された事業報告書においては収支差額が0円であっても、実際は一部の費用を指定管理者の他の事業で負担しており実質赤字である、というケースがあった。また、制度導入当初から指定管理者と県との間で必要なサービスの提供についての認識のずれが埋められないうまま、収支赤字となった施設もあった。</p> <p>指定管理業務に費やされたコストを直接間接問わず可能な限り漏れなく集計し、その上で、県と指定管理者双方が議論を尽くして、現状のサービスを維持するために必要なコスト、指定管理者の提案する新たなサービスの実現に必要なコストを見極めた上で、次回の指定管理期間の指定管理料に反映させるといったステップを踏むことが望まれる。</p>	<p>新たな期間の指定管理者を募集する際に提示する指定管理料の上限額は、現在の指定管理者の管理の実績等を踏まえ、現状のサービスを維持するために必要なコストのほか、新たなサービスの実現に必要なコストについても見極めたうえで設定するよう、指定管理者制度に関する取扱要綱に明記し、周知を図りました。</p>	<p>総務部</p>
<p>(2) 指定管理者制度全体の評価について【意見】</p>		
<p>指定管理者制度の目的であるコスト削減と住民サービスの向上について制度全体として総合的な評価検討がされていない。</p> <p>コスト面からすれば、指定管理者制度導入前と導入後の行政コスト全体での比較をし、その上で、単に増加減少という事実のみでなく、その内容について分析することが重要である。例えば全体として増加しているのであれば、なぜ増加しているのか、削減する余地はないのかについて検討する必要がある。</p> <p>住民サービスの向上についても、指定管理者制度全体からみた評価が望まれる。仮に全体のコストが増加していたとしても、指定管理者制度導入が住民サービスの向上に寄与しているとの評価されるのであれば、その意義はあったと判断できるであろう。逆に住民サービスの向上に寄与していないと評価されるのであれば、その原因を分析し、全体及び個別の施設に関する指定管理者制度の在り方について再考すべきであろう。</p>	<p>毎年県が指定管理者からの報告を受けて行う「指定管理者が行う公の施設の管理状況報告」の中に、サービスの向上については「管理業務の実施状況」、「施設の利用状況」、「成果目標及びその実績」の項目が、コスト削減については「利用料金収入の実績」、「管理業務に関する経費の収支状況」の項目があります。</p> <p>今後は県がこの報告の総括コメントにおいて、コスト削減と住民サービスの向上の両面から総合的な評価を行うよう、様式を変更することとしました。</p>	<p>総務部</p>
<p>(3) 指定管理者の評価について【意見】</p>		
<p>指定管理者を評価する指標として、集客施設の多くにおいて利用者数が用いられているが、住民サービスの向上を持続させる観点からはリピーターを増加させることが重要である。</p> <p>また、利用者数により評価する際にも、利用人数を左右する重要な要素や過去の実績数値の根拠情報を入力し、成果目標の数値が真に実現可能な目標数値となるべ</p>	<p>指定管理業務の成果目標（指標及び目標数値）については、住民サービスの向上度を適切に把握するものとなっているかなど、県と指定管理者が十分に協議して定めるよう徹底しました。</p> <p>また、指定管理者事業報告様式等において減免額を明ら</p>	<p>総務部</p>

<p>く、県と指定管理者による十分な協議が望まれる。さらに、財務指標についても、減免した利用料金は収入額に算入されないが、減免額を明らかにすることで、施設の真の努力成果をより適切に把握できるものと考えられる。</p>	<p>かにすることにより、指定管理業務の成果をより適切に把握できるようにしました。</p>
<p>(4) 県による指定管理者の監督について【意見】 県による指定管理者の監督の手法及び施設管理の要求水準について、現状は所管部局の判断に委ねられているが県全体で共通化することが望まれる。 (1) 月次報告、事業報告及び現地視察等について 施設の管理運営状況に関する事業報告の確認や現地視察について、どの担当者が実施しても同水準の結果が得られるよう、県全体として、最低限所管部局が確認すべき事項に関して共通化することについて検討を行うことが望まれる。 (2) 業務運営上必要となる手順書等の整備について 指定管理者は、料金収受を含む資金管理、備品管理、施設の巡回点検等、施設の日常管理に当たり、予め自らルールを決めている。しかし、そのルールについて水準はばらばらであり、文書化されていない施設もあった。三重県の指定管理者として最低限守るべき業務運営手法をまとめ、現状の指定管理者の業務運営において不足がないかどうか検討することが望まれる。 (3) 集客施設における賠償責任保険について 集客施設における利用者への賠償責任保険については、その補償範囲、条件等さまざまである。これは、施設の目的や利用者数がそれぞれ異なるため当然のことであるが、その決定に至るまでのプロセスも、指定管理者ごとに異なっている。県の施設として一般的に想定されるリスクのうち、保険によりカバーすべき要素を把握し、個別施設ごとに付加すべき条件を所管部局で検討する。その上で、指定管理者が、こうして検討された条件を満たす保険を選択するという段階を踏むことが望まれる。</p>	<p>県全体として最低限確認すべき事項をリストアップするとともに、実施の頻度や方法等についてマニュアルを作成し、会議等の場を通じて周知徹底しました。確認項目の中に、指定管理者が業務上必要となる手順書等についても記載しました。また、賠償責任保険の検討手順についてもまとめ、県と指定管理者で検討したうえで保険でカバーすべきリスクを選択するよう、周知しました。</p>
<p>(5) 県と指定管理者のリスク分担・役割分担について【意見】 個別施設の現場視察を実施する中で、県と指定管理者の役割及び分担が曖昧になっていいると思われれる事項があった。 (1) リスク分担に係る個別事業の文書化について 施設の補修修繕等について、「一件 円を超えない範囲」について指定管理者の負担とすることが定められていることが多い。この「一件」の解釈が、その都度対応するか何件かまとめて対応するか明確になっていない。このように、県と指定管理者のいずれが負担すべきか解釈が必要となる問題に關し、少なくとも同種施設の同一事例については同一の取扱いがなされるべきであり、こうした問題が発生した場合、県は指定管理者に対し、口頭で指示するのみでなく文書にして残すような仕組みづくりが望まれる。 (2) 県有備品の管理について</p>	<p>施設の修繕負担のように、個別の事例により判断を行う必要があるものについては、取扱事例を蓄積して庁内で情報共有する仕組みを作りました。また、県有備品の管理については、定期的な現物確認も含めて指定管理者の役割とするよう、協定書に位置付けました。</p>

<p>年度末等に行う備品現物の実査について、県と指定管理者のどちらが行うか役割分担を明確にしておくべきである。</p>	
<p>・ 個別施設の監査結果</p>	
<p>1. 三重県立熊野古道センター</p>	
<p>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p>	
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、担当職員が現地の視察を週に1回程度実施し、清掃の状況など、主に施設的美観面を確認しているとのことであった。また、月に1度施設運営会議が実施されており、県の職員も出席し、業務報告を受けているとのことであった。</p> <p>また、県議会第2回定例会に向けて指定管理の評価を行うために年度の収支決算書の内容につき、帳簿や通帳との照合を実施しているが書類等では残していないとのことであった。</p> <p>誰がチェックを行っても同水準の手続が行えるように、マニュアルや手順書を作成しておくとともに、現在実施している帳簿や通帳との照合もできる限り痕跡を残しておくことが望まれる。</p>	<p>【政策部対応結果】</p> <p>総務部で全庁的に標準化を図るべく作成した「指定管理者制度に係るモニタリングチェックリスト」に基づき、「熊野古道センターモニタリングチェックリスト」を作成しました。また、帳簿や通帳との照合については、チェックリストの中で実施内容や実施日の記録を残すようにしました。</p>
<p>(2) 委託先特定非営利活動法人に対する貸館料について【意見】</p>	
<p>熊野古道センターは、指定管理者とは別の特定非営利活動法人 A に、体験学習事業の運営・実施業務を委託している。</p> <p>A は当該受託に基づく業務を実施するほか、年間10回程度自らが主催して体験学習を実施しているが、この事業に関しては、貸館料を徴収していない。これは、Aの使用目的がセンターの自主事業と大きく異なる内容であり、指定管理者の事業目的自体に適った活用方法であるためとの説明を受けた。確かに、センターの自主事業は、契約書によれば1回あたり20,000円(1,200,000円÷60回)のコストがかかっているとの計算され、これに対して体験学習室の貸館料は1日3,200円となっており、貸館料を差引いてもAの主催事業とした方がコスト的に有利なものとなっている。</p> <p>しかし、Aの代表者は指定管理者の理事を兼務しており、このような関係性から優遇措置を取っているかのような誤解を招く虞もある。また、今後指定管理者の変更等があった場合に、トラブルの要因となる可能性もある。</p>	<p>【指定管理者対応結果】</p> <p>委託先の団体が別途主催している体験学習を精査した結果、熊野古道センターの体験学習事業としてふさわしい事業であったため、契約内容を見直し、これらの事業も指定管理者の主催事業としました。そのため、貸館料を徴収する必要はなくなりました。</p>

<p>契約内容の見直し、貸館料の徴収等の対応策をとることが望まれる。</p>	<p>(3) 利用料金の徴収について【意見】 利用料金は主に貸館業務について発生し、現金または振込によって徴収している。振込入金は相手先の口頭による申請に対応して受け付けており、特に振込入金に関する申請書は徴収していない。また、振込の場合は、キャンセル時の煩雑回避のため基本的に後払いとなっているが、入金期日を特設している。入金の有無についてはエクセルシートにて管理されているが、延滞日数に応じた督促処理などの規定はない。幸い、これまで貸倒はないとのことであるが、平成20年度の管理表を閲覧したところ、施設利用後3カ月程度入金がなかった案件も存在した。施設の健全な運営のためには、利用の促進のみならず、その後の利用料回収も確実に行われなければならない。 後払いの場合は後払申請書を入力する必要がある。また、延滞について定義づけるとともに、督促のマニュアルを設け、入金管理を行う必要がある。</p>	<p>(4) 利用料金の減免について【意見】 熊野古道センターでは、利用料金の減免は、「施設利用料金減免申請書」に基づいて行われる。 平成20年度は減免申請が2件あったが、うち1件は申請書に減免理由が明確に記載されていなかった。減免理由の記載を受け、減免の判断を確におこなうことが望まれる。</p>	<p>(5) 特別展示室の利用状況について【意見】</p>	<p>研究収蔵棟にある特別展示室は、過去に県立美術館から借り受けた資料の特別展示を行ったのみであり、現状この他には活用されていない。 その理由は、特別展示室には一定の状態を保てるようなガラスケースが設置されており、文化庁の認定を受けた国宝級の文化財の展示が可能であるが、その機能に見合った展示品の借受、搬送には多大なコストがかかることにある。また、特別展示室は面積が狭く、積極的な活用に二の足を踏んでいるような状況である。 しかし、こうした特別展示室のような稼働率の低いスペースの活用方法について、企画し実行していくことも、指定管理者に期待される役割の一つである。当初の目的どおり重要文化財等の展示が可能であればそれに勝ることはないが、特別展示室の機能に合わせた展示品にこだわることなく、別の方法で使用することも一案である。 コストがかかるからといって閉じたままでは、宝の持ち腐れと言わざるを得ない。まずは、利用者に特別展示室の存在をアピールし、その存在を知ってもらうことから始めることが肝要である。 また、県所管部局に対しても、このような企画を立案し実行させるためのサポートを行うことが望まれる。例えば、全庁あるいは県民にスペース活用のための提案</p>	<p>【指定管理者対応結果】 後払申請書を必ず提出してもらうことにしました。また、利用料金については一覧表を設け管理するとともに、利用料の振込み予定日を許可書に記載して通知し、その日が過ぎたら「延滞」と定義づけて業務課の職員が督促の連絡をすることにしました。</p>	<p>【指定管理者対応結果】 施設利用料金減免申請書に減免理由の記載を受けることを徹底し、減免の判断を確に行うことにしました。</p>	<p>【指定管理者対応結果】 平成22年度において特別展示室で、「世界のお箸展」(8月4日から18日まで)、写真展「日欧巡礼の道」(9月4日から30日まで)、「村田龍正展」(10月1日から3月31日まで)を開催し、活用に努めました。 【政策部対応結果】 指定管理者と特別展示室の利活用について協議を行い、地域の収集家や県立博物館等の団体とも連携しながら有効に活用していくよう助言しました。また、県が寄贈を受けた写真パネル「日欧巡礼の道」について、寄贈を記念した作品展を開催できるよう計らいました。</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク 政策部</p>
--	---	--	--------------------------------------	--	---	---	---	------------------------------------	------------------------------------	---

<p>を募集すること、周辺自治体や地元の熊野古道関連団体からの意見を得ることが考えられる。</p>	<p>(6) 人員配置と財源について【意見】 センター内の図書資料室は研究収蔵棟にあり、平成20年度までは土日のみ開館していたが、平成21年度はセンター開館時間中常時開館している。平成21年度においては常時開館のために図書資料室専任スタッフを雇用しているが、その財源として政府の緊急雇用創出事業を利用している。したがって、現在は常時開館し人員を配置することが可能であるが、継続的に配置可能かどうかは疑問が残る。一旦常時開館としたにもかかわらず再度開館時間が短縮されれば、利用者サービスが低下することになる。この問題については、ボランティアの活用も検討されているが、限られた指定管理料の中で継続可能な形で人員配置を検討することが望まれる。</p>	<p>(7) 利用実態に合わせた料金設定について【意見】 現在の利用実態として、貸出先の利用内容によっては、料金設定されていない交流ロビーが使用されることがある。 交流ロビーは、誰でも気軽にくつろぎ交流できる場というコンセプトで設置されたものであり、利用料金徴収に関しては多様な考え方があろう。しかし一方で、誰でも利用できるはずの場所が一部でも占有されるようなことがあれば、他のセンター内の貸出施設との不公平感を生みかねない。 センター開設から約3年が経過し、施設の利用実態が把握できるようになったため、利用料金の体系について見直す必要があるのではないだろうか。また、関係者が十分に意見を交換し合うことが必要である。その上で、利用料金を改定し条例の改正が必要であると判断されたのであれば、そのために関係者は尽力すべきであらう。</p>	<p>2. 三重県立ゆめドームうえの</p>
<p>(1) 指定管理料と県有施設としての意義について【意見】</p>	<p>ゆめドームうえのは、ゆめぼりす伊賀の中核施設として、県と伊賀市の相互協力を前提に設置され、健康増進から情報提供機能を果たす施設としての役割を果たしている。 指定管理料については、指定管理業務に係る支出合計と利用料収入の差額の一部である。この経緯につき、所管部局に質問したところ、ゆめドームうえの設置当時は、管理運営費については上野市（現在の伊賀市）が負担とすることとされてきたが、平成11年度より上野市の依頼を受けて県が2分の1を負担することとなったものである。この負担割合については、当時の政策的判断により決められたものごとであった。指定管理者制度が導入された当初においても、協定書における支出額の上限の決定方法について選定委員からの質問に対し、管理運営委託当時の県費支</p>	<p>【政策部の対応】 これまで「ゆめドームうえの」の管理運営費については、県と市の負担割合について建設当時の経緯を踏まえ、協議を行い決定してきました。 次期の指定管理の検討に際しては、これまでの経緯に加え、県の果たす役割を考慮し、県有施設としての意義があるとの判断のもと、管理運営費の市負担について県・市間で協議を進めました。 その結果、次期の指定期間で市の負担割合を段階的に低減していくことで協議が整いました。</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク 政策部</p>

<p>これを受けて、協議事項における指定管理料の債務負担行為について、議会に諮っています。</p>	<p>これを受けて、協議事項における指定管理料の債務負担行為について、議会に諮っています。</p>	<p>出を参考として算出している旨の回答がなされている。ゆめドームうえのが、伊賀市との相互協力を前提として設置されたものであるとすれば、現状の県の支出に関して、必ずしも過去の支出に縛られるべきものではないといえる。まず、現状における県有施設としての意義を検討した上で、現状において県が負担すべき金額等について、伊賀市と調整を進めることが望まれる。</p>	<p>(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】 県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、本庁担当室でなく地域機関である県民センターで実施しており、本庁担当室では地域機関の実施している確認方法が文書で共有化されていないとのことであった。 現地視察時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出し、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>【政策部の対応】 今後、改正された「指定管理者の制度の手引き」に基づき、本庁担当室と地域機関間で情報共有を図りながら連携してモニタリングの実施を行います。</p>	<p>(3) 管理業務経費の報告額について【結果】 平成20年度の支出のうち人件費の内容は、利用料金の収受業務の委託先である財団法人伊賀市文化都市協会（以下「文化都市協会」）の職員に支払われたものであった。通常、当該支出は委託費に含まれるべきものである。また、指定管理者である伊賀市からは職員2名が業務に関与しているほか、館長も伊賀市職員であるが、伊賀市職員分の人件費は収支状況報告に一切反映されていないことが判明した。伊賀市に当該人件費の概算金額について問い合わせたところ、平成20年度実績で2,160千円が算出されることであった。このことはすなわち、ゆめドームうえのを運営するにあたって必要となる実際の経費が、伊賀市の報告よりも2,160千円多く必要であったことを表す。このように業務運営においてかかった真のコストが漏れなく報告されなければ、指定管理者と三重県の負担分を正確に把握することができない。ひいては、仮に公募選定に移行した場合には指定管理料の積算を誤る虞がある。 事業報告においては、指定管理者の実際の購入支出のみならず、人件費の工数による按分額等、運営により生じたコストを漏れなく計上する必要がある。</p>	<p>【指定管理者の対応】 平成21年度の事業報告において、人件費に係る支出項目を見直すとともに、伊賀市職員の人件費を計上し、運営コストを的確に反映するよう見直しを行いました。</p>	<p>(4) 料金収受に関する規定について【意見】 指定管理者は、利用料金の収受業務を文化都市協会に委託している。そのため、利用者から納付された料金を一旦文化都市協会が預かり、月次で伊賀市に納付している。しかし、料金収受の具体的な内容については契約書および仕様書にほとんど記載がなく、委託先独自でもマニュアル等の文書化が行われていない。 指定管理者は、業務を委託する場合であっても、当該業務が有効かつ効率的に実施されるための統括的管理を行う必要がある。特に料金収受は、不正・横領の対象</p>	<p>伊賀市</p>
---	---	---	---	--	---	--	---	------------

<p>となりやすい現金取扱業務であり、委託元である伊賀市からの厳格なモニタリングの必要性が高いといえる。</p> <p>現状、伊賀市職員は、文化都市協会に現金管理について口頭にて指導するほか、月報・利用許可書綴り・領収済通知書綴りによって資料間の整合性を確認しているが、こうした業務分担状況が文書化されていないため、個々の職責が不明瞭であり、今後担当者の変更が生じた場合にも、迅速な対応が困難となる。</p> <p>料金収受の具体的内容について、仕様書に盛り込むと共に、これを受けて受託先でも日々の現金管理業務に関するマニュアルを作成することが望まれる。</p>	
<p>(5) 料金の後納について【意見】</p> <p>三重県立ゆめドームうえの条例では料金の後納は例外的に認められているが、後納の場合も特に申請書等の提出を受けていない。実務的には、相手先が官公庁の場合には後納を認めているほか、施設利用において発生した追加代金の納入の場合に後納として扱っているとのことであった。本来、貸倒リスクの回避や迅速な資金回収という目的から、後納は限定的とすべきである。利用者の都合により後納となる場合は、後納理由と支払予定時期を記載した後納申請書を受け取り、指定管理者の承認のもと行われることが望まれる。</p> <p>また、一部、振込による納入が認められているが、その場合の納入期限は納入通知書発行後15日以内となっている。そのため、利用日付近に申請があると、結果的に後納となる場合があり得る。振込による入金の際も、前納は原則として守られるべきであり、利用時に振込が確認できない利用者については、後納申請書を提出させることが望まれる。</p> <p>また、納期限を過ぎたものについては、納付書発行簿やエクセルの管理表をもとに把握され督促が行われているが、督促のスケジュール等についても明確化されていない。利用料金の回収管理のため、督促のルールを明確化することが望まれる。</p>	<p>政策部 伊賀市</p> <p>【政策部及び指定管理者の対応】 利用料金の後納については、例外的に認められるという観点から、承認する場合を限定するとともに、申請者は、後納申請書を提出し、指定管理者の承認のもと行われるよう、手続き面での変更を行っていきます。</p> <p>【指定管理者の対応】 振込みによる納入については、利用時に領収書等による入金確認を行うように対応方法の変更を行っていきます。 利用料金の回収管理のため、督促のマニュアルを指定管理者において作成を行っていきます。</p>
<p>(6) 利用要領の周知について【意見】</p> <p>料金収受に関しては、「ゆめドームうえの利用要領」が作成されている。これは、利用者に向けて利用料金の紹介や利用料の納付方法について説明している資料である。</p> <p>しかし実際には、この利用要領はどこにも公開されていない。利用要領は、利用者が利用方法を簡潔に把握するための情報が記載されているほか、例えば、料金収受は前納が原則で「利用者の責めに帰すキャンセルは返金しない」という点など、利用者にとってデメリットとなる部分の記載もある。このような重要な要領が何ら利用者に示されていない状態で、真に指定管理者が利用者の便宜を考慮して運営を行っているのか、疑問が残るところである。現状は、口頭で利用申込時に説明しているとのことであるが、後にトラブルが生じた際にそのことを証明することは非常に困難である。</p>	<p>伊賀市</p> <p>【指定管理者の対応】 「ゆめドームうえの利用要領」については、ホームページへの掲載により広く周知を図るとともに、館内での掲示、周知により利用者に対し適切に説明を行うことで周知を図っているところです。</p>

<p>仕様書において上記規定を作成することを求めている理由について理解し、作成された要領を活用して運営に役立てていくことが求められる。 なお、第2回目の現地視察実施後、利用要領はホームページへの掲載及び館内での掲示が行われている。</p>	<p>【7】長期修繕計画の策定について【意見】 ゆめドームうええのは設立から10年以上経過しており、近年は経年劣化に加え、フットサル等の利用率が高くなってきているため、施設の傷みも目立つようになってきている。そのため施設は大規模な改修についても視野に入れているが、長期修繕の計画は策定されていない。指定管理者は修繕の緊急度と予想される修繕費を調査し、三重県と協議のうえ、長期的な修繕計画を立てることが望まれる。</p>	<p>【政策部及び指定管理者の対応】 修繕すべき項目について、短期・中期・長期・長期的な項目について県と指定管理者間で整理を行うとともに、長期修繕にかかる計画の策定に向けて協議を進めていきます。</p>	<p>政策部 伊賀市</p>
<p>【8】県有備品の管理について【意見】 県有備品は、県と指定管理者の間で、基本協定書上管理物品として個別に挙げられている。しかし、県有備品の有無や使用可能か否か等について指定管理者の現物確認による把握が行われていない。 協定書における県有備品の管理条項は、現物があって初めて成立すべきものである。したがって、1年ごとに締結されている年度協定に合わせ、県有備品の現物確認は年に1度は行うことが必要である。また、基本協定書に県有備品の現物管理状況の報告を行う旨の記載がないが、このことが県有備品の実査が行われていないこととの要因になっているのであれば、基本協定書の業務内容に備品の管理状況を報告すべき旨を記載することを検討することが望まれる。</p>	<p>【政策部及び指定管理者の対応】 今後、改正された「指定管理者の制度の手引き」に基づき、県有備品の現物確認、指定管理者による現物確認の状況について本庁担当室と地域機関間で情報共有を図りながら連携してモニタリングの実施を行います。</p>	<p>政策部 伊賀市</p>	
<p>【9】再委託先の選定理由について【意見】 伊賀市会計規則によれば、伊賀市が1,300,000円以上の契約を締結する場合には、原則として指名競争入札によらなければならないとされている。 ゆめドームうええの施設管理業務の再委託契約の契約金額は7,158,000円であるため、原則として指名競争入札により再委託先の選定を行わなければならない。また1,300,000円以上の契約であっても例外的に随意契約によることができるケースもあるが、これは、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号のいずれかに該当する理由によらなければならない。 伊賀市が随意契約を締結している理由としては、当該施設開館以来、管理委託をしており、受付業務等当該施設の管理ノウハウを持っているため、スムーズに事務処理が遂行されることを挙げている。この理由について、これだけでは地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に当てはまるものかどうかは判断できない。 また、1,300,000円以上の再委託業務のうち随意契約によっているのは当該施設管理業務のみである。他の再委託業務は指名競争入札によっていることもあり契約金額の低減効果が表れているが、当該施設管理業務については前年度と同額になっている。このように経年でコスト削減が図れていないため、随意契約理由をより明確にすることが望まれる。</p>	<p>【指定管理者の対応】 施設管理業務の委託契約における随意契約理由について、地方自治法施行令第167条2項第1項の規定に該当する理由について見直しの検討を平成22年度で行い、その結果、平成23年度からは随意契約理由をより明確にすることとしました。</p>	<p>伊賀市</p>	

3. 三重県総合文化センター

(1) 指定管理者の選定方法について【意見】

三重県総合文化センターの現在の指定管理者の選定については平成18年度に公募による方法で実施され、平成19年4月からの3年間を指定管理期間として定められた上で財団法人三重県文化振興事業団が指定管理者となっている。

財団法人三重県文化振興事業団は三重県総合文化センターの施設運営を行うことを設立の経緯としており、センターの開館以来その管理を委託されてきているが、現在の会計区分は一般会計、図書館管理業務特別会計、指定管理者業務特別会計の三つであり主たる業務として当該施設の運営・管理を行っている。

平成18年度に行われた公募による指定管理者の選定においては県の説明会への説明参加は16団体に上ったものの応募団体は財団法人三重県文化振興事業団のみとなる結果となった。

県として指定管理者を公募により募集することが有効であると判断しているという事は、従来の管理者と比較してより良いサービスをより安く提供できる管理者を選定する対象を増やすことを意図しているものであり、応募団体が複数とならないことは当初の意図にそぐわない結果となっていると考えられる。

また開館以来同一の管理者となっており、当該管理者である財団が県から100%出捐している団体であること、主たる業務を当該施設の運営・管理としてい

ることは、外見的に公平性に疑念を抱かせる要因になりうる。
平成18年度に実施した2回目の公募において応募団体が複数とならなかった理由として三重県総合文化センターの指定管理は、文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター、県立図書館(指定管理外)の4施設からなる複合文化施設であり、単独での応募が難しく、グループを組むための準備期間が不足していたとの意見が説明会の参加団体からあったことである。

また平成21年度に実施した3回目の公募においても応募団体は1つであったが、指定管理者の募集に当たっては申請時に必要な書類の作成や検討に必要な期間を確保するため公募期間を52日と延長することや警備や清掃等の外部委託業務の契約書や仕様書についての情報を最大限開示するなどの配慮を行っているとのことであった。

今回実施した監査手続の範囲内では、公平性に疑念を抱かせる事象はなかったが、今後の指定管理者の公募に際しても、幅広い団体からの応募を可能とし公平性を担保した募集を行うための対応を引き続き検討・実施していくことが望まれる。

(2) 県有備品の管理について【意見】

三重県総合文化センターへの県からの貸与備品は、約6,000点と非常に多数に及んでおり、相当な金額に上ると推量される。そのため、県貸与備品の管理状況に關し、県有財産の適切な管理の観点から、県からの積極的な関与が求められるべきで

【県】

平成21年度に実施した3回目の指定管理者の公募では、説明会への参加者は4者で、前回(16者)と比較して少なかったものの、いずれも指定管理者として実績のある事業者であり、応募は十分可能であると思われましたが、結果的には現指定管理者である(財)三重県文化振興事業団のみの応募となりました。

次回の公募の参考とするため、他の事業者に応募しなかった理由を聴取したところ、現指定管理者の積み上げてきた実績を評価したこと、また当該施設の持つ潜在機能を更に向上させることは困難なことなどであり、かなり本質的な検討を行った上で判断された内容でした。

これらの辞退理由からもわかるように、結果的には現指定管理者1者しか応募がなかったものの、県や現指定管理者が保有する情報をできるだけ開示するとともに、募集内容、募集期間などが新規参入者の障壁とならないよう十分に配慮した募集であったと考えられています。

次回以降も新規参入者の障壁とならないよう、より公平性に配慮した募集を行ってまいります。

生活・文化部
(財)三重県文化振興事業団

【県】

これまで、県有備品の現物確認について、所管所属により取り扱いが様々でしたが、包括外部監査の結果を受

生活・文化部
(財)三重県文化振興事業団

<p>け県の統一方針ができたことに従い、県有備品の管理については、定期的な現物確認も含めて指定管理者の役割とすよう、協定書に位置付けました。 また、現物照合の結果を書面に残すことを指定管理者に義務付け、県としても毎年度、抽出による現物照合を行い、県貸与備品の適正な把握に努めています。(H21年度は H22.3.18 に、H22 年度は H23.3.24 に実施済)</p>	<p>ある。 しかし、県からは指定管理期間において一度も現地視察は行われておらず、指定管理者から受ける現物照合の結果報告についても、口頭で済まされているのみであった。このような、関与状況では県が県貸与備品の指定管理者による管理状況を適切に把握しているとは考えられない。 現在の協定書及び県有資産貸与契約書にも、現物照合の報告を義務付ける条項は存在せず、現状の規定からの逸脱ではないと考えるが、今後は規定の改訂も視野に入れて県からの積極的な関与を義務づけることが必要なのではないだろうか。</p>	<p>生活・文化部 (財)三重県文化振興事業団</p>	<p>【県】 総合文化センターでは、既に長期の修繕計画を策定しており、これに基づく打ち合わせや突発的なトラブルには県職員による現場確認も行い、指定管理者と綿密に打ち合わせを行いながら維持管理を行っています。 指定管理者との協議・指示内容については、書面で残すための標準的な簡易の様式を定め、修繕以外についても必要に応じて使用しています。</p>
<p>【事業団】 現在、平成 23 年度早期の公益認定移行を目指し、県に申請中であり、規定類については移行に伴う規定の整備に合わせ改正することとしています。</p>	<p>【結果】 財団では仕訳伝票の承認について事務決裁規定の区分(支出に関する事務)に基づいて決裁をおこなっているが、財団法人三重県文化振興事業団会計規則を閲覧したところ、仕訳伝票の承認権者についての明記がなされていないかった。 実際の仕訳伝票は担当者レベルの相互チェックが実施され、金額に応じて事務局次長または局長の決裁を受けているが、承認権者について規定上明確にすることにより適切な経理処理を実施する体制を作るべきと考えられる。 また、財団法人三重県文化振興事業団公印規定において、現在の財団では存在しない役職である主任・課長の名称が記載されていた。 規定に準拠した取扱いを実施する上で規定を適時に更新することは重要な事項であり規定については適切な文言によって記載することが必要である。</p>	<p>生活・文化部 (財)三重県文化振興事業団</p>	<p>【県】 現行システムは、指定管理者が利用者サービスの向上の一環で構築したものであり、県の仕様書で指定されていない内容の仕事であるため、指定管理者は自己が所有する無形の財産であると認識しています。 しかし、県と指定管理者は、毎年、実施する事業についての年度協定を締結しており、県としてはその協定の範囲内で現行システムも構築されているものと考えて</p>
<p>【意見】 平成 19 年 3 月に締結された三重県総合文化センターの管理に関する基本協定書第 21 条 3 項において、指定管理者が三重県総合文化センターの事業サービス性向上のために、備品を高性能のものに更新調達あるいは新規調達する場合は、県と指定管理者の協議により、指定管理者の費用で当該備品を購入又は調達できるものと、その場合においては指定管理者が購入し又は調達した備品の所有権は、県に帰属するものとするとしている。 総合文化センターでは、平成 20 年度においてチケット予約をインターネット上で行うことができるようにするとともに、ネット上で決済ができるようなシステム</p>	<p>【意見】 平成 19 年 3 月に締結された三重県総合文化センターの管理に関する基本協定書第 21 条 3 項において、指定管理者が三重県総合文化センターの事業サービス性向上のために、備品を高性能のものに更新調達あるいは新規調達する場合は、県と指定管理者の協議により、指定管理者の費用で当該備品を購入又は調達できるものと、その場合においては指定管理者が購入し又は調達した備品の所有権は、県に帰属するものとするとしている。 総合文化センターでは、平成 20 年度においてチケット予約をインターネット上で行うことができるようにするとともに、ネット上で決済ができるようなシステム</p>	<p>生活・文化部 (財)三重県文化振興事業団</p>	<p>【意見】 平成 19 年 3 月に締結された三重県総合文化センターの管理に関する基本協定書第 21 条 3 項において、指定管理者が三重県総合文化センターの事業サービス性向上のために、備品を高性能のものに更新調達あるいは新規調達する場合は、県と指定管理者の協議により、指定管理者の費用で当該備品を購入又は調達できるものと、その場合においては指定管理者が購入し又は調達した備品の所有権は、県に帰属するものとするとしている。 総合文化センターでは、平成 20 年度においてチケット予約をインターネット上で行うことができるようにするとともに、ネット上で決済ができるようなシステム</p>

を構築しており、当該システムは三重県総合文化センターの利用者の利便性を高め、利用者の増加を進めるとともに料金の決済にかかる事務負担を軽減するものであり、備品とは異なるものの無形の資産と認識されるものである。

特定の施設におけるインターネット予約システムのような転用不能なシステムについては、利用者の継続的な利用を前提として、変更が生じる可能性のある指定管理者の帰属とすべきものではなく、本来県が所有権を保有すべきものと考えられるが、システムの所有権の帰属について指定管理者に質問を実施したところ、指定管理者に帰属するとの認識であった。

今後は備品のみならず、構築されたシステムなどを含めた所有権の帰属を基本協定書において明確にすることが望まれる。そのうえで、指定管理料の積算を実施する上で算定上考慮する、必要に応じて所有権の譲渡について県が協議できるようにする、などの取り扱いを明確にすることが望まれる。

(6) 再委託先の選定理由について【結果】

三重県総合文化センターにおける指定管理業務の再委託契約について予定価格1,000千円以上の委託業務については原則として一般競争入札により契約を締結すべきであるが、予定価格が1,000千円を超える委託業務であっても随意契約により契約を締結している委託業務が8業務把握された。

指定管理者である財団法人三重県文化振興事業団では予定価格が1,000千円を超える契約であっても三重県会計規則第73条が準拠する、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に列挙された事由に該当する場合には一般競争入札によらず、随意契約により契約を締結することができると定めている。

これらの委託業務につき随意契約による理由は下記のとおりであった。

(ア)警備業務
 警備にあたっては警報装置等の設置が必要であり、請負業者を変更する場合には、警報装置等を新たに導入してもらう必要がある。その場合競争入札によっても現在の業者の入札額を下回って入札することは困難であると判断したため、随意契約により契約を締結している。

(イ)舞台音響等保守点検業務
 業務内容の専門性が高いことから、随意契約により契約を締結している。

(ウ)受付案内業務
 受付案内等の業務には一定の専門的な知識が必要であること、加えて価格面についても厚生労働省が発表した業務別派遣料金を元に積算した結果よりもはるかに下回った予定価格であることから安価に契約を締結できる業者であると判断して、随意契約により契約を締結している。

いずれの業務についても予定価格は1,000千円を超えており、原則的には指名競争入札により委託する業者を選定すべきである。(ア)及び(ウ)については、他の業者よりも安価にできると判断したということを理由としているのであるが、そ

います。

従って、指定管理料の中で構築された現行システムは、備品として扱われられないものの総合文化センター固有のシステムであり、県が所有するものと考えています。

指定管理者とは引き続き協議を行い、早期に現行システムの所有権の帰属を明確にするとともに、次期指定管理の更新時には、無形の財産の取り扱いについて、指定管理者募集要項の業務仕様書上でも明確にしていきたいです。

【事業団】
 (ア)については、左記の理由のほか、請負業者を頻繁に入れ替えることは警備上好ましくないとの判断もあって随意契約としていますが、金額の妥当性を確認できるよう、複数の事業者から見積書を徴取しました。その結果、請負事業者の見積金額は他事業者の見積金額を下回っており契約金額の妥当性を確認しました。

(イ)については、当施設の舞台音響設備は、非常用放送設備と一体となった独自のシステムを構築しており、保守点検時にはシステム調整の専門的知識が必要のほか劣化部品の交換等迅速な対応が求められることから、メーカー代理店で施工業者である現請負業者に委託しています。規模の小さい舞台音響設備のみの保守点検であれば他事業者の参入事例もありませんが、システム調整等が伴う設備の保守点検を別業者に委託している事例はなかったことを確認しました。

(ウ)については、過去に入札を経て決定した現在の請負事業者と左記の理由により現在も引き続き契約しているものですが、契約金額の妥当性を確認できないよう、複数の事業者から見積書を徴取しました。その結果、請負事業者の見積金額は他事業者の見積金額を下回っており契約金額の妥当性を確認しました。

【県】

生活・文化部
 (財)三重県文化振興事業団

<p>れを示す証拠を残すべきである。(イ)については、専門性が高いことを理由としているが、舞台音響施設の保守業務に関して県下に複数の業者が加入している業界団体があることからすれば他に受託可能な業者が存在すると推測されるため、随意契約理由としては弱いと言わざるを得ない。</p> <p>指名競争入札によらないのであれば、他の業者による受託の可否について複数の業者に見積を依頼する等見積合わせを行うなど、随意契約理由の裏付けとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。</p>	<p>今後も予定価格 1,000 千円を超える委託業務にあたっては、原則として競争入札によることや、随意契約によらなければならない場合は、随意契約理由について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当することとが明確に説明できるものとするを事業団に指導しました。</p>
<p>4. 三重県交通安全研修センター</p>	
<p>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p>	
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告及び四半期報告については面談を実施し、内容について指定管理者から説明を受けるとともに、ヒアリングを行っている。その際の年度末に提出される事業報告については、施設を訪問して報告内容の説明を受けヒアリングを行うとともに、必要に応じて証拠書類、帳簿等の照合を実施し、県有備品の現物確認も実施しているとのことであった。</p> <p>現地視察時に行った指定管理者への指示等のやり取りは、後のトラブル等を防止するために、文書として残しておくことが望まれる。</p> <p>また、年度末の事業報告については、ヒアリングや帳簿、書類等との照合について、現状実施している手続について、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>【県】 県が作成した統一基準である「モニタリングチェックリスト」に基づき、実地調査及び確認を行うとともに、指定管理者への指示等のやり取りを文書として残すように改めました。</p>
<p>(2) 長期修繕計画の策定について【意見】</p>	
<p>当センターは平成 7 年に開設され、屋内施設の展示品の多くが同時に設置されたものである。開設以来 14 年が経過しており、センター利用者へのアンケートやセンター利用団体の代表者が参加する交通安全教育手法研究会のメンバーの意見においても、設備の中に現在の環境に合っていないものがあるとの指摘がされている。</p> <p>今後、設備の老朽化が進めば、大規模な修繕や改修が必要になるであろう。まず県は、指定管理者の協力を得て、利用者からの指摘が多いものや動作が不安定なものなどをピックアップして、修繕箇所に優先順位をつけ、計画的に修繕を行っていくことが望まれる。</p> <p>その上で、中長期的な視野に立った設備計画を策定することが望まれる。その際には、単に設備を修繕または新調するのではなく、利用者の意見や要望を取り入れ、現在の交通安全教育におけるセンターの役割という観点も忘れてはならない。</p>	<p>【県】 平成 22 年度は、次期指定管理に向けた研修センターのあり方の検討の中で、中長期的な運営も視野に入れ、修繕箇所に優先順位をつけました。今後、具体的な修繕に向けて取り組んでいくこととしています。</p>
<p>(3) 県有備品の管理について【意見】</p>	
<p>県からの貸与物品につき、定期的な現物確認のプロセスについて質問したところ、年に 1 回、県の担当職員がセンターを訪問して貸与物品の現物確認を行い、そ</p>	<p>【県・指定管理者】 県有備品の管理については、県の統一的な基準に従って</p>

<p>の証跡を持ち帰っているとの回答を得た。また、指定管理者も独自に台帳を作成して毎年度現物確認を実施している。</p> <p>両者はお互いの役割分担の認識のもとでそれぞれ現物確認を実施しているが、指定管理業務の仕様書には、県から貸与された貸付物品の点検管理が指定管理者の業務としてあげられているため、このことからすれば、定期的な現物確認も指定管理者の行う業務に含まれるのではないかと推測される。</p> <p>互いの業務の効率性も加味し、仕様書上においても現物確認に際しての役割分担を明確にしたうえで実施者とモニタリング者の立場を明確にし、適切な役割分担を行うことが望まれる。</p>	<p>て適切な役割分担を行い、定期的な現物管理も含めて指定管理者の役割とするよう、協定書に位置付けました。</p> <p>(財)三重県交通安全協会</p>
<p>(4) 事業報告の厚生費の計上について【結果】</p> <p>平成20年度の事業報告において、厚生費が含まれておらず、指定管理者である財団法人三重県交通安全協会の特別会計で負担されていた。</p> <p>厚生費の内容は、職員の福利厚生費にかかる参加費の手当などであり、センター分を正確には算出していないとのことであった。</p> <p>業務の内容を正當に評価するためには、コストをもれなく正確に把握することが必要である。</p>	
<p>5. みえこどもの城</p>	
<p>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、現地の視察を随時実施し、利用者の状況等に関するヒアリングを実施し、相談に応じるなどの対応をしているとのことであった。しかし、その際の記録等は特に残されておらず、視察時の手順書等もないとのことであった。</p> <p>現地視察時の指定管理者への指示等のやり取りについては、後のトラブルを防ぐため、可能な限り文書として残しておくことが望まれる。また、現地視察時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	
<p>6. 三重県母子福祉センター</p>	
<p>(1) 事業報告の収支状況の集計漏れについて【結果】</p> <p>事業報告の収支状況の集計にあたって、平成18年度は預金利息収入をその他収入として集計していたが、平成19年度、平成20年度については、預金利息収入が集計から漏れていた。</p> <p>預金利息収入は、指定管理業務とは直接的には結びつかないが、指定管理業務を行うにあたり、開設した口座の預金利息は、間接的に指定管理業務を実施する上での収入となる。すなわち、預金利息収入も指定管理業務を行う上での財源となり得る。</p>	

<p>るものである。 収支状況は指定管理業務を効率的に実施しているか否かの指針の一つとなり、指定管理料が指定管理業務の実施にあたり不足していないか、あるいは指定管理料が十分であるため効果的に業務を行う範囲内で指定管理料を減額できないかの判断材料となるものである。そのため、指定管理業務に関連する収支については漏れなく集計する必要がある。</p>	
<p>(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】 県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期ごとの事業報告を書面で確認しているとのことであった。実際には、事業運営の方針、方策等について会談を行うために頻繁に施設へ赴いているとのことであった。 その際に行われた指示等のやり取りについて、後のトラブルを防ぐために文書を作成し、指定管理者と共有することが望まれる。 また、事業報告については、書面による確認のみでなく、施設へ赴いた際にその記載内容について事実の確認をおこなうなどの手続を実施することが望まれる。現地視察時における手続は、個別の相談対応、指示事項は除くとしても、時期によって、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>【三重県】 指定管理者との協議に関しては、打ち合わせの記録を作成し双方所持しています。(平成22年4月から実施) 事業報告確認は、書面及び現地視察とし、現地視察時における手続については、指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、当該施設に必要な事項を網羅したモニタリングチェックリストを作成しました。</p>
<p>(3) 収支状況の適切な報告について【結果】 県に提出している収支報告書において指定管理業務に関する収入額と支出額が均衡している状況にあったため、指定管理業務に関する帳簿及び収支報告書上の支出についての計上方法について確認を実施したところ、収支を均衡させる形で支出額を調整する処理を行っているとのことであった。 基本協定書においても指定管理業務に関しては他の事業から区分して会計を設け、経理を明確にしなければならぬと定めており、指定管理業務に関する支出については、すべての支出を網羅的に計上することにより、指定管理者に過度な負担を与えていないかどうかの観点から県の実施する指定管理料の積算の妥当性についての検証が可能となるとともに、次年度以降の指定管理者の業務実施に際してより効率的な業務の実施や不要な支出の削減等の目安となる情報を得ることができると。 収支報告書に記載する支出の状況については、他の会計にかかるものと明確に区分を実施した上で、実際の指定管理業務にかかる支出を網羅的に計上する必要がある。</p>	<p>【指定管理者】 収支報告書記載にあたっては、他の会計と明確に区分しました。(平成22年度報告書から実施) 切手などについては、出納台帳により明確にしていきますが、電話・コピーなどで使用する場合については、過去の使用状況などを勘案して、負担割合を定めました。(平成22年度から実施)</p>
<p>(4) 成果目標の集計について【結果】 成果目標の一つに「求人情報の提供」という項目があり、当該成果目標に対する実績値は以下のような概算計算が行われている。</p>	<p>【指定管理者】 情報提供件数は、毎日の業務日報に電話件数等を記載</p>

<p>(財)三重県母子寡婦福祉連合会</p>	<p>し、集計することで正確性を確保しました。(平成22年4月から実施)</p> <p>ホームページで行った情報提供回数については、カウンターを設定し集計するように、システムの改修を行いました。(平成21年11月から実施)</p>
<p>担当者から求人情報の提供を行った1回あたりの人数に提供回数を乗じて計算しており、平成20年度では、25人×15回+16人×10回=535回としている。</p> <p>しかし、当該計算の根拠となる資料が存在していないため、数値の正確性が確かめられなかった。</p> <p>成果目標と成果目標に対する結果は、指定管理者制度を導入した成果を測る重要な指標の一つである。また、事業報告書に記載され公表される数値であるため、正確性を期す必要があり、その正確性を裏付けるための根拠が必要である。</p> <p>また、平成21年度より、ホームページでも、求人情報の提供を行うこととなった。ホームページで行った求人情報の提供の回数も、求人情報の提供の回数に入れている。カウントの方法については、未定である。</p> <p>これも含めて、「求人情報の提供」の回数データの集計方法を検討する必要がある。</p>	<p>【三重県】 平成22年度から台帳と現物の照合を4回実施し、県有物品の管理状況が適正であることを確認しました。</p> <p>【指定管理者】 台帳と現物の照合を定期的実施するため物品管理チェックシートを作成し、管理物件の適正な管理を行いました。</p>

7. 三重県身体障害者総合福祉センター

(1) 県有物品の管理について【結果】

県有物品の管理状況について、台帳と現物の照合が行われておらず、破損や廃棄による場合のみ、指定管理者から報告を受けているとのことであった。件数としては約600件あるため、一度に照合を実施するのは困難であると思われるが、順次口頭で照合を実施していくことが考えられる。

(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期ごとの事業報告を書面で確認しているとのことであった。施設への訪問についても、大規模な修繕の際に現地確認を行う程度であるとのことであった。

事業報告については、書面による確認のみでなく、現地視察をする機会を設ける。記載内容について事実の確認をおこなうなどの手続を実施することが望まれる。また、現地視察における手続は、個別の相談対応、指示事項は除くとしても、時期によって、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出し、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

8. 三重県視覚障害者支援センター

<p>【三重県】 指定管理者との協議に関しては、打ち合わせの記録を作成し双方所持しました。 事業報告確認は、書面及び現地視察とし、現地視察時における手続については、モニタリングチェックリストに基づき、年3回現地確認を行いました。</p>	<p>【三重県】 指定管理者との協議に関しては、打ち合わせの記録を作成し双方所持しました。 事業報告確認は、書面及び現地視察とし、現地視察時における手続については、モニタリングチェックリストに基づき、年3回現地確認を行いました。</p>	<p>健康福祉部 社会福祉法人 三重県視覚障害者協会</p>
<p>【三重県】 年1回以上職員研修を行うよう指導するとともに、研修時には県担当者も参加し、有事の際の連携が図れるよういたしました。 【指定管理者】 危機管理チェックリストの活用については、センター職員に対し「危機管理計画」「危機管理実施手順」「危機管理チェックリスト」を配布し、内容の確認を行いました。また、センター職員を対象に危機管理研修を実施し、有事の際に適切に対応できるようにしました。</p>	<p>【三重県】 当センターは、危機管理方針を定めており、これに基づいて「危機管理計画」、「危機管理実施手順」が策定されている。「危機管理実施手順」の中に「危機管理チェックリスト」が設けられ、定期的に職員が各自自己点検を行うことになっているが、平成20年度までに運用はされていなかった。 職員への質問を行った結果、「危機管理チェックリスト」の存在自体を知らない人がいた。このことから、危機管理に関する教育訓練の不足が懸念される。有事の際に「危機管理実施手順」等の文書を読み返しても、時すでに遅しという事態になりかねない。したがって、危機管理に関する教育訓練は、平時から定期的に実施するべきものであり、そのための手段として「危機管理チェックリスト」が整備されているのであるから、これを運用するべきである。</p>	<p>健康福祉部 社会福祉法人 三重県視覚障害者協会</p>
<p>【指定管理者】 期末における帳簿残高と預金残高の確認を行う際は、照合記録を残しました。 なお、毎月の経理状況の確認においても、確認照査の記録を残しました。</p>	<p>【三重県】 期末における帳簿残高と預金残高の確認を行う際は、照合記録を残しました。 なお、毎月の経理状況の確認においても、確認照査の記録を残しました。</p>	<p>健康福祉部 社会福祉法人 三重県視覚障害者協会</p>
<p>【三重県】</p>	<p>【三重県】</p>	<p>健康福祉部</p>

(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期ごとの事業報告について、目標達成の状況や未達の場合の方策の検討などはしているものの収支や事実の確認まではしていないとのことであった。また、施設を頻繁に訪問してはいるが、実施内容については特に決めていないとのことであった。
四半期ごとの事業報告の検討時及び施設訪問時における指示等のやり取りについては、後のトラブルを防ぐために文書を作成し、指定管理者と共有することが望まれる。

また、事業報告については、書面による確認のみでなく、施設へ赴いた際にその記載内容について事実の確認をおこなうなどの手続を実施することが望まれる。訪問時における手続については、個別の相談対応、指示事項は除くとしても、時期によって、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(2) 危機管理チェックリストの活用について【結果】

当センターは、危機管理方針を定めており、これに基づいて「危機管理計画」、「危機管理実施手順」が策定されている。「危機管理実施手順」の中に「危機管理チェックリスト」が設けられ、定期的に職員が各自自己点検を行うことになっているが、平成20年度までに運用はされていなかった。
職員への質問を行った結果、「危機管理チェックリスト」の存在自体を知らない人がいた。このことから、危機管理に関する教育訓練の不足が懸念される。有事の際に「危機管理実施手順」等の文書を読み返しても、時すでに遅しという事態になりかねない。したがって、危機管理に関する教育訓練は、平時から定期的に実施するべきものであり、そのための手段として「危機管理チェックリスト」が整備されているのであるから、これを運用するべきである。

(3) 預金の帳簿残高と残高証明書の照合記録について【意見】

三重県視覚障害者支援センターでは、期末において金融機関から残高証明書入手しているが、その照合証跡は残されていないかった。
預金は指定管理業務を行う上でもっとも重要な資産となっており、残高証明書との照合により、期末帳簿残高を確認することは重要である。現在でも残高証明書は入手されているが、例えば、上席者が照合結果を確認するために、照合記録（シ点、確認押印など）を残すことが望まれる。

(4) 県有備品の管理について【意見】

県からの貸与備品について、実査結果が残されていないかった。

<p>指定管理業務を行うにあたり、県からの貸与備品があり、毎年貸与契約書を取り交わしているため、貸与備品の実査は行っているとのことであった。しかし、貸与備品一覧には、実査結果の証跡等が残されていなかった。</p> <p>また、貸与備品については小さい黄色のシールが貼ってあり、指定管理者である社会福祉法人三重県視覚障害者協会所有の備品との区別がなされていた。しかし、黄色のシールでは、貸与備品一覧との関連性が分かりづらいため、管理ナンバーシールなどを用いて貸与備品一覧と関連を持たせるようにするなどの対応が望まれる。</p> <p>そのうえで、毎年、貸与備品の実査を行い、貸与備品一覧に確認証跡を残すことが望まれる。</p>	<p>県有備品の貸与物品については、管理が適切に行われているか、実地検査を毎年1回行うとともに、その記録を残しました。</p> <p>【指定管理者】 県からの貸与備品の実査については、年1回県立会のもと実施し、実査結果を文書で残しました。また、管理番号の入った貸与備品のシールについては、剥がれてしまったもの、貼り忘れていたものがあったため、全ての貸与備品にシールを再度貼付しました。</p>	<p>社会福祉法人 三重県視覚障害者協会</p>
<p>(5) アンケート実施回数について【結果】</p> <p>三重県視覚障害者支援センターに関しては、年2回以上アンケートを実施する旨が年度協定書（平成20年度）で定められている。</p> <p>しかし、平成20年度においては、1回しか実施されておらず、その理由は、以下のとおりであった。</p> <p>(ア) アンケートの対象者が視覚障がい者であることから、当該施設の利用者のうち、住所が判明している人（平成20年は945人を対象としている）に対して、直接アンケートを送付している。アンケートの質問数が34項目と多く、利用者の負担が大きい。また、文字を読み取るのが困難なため、回答者にも負担がかかってしまう。</p> <p>(イ) 視覚障害者の支援団体等から、全国ベースでのアンケートの依頼があり、そちらにも回答している。</p> <p>理由（イ）については、全国ベースでのアンケートは、県に報告されておらず、現状の基本協定で定められているアンケートの代替となるものではない。</p> <p>アンケートの実施は、利用者の満足度を調査する、重要な手段である。利用者の満足度を調査することにより、指定管理業務をより有効かつ効率的に行うことができる。そのため、年度協定書でも実施が義務付けられている。よって、実態にあった回数・方法を検討し、年度協定書を遵守できるように実施していく必要がある。</p>	<p>健康福祉部 社会福祉法人 三重県視覚障害者協会</p>	<p>【三重県】 センター運営に係るアンケートを実施した場合、その結果を県に報告するよう指定管理者に指導しました。</p> <p>【指定管理者】 平成21年度におけるアンケートの実施については、利用者アンケート及び音訳ボランティアに対するアンケートを行い、県に報告を行いました。</p>
<p>9. 三重県環境学習情報センター</p>		
<p>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、毎月の運営会議の中で業務報告書の内容につき報告を受けるとともに情報共有及び問題事項への対応策の協議を行っているとのことであった。現地視察についても随時実施しているとのことであるが、特に決められた手順等はないとのことであった。</p> <p>現地視察時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒア</p>	<p>環境森林部 アクティオ株式会社</p>	<p>指定管理者制度にかかるとモニタリングについては、総務部において改正された「指定管理者制度の手引き」を踏まえ、環境学習情報センターでの事業内容や特色等を加味したモニタリング手順書等を作成しました。現地視察時においても、モニタリング手順書により行っています。</p>

<p>リングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出し、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>(2) マニュアルの共有について【意見】 日常の業務に関するマニュアルは、指定管理者の本社で作成され、センター職員はこれを利用して利用している。しかし、現金出納に係る日常手続についてまとめられた文書については、上記マニュアルに含まれておらず、センターの現金取扱担当者として他の職員のみ渡されていた。 他の職員の実施している業務について定められた手続を、各職員が把握可能な状況にしておくことにより、相互牽制が可能となる。手続書や手順書に類するものは、マニュアルと同様に、直接の担当者だけでなく他の職員も共有できるように実施済みである。</p>	<p>10. 三重県民の森</p>	<p>(1) 事業報告の支出額の網羅性について【意見】 平成20年度の事業報告における収支差額は0円とされている。支出額に合わせ収入額を精算する方法を取らない限り、生きた事業活動を営んでいるのであれば収支差額が0円になることは考えにくい。このことを前提として、支出額の網羅性について質問した結果、燃料費の一部について、支出額が指定管理料を超える金額については、指定管理事業の支出に含めないように調整したとのことであった。 この支出額に含まれていない燃料費は、連合会の業務と当該指定管理業務を兼務している管理職員が、指定管理業務に従事した際のガソリン代のうち、従事した時間が一日に満たない場合にかかった分である。 業務の内容を正当に評価するためには、コストをもれなく正確に把握することが必要である。コスト削減に努め、必要なサービスを実施した上で、収支差額がマイナスになっていないのであれば、その一点を持って評価を下げるべきではない。また、その状況の改善のために関係者全員が知恵を絞るべきであり、場合によっては今後の指定管理料の見直しを含めた検討を行うことも必要であろう。 そのためには、指定管理業務にかかった運営費をもれなく正確に算定し、事業報告に記載するべきである。</p>	<p>(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】 県の所管部局が独自の手法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告内容について書面でのチェックを行うとともに、利用者からのクレームに対してその都度指定管理者と協議し、対応策を講じているとのことであった。また、現地視察を月1回程度実施しており、問題事項への対応、イベントの状況視察などを実施している。</p>
<p>現金出納に係る業務について定められた手続を職員全員が把握可能な状態にし、相互牽制が可能になるよう改善するため、手続書や手順書に類するものは、他のマニュアルと同様に、直接の担当者だけでなく他の職員も共有できるように、現金出納手続書を共有ファイルとして作成し、職員全員が閲覧可能な状態に改善しました。(平成22年1月から既に実施済み)</p>	<p>環境森林部 アクテイオ株式会社</p>	<p>環境森林部 三重県森林組合連合会</p>	<p>ご指摘の趣旨に沿い、指定管理業務に要した経費についてにはもれなく正確に把握し、年度末に提出する指定管理者事業報告書に記述してまいります。 (平成21年度について正確に把握し、記述しました。)</p>	<p>指定管理者制度にかかるモニタリングについては、総務部において改正された「指定管理者制度の手引き」を踏まえ、三重県民の森での事業内容や特色等を加味したモニタリング手順書等を作成しました。 現地視察時においても、モニタリング手順書により行</p>

<p>現地視察時に行った指定管理者への指示等のやり取りについては復命書及びその添付資料として記録を行い、上席者の決裁を受けたうえで文書として保管していることである。</p> <p>年度末の事業報告については、関係書類の提出を求め、事業の実施状況並びに経費の支出について調査を行っているとのことである。</p> <p>これらの調査手続について、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>っています。</p>
<p>(3) 備品点検について【意見】</p> <p>備品の点検については「三重県民の森遊具点検実施要領」に基づき、職員による月次点検・業者による定期点検が行われている。</p> <p>同実施要領上、点検において異常があった遊具は、「その程度に応じて遊具の使用制限もしくは補修などの応急処置を講じる」旨が規定されている。</p> <p>しかし、施設点検表（職員による月一回の定期点検）を閲覧したところ、「C」判定＝部分的に異常があり対策が必要、とされた項目について、経過観察となったものについて、その判断根拠が明確になっていなかった。実際上席者は職員による月次点検の内容を把握しており、口頭ベースで対応を協議しているとのことであるがこうした経緯が明確になっていない場合万が一事故が発生した場合の責任の所在が曖昧になる虞がある。</p> <p>そのため経過観察等の判断をし、具体的措置を講じない場合はその判断根拠を明らかにすることが望まれる。</p>	<p>職員において毎月1回遊具の定期点検を実施していますが、平成21年12月からはご指摘の趣旨に沿い、経過観察等の対応についても紙面により明確化が図られるよう改善措置を講じました。</p>
<p>(4) 情報管理チェックリストの運用について【意見】</p> <p>指定管理者は、個人情報保護に関するマニュアルを定めており、これに基づいて「個人情報保護チェックリスト」が設けられ、定期的に職員が各自点検を行うことになっているが、平成20年度までの運用実績はなかった。</p> <p>今後は情報管理に関する教育訓練を実施した際などにおいて「個人情報保護チェックリスト」を使用し、その結果を文書として保管することが望まれる。</p>	<p>ご指摘の趣旨に沿い、平成22年1月、個人情報保護チェックリストを使用した教育訓練を実施し、文書として保管しました。今後も引き続き続いて情報管理に関する教育訓練を実施してまいります。</p>
<p>11. 三重県上野森林公園</p>	
<p>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告内容について書面でのチェックを行うとともに、利用者からのクレームに対してその都度指定管理者と協議し、対応策を講じているとのことであった。また、現地視察を月1回程度実施しており、問題事項への対応、イベントの状況視察などを実施している。</p> <p>現地視察時に行った指定管理者への指示等のやり取りについては復命書及びその添付資料として記録を行い、上席者の決裁を受けたうえで文書として保管してい</p>	<p>指定管理者制度にかかるモニタリングについては、総務部において改正された「指定管理者制度の手引き」を踏まえ、三重県上野森林公園での事業内容や特色等を加味したモニタリング手順書等を作成しました。現地視察時においても、モニタリング手順書により行っています。</p>

<p>ることである。 年度末の事業報告については、関係書類の提出を求め、事業の実施状況並びに経費の支出について調査を行っているとのことである。 これらの調査手続について、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	
<p>12. 三重県管サンアリーナ</p>	
<p>(1) 利用人数のカウント方法について【意見】</p>	
<p>利用人数は、主催者側の申請人数に目視による概算値を加味して算定されている。 しかし、特にカウント方法を規定したマニュアル等はない。現在の施設職員で、管理委託時から継続して業務に従事している職員が在籍しているため、カウント方法が従前と大きく異なることはないとのことであるが、今後指定管理者の入れ替え等があった場合など、同じ目録でのカウントができなくなる恐れがある。県側から施設に適した客観的なカウント方法を明示することが望まれる。</p>	<p>【農水商工部】 平成23年度からの指定管理者の更新にあわせ、指定管理者と具体的な検討を始めています。</p> <p>農水商工部 株式会社スコ ルチャ三重</p>
<p>(2) 成果目標数値の決定と評価方法について【意見】</p>	
<p>指定管理者は、利用人数と稼働率を成果目標として掲げている。 このうち、利用人数は、開催されるイベントの性質により、大きく変動する側面がある。例えば、コンサート等の興行であれば、1回あたりの利用人数は最大収容人数近くまで達するが、地域のスポーツイベントや障害者福祉イベント等であれば、必ずしもそうであるとは言えない。しかし、公の施設という性質上、当施設は県民の心身の健全な発達や文化振興にも寄与する施設である。従って、まず利用してもらおう、ということはもちろん重要であるが、利用人数ばかりに着目するのではなく、施設が公の施設に適した利用のされ方をしていくのか、ということも成果の判断材料として必要なのではないだろうか。 たしかに、県民の心身の健全な発達や文化振興、といった成果の達成度合いを数値化することは困難である。しかし現在の指標のみであれば、集客力のあるイベントを誘致することに目標がすり替わってしまう虞もある。 施設の設立目的を達成するための成果目標として、利用人数と稼働率という現在の数値目標が適しているのか、あるいは追加の数値目標を設定すべきであるのか、指定管理者と県とで協議していくことが望まれる。</p>	<p>【農水商工部】 平成23年度からの指定管理者の募集において、県が示した成果目標に、利用人数と平均稼働率に加えて、設置目的に適した利用がなされるようスポーツ、文化、国際交流、集客交流等に関する自主事業の実施件数を設定しました。</p> <p>農水商工部 株式会社スコ ルチャ三重</p>
<p>(3) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p>	
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問</p>	<p>【農水商工部】</p> <p>農水商工部</p>

<p>を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の中で記載されている、イベントの内容、来場者数、稼働率等の整合性について検討はしているが、台帳との突き合わせなど事実の確認はされていないかった。</p> <p>月次報告書及び事業報告書の内容については適時、施設への現地視察を実施し、事業内容についてのヒアリングはされているが、事実の確認も行うことが望まれる。また、現地視察時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>全庁で作成した資金管理、備品管理、施設の日常点検等一定の管理ルールを明示したモニタリングチェックリストに基づいて事実確認を行います。</p>	<p>株式会社スコ ルチャ三重</p>
<p>（４）再委託の申請について【結果】</p>		
<p>指定管理者は、A社に業務を包括して委託している。A社は、当該業務を受託するために設立された会社である。複数の業務を統括する会社であり、指定管理者の委託業務18件のうち6件を受託しており、重要な業務が含まれている。実際、このような形態をとることで、総額の委託料は従前より約23,610千円（税抜）も節減され、費用面で大きな効果が生じているといえる。</p> <p>しかし、複数の業務がA社より再委託されているが、再委託の申請文書が作成されていない。いわゆる孫請けの状況を明確化するために再委託状況を文書により把握する必要がある。</p> <p>さらに、協定書において、指定管理者が委託を行う場合には県への申請が義務付けられていることからすれば、再委託も同様に申請する必要があると解すべきである。</p> <p>なお、A社は指定管理者の重要な業務を担っているにも関わらず、当該会社の財務状況は全く把握されていない。サービス提供の継続性について考慮するうえで、委託先の財務状況を把握することが望まれる。</p>	<p>【農水商工部】 平成22年度から再委託についても申請を行わせ対応しています。 【株式会社スコルチャ三重】 平成22年度から再委託についても申請を行い対応しています。 なお、委託先事業者自身の健全経営の証として、委託契約年度の直近の納税証明書および納税確認書の写しの提出を義務付けることとし、平成21年度から、A社およびA社からの再委託先事業者を含めて、該事業者の直近の納税証明書および納税確認書を受領して対応しています。</p>	<p>農水商工部 株式会社スコ ルチャ三重</p>
<p>（５）利用料金後納申請書について【意見】</p>		
<p>利用料金は前納が原則となっているが、後納申請書の提出と審査により後納を認めている。後納申請書には後納理由の記述欄はあるが空欄のまま提出されているものが散見された。また後納に関する審査は特にマニュアル化されていない。これまでに未徴収の案件は皆無であったものの、指定管理者の経営リスクを軽減するとともに一定の基準による公平な審査を行うために、審査マニュアルを策定し施行することが望まれる。</p>	<p>【株式会社スコルチャ三重】 後納申請書提出時の審査について、審査マニュアル（手順書）を策定し、対応しています。</p>	<p>農水商工部 株式会社スコ ルチャ三重</p>
<p>（６）備品管理について【意見】</p>		
<p>指定管理者は県有備品と指定管理者所有備品とをリストを分けて管理し、年1</p>	<p>【農水商工部、株式会社スコルチャ三重】</p>	

<p>株式会社スコ ルチャ三重</p>	<p>全庁で作成した資金管理、備品管理、施設の日常点検等一定の管理ルールを明示したモニタリングチェックリストに基づいて現物確認を行います。</p>
<p>回の現物確認を行っている。しかし、固定資産管理規定は特に設けておらず、このような現物確認を規定する文書は存在しない。また、現物確認を行った際のリストは、実施後保管されており、実施状況を確認することができなかった。 固定資産の現物管理に係る手続を文書化し、実施事項を明確化することが望まれる。 また、50,000円未満の県有備品は平成19年度より備品として管理しないこととなったことを契機として、指定管理者が独自の調査を行い、当時の購入価額が50,000円未満であった物品について県有備品台帳から削除し、旧県有備品として別途リストを作成していた。また、現物には物品表示票に×印を付していた。 しかしそれぞれ×印を付した物品のうち、依然として県の作成している県有備品台帳に記載されている物品が視察中に1件発見された。現物確認の際に、現物の有無のみならず物品表示票の添付状況の検証も併せて行うなどの対応が望まれる。</p>	<p>13. 三重県地方卸売市場</p> <p>(1) 事業結果の評価について【意見】</p> <p>三重県地方卸売市場は、開設当初は中央卸売市場であったが、平成21年度より、一般の社会情勢に合わせ、より営業の自由度が高い地方卸売市場に転換するとともに、施設全体の活用による効率的な運営管理を目的として、指定管理者制度が導入されたものである。 指定管理者は、開設当初から三重県中央卸売市場の精算業務を委託されていた会社を前身としていることから、卸売市場の業務に精通しているとともに、市場関係事業者の経営状況についても、随時把握できるなど、市場の設置目的を達成する上で重要な市場関係事業者の営業に関する承認や売買取引及び経営状況に対する監視などの卸売市場関係法令に基づく市場運営業務を行うことができる唯一の立場にあつたことから、非公募により選出された。 また、指定管理期間については、民間の経営ノウハウの発揮と人材の育成・確保により、市場の管理運営部門の経営を安定させるとともに、市場を利用する市場関係事業者が生鮮食料品の安定供給のための事業活動に専念できるよう、できるだけ長期の指定期間になることが望ましいとして、導入初回でありながら最長の5年を選択している。 指定管理者には、施設の活用及び費用の削減について効果の発現が強く求められるであろう。事業の計画及び評価に当たっては、具体的な取組による費用削減、収入増加の目標を掲げて、指定管理者制度に移行した効果を生むことが望まれる。</p> <p>農水工部 みえ中央市場 マネジメント 株式会社</p> <p>市場の活性化策を検討するために場内事業者で組織される「三重県地方卸売市場活性化委員会」を平成21年5月に設置し、「施設利用率向上のための施設利用料金減免基準の策定」、「お客様の要求や期待を把握し、サービスに反映していくための顧客満足度調査」や「県民に開かれた市場の実現に向けた関連商品売場棟試験開放の実施」など様々な活性化策を取り決めて実行しました。なお、これらについては外部有識者により平成21年7月に設置した「三重県地方卸売市場活性化研究会」からのアドバイスも得ながら進めています。 これら取り組みにより、県が設定する成果目標に掲げた施設利用面積比率80%と施設利用料金軽減率20%の目標は初年度から達成されました。また、指定管理者の経営については精算業務も含めた会社全体の純収益を15百万円計上し、安定した経営を行っています。 今後は更なる経営の安定を図るため、三重県版環境マネジメント“M-EMS”への取り組みをおとしてゴミ処理費や電気代等の管理運営費用の削減を進めていきます。</p>

14. 三重県営都市公園 熊野灘臨海公園

(1) 管理運営費の正確性について【結果】

平成18年度から平成20年度まで、一定の金額で管理費が計上されている。この理由は、指定管理事業の管理運営費の一部が、公園内において紀北町が管理許可を受けて運営しているテニスコート事業費で処理されていることによるものである。テニスコートの利用受付は公園内の管理事務所で行っており、管理事務所が発生した費用を指定管理事業とテニスコート事業に配分しているが、コピー機の使用料（使用料及び賃借料）など一部については、指定管理事業費と指定管理料が一致するように配分しているとのことであった。

また、紀北町の本庁及び紀伊長島支所に所属する職員が、公園管理業務に従事した時間にかかる人件費が管理費用に含まれていなかった。日常の公園管理業務は、海山区については外部委託し、紀伊長島区については臨時職員を配置していたが、間接的な管理業務及び問題発生時の対応は紀北町の本庁及び紀伊長島支所が他の業務と兼務して行っていた。こうした兼務の場合、正確な従事時間を測定することは困難かもしれないが、概ね何日公園に行っただであるとか、公園の管理に関する書類を作成した、といった概算値は算出できるのではないだろうか。

なお、この指定管理者は平成20年度で終了している。今後同様の事例が発生した場合には、可能な限り正確に指定管理業務に係る管理運営費を集計することが必要である。

(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で行っており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。

地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所委ねられているとのことであった。

月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(3) 利用者数の集計方法について【結果】

紀北町の指定管理期間は平成20年度で終了してまいります。現在の指定管理者においては、指定管理業務に係る管理運営費は、他事業（テニスコート事業）と明確に区分がされています。

県土整備部
紀北町

月次報告書及び事業報告書の内容確認及び現場視察に当たったの実施手順については、総務部が示したチェックリストを踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項等について共通事項を整理して文書化し、建設事務所に周知しました。

県土整備部
紀北町

<p>県土整備部 紀北町</p>	<p>指定管理者において、利用者数の把握については、手順書に基づき集計することとしました。 集計方法については、毎年1回、モニタリングを通して手順書に基づき適正に実施されているか確認します。</p> <p>利用者数の把握は、当時の都市基盤室（現都市政策室）策定の「熊野灘臨海公園の公園利用者数の把握（手順書）」（平成17年4月1日）に基づき下記の通り行われている。</p> <p>道の駅の利用者数 (a) × 係数1 + パトロール車による利用者数 + 海山町園内利用者数 (b) × 係数2 + 大白テニスコートの有料利用者数 + 三セクの有料利用者数 + イベント等の利用者数</p> <p>(a)道の駅利用者数：指定管理者が館内、駐車場等で1日に4回把握した数値を合計し換算係数6を乗じた数値とする。</p> <p>(b)大規模なイベントに伴う利用者については、主催者からの報告を受けて別途に加算する。また、バスを利用する団体利用等については、別途に台数・人数を把握して加算する。</p> <p>(c)海山町内の大白地区公園の利用者数については指定管理者が1日3回の巡視のなかで目視観測した数値を合計し、換算係数1.3を乗じた数値とする。</p> <p>上記(a)(b)を中心に利用者数の集計表過程を確認したところ、下記の不整合が見受けられた。</p> <p>(1)実際には「1日に6回把握した数値を合計し、換算係数4を乗じた数値」に計上している。</p> <p>(2)当日発着したバスの台数に応じて人数が加算されている。この点、バス1台あたり一律35人が積算されているが、35人とする根拠は不明確である。</p> <p>(3)大白地区の集計シートは、上記の換算はおこなわれていない。実際には午前・午後それぞれ2時間で把握された人数に40人(ほぼ毎日夕方利用する人)を加算して計上している。</p> <p>利用者数は成果の達成度を測るための重要な指標である。県との手順書に基づかず、独自の方法で利用者を集計すれば、他施設との公平感を阻害し、成果目標に対する評価を誤った方向に導く虞もある。また、指定管理者が採用していた方法は、指定管理が行われる以前から採用されていた方法を踏襲したものであるが、指定管理者が変更された場合に、事実の変化に関わらず現指定管理者と集計方法が異なってしまうこととなる。</p> <p>また、県側においても、重要な指標である利用者情報の集計過程について、県の指示する方法で行われているかモニタリングする必要がある。さらに、当該手順書では「3年に一度程度、公園管理運営会議で利用者数の把握方法を検討し、必要であれば見直す」としているが、実際には公園管理運営会議は開催されていなかった。集計手順が実態に合っているかどうかについて、上述の公園管理運営会議において協議されるべきであった。</p>
----------------------	---

15. 三重県流域下水道施設

(1) 使用不能な県有備品にかかる手続について【結果】

<p>スターラ（住査時は6台中5台が使用されていなかった）の例のように、動作不良等により既に使用されていない固定資産について、除却手続等の適切な対応がとられることなく保管されていた。利用可能性のない固定資産については、県に除却申請を行い、県の手続に基づいて処分することが必要である。</p>	<p>指定管理者に不用物品の報告を求め、平成21年度末までに不用物品の決定及び処分を行いました。 平成22年度以降については、不用となった時点で速やかに処分等の手続を行うこととしました。</p>	<p>県土整備部 (財)三重県下水道公社</p>
<p>(2) 南部浄化センターの薬品管理簿の整備状況について【結果】 南部浄化センターの試薬管理簿については、同種の薬品について2冊の帳簿が作成されていた。毒物・劇物等、一部の薬品について途中から新しい帳簿を採用し、残余については従前の管理簿で管理し続けているためであると考えられるが、従前の帳簿を閲覧したところ、何の転記証拠もなく記載欄の途中で終わってしまっているものが散見された。また、新しい帳簿についても従前の帳簿からの引き継ぎ状態が明確になっていなかった。まず、このように2種類の帳簿が存在すること自体、管理の複雑化をもたらし、人員交代等があった場合に混乱を生じる原因となる。特に毒物・劇物は、その性質上厳重な管理が行われるべきであるが、帳簿が複数存在することにより、実数の把握誤りや故意の帳簿操作を発見する機能が低下する虞がある。管理厳格化の前提として、帳簿を統一し一元管理を行うべきである。また、帳簿を新しいものに引き継ぐ際は、古い帳簿にそれ以上追加記載が行われないよう、記載の終了を明確にし、新たな帳簿に最後の残数が転記されたことを明確にすべきである。新しい帳簿の最初の記載に関しても同様である。 さらに、「試験操作マニュアル」には定期的に在庫確認を実施することが規定されているが、管理簿を閲覧したところ、在庫確認は実質不定期となっており、規定の回数を実施していなかった。在庫確認を定期的の実施し、現物管理をより厳格に行う必要がある。</p>	<p>南部浄化センターの試薬管理簿については、指摘後、直ちに新しい帳簿に適切な引継ぎ手続を行いました。 また、在庫確認については、『三重県下水道公社毒物・劇物管理要領』を制定し、毎年3月31日現在で定期的に実施することとしました。</p>	<p>県土整備部 (財)三重県下水道公社</p>
<p>(3) 非公募による指定管理者の選定について【意見】 指定管理者の選定方法として非公募を採用している。加えて、指定管理料＝運営管理費の実費相当額であるため、指定管理者制度の目指すところの、民間ノウハウの活用、費用削減努力の促進と合致するかどうかという点について疑問を抱かせかねない。 まず、この点につき、コスト削減努力については、費用削減目標を単に数値だけでなく方法についても事業計画において提示させるとともに、実績と比較することで評価を行うことにより解消している。 しかし、再委託率が52%にも上る状況の下で、あえて非公募とし、さらに5施設を一括して任意指定にすることについての疑問は残る。 この点、非公募の理由のひとつとして、三重県の下水道処理人口普及率が全国平均72.7%に対して43.7%であり、整備途上にあるため流量や水質が不安定であることから、ライフラインとしてのセーフティネットを確保する必要があり、公募はなじまないとの判断からであるとのことであった。また、流域下水道施設</p>	<p>指定管理者の選定方法等については、下水道事業を取り巻く環境の変化、セーフティネットの確保等を踏まえ、関係市町とも協議のうえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>	<p>県土整備部 (財)三重県下水道公社</p>

<p>を一括して任意指定している理由は、不測の事態が発生した場合の応援体制、管理水準の平準化、運営の効率化を図るため、全処理区を一括して運営管理することが適切との判断によるものとのことである。</p> <p>しかし、今後、県下における下水道処理が普及し、流入量や水質が安定すれば、公募が適切な状況も生じうると考えられ、また、処理技術に関してノウハウを持った民間事業者が多く出現してくる等により、必ずしも一括管理が最適ではない状況が生み出される可能性もある。</p> <p>県下の下水道整備計画に合わせて、指定管理者制度と三重県下水道公社の在り方について、流域関連市町も交え長期的な視点から検討する機会を継続的に設け、随時社会情勢に合わせて見直しを図っていくことが望まれる。</p>	
<p>(4) 再委託の金額について【意見】</p> <p>平成20年度における指定管理者から外部への再委託金額は総額1,168,801千円で、指定管理料(2,244,076千円)の52%を占めている。従って再委託料の低減が、コスト削減の重要な要素となる。</p> <p>再委託料は、固定費のみではなく薬品使用量等にも左右されるため、処理水量が重要な要素になるが、処理水量は増加している一方で多くの浄化センターで再委託料が低減している。これは、契約を複数年としたり、委託業務を包括化することによる割引効果、公募入札における積算の厳格化等による費用削減効果が表れたものであると考えられる。</p> <p>今後、効率的な契約範囲の模索等により、業務品質を落とすことなく、更なる費用削減を実現することが期待される。</p>	<p>県土整備部 (財)三重県下水道公社</p> <p>平成21年度からの指定管理期間では、指定管理者において、水質試験の完全自社化等を行いました。また、前回の指定管理期間に引き続き委託業務の複数年契約や脱水汚泥の含水率の低減等に取り組み、更なる費用削減に努めていきます。</p>
<p>(5) 県有備品の管理について【意見】</p> <p>各浄化センターにて、県からの貸付物品台帳と現物の照合作業が年1回実施されている。しかし、結果の残し方や決裁については規定されておらず、各担当者保管となっている。照合作業が漏れなく適切に行われたことを組織的に確認するため、固定資産の実査記録の方法をマニュアル化し、適切な役職者の承認を経て保管しておく一連の手続の策定・実施が望まれる。</p>	<p>県土整備部 (財)三重県下水道公社</p> <p>指定管理者において、「(財)三重県下水道公社県有備品管理要領」を制定し、当該要領に基づき照合作業を行うこととしました。今後も当該要領に基づき、照合作業を行っていきます。</p>
<p>(6) 薬品類の管理規程について【意見】</p> <p>各浄化センターは水質試験用の試薬を保有しており、これには一部毒劇物が含まれている。毒劇物は「毒物及び劇物取締法」に基づき、各浄化センターで管理要領を整備し管理している。各浄化センターの管理要領を閲覧したところ、毒劇物の梱包に関する規定の有無、管理簿様式の相違など、一部の基準が統一的に整備されていないかった。浄化センターごとに管理要領が異なることは、管理レベルのばらつきを生じさせる虞がある。また、浄化センター間での人員の交代が生じた場合の引き継ぎにも支障を来し、効率的な作業を遂行する可能性もある。</p> <p>同様の薬品類を使用し、同様の業務が実施されているのであれば、管理要領や管理簿も統一化するのが自然である。仮に浄化センター特有の事情があるのであ</p>	<p>県土整備部 (財)三重県下水道公社</p> <p>各浄化センターにおける管理レベルの統一や作業の効率化を図るため、指定管理者において、『三重県下水道公社毒物・劇物管理要領』を定め、管理規程及び管理簿の統一化を行いました。</p>

<p>れば、管理要領の下位規程としてのマニュアルを整備し、そちらに記載することで補完できる。全浄化センターで共通の管理要領・管理簿の雛型を作成し、管理レベルを統一化することが望まれる。</p>	<p>(7) 現金管理について【意見】 各浄化センターは小口現金を保有しており、金庫に保管されている。小口現金は出納担当者や資金前渡職員によって現金出納簿により出入金管理され、月ごと事務局長に報告される。この処理に関しては「常時必要とする経費（資金前渡）の浄化センターへの交付について（通知）」（平成18年6月1日）に記載されているが、一部の事務処理について、実際の運用と異なる記載があった。記載事項の妥当性についても再検討することが望まれる。また、各浄化センターの現金出納簿を閲覧したところ、松阪浄化センターの現金出納簿について、係と資金前渡職員の押印がなかった。現金は、不正・横領の対象となるリスクの高い資産であるため、特に厳格な照合作業が必要とされる。通知文書を周知徹底し、厳格な管理を行うことが望まれる。</p>	<p>(8) 運転監視業務に係る修繕の報告形式について【意見】 各浄化センターは、それぞれ運転監視業務を委託している。1件500千円以下の修繕について、委託先業者が自ら判断して実施することも委託業務に含まれており、修繕を実施した際には機器不具合報告書の作成と提出を求めている。この機器不具合報告書の形式は浄化センターによって異なっており、写真、図等を添付し詳細に説明しているセンターもあれば、1枚の用紙に日付、修繕箇所、修繕内容が簡潔に記載されているのみのセンターもあった。委託先によって報告の様式や報告内容に濃淡があった。 これは、仕様書において、単に「報告を求めるとだけ定められているため、報告の様式、報告内容が委託先業者の任意になっていると推測される。センターごとに設備の規模、仕様、経過年数などが異なるため、一律に同じ様式を使用することまでは必要ないが、各委託業者への要求水準がセンターごとに大きく異なることのないよう、報告すべき項目を浄化センター共通として定めることが望まれる。</p>	<p>16. 三重県普住宅・三重県特定公共賃貸住宅</p>	<p>(1) 職員の研修計画について【結果】 指定管理者選定時の申請書類に、職員の研修計画を作成する旨が記載されているが、具体的な計画は作成していなかった。この理由につき、申請書類に記載した研修内容のうち専門分野の資格についてはすでに職員が取得しているためであるとのことであった。 しかし、平成20年度においても、人権教育、専門分野資格の継続学習については、継続的に外部の講習に参加している。これらについて、毎年度計画を作成す</p>	<p>指定管理者において、適正に事務処理ができるよう通知を改訂しました。</p>	<p>指定管理者において、運転監視業務受託業者が修繕を実施した時に提出する様式を統一しました。</p>	<p>平成22年度からは、新しい指定管理者による管理に移行していますが、新しい指定管理者の事業計画にも研修計画作成の旨が記載されていることから、研修計画の提出を求め確認しました。</p>	<p>県土整備部 (財)三重県下水道公社</p>	<p>県土整備部 (財)三重県下水道公社</p>	<p>県土整備部 三重県住宅供給公社</p>
--	---	---	--------------------------------------	--	--	---	---	------------------------------	------------------------------	----------------------------

<p>ることにより、個々の職員の受講状況を管理することにも資するため研修計画は作成する必要がある。</p>	<p>(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期に一度業務報告の提出を受け、修繕等の金額の妥当性、支出の事実につき資料をすべてチェックしている。また、現地視察を随時実施しており、修繕後の仕上がりコストとのバランスをチェックしているとのことである。しかし、チェックのためのマニュアル及びその記録は作成されていない。現地視察時の指定管理者への指示等や取りについては、後のトラブルを防ぐため、可能な限り文書として残しておくことが望まれる。また、現地視察及び業務報告のチェックに当たっては、修繕費と仕上りのバランスなど感覚に依るところが大きいが、職員教育の観点からチェックのノウハウを文書として作成しておくことが望まれる。</p>	<p>(3) 委託先業者への指導について【意見】</p> <p>地区ごと工務店等と交わした委託契約には、災害時における調査支援についても含まれている。これは、災害発生時において、各委託先が各地区の県営住宅及び特定公共賃貸住宅について被害状況調査を実施し、指定管理者へ報告するものであるが、年一回具体的な災害を想定した報告訓練を実施しているが、平成20年度の訓練について、訓練結果報告がされなかった委託先が多かった。訓練結果報告の実施に限らず、委託先担当者と直接対面することにより、双方のコミュニケーションを図ることが肝要であるが、例えば地区ごとに連絡会議を実施するなどして、指導の水準を平準化することが望まれる。</p>	<p>(4) 住民アンケートについて【意見】</p> <p>県営住宅では、各団地の住民にアンケートをとり満足度等を調査すると共に、修繕等の必要性について検討し対応するなど、経営に役立てている。平成20年度の満足度調査において、「住みやすさ」の満足度では全団地の合計では66.5%が「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と評価しており、全体的な満足度は低いものではない。ただし、全65団地はそれぞれ立地も設立年月も異なる多様な団地であり、施設別に見ると満足度にバラツキがある。一番評価の高い団地では93.9%の満足度であるのに対し、一番低い団地では29.2%の満足度となっている。現状では、個々のコメント以外の項目に関して施設別の集計は行っていないが、施設別の満足度等の偏りにも留意し、さらに経営に役立てていくことが望まれる。</p>	<p>県土整備部 三重県住宅供給公社</p> <p>県土整備部 三重県住宅供給公社</p> <p>県土整備部 三重県住宅供給公社</p>
<p>業務報告書の内容確認及び現場視察に当たったの実施手順については、総務部が示したチェックリストを踏まえ、必要事項を文書化するとともに、現場視察実施記録についても文書化を図ることとしました。</p>	<p>指定管理者と工務店等の委託業者とは、主に、現場においてコミュニケーションを図っていますが、指導水準を平準化するため、地区単位で連絡会議を開催することとしました。</p>	<p>アンケート結果は、これまで全団地の合計で集計・分析していましたが、今後は団地ごとに集計・分析する方法に変更し、団地別の状況を把握することにより、指定管理者とともに団地住民の満足度向上につなげていくこととしました。</p>	<p>県土整備部 三重県住宅供給公社</p>	

<p>(1) 指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】</p> <p>当施設は平成20年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。</p> <p>指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。</p>	<p>制度導入による費用の削減効果等を把握するため、指定管理者制度導入以前の支出額のうち指定管理業務に該当する業務に関する費用を区分・整理しました。</p>	<p>県土整備部 岩間造園 株式会社</p>
<p>(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で行っており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。</p> <p>地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられているとのことであった。</p> <p>月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>月次報告書及び事業報告書の内容確認並びに現場視察に当たっての実施手順については、総務部が示したチェックリストを踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項等について共通事項を整理して文書化し、建設事務所に周知しました。</p>	<p>県土整備部 岩間造園 株式会社</p>
<p>(3) 日報の確認について【意見】</p> <p>公園内の清掃及び遊具等設備の点検は、職員が毎日おこなっており、日報にその結果を記載している。管理職員は1週間に1回日報の内容を確認している。しかし、日報には確認の痕跡が残っておらず、異常発生について記載されている場合にもその対応は記載されていない。しかし実際には、県への報告のために月次報告書が作成されており、こちらについては異常の発生とその対応が詳細に記録されていた。したがって、異常が放置されず適時に対応されたことがわかった。</p> <p>管理職員の業務の執行状況について、その上席者は監督する必要がある。そのため、目に見える形で業務の痕跡を残すことが必要である。日付と確認者が分かるような検印を押す、サインをするなどの方法が考えられる。</p>	<p>指定管理者において、作成する日報に上席者が日付、サインを記入する欄を設けて、確認者の記録を残すこととしました。</p>	<p>県土整備部 岩間造園 株式会社</p>
<p>(4) 長期修繕計画の策定について【意見】</p> <p>修繕計画については、単年度、複数年度とも作成していない。現状は、修繕が</p>	<p>指定管理者との協議のもと施設調査等を実施し、修繕</p>	<p>県土整備部</p>

<p>必要な状況が発生した都度修繕している。協定上の金額を超えるものについては県が行うこととなっているが、指定管理開始から現在まで特に計画的に修繕が必要な箇所は提示されていない。当公園については平成20年度が指定管理者制度導入の初年度であるが、今後は、修繕が必要な箇所が複数出てくるであろう。施設を日常管理しているのは指定管理者であり、その状況についても熟知しているはずである。要修繕箇所や定期的な保全が必要な箇所について、指定管理期間など複数年での対応も視野に入れた修繕計画の策定を、県と指定管理者双方協議のもと進めていくことが望まれる。</p>	<p>計画を策定しました。</p> <p>岩間造園株式会社</p>
<p>(5) 危機管理について【意見】</p> <p>危機管理について、「危機管理体制」が事業計画の中に含まれており、その中に避難訓練を実施することが定められているが、平成20年度は実施されていなかった。また、「危機管理体制」の中には、何を持って危機とし、どんな状況で当体制が効力を発揮するかなど定義がない。こうしたことは、職員に対する危機管理教育において重要な事項であり、避難訓練の実施と合わせて検討することが望まれる。</p>	
<p>指定管理者において、管理事務所の火災を想定した消防署への通報訓練、更衣室使用者の避難訓練を実施しました。また、想定される危機を業務計画書の中に具体的に明記し、指定管理者職員に周知を図りました。</p>	<p>県土整備部 岩間造園株式会社</p>
<p>指定管理者において、公園利用者の増加につながるよう電話による予約の受付を導入しました。</p>	<p>県土整備部 岩間造園株式会社</p>
<p>(7) 口座管理について【意見】</p> <p>指定管理者は、指定管理分の預金口座は別途開設しておらず、指定管理者の本社の口座を利用している。また、金融機関からの残高証明書も、会社の決算期末である9月に入手している。</p> <p>預金口座を本社と一括して開設している場合、指定管理分の預金残高を把握することが困難である。指定管理分の預金と本社の預金とを混同しないために、指定管理分の口座を別途開設することが望まれる。</p> <p>また、県に収支状況を報告するときの収支差額は、小口現金を除き預金残高と整合する。そのため、指定管理分の口座を別途開設した上で、指定管理の事業年度未である3月で残高証明書を手入し、収支差額と照合することが望まれる。</p>	
<p>指定管理において、指定管理分の預金と本社の預金を混同しないように、指定管理分の口座を別途開設しました。</p>	<p>県土整備部 岩間造園株式会社</p>
<p>(8) 事業計画の実施状況について【意見】</p> <p>平成20年度事業計画の実施状況についてヒアリングしたところ、いくつかの事項が未実施であった。</p>	
<p>指定管理において、指定管理分の預金と本社の預金を混同しないように、指定管理分の口座を別途開設しました。</p>	<p>県土整備部 岩間造園株式会社</p>

<p>まずは、スポーツ大会の主催、地域住民との協働による利用促進への取組であるが、いずれも平成21年度以降実施の予定とのことであるので、今後に期待したいところである。</p> <p>次に、年4回満足度ヒアリング調査を掲げているが、現状は巡回スタッフ及び受付スタッフが利用者からの要望や問い合わせに対応しているのみであり、常時設置しているアンケートを主に活用している状況である。したがって、実態に合った形の取組を計画することが望まれる。</p>	<p>また、利用者からの聴き取りによる満足度ヒアリング調査については、平成21年度から実施し、利用促進やサービスの向上に努めています。</p>	<p>岩間造園株式会社</p>
<p>18. 三重県営都市公園 鈴鹿青少年の森</p>		
<p>(1) 領収書の但し書き欄の記載について【結果】</p>		
<p>領収書控を通査したところ、公共料金に関するものを除いて、多くの領収書控の但し書き欄が空白となっていた。その内容に関して質問したところ、大半が自主事業の際に参加者が加入するレクリエーション保険代の立て替えに関するものであった。金銭の受取の理由を明らかにするために、但し書きは漏れなく記入することが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、領収書の但し書きを適切に記入することとしました。</p>	<p>県土整備部 東海美松園グループ</p>
<p>(2) 県有備品の管理について【結果】</p>		
<p>年度協定書締結に当たり、県有物品の貸出を指定管理者に行うために県と指定管理者との間で貸出物品の内容・数量の確認を行っているとのことであるが、実際の確認の状況について、現物と貸出物品のリストとの照合をどのように実施しているか質問したところ、事務室に置いてある一部の備品についてのみ実施されているとのことであった。</p> <p>したがって、貸与物品のすべてについて網羅的に現物との照合は実施できていないということになる。</p> <p>指定管理者は県からの貸与物品について適切に管理する責任を基本協定書によって負うこととなっているため、原則として年度ごとに貸与物品全件について網羅的に現物との照合を実施したうえで、確認した証跡を記録に残すことが望まれる。</p> <p>貸与物品が数多くかつ通常滅失する可能性があまりないと考えられる遊具等については、少なくとも指定管理者の管理期間が終了する期間内に順次ロケーションで現物照合を実施するなどして、指定管理業務の引き継ぎ時に支障が出ないよう留意することが必要である。</p>	<p>指定管理者において、貸与物品全件について現物と貸与リストとの照合を毎年実施し、確認した証跡を記録に残すこととしました。</p>	<p>県土整備部 東海美松園グループ</p>
<p>(3) 指定管理料の支払い遅延について【結果】</p>		
<p>県と指定管理者が平成20年4月に締結した鈴鹿青少年の森の管理に関する基本協定書第5条3項において、毎年度の指定管理料の支払額、支払時期及び支払方法については、別途事業年度毎に締結する協定(年度協定)により毎年度定めるとし、鈴鹿青少年の森の管理に関する年度協定書第4条2項では別途協議した資金計画に基づき、指定管理者の請求により概算払いできるものとしている。</p>	<p>平成21年度分からの指定管理料については、協定書に基づき適正に支払っています。</p>	<p>県土整備部 東海美松園グループ</p>

<p>別途作成している平成20年度の資金計画書においては第1回支払(4月、5月、6月分)、第2回支払(7月、8月、9月分)、第3回支払(10月、11月、12月分)、第4回支払(1月、2月、3月分)と4回に分けての支払予定となっていた。 上記に基づいて指定管理者側から県に対して指定管理料の支払い請求を実施したが、指定管理料はすべて平成21年の4月に支払われ、平成20年4月から3月末までの期間においては指定管理料の支払いが実施されなかったことであった。 指定管理料の支払い遅延の理由については、「平成20年度は指定管理者制度導入1年目であり、指定管理料が支出科目上は委託料でありこれまでの管理委託同様支払いに際して完了検査が必要であるという認識があり、四半期ごとの支払金額に対する段階確認の方法を検討したが、金額に見合った内容確認が事実上不可能であり支払いができず、他の支出方法を含め検討を行ったが、適切な支出方法を見出せず支払いが遅延した」とのことであった。 年度協定書及び資金計画書で協議の上定めた方法による指定管理料の支払いがなされない場合、指定管理者の資金繰りに重大な影響が生じると考えられるため、年度協定書及び資金計画書で協議の上定めた方法により適切な指定管理料の支払いを行う必要がある。 なお、平成21年度においては年度協定書に基づいて四半期ごとに概算払いによる支払いが行われているとの報告を受けている。</p>	<p>制度導入による費用の削減効果等を把握するため、指定管理者制度導入以前の支出額のうち指定管理業務に該当する業務に関する費用を区分・整理しました。</p>	<p>県土整備部 東海美松園 グループ</p>
<p>(4) 指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】 当施設は平成20年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用の中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うことは実施していないとのことであった。 指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。</p>	<p>月次報告書及び事業報告書の内容確認並びに現場視察に当たったの実施手順については、総務部が示したチェックリストを踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項等について共通事項を整理して文書化し、建設事務所に周知しました。</p>	<p>県土整備部 東海美松園 グループ</p>
<p>(5) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】 県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。 地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックヒアリング研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられ</p>		

<p>ているとのことであった。 月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	
<p>(6) 施設の修繕について【意見】 「ネットコンベネーション」という、アスレチック型の遊具に付属している滑り台について、破損している部分があった。 平成21年3月16日に行われた施設点検時の施設点検表にも破損状況が記載されていたが、平成21年8月12日の現地視察時においても、修繕・使用再開の目的は立っていないとのことであった。 施設の修繕費については、指定管理者が指定管理料の中で、自らの判断によって実施できる上限金額が協定書において決められている。その上限を超える修繕については県と指定管理者が協議して、修繕の時期や範囲等が決められることになる。しかし、約5カ月間という長期間において、使用が制限されていること及び危険性を鑑みると、危険回避のために立ち入りを制限するロープが張られているとはいえず、誤って幼児が入りこまないとも限らない。そのため、早急に修繕が行われることが望まれる。 また、現状、上述の遊具も含め施設の修繕計画は作成されておらず、都度必要な部分について修繕を行っている状況である。 施設を日常管理しているのは指定管理者であり、その状況についても熟知しているはずである。要修繕箇所や定期的な保全が必要な箇所について、指定管理期間など複数年での対応も視野に入れた修繕計画の策定を、県と指定管理者双方協議のもと進めていくことが望まれる。</p>	<p>当該遊具については、修繕対応済みです。指定管理者に対しては、施設に異常が発見された場合には、必要に応じ県と協議し速やかに修繕を行うよう指導しました。 また、指定管理者との協議のもと施設調査等を実施し、修繕計画を策定しました。</p>
<p>(7) 雑草の除去について【意見】 施設の遊具の周りに、雑草が生えている所が散見された。 広大な公園敷地内において限られた人員であるため、全区画をくまなく除草することは困難であり、雑草が生えたままの箇所がいくつかあった。 自然に親しむ場を提供することも都市公園の役割の一つであることから、雑草が公園内に生えているのは問題ないであろう。しかし、問題の箇所は遊具が設置された広場であり、ここを利用するのが主に背丈の低い幼児や児童とその保護者であることからすれば、このような場所に雑草が生い茂っていることは、安全面、衛生面で利用者に良くない印象を与える可能性がある。 費用は限られているが、安全、衛生は利用者増加を目指す上でも、重要な要素といえるであろう。公園の中でも、利用者が足を踏み入れる場所について、優先的に除草することの検討が望まれる。 なお、上記事項に関しては外部監査の結果を受け、速やかに対応されたとの報告</p>	<p>指定管理者においては、除草については、除草について公園利用者の安全面、衛生面を考慮し、公園内において優先的に刈る場所を選定して実施することとしました。</p>

<p>を受けている。</p>	<p>(8) 指定管理者が行っている承認方法について【意見】 支払業務等の日常業務を行うに当たって、上席者の承認を得て行っているものの文書の作成は行わず、口頭によって承認を行っているとのことである。確かに、指定管理者は小規模の同族会社であるため、支払の都度、同等の文書による承認を要するのは非合理的なことであるかもしれない。しかし、トラブルを避けるためには実施されている承認について、その形跡を残すことが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、上席者の承認を得る際には、書類にサイン、印によりチェックした形跡を残すこととしました。</p> <p>県土整備部 東海美松園グループ</p>
<p>(9) 現金管理について【意見】 小口現金については現金出納帳が作成されているが、月末の現金有高が現金出納帳の通りであることを検証した証跡は残していないとのことである。今後は、手元準備金としての現金の重要性や横領による不正リスクの高さを勘案し、証跡を残すことが望まれる。</p> <p>(10) 業務運営上必要となる手順書等の整備について【意見】 当該施設に関する資金管理や現金収受など業務遂行のためのマニュアル及び経理処理を行う上での規程等の整備状況について質問を実施したところ、実務面での職務分掌や相互チェックなどは実施しているとのことであったが、マニュアルや規程については文書化していないとのことであった。業務内容のマニュアル化をすることや経理処理を行う上での規程を整備することは業務の品質を一定に保つとともに、担当者の病欠などの不測の事態に対応するためにも非常に有効な手段となるものである。 ただし、詳細な規定やマニュアルの整備を指定管理者に求めることは指定管理者としての業務上過度な負担となることも考えられる。そうした場合には、適切な業務遂行に資するため、現状の実務を文書形式でまとめ、マニュアル等として整備することが望まれる。また、県としても指定管理者が整備したマニュアル等について内容を確認し、必要に応じて指導を行うことが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、出納帳、出金伝票、現金を照会した際には、証跡として確認印を押印することとしました。</p> <p>県土整備部 東海美松園グループ</p>	
<p>19. 三重県営都市公園 亀山サンシャインパーク</p> <p>(1) 指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】 当施設は平成20年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。 指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについて</p>	<p>指定管理者において、会計手順を文書化して会計関係のマニュアル等を整備しました。 指定管理者が整備したマニュアル等については、県においても内容を確認しました。</p> <p>県土整備部 東海美松園グループ</p>	
<p>制度導入による費用の削減効果等を把握するため、指定管理者制度導入以前の支出額のうち指定管理業務に該当する業務に関する費用を区分・整理しました。</p> <p>県土整備部 大島造園土木株式会社</p>		

<p>での比較を行うことが望まれる。</p>	<p>(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】 県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続については、質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所が実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。 地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックヒジネス研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしておき、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられているとのことであった。 月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>(3) 業務運営上必要となる手続等の整備について【意見】 亀山サンシャインパークにおける指定管理業務の実施における会計規程等の整備状況について確認を実施したところ、会計規程、業務実施上重要と考えられる資金管理及び料金収受に関するマニュアルについては未整備であるとのことであった。 指定管理者の規模によっては自前での会計規程等の整備は過度な負担になるとともに、当該規程類の整備を厳格に求めることはかえって指定管理業務の受託者の範囲を限定することになると考えられるが、業務に関する手順書の作成は指定管理者に求める管理レベルの水準を一定に保つことや引き継ぎなどの効率的な実施に有効である。現状の実務を文書形式でまとめ、マニュアル等として整備することが望まれる。また、県としても指定管理者が整備したマニュアル等について内容を確認し、必要に応じて指導を行うことが望まれる。</p>	<p>(4) オアシス館の情報コーナーの利用状況について【意見】 当該指定管理業務の中において、亀山サンシャインパークに隣接するハイウェイオアシス館の一部を賃借し、三重県及び亀山市の情報提供スペースとして利用者への広報・広告活動を行っている。 当該スペースには、長椅子が設置されている他には、三重県及び亀山周辺の物産品の展示ケースと亀山周辺を紹介したテレビ番組と施設案内が切り替えられるビデオ装置が設置されていた。 場所はオアシス館の中でも奥まった場所であり、8坪しかないため、情報提供スペースとして多くの利用者の来訪が望めるとは思い難い。県は賃料として年間約110万円、指定管理者は共益費として約40万円支払っているが、そもそものス</p>
<p>県土整備部 大島造園土木株式会社</p>	<p>月次報告書及び事業報告書の内容確認及び現場視察に当たったの実施手続については、総務部が示したチェックリストを踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項等について共通事項を整理して文書化し、建設事務所等に周知しました。</p>	<p>県土整備部 大島造園土木株式会社</p> <p>指定管理者において、会計手順を文書化して会計関係のマニュアル等を整備しました。 指定管理者が整備したマニュアル等については、県においても内容を確認しました。</p>	<p>県土整備部 大島造園土木株式会社</p> <p>これまでの常設の展示に加え、公園の写真コンテンツの作品展示及び公園利用者のアンケート結果の掲示、さらには、県内各地の観光リーフレットの配架や県のインターネット放送局で配信されている動画の提供などの情報発信に努めました。</p>

<p>スペースを県が賃借し、指定管理者に管理させるほどの意義があるのか疑問は残る。それでもなお、情報コーナーを継続するのであれば、より亀山サンシャインパークの特色を出せるような展示を工夫することが望まれる。</p>	<p>(5) 備品の現物管理について【意見】 備品の現物につき、県貸与品とそれ以外の備品を区分するための手順が取られていなかった。 指定管理業務の管理スペースには亀山サンシャインパーク株式会社が管理するオアシス館の一角も含まれ、当該スペースに県からの貸与品が置かれている。当該スペースは扉のないスペースの一角であり、ともすれば、亀山サンシャインパーク株式会社の備品と混在する虞がある。 また、県からの貸与備品については、毎年、貸与契約が締結されるため、貸与備品一覧が作成され、年に一度は備品の実査が行われるが、管理番号シール等を貼るなど明確に区分するための手順をとらなければ、リストと現物との照合が困難になる可能性がある。 そのため、県からの貸与備品については管理番号シールを貼るなどして、他者の管理備品と明確に区別するとともに、リストと関連づけをいたうえで、現物に漏れがないかどうかを確認する必要がある。 なお、第1回の現地視察時の結果を受け、上記は速やかに対応されたとの報告を受けている。</p>	<p>20. 三重県営都市公園 大仏山公園</p>
<p>(1) 事業計画の実施状況について【結果】 指定管理者が県に提出した事業計画書においては、運営上のマニュアルとして事故発生時の対応などの危機管理体制の整備を行うための安全対策マニュアルを作成するとの記載がなされていたが、現地施設往査時に安全対策マニュアルの提示を求めたところ、緊急連絡先の掲示はなされていたものの安全対策マニュアルは作成されていないとのことであった。 事業計画書に記載した事項は指定管理者の選定における判断材料になる重要な書類であり、事業計画書に記載した事項については適切に実施することが必要である。</p>	<p>(2) 再委託先変更時の県の承認について【結果】 再委託先の変更について、県の承認を受けていなかった。 指定管理業務を再委託する場合、業者間での業務の融通がないか、指定管理業務のうち適切な範囲で委託されているか、業務を再委託することによって業務の質が低下していないか等、を確かめるために、県に承認を受ける必要がある。また、当該事項については、協定書に定められている。</p>	<p>県土整備部 大島造園土木株式会社</p> <p>県土整備部 株式会社 太陽緑地</p> <p>県土整備部 株式会社 太陽緑地</p>

<p>再委託業務と選定業者の県への承認は、計画書に選定先を記載したことで受けていたが、計画書提出後の業者の変更について、県の承認を受けていなかった。 変更内容は、変更前の業者で大仏山公園を担当していた人物が、独立して起業したためその会社に変更したものである。たとえ業務内容に精通していようとも、会社の組織体制や代表者が変わっているため、県への報告、承認を怠ってはならない。</p>	<p>(3) 区分経理について【結果】 大仏山公園では、指定管理分について別途預金口座を作成しているが、他の通帳との区分経理が明確におこなわれていなかった。このように、区分経理を行わないと、収支状況を集計する際に、指定管理業務に関する収支が過不足なく集計されない虞がある。また、基本協定書第18条にも「他の事業から区分して会計事務を行い、経理を明確にしなければならない」とされている。 収支状況の報告は、指定管理業務が効率的に行われているかの一つの指針となる。そのため、収支状況は指定管理業務に関するものを過不足なく集計し、効率性を適切に開示することが必要となる。 すなわち、県への報告は収支額によるものであり、収支差額は年度末の現金を除いて、預金残高と整合する。本協定書第18条において「専用の口座を開設する」とされている趣旨を理解し、期末の収支差額と預金残高が整合するよう、区分経理を明確に行うことが必要である。 なお、今回の外部監査の指摘を受け、監査終了時点までに上記指摘については対応がなされているとの報告があった。</p>	<p>指定管理者において、区分経理を明確に行うこととしました。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>再委託業務と選定業者の県への承認は、計画書に選定先を記載したことで受けていたが、計画書提出後の業者の変更について、県の承認を受けていなかった。 変更内容は、変更前の業者で大仏山公園を担当していた人物が、独立して起業したためその会社に変更したものである。たとえ業務内容に精通していようとも、会社の組織体制や代表者が変わっているため、県への報告、承認を怠ってはならない。</p>	<p>(4) 指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】 当施設は平成20年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないことであった。 指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。</p>	<p>制度導入による費用の削減効果等を把握するため、指定管理者制度導入以前の支出額のうち指定管理業務に該当する業務に関する費用を区分・整理しました。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>再委託業務と選定業者の県への承認は、計画書に選定先を記載したことで受けていたが、計画書提出後の業者の変更について、県の承認を受けていなかった。 変更内容は、変更前の業者で大仏山公園を担当していた人物が、独立して起業したためその会社に変更したものである。たとえ業務内容に精通していようとも、会社の組織体制や代表者が変わっているため、県への報告、承認を怠ってはならない。</p>	<p>(5) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】 県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所が実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。 地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び</p>	<p>月次報告書及び事業報告書の内容確認及び現場視察に当たったの実施手順については、総務部が示したチェックリストを踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項等について共通事項を整理して文書化し、建設事務所に周知しました。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>

<p>現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしておき、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所任せねられていることであった。</p> <p>月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、会計手順を文書化して会計関係のマニュアル等を整備しました。</p> <p>指定管理者が整備したマニュアル等については、県においても内容を確認しました。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>(6) 業務運営上必要となる手続等の整備について【意見】</p> <p>大仏山公園では、現在、会計規程、資金管理規程、備品管理規程といった会計関係の規程・マニュアル等が整備されていないかった。</p> <p>現状では、人員数も少なく、業務を熟知した担当者が会計業務を実施しているため、日々の業務の中で支障は出ていないが、指定管理者制度では、会計関係では資金管理、物品管理が重要となってくる。特に、担当者が交代した場合などに業務が適切に行われなくなる虞がある。</p> <p>そのため、規程・マニュアル等を整備することが必要である。しかし、人員数の少ない指定管理者においては、マニュアルの整備自体に労力を必要とする。現状の実務を文書形式でまとめ、マニュアル等として整備することが望まれる。また、県としても指定管理者が整備したマニュアル等について内容を確認し、必要に応じて指導を行うことが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、上席者のチェックに当たっては印を押すなどの痕跡を残すこととしました。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>(7) 職務分掌について【意見】</p> <p>現状では、人員に制限があることから、日々の出納の記帳担当者、支払実施者、通帳管理者が同一となっている。ただし、支出については、すべての取引について、上席者がチェックを行っているとのことであった。</p> <p>大仏山公園の会計事象は、指定管理料収入の收受、利用料金の收受、業務経費の支払が大部分を占めており、現金預金の受け払いが関係するものがほとんどである。そのため、上席者のチェックに当たっては、印を押すなど目に見える形でその痕跡を残すことが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、管理番号シールを貼ることにより県貸与品とそれ以外の備品との管理を明確にした。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>(8) 県有備品の管理について【意見】</p> <p>大仏山公園では、県からの貸与備品について年に2回実査を行っていることとされており、貸与備品一覧にも実査時の照合証跡が残されていた。これにより、後から実査を行った事実を確認できる状態であった。</p> <p>しかし、現物には管理番号シールを貼るなど、指定管理者の備品との区分がされており、リストにも照合証跡が残っていることから備品の実査に誤りは発見されなかったが、県の備品と指定管理者の備品とを区分し、実査をより正確に実施するため</p>	<p>指定管理者において、管理番号シールを貼ることにより県貸与品とそれ以外の備品との管理を明確にした。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>

<p>にも、管理番号シールを貼るなどして現物とリストを整合させることが望まれる。 なお、上記については2回目の現地視察時まで、管理番号シールを貼ることに より対応されている。</p>	<p>(9) 事業報告書の収支状況における適切な金額の記載について【意見】 地方自治法第244条の2第7項において、指定管理者は、毎年度終了後、その管 理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する 地方公共団体に提出しなければならないと定められている。 これに基づき三重県では指定管理者制度に関する取扱要綱第23条において指定 管理者が県に提出する事業報告書の中で「管理業務に係る経費の収支状況に関する 事項」を記載させるものとしているが、大仏山公園における事業報告書の当該記載 内容については確定金額ではなく期末の収支見込みに基づく概算金額による記載 がなされていた。 収支状況の報告は指定管理業務に関する収支の状況を明確にするためのもので あることから、概算金額ではなく確定した金額にて記載するとともに、通帳等の各 種証憑資料に基づいて適切な内容・金額により作成されることが必要である。 また三重県都市公園条例第14条の10において、指定管理者は、毎年度終了後 15日以内に事業報告書を作成し、知事に提出しなければならないとしているが、 指定管理者の側では事業報告書の概算金額での記載について事業報告書の提出ま での期間が短いことを理由の一つとして挙げていた。しかし、この理由については、 他の指定管理者が実績に基づいた事業報告書を作成している以上、何らかの対策は とれるであろう。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>21. 三重県菅松阪野球場</p>	<p>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】 県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問 を実施したところ、月次報告とともに許可申請書の提出を受けており、利用者数 及び利用料については、利用許可申請書との照合を実施しているとのことであっ た。しかし、事業収支報告書の支出に関する検証は特にされていないとのことで あった。 少なくとも年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実 に関する検証を実施するために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時に おける手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき 事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰 が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれ る。</p> <p>(2) 利用料金の通付について【結果】</p> <p>教育委員会</p> <p>【県教育委員会の対応】 ・平成22年度から、いつ誰がモニタリングを行っても 同水準の手続による検査を行えるようマニュアルを 作成し、指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出す る際に、マニュアルを使用した業務の網羅的なチェッ クを現地訪問により実施するように改善しました。ま た、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況 等について現地確認を行うように改善しました。 ・事業収支については、県教育委員会において事業収支 報告を受けた際に内容確認を行っています。</p>	

<p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年1月、指定管理者に対し、利用規定と利用許可に関する様式について再度内容を突合するよう指示するとともに、利用者サービスの低下につながるよう、利用実態に沿って平成21年度末までに両者を整合して修正することと、利用規定を変更する場合は施設利用者に対して周知徹底するよう指示しました。 平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。 <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用料金の還付について、平成22年4月から利用許可書の記載内容を利用規定に定める事項と整合するように修正を行いました。 	<p>松阪野球場利用規定では、利用料の還付について下記のとおり規定している。</p> <p>(1) 既納の利用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>(2) 利用料の還付額は、次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料について、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="300 1086 746 2011"> <thead> <tr> <th>還付区分</th> <th>還付する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己の責によらない理由で利用できなくなったとき、及び市長が相当の理由があると認めるとき。</td> <td>100 / 100</td> </tr> <tr> <td>利用しようとする日の5日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。</td> <td>80 / 100</td> </tr> <tr> <td>利用しようとする日の4日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。</td> <td>50 / 100</td> </tr> <tr> <td>利用変更を許可された場合において、既納利用料に過納金が生じたとき。</td> <td>過納金の全額</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、「三重県営松阪野球場利用許可書」上では、利用取り消しの場合の還付額について下記のとおり案内しており両者は矛盾している。</p> <p>利用取消申請書を受理した時は利用料を還付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用の前7日までのときは利用料の額の半額。 2) 利用の前3日までのときは利用料の額の4分の1の額 <p>両者の整合性について再考のうえ、修正を行うべきである。</p>	還付区分	還付する割合	自己の責によらない理由で利用できなくなったとき、及び市長が相当の理由があると認めるとき。	100 / 100	利用しようとする日の5日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。	80 / 100	利用しようとする日の4日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。	50 / 100	利用変更を許可された場合において、既納利用料に過納金が生じたとき。	過納金の全額	<p>教育委員会 松阪市</p>
還付区分	還付する割合											
自己の責によらない理由で利用できなくなったとき、及び市長が相当の理由があると認めるとき。	100 / 100											
利用しようとする日の5日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。	80 / 100											
利用しようとする日の4日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。	50 / 100											
利用変更を許可された場合において、既納利用料に過納金が生じたとき。	過納金の全額											
<p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年1月、指定管理者に対し、利用規定と利用許可に関する業務フローが一致していないことについて、施設の利用実態を踏まえて利用者にとって不便を来さないことを前提に、利用許可及び料金収受に関する利用規定の見直しの検討を含め適切な措置を講じることを指示しました。 平成23年1月には、利用規定の改定を承認しました。 <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用許可及び料金収受における業務については、実際の運用に沿った形となるように平成23年1月に利用料金の還付にかかる利用規定を改定し、これに基づ 	<p>利用許可・料金収受における、松阪野球場利用規定への準拠性について質問等により確かめた。その結果、松阪野球場利用規定の想定する利用許可の業務フローと実際の業務フローが一致していないことが判明した。</p> <p>利用規定上は、利用料金につき、利用予定日の数日前までの前納を前提として行われるのが通常である。利用許可書の発行および利用料金の収納は当日利用直前に行われるのが通常である。その前段階でのキャンセルについてはペナルティを課していない。雨天であった場合の当日キャンセルについても同様である。</p> <p>ここで、利用規定上は数日前までの前納を前提として、先に記載した事前取消の還付代金について規定しているが、実際は事前の予約の取り消しがあっても特段キャンセル料を徴収していないという、バランスを欠いた状態となっている。しかし利用者都合による事前予約のキャンセルを無制限に認めることは、機会損失をもたらす原因となり、施設運営上望ましいものではない。</p> <p>このように、実際の業務フローと利用規定が想定する業務フローに齟齬があるこ</p>	<p>教育委員会 松阪市</p>										

<p>とから、利用規定が運用に際して利用されておらず、規定の意義に乏しいものとなっている。 利用規定を実際の運用に沿った形で見直すとともに、事前キャンセルの定義とそ のペナルティについて、広く利用者の満足を向上させるという視点から、あるべき 姿は何か再考するべきである。</p>	<p>き事務処理を行うように改善しました。</p>	
<p>(4) 利用料金の減免について【意見】 松阪野球場利用規定では、利用料の減免対象について規定している。 しかし、実際には当該減免規定を適用した事例は平成20年度においてはなかつ た。減免の規定については、申請書類・ホームページ等には記載がなく、通常利用 者がその規定を知る機会がない状態である。減免規定について広く利用予定者に周 知されるよう、申請書類等を通して開示することが望まれる。</p>		
<p>(5) 利用料金の後納について【意見】 松阪野球場利用規定では料金の後納について、規定上は料金の後納は例外的に認 められているが、後納の場合も特に申請書の提出を受けていない。 また、納期限を過ぎたものについては、松阪市の出納課において回収管理が行わ れているが、野球場側において、利用者からいつ入金があったか、適時に把握する 仕組みが構築されていない。 後納の場合は申請書を提出してもらい、理由の妥当性等を把握する必要がある。 また、入金の有無について野球場側で把握できる仕組みを構築することが望まれ る。</p>	<p>【県教育委員会の対応】 ・平成22年1月、指定管理者に対し、利用料金の後納 に関する手続きについて、具体的に規定するとともに に、松阪市の会計規則やマニュアルとの整合を図った つえで入金の確認に関する仕組みを構築することを 指示しました。 ・平成22年4月には、適正に対応されていることを確 認しました。 【指定管理者の対応】 ・平成22年4月から、官公署、学校等及びこれらに準 じるものについて、後納の申し出があったときは許可 申請書に後納理由を明記させうえ、納入通知書を発 行して利用許可書と共に交付するように改善しまし た。また、後納に係る入金の確認については、松阪市 出納室が入金確認後、速やかに管理事務所に連絡する こととしました。</p>	<p>教育委員会 松阪市</p>

<p>【(6) 備品の管理について【意見】】</p> <p>(1) 備品の実査について 三重県営松阪野球場で使用されている備品は松阪市の備品である。備品管理リストは中部台運動公園全体として作成されていたが、現物との照合は備品受入時に行っているのみであり、その後は実査を行っていないとのことだった。 定期的の実査を行わなければ、現物が紛失しても発見されにくい。また、実査は現物とリストが一致しているか否かを確認するのみでなく、使用不能な備品を把握するためにも有効である。 備品は三重県の所有物ではないため、三重県の資産を直接的に喪失するものではないが、とりわけ、三重県営松阪野球場では、利用者への備品の貸与（キャッチャーや審判のプロテクター等）を行っているため、備品の実査を行い、紛失した備品や、使用困難な備品を把握することで、利用者の満足度を高めることにつながり、指定管理業務を効果的かつ効率的に行うことができると考えられる。 なお、備品リストは中部台運動公園全体として作成されているため、会議室机などは数が膨大となり、一度にすべての備品を実査することが困難となることが予想される。その場合には、例えば、指定管理期間や、その他複数年にわたって順番を実査を行うことで、すべての備品をチェックすることも一案である。</p> <p>(2) 備品の現物管理について 県営松阪野球場管理の備品は、管理番号シール等が貼っていない、あるいは、シールが古く管理ナンバーが消えているものがほとんどであった。 松阪市所有の備品については、管理ナンバーが分かる管理番号シールを貼り、施設利用者団体の仮置き備品と明確に区分することが望まれる。管理番号シールを貼ることは、松阪市所有備品とそれ以外の備品を区分するのみでなく、備品管理リストで番号管理することにより、リストと現物の照合をし易くする効果もある。 また、定期的に競技会を開催する団体が、大型クーラーボックスを仮置きしているが、その管理責任が明確になっていない。管理責任が曖昧であると、破損、紛失等が生じた場合に施設と利用者団体との間の責任問題になりかねない。利用者団体の備品については、管理責任を明確にするための文書を交わすことが望まれる。</p>	<p>教育委員会 松阪市</p>
<p>【(7) 領収書管理について【意見】】</p> <p>領収書は利用申請書と複写になっているが、連番で管理されていない。また、利用申請書は受付のキャビネットに常時保管されており、誰でもいつでも使用できる状況にある。 領収書が連番管理されていない場合、利用者から利用料を収受した上で、領収書控を破棄し、現金を着服することが可能となる。この点につき、現金の収受時点でダブルチェックを行い、利用簿記帳者や出納記帳者と現金収受の担当者を区分するなどして、対応することも考えられるが、現状では、職員に限られていること、受付のキャビネットから誰でもいつでも使用できる状況にもあり、ダブルチェックを</p>	<p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年1月、指定管理者に対し、施設利用者団体が仮置きしている備品について、管理者以外が所有する物品を県営施設内に置くことは不適切であるため、当該団体に対して備品を撤去させるなど適切な措置をとることを指示しました。また、松阪市所有備品について、施設ごとに備品管理リストを作成したうえで実査を行うとともに、管理番号シールが貼付されていない、もしくは番号が読み取れない備品については、新しいシールを貼付することにより松阪野球場において適切な備品管理を実施するよう要請しました。 <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者団体が仮置きしている備品について平成21年度に改めて調査したところ、他団体から松阪市に寄付を受けたものと判明しました。備品は中部台運動公園全体で管理しており、膨大な数量であることから、備品管理リストの作成等には相当な時間がかかる見込みです。平成23年度以降は、管理責任を明確にするため、施設ごとに備品管理リストを作成したうえで順次実査を行い、管理番号シールが貼付されていない、もしくは番号が読み取れない備品については、新しいシールに貼り替え適切な管理に努めます。
<p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年1月、指定管理者に対し、領収書管理について、連番を付すなどして担当者以外の者がいつでも照合できる体制を構築することを指示しました。 平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。 <p>【指定管理者の対応】</p>	<p>教育委員会 松阪市</p>

<p>即時に行うことは難しい。 したがって、領収書の不正利用のリスクを軽減させるためには、領収書に予め連番を付すなど、領収書の利用状況が後日チェックできるようにしておくことが望まれる。</p>	<p>・平成22年4月から、利用料金の収受については、利用許可申請書と領収書に連番を付して管理し、適正な事務処理に努めるように改善しました。</p>
<p>(8) 長期修繕計画について【意見】</p> <p>中長期的な視野に立った修繕計画としては、平成20年度に内部資料が作成されており、当時において必要と認識された修繕工事項目ごとと費用が見積もられている。 しかしこの文書は、作成当時の時点のものである。当野球場は、昭和50年に完成した施設であり、芝やグラウンドは日常の管理で維持されているが、管理棟はひび割れが進行するなど今後改修が必要となるであろう。 今後は、この文書を定期的に見直し、修繕工事項目ごとに優先順位を付けて、県と指定管理者双方が修繕に関する認識を共有していくことが望まれる。</p>	
<p>2.2. 三重県営ライフル射撃場</p>	
<p>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数と収入の報告を受けているが、内容についての照会には特になっていないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特になっていないとのことであった。 少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施するために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>教育委員会</p> <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手続による検査を行えるようマニュアルを作成し、指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出する際に、マニュアルを使用した業務の網羅的なチェックを現地訪問等により実施するように改善しました。また、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認を行うように改善しました。 ・事業収支については、県教育委員会において事業収支報告を受けた際に内容確認を行っています。
<p>(2) 業務運営上必要となる手順書の整備について【意見】</p> <p>規程類の整備について質問したところ、規程及びマニュアルに類するものは、ライフル射撃場の利用規定のみであった。指定管理開始から現在まで、開場、利用料金の収受などの管理業務は、指定管理者である三重県ライフル射撃協会の会員が当番制で実施しており、当番時の管理業務の内容は協会理事が直接指導している。そのため、現状はマニュアル等文書の必要性は認識されていない。 ライフル射撃協会自体の事務管理に関しても、事務、経理等に関する諸規程及びマニュアルに類するものはない。現状は、業務内容を熟知した理事、会員によって運営されているためその必要性が強く認識されることがないのであるが、理事や</p>	<p>教育委員会 三重県ライフル射撃協会</p> <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月、指定管理者に対し、ライフル射撃場の管理業務について、現在行っている手順を整理したうえで、平成21年度末までにマニュアル（手順書）を作成することを指示し、適正に対応されていることを確認しました。 【指定管理者の対応】 ・平成21年12月に管理業務マニュアルを作成し、管

<p>会員の入れ替わりなど引継ぎが生じたときにも、変わらぬ水準の管理が行えるように、管理業務の規程、マニュアル類を整備しておくことが望まれる。</p>	<p>理業務に当たたる当番者に配付しました。</p>
<p>(3) 保険について【意見】 施設利用に伴い発生した損害の賠償保険について、指定管理開始から調査時まで加入していない。その理由は、ライフル射撃場では、ピームライフルのみを貸与しているため、利用者への貸与品に関連して重大事故は発生する可能性は低く、また、通常のライフルは免許を持った人しか扱わず、施設の維持管理、事業の運営上で生じる事故等はあまり想定されていないためであるとのことであった。 しかし、人の出入りがある以上、何らかの事故が起こりうることについて他の県営施設と変わりはなく、施設の管理者が責任を問われる可能性は否定できない。 指定管理料が少額であることからすれば、この中から指定管理者の負担で保険料を支払うことは難しいと考えられるが、県と相談のうえ最低限の保険の可否について検討することが望まれる。</p>	<p>【県教育委員会の対応】 ・平成22年1月、指定管理者に対し、平成22年度から施設の欠陥や指導上の過失により発生した事故に対応する施設賠償責任保険への加入について検討することを指示しました。 ・平成22年12月には、平成23年度から加入する旨確認しました。 【指定管理者の対応】 ・日本体育施設協会の社会体育施設保険制度を利用し、平成23年度から加入することとしました。</p>
<p>(4) 備品の管理について【意見】 県営ライフル射撃場の事務所内には、県から貸与された備品とライフル射撃協会が購入した備品の両方が保管されている。 貸与された備品については、年に1回数量を確認しリストとの整合性を確認し、リストにチェックを付している。 しかし、協会で購入した備品については、そもそも資産として管理すべきものであるかどうか不明な状況である。その中には、家電製品の他に検査機器等も含まれている。これら、県からの貸与備品以外については協会独自に管理する必要があり、県の施設において供用されている以上適切に管理することが望まれる。</p>	<p>【県教育委員会の対応】 ・平成22年1月、指定管理者に対し、三重県ライフル射撃協会が所有する備品について、ライフル射撃場の管理棟内において供用している備品について適切な管理を行うことを指示しました。 ・平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。 【指定管理者の対応】 ・平成22年4月に三重県ライフル射撃協会が所有する備品について、管理台帳を作成しました。なお、今後より管理しやすいように、管理台帳の書式を県のものと同様に揃えていきます。</p>
<p>(5) 利用料金の管理について【意見】 利用料金は、原則として利用時に受領することとしており、これまでに、料金を忘れる利用者もなかったため、結果として後納となったケースもなかった。そのため、利用料金が後納となった場合は特に決められていない。 しかし、今後、料金を忘れる利用者が現れないとも限らないため、何らかの手続を決めておくことが望まれる。</p>	<p>【県教育委員会の対応】 ・平成22年1月、指定管理者に対し、施設の利用実態を踏まえ、必要性があれば料金後納を可能とする利用規定の変更について検討することを指示しました。 ・平成22年12月には、利用料金の後納手続きの方法について確認しました。</p>

<p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態として料金を忘れるケースがなく、今後も可能性がほとんどないことから利用規定の変更は行いませんが、平成22年度から利用料金を忘れた利用者がいた場合、身分証明書の提示を求め後納の手続きを指示するよう運用を開始しました。 	<p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月、指定管理者に対し、ライフ射撃場のホームページについて、県教育委員会のホームページとのリンクが行えるよう調整するよう指示しました。 ・平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。 ・平成22年1月、救命救急研修について、管理業務を行う協会全員が受講できるよう調整のうえ実施することを指示しました。 ・平成22年12月には、今後の方針について確認しました。 <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページについては、サーバーの安全性の確保等の課題について県と協議し、平成22年4月に県のホームページからのリンクを行いました。 ・救命救急研修については、当番者全員を一度に受講させることは日程的に困難であるため、順次当番者を救命救急研修に参加させていきます。 	<p>教育委員会 三重県ライフ射撃協会</p>
<p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態として料金を忘れるケースがなく、今後も可能性がほとんどないこと... 	<p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月、指定管理者に対し、ライフ射撃場のホームページについて、県教育委員会のホームページとのリンクが行えるよう調整するよう指示しました。 ・平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。 ・平成22年1月、救命救急研修について、管理業務を行う協会全員が受講できるよう調整のうえ実施することを指示しました。 ・平成22年12月には、今後の方針について確認しました。 <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページについては、サーバーの安全性の確保等の課題について県と協議し、平成22年4月に県のホームページからのリンクを行いました。 ・救命救急研修については、当番者全員を一度に受講させることは日程的に困難であるため、順次当番者を救命救急研修に参加させていきます。 	<p>教育委員会 三重県ライフ射撃協会</p>
<p>23. 三重県立鈴鹿青少年センター</p>		
<p>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の手法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数、利用団体、実施事業の状況などが報告されており、前年度との比較により異常がないかどうかなど、実質的な内容のチェックは行っているもののチェックリスト等を使用した網羅的なチェックによる確認は実施していないとのことであった。また、年度末において提出を受</p>		

<p>ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。</p> <p>少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施するために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>クを現地訪問により実施するように改善しました。また、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認を行うように改善しました。</p> <p>・事業収支については、県教育委員会において事業収支報告を受けた際に内容確認を行っています。</p>	<p>(2) 事故対応について【結果】</p> <p>平成20年12月に総合研修館横のキュービクルコンデンサより火災が発生している。</p> <p>電気保安業務の委託先である A 社からの事故報告より先に指定管理者から県への事故報告が行われている。これは、十分な原因・対策の調査・協議がないまま形式的に報告書が作成されたのではないかと印象を受ける。もし、第一報という意味で事故翌日に報告書を提出したのであれば、更なる調査結果について県に追加報告すべきである。</p> <p>また、いずれの報告書も、火災発生の日前に実施した定期点検で異常が発見されなかったことについて電気保安業務を再委託している A 社に帰責性がなかったのか、また今後の事故防止策について十分に言及した報告とはなっていない。</p> <p>確かに、当該事故は、小規模な火災であり、施設運営にも殆ど支障を来たことはなかったが、小さな予兆に対する対応が十分でなかったために、大きな惨事へと発展するケースも実際には少なくない。事故の原因はキュービクルコンデンサ部分の劣化と推測されているが、なぜ発火の危険性を事前に察知できなかったのか、点検体制に問題はなかったか、あるいは点検内容について仕様が追加する必要があるか等、再発防止のためにはその原因の十分な調査と対策が行われるべきである。また、当該火災を受けて A 社に修繕を依頼し、費用が約70万円計上されているが、この修理費用についても A 社に対する責任追及により減額交渉を試みる余地もあったのではないかと考えられる。事故・災害等の原因調査と対策について、さらに踏み込んだ対応が必要である。</p>	<p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年1月、同様の事故の未然防止を図るため、指定管理者に対し、事故原因の厳密な調査と必要な点検体制の構築及び、点検業務委託先の帰責性の一層踏み込んだ検査をするよう指示しました。 平成22年11月には、その結果を踏まえ上での点検体制の構築を確認しました。 平成22年度から、モニタリングの際には、点検体制のしくみやセンサー職員への対応について聞き取り調査を行い、事故の未然防止に努めています。 <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年2月に新たに設備管理業務委託事業者との電気設備連絡会を設置し、毎月2回点検結果の精査を実施しています。 	<p>(3) 利用料金減免の書類整備について【意見】</p> <p>当該施設の利用に際しては三重県内の小学校・中学校・高等学校が学校行事として利用する場合にはすべての利用者に被引率料金を適用することや3歳以下の乳幼児の利用料金を免除するという利用料金の減免に関する取扱いを定めている。</p> <p>当該減免の取扱いを適用する場合において減免理由が記載された申請書の提出がなされているか否かについて確認を実施したところ、特段の申請書等の提出が求められないということであった。</p> <p>指定管理者側としては減免の適用についてその都度利用者への説明などを行っ</p>	<p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年1月、指定管理者に対し、利用許可申請書の様式を変更し、利用者に減免理由の記載を求めると、毎月毎に提出される業務報告書に利用料金の減免件数や減免額を記載することを指示しました。 平成22年5月に実施したモニタリングの際に、適正に実施していることを確認しました。
	<p>教育委員会 (財)三重県体 育協会</p>	<p>教育委員会 (財)三重県体 育協会</p>			

<p>ているため適切に実施されているとの認識であったが、利用者から減免の申請書等の提出を受け、保管を実施することは利用者の条件が減免の取扱いに準拠したものであることを確認するとともに、減免の手続が適切に実施されたことを示す根拠となる。</p> <p>今後は現在使用している利用許可書の様式を変更して減免理由の記載を求めするなどにより、利用料金の減免についてより適切な管理を実施していくことが望まれる。</p>	<p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度から、利用許可申請書を、減免理由の記載を求めめる様式に変更し、毎月の業務報告において、利用料金の減免件数や減免額の報告をしています。 	<p>(4) 県有備品の管理について【意見】</p> <p>県と指定管理者は毎年度県から指定管理者へ貸与する物品について無償物品貸与契約を締結している。</p> <p>廃棄を行った場合を含めて貸与物品についての異動があった場合は県に報告することとなるが、特定の備品について廃棄すべきとの判断がなされたもの、指定管理者の側から県に貸与物品のリストから消去する旨の申請が実施されておらず、平成20年度まで県からの貸与物品のリストに計上されたまま物品貸与の契約書が締結されている状態にあった。</p> <p>今後は、指定管理者の側で廃棄すべきとの判断がされた場合においては、速やかに県に対して備品の廃棄申請を提出するとともに、提出すべき廃棄の申請書が漏れなく提出されたことを確認するために現物確認を実施した際の資料にその後の顛末を記載することなどによりフォローアップを確実に実施することが望まれる。</p> <p>なお、当該備品については平成21年度に指定管理者から廃棄の申請がなされ10月21日に県の備品台帳からの削除処理が完了したとの報告を受けている。</p>	<p>教育委員会 (財)三重県体育協会</p> <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年1月、指定管理者に対し、県有備品が不用となった場合には、遅滞なく申請書(「県有物品の減免の申請」)を提出すること及び、無償物品貸与契約を締結する際には、指定管理者側で現物確認と貸与備品台帳を突合することを指示しました。 平成22年4月には、適正に対応されていることを確認し、平成22年12月には、管理状況の聞き取りや現物の確認をしました。 申請があった際には、三重県会計規則に沿って適切に処理を行います。 <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月に、無償物品貸与契約を締結する際に、現有備品と貸与備品台帳を突合しました。 また、県有備品が不用となった場合には、遅滞なく申請書を提出します。
<p>24. 三重県営鈴鹿スポーツガーデン及びスポーツガーデン体育館</p>			
<p>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数、利用団体、実施事業の状況などが報告されており、内容の確認は目視で行っているものの確認内容についての文書化は行っていないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特に行っていないとのことであった。</p> <p>少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施のために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰</p>		<p>教育委員会</p> <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度から、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手続による検査を行えるようマニュアルを作成し、指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出する際に、マニュアルを使用した業務の網羅的なチェックを現地訪問により実施するように改善しました。また、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認を行うように改善しました。 事業収支については、県教育委員会において事業収支 	

<p>報告を受けた際に内容確認を行っています。</p>	<p>報告を受けた際に内容確認を行っています。</p>	<p>が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>【教育委員会の対応】 ・施設管理に必要不可欠であり、かつ転用不能なシステム等を含めた資産の所有権については、指定管理者が長年の経験や当該施設の管理におけるノウハウを活用して構築した場合もあり、一律に取り扱いを明確にすることは容易でないと考えます。次期（平成26年度以降）の指定管理者の選定に際して、募集要項における予約管理システム等の所有権に関する取り扱いなどについて県と指定管理者との間で協議していきます。</p>	<p>教育委員会 (財)三重県体育協会</p>
<p>【教育委員会の対応】 ・平成22年1月、指定管理者に対し、各施設の日計表の処理を含め、現金を取り扱う業務については手続きに則った適正な事務を行うよう徹底することを指示し、適正に対応されていることを確認しました。 【指定管理者の対応】 ・平成21年8月の監査の指摘以降、現金収入処理概要に基づき、担当者となる職員が適正に確認を行うよう改善し、チェック機能を強化しました。</p>	<p>【県教育委員会の対応】 ・平成22年1月、指定管理者に対し、管理業務の再委託に関して、予定価格1,000千円以上の案件については、指定管理者において一般競争入札により契約を行うことを原則としていることから、随意契約により締結する場合は説明責任が果たせるよう、適正かつ具体的な理由に基づいて事務処理を行うことを指示しました。 ・平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。</p>	<p>【県教育委員会の対応】 ・平成22年1月、指定管理者に対し、管理業務の再委託に関して、予定価格1,000千円以上の案件については、指定管理者において一般競争入札により契約を行うことを原則としていることから、随意契約により締結する場合は説明責任が果たせるよう、適正かつ具体的な理由に基づいて事務処理を行うことを指示しました。 ・平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。</p>	<p>教育委員会 (財)三重県体育協会</p>	
<p>【意見】</p>	<p>平成20年度において三重県営鈴鹿スポーツセンターでは庭球場予約管理システムを構築しており、当該システムは鈴鹿スポーツセンターのテニスコート利用者の利便性を高め、予約管理に関する事務負担を軽減するものであり、備品とは異なるものの無形の資産と認識されるものであり、指定管理者の固定資産台帳に登録がなされていた。 しかし特定の施設における予約システムのような転用不能なシステムについては、利用者の継続的な利用を前提として、変更が生じる可能性のある指定管理者の帰属とすべきものではないと考えられる。 今後は備品のみならず、構築されたシステムなどを含めた所有権の帰属を基本協定書において明確にすることが望まれる。そのうえで、指定管理料の積算を実施する上で算定上考慮する、必要に応じて所有権の譲渡について県が協議できるようななどの取り扱いを明確にすることが望まれる。</p>	<p>【意見】 各施設の収入については、指定管理者が規程に準ずるものとしている「現金収入処理概要」に基づき日計表を作成している。日計表が「現金収入処理概要」に沿って処理されているかを確認したところ、担当者と確認者の印が同じである、経理担当者の押印がない等の不備が散見された。 一般に、現金を取り扱う業務は、他の業務よりも不正リスクが高い業務であると考えられる。そのため、「現金収入処理概要」に基づいた処理を行うよう周知徹底することが望まれる。</p>	<p>【結果】 指定管理者である三重県体育協会では予定価格が1,000千円を超える契約であつても三重県会計規則第73条が準拠する地方自治法施行令第167条の2第1項に列挙された事由に該当する場合には一般競争入札によらず、随意契約により契約を締結することができるものとして処理している。 そのため三重県営鈴鹿スポーツセンターにおける指定管理業務の再委託契約について予定価格1,000千円以上の委託業務については原則として一般競争入札により契約を締結すべきであるが、予定価格が1,000千円を超える委託業務であっても随意契約により契約を締結している委託業務が4業務把握された。 このうち水泳場監視業務を随意契約とする理由は下記のとおりであった。 (水泳場監視業務)</p>	

<p>契約期間内では水難事故等を未然に防止し、利用者からの意見に対してはも早急な改善を行い業務を適正に遂行してきたこと、また担当業者は恒常的に従業員の資質向上を図っていることから、施設運営上のリスクを限りなく抑えるためには過去の経験と実績が重要であり、競争入札にすると施設に関する知識や経験のない業者との契約となることが懸念されると判断し、平成17年度の競争入札を最後に以降は随意契約により契約を締結している。</p> <p>上記の業務は他の業者では業務を遂行することができないか検討した末に随意契約によっているものではなく、従来から行っている業者の実績を重視し随意契約としていたが、随意契約によることが適切であるとされる事由には該当しないと考えられる。</p> <p>残る3業務については平成19年度から供用開始となった体育館の管理運営業務であり、平成18年度に契約済みの既存の施設管理運営業務に関連して実施することにより一体的・効果的な管理が図れるとの考えから、契約済みの既存の施設管理運営業務に関する契約の一部を変更する形で随意契約を締結している。</p> <p>水泳場監視業務については原則として、一般競争入札により委託する業者を選定すべきものであると考えられる。ただし、当該委託先は、平成21年度以降当指定管理業務における共同提案者となっている。</p> <p>今後新たに1,000千円以上の業務委託を行う場合において一般競争入札によらないうのであれば、他の業者による受託の可否について複数の業者に見積を依頼する等見積合わせを行うなど、随意契約理由の裏付けとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。</p>	<p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務にかかる予定価格1,000千円以上の再委託については、平成22年度から原則として一般競争入札により契約を行うように改善し、平成22年度については一般競争入札により契約を行いました。 今後やむを得ず随意契約による契約を行う場合は、理由について具体的かつ明確な記述による文書として残し、透明性及び公平性の確保に努めます。
--	---

25. 三重県管総合競技場

(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数、利用団体、実施事業の状況などが報告されており、目視で内容の確認はおこなっているものの確認内容についての文書化は行っていないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特に行っていないとのことであった。

少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施のために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時に開ける手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

教育委員会

【県教育委員会の対応】

- ・平成22年度から、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手続による検査を行えるようマニュアルを作成し、指定管理者が四半期の業務報告書を提出する際に、マニュアルを使用した業務の網羅的なチェックを現地訪問により実施するように改善しました。また、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認を行うように改善しました。
- ・事業収支については、県教育委員会において事業収支報告を受けた際に内容確認を行っています。

(2) 施設の修繕管理の適切な実施について【意見】

教育委員会

【県教育委員会の対応】

- ・県営総合競技場の陸上競技場は本県唯一の日本陸上競技連盟の第1種公認競技場であり、公認を継続するためには必要な改修工事については、引き続き所要の予算を計上して適切に実施していきます。また、施設の効率的な管理運営と利用者の安全確保を図るため、必要な修繕を計画的に実施していきけるように、引き続き中長期の大規模修繕等の計画を策定するとともに、修繕の必要性等について県と指定管理者の間で協議を行っていきます。

三重県営総合競技場では陸上競技場のほか体育館やトレーニングセンターといった施設を保有しており、施設運営を行っていく上で利用者の安全面の確保などの観点からも適切な修繕の実施が重要と考えられる。

県と施設管理団体が締結している協定書の中では、1,000千円以上の修繕費の負担は県と管理団体の協議で負担を決めることとしており、施設管理団体において修繕が必要と考えられるものに関して施設整備要望一覧を作成して県との協議を行って修繕を行っている。

しかし、施設の性格上大規模かつ高額な修繕が必要となる案件が多く、施設整備要望一覧に記載されているものの体育館本館の屋根ふき替えなど必ずしも要望とおりには修繕が実施されていない状況となっている。

施設の実際状況を確認するため現地視察を行ったところ、一部の施設については老朽化がすすんでおり、雨漏りやひび割れ等が発生していることが確認された。建築基準法に基づく特殊建築物定期点検において発見されたものについて法律上改修が必要と判断される内容及び緊急に修繕が必要と判断される内容については適時に改修がなされているものの、定期点検結果報告書の中では体育館におけるコンクリート剥落の可能性に対する指摘など補修、改善等を要する項目が記載されている。

修繕の予算確保については県の財政状況に左右されるという制約は生じるが、利用者の利便性や施設の安全管理面を考慮することは重要であり、県としても当該施設に関する修繕の必要性についてより詳細な検討を実施しその実施の必要性について判断過程を明確にすることが今後の計画的な修繕の実施に有用と考えられる。

(3)再委託先の選定理由について【結果】

指定管理者である三重県体育協会では予定価格が1,000千円を超える契約であったも三重県会計規則第73条が準拠する地方自治法施行令第167条の2第1項に列挙された事由に該当する場合には一般競争入札によらず、随意契約により契約を締結することができるものとして処理している。

そのため、三重県営総合競技場の指定管理業務の再委託契約について予定価格1,000千円以上の委託業務については原則として一般競争入札により契約を締結すべきであるが、予定価格が1,000千円を超える委託業務であっても随意契約により契約を締結している委託業務が3業務把握された。当該業務に関して随意契約により契約を締結している理由の確認を実施したところ、地方自治法施行令167条の2に列挙された事由に該当するか不明確であった。中には契約時に見積書も入手せず、契約を締結している案件も1件把握された。

これらの委託業務を随意契約とする理由は下記のとおりであった。

(ア) 家用電気工作物の保安業務

三重県総合競技場の建設時に導入した業者が作製したものであるため、他の業者では適切な保安業務ができないと判断し、随意契約により契約を締結している。

教育委員会

(財)三重県体
育協会

【県教育委員会の対応】

- ・平成22年1月、指定管理者に対し、管理業務の再委託に関して、予定価格1,000千円以上の案件については、指定管理者において一般競争入札により契約を行うことを原則としていることから、随意契約により締結する場合は説明責任が果たせるよう、適正かつ具体的な理由に基づいて事務処理を行うことを指示するとともに、契約時に見積書を徴取せずに締結していた案件については、今後このような事務処理を行うことがないよう留意することを指示しました。
- ・平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。

【指定管理者の対応】

- ・管理業務にかかる予定価格1,000千円以上の再委託に

<p>(イ) 警報警備機器等による警備業務 警報警備機器を導入した業者が警備を行うことが適切と判断している点に加え、仮に警備業務を請け負う業者を変更した場合には警報警備機器の入れ替えが必要であるため、一般競争入札によっても現在担当している業者より安価で適切な警備を行うことは考え難いと判断し、随意契約により契約を締結している。</p> <p>(ウ) 大型表示設備の保守点検業務 陸上競技場に設置されている大型表示設備を導入した業者が引き続き保守点検を行うことが適切であると判断し、設置以来随意契約により契約を締結している。いずれも原則として、一般競争入札により委託する業者を選定すべきものであると考えられるため、一般競争入札によらないのであれば、他の業者による受託の可否について複数の業者に見積を依頼する等見積合わせを行うなど、随意契約理由の裏付けとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。</p>	<p>については平成22年度から原則として一般競争入札により契約を行うように改善し、平成22年度については一般競争入札により契約を行いました。今後やむを得ず随意契約による契約を行う場合は、理由について具体的かつ明確な記述による文書として残し、透明性及び公平性の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘を受けた3件の委託業務については、平成25年度までの複数年契約となっており、変更契約を行うと契約金額が増えることから、現行の契約のとおりとしました。また、今回の契約時に一般競争入札を実施し、適切な事務処理を行います。
<p>(4) 利用料金の減免について【結果】</p> <p>利用料収入の管理台帳を閲覧したところ、減免の対象となっていない団体の構成者のトレーニンングセンターの使用料を県との協議を行わないまま実行していた。この使用料の減免措置を行う場合には、事前に県との協議が必要である。したがって、減免を実行する場合には、県との協議を行った上で基本協定書に減免する対象として規定するか又は、料金表にも減免対象団体として記載するか、あるいは、減免の対象から外すことで他の利用者との利用料金との平等性を確保するか、いずれかの対応をとることが必要である。</p>	<p>教育委員会 (財)三重県体 育協会</p> <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月、指定管理者に対し、減免対象でない団体構成者の利用料金を県との協議を行わないまま減額していたことは、指定管理に関する協定書に反する行為に該当し不適切であるので、早期に是正を図ることを指示し、適正に対応されていることを確認しました。 <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該案件については、平成22年1月から利用規定に基づいた利用料金を徴収するように改善しました。今後、新たな減免対象について検討しなければならぬ場合は、県と協議を行ったうえで利用規定を改定します。
<p>(5) トレーニンングセンターの利用時間管理について【意見】</p> <p>トレーニンングセンターの利用料金は時間単位で規定されているが、規定の時間を超過して利用している利用者がいる場合であっても追加料金の徴収が行われていない。トレーニンングセンターの監督は主に利用者が券売機で購入した利用チケットを利用開始時に受付で受け取るのみであり、各利用者が何時間利用しているのか把握しておらず、利用時間に応じた料金の徴収が行えていない。実質的に1時間の利用券で何時間でも利用することが可能な状態となっている。</p> <p>例えばトレーニンングセンター利用者から利用チケットを受け取ると同時に利用者開始時間を記入してもらい、退出する際に退出時間を記入してもらうことによ</p>	<p>教育委員会 (財)三重県体 育協会</p> <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月、指定管理者に対し、トレーニンングセンターの利用時間管理について、利用者サービスの低下につながる範囲で利用時間の把握ができれば、事務処理の改善を図ることを指示しました。 ・平成23年1月には、適正に対応されていることを確認しました。 <p>【指定管理者の対応】</p>

<p>り利用時間を把握し、利用時間に応じた利用料金を収受することが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トレニングセンター利用者の利用時間が2時間利用しており、1時間以内の利用者は非常に少ないことから、平成23年1月から、特に1時間の利用券を使用する利用者については、トレニングセンターの係員が利用開始時間、退出時間をチェックすることにより、利用時間を把握し、適正に利用料金を収受していくように改善しました。 なお、利用規定の見直しについては、2時間単位の利用料金とすることは、1時間の利用者にとって不利益となることから、行わないこととしました。
<p>(6) トレーニングセンターの定期券及び回数券の管理について【意見】</p> <p>トレニングセンターの定期券及び回数券は三重県体育協会が作成しているがこれらの継続的な受払記録である管理簿との照合が行われていない。定期券や回数券はトレニングセンターの利用が可能な金券であるうえに定期券や回数券を自ら作成しており、作成後に連番による管理もなされていないため職員により着服され、不正に利用される可能性がある。</p> <p>作成した定期券や回数券には連番を付し、作成・交付状況を連番により管理すべきである。さらに作成している管理簿の記帳者以外の者が現物と管理簿の照合を定期的に行い、不正に着服されることの無いような体制づくりが望まれる。</p>	<p>教育委員会 (財)三重県体育協会</p> <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月、指定管理者に対し、トレニングセンターの定期券及び回数券は金券に相当するものであると再度認識を徹底し、連番を付して管理することで担当者以外の者がいつでも照合できるように、事務処理の改善を図ることを指示し、適正に対応されていることを確認しました。 <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期券及び回数券の帳簿との番号照合については、平成22年1月から番号を記載し、帳簿照合を行うように改善しました。また、定期的に管理職である所長等が現物と管理簿の照合を行うように改善しました。
<p>(7) 預金残高の確認について【結果】</p> <p>「財団法人三重県体育協会会計規程」(以下「体育協会会計規程」とする)の第33条において、「出納員は、毎月末、預貯金について指定金融機関の残金証明書の残高と帳簿の残高とを照合しなければならぬ」と定められているが、現状においては、毎年度末のみ帳簿上の預金残高と金融機関発行の残高証明書との照合が行われており、毎月末には入手されていない。このことは、「体育協会会計規程」に反している。</p> <p>しかし、管理面からは、毎月末においては、預金通帳の記帳が漏れなくされれば預金通帳と帳簿との照合で手続として足りると考えられる。また、費用面を考慮しても、一般的には残高証明書を金融機関から入手するには毎回手数料がかかることになる。</p> <p>以上のことからすれば、現状として「体育協会会計規程」違反としての指摘はあ</p>	<p>教育委員会 (財)三重県体育協会</p> <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月、指定管理者に対し、(財)三重県体育協会の会計規程で定める毎月末の帳簿上の預金残高と金融機関発行の残高証明書との照合について、実務との整合を図り不要とする方向で改訂を検討することを指示し、(財)三重県体育協会の会計規程が改正されていることを確認しました。 <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月に(財)三重県体育協会の会計規程第33条を改正し、決算月以外の月については、通帳残

<p>るが、費用対効果の観点からは、むしろ、現状の「体育協会会計規程」の第33条を実施に合わせ改訂することが望まれる。</p>	<p>高にて、残高証明書に代えることができることとした。</p>	
<p>(8) 料金収受業務のマニユアル化について【意見】</p> <p>料金収受をはじめとする日常の出納業務については、各担当者の経験に委ねられており、マニユアルや手順書といった形の文書化がなされていないかった。今回の調査に当たって、料金収受業務についてヒアリングを実施したところ、手続的には過不足なく行われているという印象であった。しかし、仮に他の職員が実施した場合に同等の手続が担保されるかどうかという点については、不安が残ると言わざるを得ない状況である。</p> <p>したがって、料金収受業務について、マニユアルや手順書といった形の文書化をすることが望まれる。</p>		
<p>(9) 日常点検の文書化について【意見】</p> <p>体育館や周辺施設において、毎日戸締り等、日常的に点検がされているが、各担当者の経験に委ねられており、チェックリスト等文書での点検の痕跡が残されていないかった。</p> <p>日常の点検業務についてヒアリングを実施したところ、手続的にはほぼ決まった項目につき、担当者による点検が行われており、異常があった場合には日報に記入しているとのことであった。しかし、仮に他の職員が実施した場合に同等の手続が担保されるかどうかという点については、不安が残ると言わざるを得ない状況である。</p> <p>したがって、日常点検業務について、チェックリスト等の形の文書化をすることが望まれる。</p>		
<p>教育委員会 (財)三重県体育協会</p>		
<p>教育委員会 (財)三重県体育協会</p>		

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
